

循環型地域社会の形成に関する条例
県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

逐条解説

〔参考：岩手県産業廃棄物税条例〕

平成 21 年 4 月

岩手県環境生活部

循環型地域社会の形成に関する条例
県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例
逐条解説

第 1 部 条例の概要・イメージ

表紙

条例の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概要-1
 条例と関係法令等との関係について・・・・・・・・・・・・・・・・概要-2
 「上乘せ」「横出し」とは・・・・・・・・・・・・・・・・概要-4

1 循環型地域社会の形成に関する条例

 自県(圏)内処理の原則【第 2 章 § 7】・・・・・・・・・・・・・・・・概要-5
 再生利用の促進(再生資源利用認定製品認定制度)【第 3 章 § 10～§ 12】・・・・・・・・概要-6
 リサイクル認定製品の更新等・・・・・・・・・・・・・・・・概要-6-1
 優良な産業廃棄物処理業者の育成【第 4 章 § 13～§ 18】・・・・・・・・概要-7
 産業廃棄物処理業者の格付け制度・・・・・・・・・・・・・・・・概要-8
 許可の取消し等の基準【第 5 章(§ 19)】・・・・・・・・・・・・・・・・概要-9
 「おそれ条項」の判断基準の明確化【§ 19】・・・・・・・・・・・・・・・・概要-9-1
 廃棄物等の適正処理の促進(廃棄物等の適正保管)【第 6 章(§ 20)】・・・・・・・・概要-10
 廃棄物等の保管場所への搬入一時停止命令【§ 20 の 3】・・・・・・・・概要-10-1
 屋外保管を行う排出事業者の記録の義務付け【§ 20 の 2】・・・・・・・・概要-10-2
 廃棄物等の適正処理の促進(建設資材廃棄物の適正処理)【第 6 章(§ 21)】・・・・・・・・概要-11
 原状回復の確保等
 (排出事業者等【第 7 章 § 22】・不適正処理関与者【同 § 23】の責務等)・・・・・・・・概要-12
 排出事業者の産業廃棄物管理責任者の配置【§ 22 の 2】・・・・・・・・概要-12-1
 適正な廃棄物処理施設等の設置等(設置等事前協議)【第 8 章(§ 24～§ 28)】・・・・・・・・概要-13
 県民、土地所有者等の責務【§ 6】・・・・・・・・・・・・・・・・概要-その他-1

2 県外産業廃棄物の搬入事前協議に関する条例

 県外産業廃棄物の搬入事前協議【§ 2～§ 4】・環境保全協力金制度【§ 5】・・・・・・・・概要-14
 県外産業廃棄物処理状況の報告及び公表【§ 4 の 2】・・・・・・・・概要-14-1
 産業廃棄物税と環境保全協力金の関係・・・・・・・・・・・・・・・・概要-15
 産業廃棄物税及び環境保全協力金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・概要-16

平成 19 年度改正事項等に関するイメージ図

 県外搬入期間延長・・・・・・・・・・・・・・・・イメージ-1
 注意義務の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・イメージ-2
 住民理解醸成・・・・・・・・・・・・・・・・イメージ-3
 実証試験結果提出・・・・・・・・・・・・・・・・イメージ-4

第2部 循環型地域社会の形成に関する条例逐条解説

表紙

第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・循-1～11

条 例	規 則	頁
第1条 (目的)	第1条 (趣旨)	循-1～2
第2条 (定義)	第2条 (廃棄物処理施設等)	循-3～5
第3条～第5条 (県の責務)(市町村等の役割) (事業者の役割)		循-6～7
第6条 (県民の責務)		循-8
第6条の2 (土地所有者等の責務)		循-9～10
第6条の3 (通報に基づく調査等の義務)		循-11

第2章 産業廃棄物の自県(圏)内処理の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・循-12～15

条 例	規 則	頁
第7条 (産業廃棄物の自県(圏)内処理の原則)	第3条 (圏域の区域)	循-12～13
第8条 (県外産業廃棄物の搬入事前協議義務)		循-14
第9条 (産業廃棄物の県外搬出)		循-15

第2章の2 産業廃棄物の減量化等に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・循-16～17

条 例	規 則	頁
第9条の2 (準多量排出事業者の産業廃棄物の減量化等に関する計画)	第3条の2 (準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画) 第3条の3 (実施状況の報告) 第3条の4 (提出書類の部数及び経由) 第3条の5 (計画及び実施状況の報告の公表)	循-16～17

第3章 再生利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・循-18～23

条 例	規 則	頁
第10条 (再生資源利用認定製品)	第4条 (認定の基準等)	循-18
	第4条の2 (認定の申請)	循-18
	第4条の3 (認定の更新)	循-19
	第5条 (認定製品の変更届)	循-19
	第6条 (公表)	循-19
	第7条 (掲示)	循-19
	第8条 (認定製品の表示)	循-22
第11条 (認定製品の表示)	第8条 (認定製品の表示)	循-22
第12条 (認定の取消し)	第9条 (認定の取消し)	循-23

第4章 優良な産業廃棄物処理業者の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・循-24～30

条 例	規 則	頁
第13条 (産業廃棄物処理業者育成センター)		循-24

第 14 条 (業務)	第 9 条の 2 (格付け基準等)	循-25
	第 10 条 (業務規定)	循-25
第 15 条 (事業計画等)	第 11 条 (事業計画等の提出)	循-27
第 16 条 (措置命令)		循-28
第 17 条 (報告及び立入検査)		循-29
第 18 条 (指定の取消し)		循-30

第 5 章 許可の取消し等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・循-31～34

条 例	規 則	頁
第 19 条 (許可の取消し等の基準)	第 12 条 (許可の取消し等の基準)	循-31～34

第 6 章 廃棄物等の適正処理の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・循-35～47

条 例	規 則	頁
第 20 条 (廃棄物等の適正保管等)	第 13 条 (廃棄物等の適正保管等)	循-35～37
第 20 条の 2 (屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務等)	第 13 条の 2 (屋外保管の記録義務の対象者等)	循-38～40
第 20 条の 3 (搬入一時停止命令)		循-41～43
第 21 条 (建設資材廃棄物の適正処理)	第 14 条 (建設資材廃棄物の処理方法等の届出等)	循-44～47

第 7 章 原状回復の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・循-48～51

条 例	規 則	頁
第 22 条 (排出事業者等の責務等)	第 15 条 (排出事業者等の確認義務等)	循-48～49
第 23 条 (不適正処理関与者の責務等)		循-50～51

第 8 章 適正な産業廃棄物処理施設等の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・循-52～83

条 例	規 則	頁
第 24 条 (廃棄物処理施設等の設置等事前協議)	第 16 条 (廃棄物処理施設等の設置等事前協議)	循-52～57
第 25 条 (意見聴取)	第 17 条 (意見聴取)	循-58
第 26 条 (通知)		循-59
第 27 条 (勧告及び公表)	第 18 条 (公表)	循-60～61
第 28 条 (設置届等)	第 19 条 (設置届等)	循-62
	第 20 条 (提出書類の部数及び経由)	
第 29 条 (廃棄物処理施設等の構造)	第 21 条～第 22 条 (廃棄物処理施設等の構造基準)	循-63～70
第 30 条第 1 項～第 2 項 (廃棄物処理施設等の維持管理)	第 23 条～第 24 条 (廃棄物処理施設等の維持管理基準)	循-71～76
	第 25 条 (最終処分場の残余容量の報告)	
第 30 条第 3 項～第 4 項 (廃棄物処理施設等の維持管理)	第 23 条第 2 項～第 5 項:「事故防止措置」	循-77～78
第 30 条第 5 項～第 7 項 (廃棄物処理施設等の維持管理)	第 23 条第 6 項～第 11 項:「施設の運営状況説明」	循-79～83

第 9 章 雑則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・循-84

条 例	規 則	頁
第 31 条 (立入検査等)		循-84
第 32 条 (指導及び助言)		循-84
第 33 条 (補則)		循-84

第 10 章 罰則・・循-85～86

条 例	規 則	頁
第 34 条 (過料)		循-85
第 35 条 (両罰規定)		循-85

過料とは・・循-87～88

附則・・循-89～91

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則別表

- 別表第 1 認定製品品質基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別表- 1
- 別表第 2 行政処分基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別表- 2
- 別表第 3 事前協議書添付書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別表- 3
- 別表第 4 住民説明を要する変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別表- 4
- 別表第 5 切土ののり面勾(こう)配・・・・・・・・・・・・・・・・別表- 5、 6
- 別表第 6 監視用井戸の水質検査項目・・・・・・・・・・・・・・・・別表- 5、 6

第 3 部 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例逐条解説

条 例	規 則	頁
表紙		
第 1 条 (趣旨)	第 1 条 (趣旨)	県外-1
第 2 条 (県外産業廃棄物の搬入事前協議)	第 2 条 (県外産業廃棄物の搬入事前協議)	県外-2～7
「許可制」「届出制」とは		県外-8～10
第 3 条 (事前協議内容の変更)	第 5 条 (事前協議内容の変更)	県外-11
第 4 条 (実績の報告)	第 6 条 (実績の報告)	県外-12
第 4 条の 2 (実績の公表)	第 7 条 (実績の公表)	県外-13
第 5 条 (環境保全協力金の契約)	第 8 条 (環境保全協力金の契約)	県外-14～15
第 6 条 (立入検査等)		県外-16
第 7 条 (補則)		県外-16
第 8 条 (過料)		県外-17
第 9 条 (両罰規定)		県外-17
附 則		県外-18～19

第4部 様式等

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則様式（表紙）

様式第1号（第4条関係） 岩手県再生資源利用認定製品認定証

様式第2号（第4条関係） 岩手県再生資源利用認定製品認定申請書

様式第2号の2（第4条の3関係） 岩手県再生資源利用認定製品認定更新申請書

様式第3号（第5条関係） 岩手県再生資源利用認定製品変更届出書

様式第3号の2（第5条関係） 岩手県再生資源利用認定製品廃止届出書

様式第4号（第14条関係） 建設資材廃棄物処理方法等届出書

様式第5号（第14条関係） 建設資材廃棄物処理方法等変更届出書

様式第6号（第14条関係） 通知書

様式第7号（第16条関係） 廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書

様式第8号(1)（第16条関係） 事業計画書

様式第8号(2)（第16条関係） 排出事業者名簿

様式第8号(3)（第16条関係） 処理委託先処理業者名簿

様式第9号（第16条関係） 廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書

様式第10号(1)（第16条関係） 廃棄物処理施設等設置等周辺生活環境調査結果書

様式第10号(2)（第16条関係） 生活環境の保全上留意すべき事項等

様式第11号（第16条関係） 廃棄物処理施設等変更設備等対照表

様式第12号（第16条関係） 積替え・積替えのための保管施設計画書

様式第13号（第16条関係） 中間処理施設計画書

様式第14号（第16条関係） 最終処分場計画書

様式第15号（第19条関係） 廃棄物処理施設等工事着手等届出書

様式第16号（第19条関係） 廃棄物処理施設等廃止（休止、再開）届出書

様式第17号（第21条関係）

様式第18号（第23条関係） 事故防止等措置（変更）報告書

様式第19号（第23条関係） 施設運営状況説明報告書

様式第20号（第25条関係） 廃棄物最終処分場残余容量報告書

循環型地域社会の形成に関する条例等取扱要領様式（条文及び様式）

循環型地域社会の形成に関する条例等手続フロー

表紙

リサイクル製品認定フロー（岩手県再生資源利用認定製品認定制度に係る事務の流れ）

育成センター指定フロー（産業廃棄物処理業者育成センター指定等に係る事務の流れ）

廃棄物等適正保管フロー（廃棄物等の適正保管等に係る事務の流れ）

建設リサイクルフロー（建設資材廃棄物処理方法の届出に係る事務の流れ）

不適正処理フロー（排出事業者等及び不適正処理関与者責任に係る事務の流れ）

施設設置等フロー（廃棄物処理施設等の設置等事前協議等に係る事務の流れ）

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則様式
表紙

様式第1号（第2条関係） 県外産業廃棄物搬入事前協議書（新規・更新）

様式第2号（第5条関係） 県外産業廃棄物搬入変更協議書

様式第3号（第5条関係） 県外産業廃棄物搬入変更届出書

様式第4号（第6条関係） 県外産業廃棄物搬入実績報告書

様式第5号（第8条関係） 環境保全協力金契約書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例等取扱要領様式（条文及び様式）

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例等手続フロー
表紙

県外搬入手続フロー（県外搬入事前協議に係る事務の流れ）

参考：岩手県産業廃棄物税条例

表紙

条例及び条例施行規則対応表

Q & A

目次

Q & A 本文

条例の概要・イメージ

循環型地域社会の形成に向けた条例等の体系

ねらい：循環型地域社会の形成への制度的基盤づくり

循環型地域社会の形成に関する条例

位置づけ：総合的産業廃棄物対策の基本姿勢と具体的制度

- 総則（§ 1～6）
- 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則
 - 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則（§ 7）
 - 県外産業廃棄物の搬入事前協議義務（§ 8）
 - 産業廃棄物の県外搬出（§ 9）
- 再生利用の促進（§ 10～12）
 - 再生資源利用認定製品
- 優良な産業廃棄物処理業者の育成（§ 14～18）
 - 産業廃棄物処理業者育成センター（格付け、保証金）
- 許可取消し等の基準（§ 19）
- 廃棄物等の適正処理の促進
 - 廃棄物等の適正保管等（§ 20）
 - 建設資材廃棄物の適正処理（§ 21）
- 原状回復の確保等
 - 排出事業者の責務等（§ 22）
 - 不適正処理関与者の責務等（§ 23）
- 適正な廃棄物処理施設等の設置等
 - 廃棄物処理施設等の設置等事前協議（§ 24～28）
 - 構造及び維持管理基準（§ 29、30）
- 雑則（§ 31～33）
- 罰則（§ 34,35）

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

位置づけ：産業廃棄物の自県（圏）内処理原則の推進のための具体的制度

- 趣旨（§ 1）
- 県外産業廃棄物の搬入事前協議（§ 2～4）
- 環境保全協力金の契約（§ 5）
- 立入検査等（§ 6、7）
- 過料等（§ 8、9）

岩手県産業廃棄物税条例

位置づけ：経済的手法による産業廃棄物の減量化・リサイクル推進のための具体的制度

- 課税方式
- 税額
- 税収の使途

条例と関係法令等の関係について

項目	現行法令の内容	新条例における「横だし」等	他都道府県との比較	
循環型地域社会の形成に関する条例	総合条例		多様な施策を網羅した総合条例としては全国初	
	再生資源利用認定製品認定制度 (第3章〔第10条~12条〕)	【エコマーク】 68 類型 (省エネ製品を含む) 国内販売商品 (参考)【グリーン購入法】 150 品目 (省エネ製品を含む) 流通地域は特に限定なし	品目を限定していないこと 岩手県内で「再生製造」されたものに限定 エコマークとグリーン購入の中間程度の基準を想定	条例根拠としては岐阜県、三重県に次ぎ全国3番目
	産業廃棄物処理業者育成センター (第4章〔第13条~18条〕)	なし	全く新たな制度	条例根拠であり、研修以外の事業としては全国初
	(産業廃棄物処理業者の格付け) (第14条1項1号)	なし (類似例) 債券格付け、保険料率算定	全く新たな制度	(認定 (格付け) は全国初)
	(産業廃棄物処理業者の保証金制度) (第14条1項2号)	なし (類似例) 採石業: 環境整備に係わる債務保証規約	全く新たな制度	(保証金制度としては全国初)
	廃棄物等の適正保管 (第20条)	【廃棄物処理法】(第12条、第12条の2) 廃棄物が対象 (廃棄物以外は指導監督が困難) であり、一般廃棄物は原則として市町村対応 掘削等の調査命令の根拠が不明確	有価物偽装、一廃・産廃区分による時間ロス等を回避するため一定の有価物も含む『廃棄物「等」』を指導監督の対象としたこと 「廃棄物等」による環境汚染の蓋然性が高い場合には調査命令ほか措置命令が可能となること【違反時には過料】	有価物偽装対策としては全国初
	建設資材廃棄物の適正処理 (第21条)	【建設リサイクル法】(第9条、第10条) 解体工事等の分別解体についてのみ、知事への事前届出を要する (特定限定行政庁に委任可) 上記届出は発注者に義務付け	分別以降の再資源化、処理等についても知事への事前届出を要する【違反時には命令・過料】 上記届出は受注者等 (建設会社等) に義務付け【違反時には命令・過料】	全国初
	行政処分の基準 (第19条)	【廃棄物処理法】 国の運用通知で対応	行政手続法に従った処分基準として整理したこと 事業停止処分の頻度による許可取消しが可能	条例根拠としては全国初

項 目	現 行 法 令 の 内 容	新 条 例 に お け る 「 横 だ し 」 等	他 都 道 府 県 と の 比 較	
循環型地域社会の形成に関する条例	排出事業者等の責務等(第22条)	【廃棄物処理法】(第12条5項、第12条の2第5項) 注意義務(内容は不明確)を尽くしていない排出事業者に対し責任追及可能	排出事業者が果たすべき注意義務の一つとして委託処分状況の現地確認の義務付け(ただし免責要件ではない)	条例根拠としては三重県に次ぎ全国2番目
	不適正処理関与者の責務等(第23条)	【廃棄物処理法】 原因者以外には排出事業者及び原因者に不適正処理を要求した者等にも責任追及可能	不適正処理についての情報提供及び適正措置の義務付け(報告者の保護) により情報提供等を行った従業員に対する不利益な取扱いの禁止 幫助等ではなくとも悪意の収集運搬業者も責任追及(措置命令)の対象者としたこと【違反時には過料】	全国初
	廃棄物処理施設設置等の事前協議(第24条)	【廃棄物処理法】 種類、規模で一定の要件を満たす廃棄物処理施設設置等には許可必要(法第8条・施行令第5条、法第15条1項・施行令第7条) 焼却施設及び最終処分場についてのみ許可申請書類の縦覧と市町村意見の聴取(法第8条4項-5項・施行令第5条の2、法第15条4項-5項・施行令第7条の2)	全ての廃棄物処理施設設置等には事前協議を義務付け 【違反時には勧告・公表】 事前協議対象である全ての施設について設置場所周辺住民への説明の義務付け 【違反時には勧告・公表】	条例根拠としては兵庫県に次ぎ全国2番目
	廃棄物処理施設等の技術基準(第29条、第30条)	【廃棄物処理法】(第8条の2・第8条の3、第15条の2・第15条の2の2) 許可対象の廃棄物処理施設に構造及び維持管理基準が適用	事前協議対象である全ての廃棄物処理施設等に構造及び維持管理基準が適用【違反時には過料】	条例根拠としては岐阜県、鳥取県に次ぎ全国3番目
	事故防止等措置(第30条第3項)	【廃棄物処理法】(第21条の2) 政令規定施設における生活環境の保全上の支障(のおそれ)が生じる事故発生時の応急措置等の状況に係る報告規定 【国の通知】 廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針	法8条第1項・第15条第1項に規定する施設の設置者による事故防止等措置を講ずることの義務付け。【違反時には勧告・公表】	全国初かどうか不明
施設の運営状況説明の実施(第30条第5項)		法政令第7条の2に規定する施設の設置者による施設の運営状況説明の実施の義務付け。【違反時には勧告・公表】 ・説明対象：周辺居住者等 ・説明回数：年1回以上	全国初かどうか不明	

県外搬入事前協議条例	県外産業廃棄物の搬入事前協議	なし	法律上にはない制度（従来は指導要綱で実施）	条例根拠としては岐阜県、三重県、香川県に次ぎ <u>全国4番目</u> 3県統一条例は <u>全国初</u> 条例によるリサイクル目的のみの搬入承認は香川県に次ぎ <u>全国2番目</u>
	（環境保全協力金）（第5条）	なし	<u>全く新たな制度</u>	（環境保全協力金は <u>全国初</u> ）
共通	罰則等（循環型地域社会形成条例第34条、県外搬入事前協議条例第8条）	【廃棄物処理法】（第5章〔第25条～33条〕）、【建設リサイクル法】（第7章〔第48条～53条〕） <u>懲役及び罰金</u>	<u>過料（勧告違反時は公表）</u>	

「上乘せ」「横出し」とは

地方公共団体の条例においては、法令と同一の目的による規制について、地域の実情を踏まえつつ、国の法令が定める規制基準よりも厳しい基準を設定している場合がある。このような規制態様は、いわば「法令の設定した基準」を「縦の方向（規制を強化する方向）」に「上積み」するものといえるので、これを「上乘せ」と表現し、そのような態様からなる条例のことを一般に「上乘せ条例」と呼んでいる。

また、法令と同一の目的による規制について、地域の実情を踏まえつつ、国の法令が規制の対象としていない事項について規制している場合もある。このような規制態様は、いわば「法令の設定した規制の幅」を「横の方向」に広げるものといえるので、これを「横出し」と表現し、そのような態様からなる条例のことを一般に「横出し条例」と呼んでいる。

「上乘せ条例」と「横出し条例」の共通点、相違点をまとめると次のようになる。

		上乘せ条例	横出し条例
共通点	いずれも右のような趣旨・発想に基づく。	全国規模の画一的な規制にとどまらず、地域の実情を反映させることにより、規制の実効性を高めようとする趣旨。 上記の趣旨を実現すべく、法令と同一の目的による規制について、法令による規制に当該地方公共団体独自のプラスアルファの要素を加えようとする発想。	
相違点	「プラスアルファ」の方向性	同じ規制対象について縦方向（規制を強化する方向）に上積みする。	横方向に幅（規制対象）を拡げる。

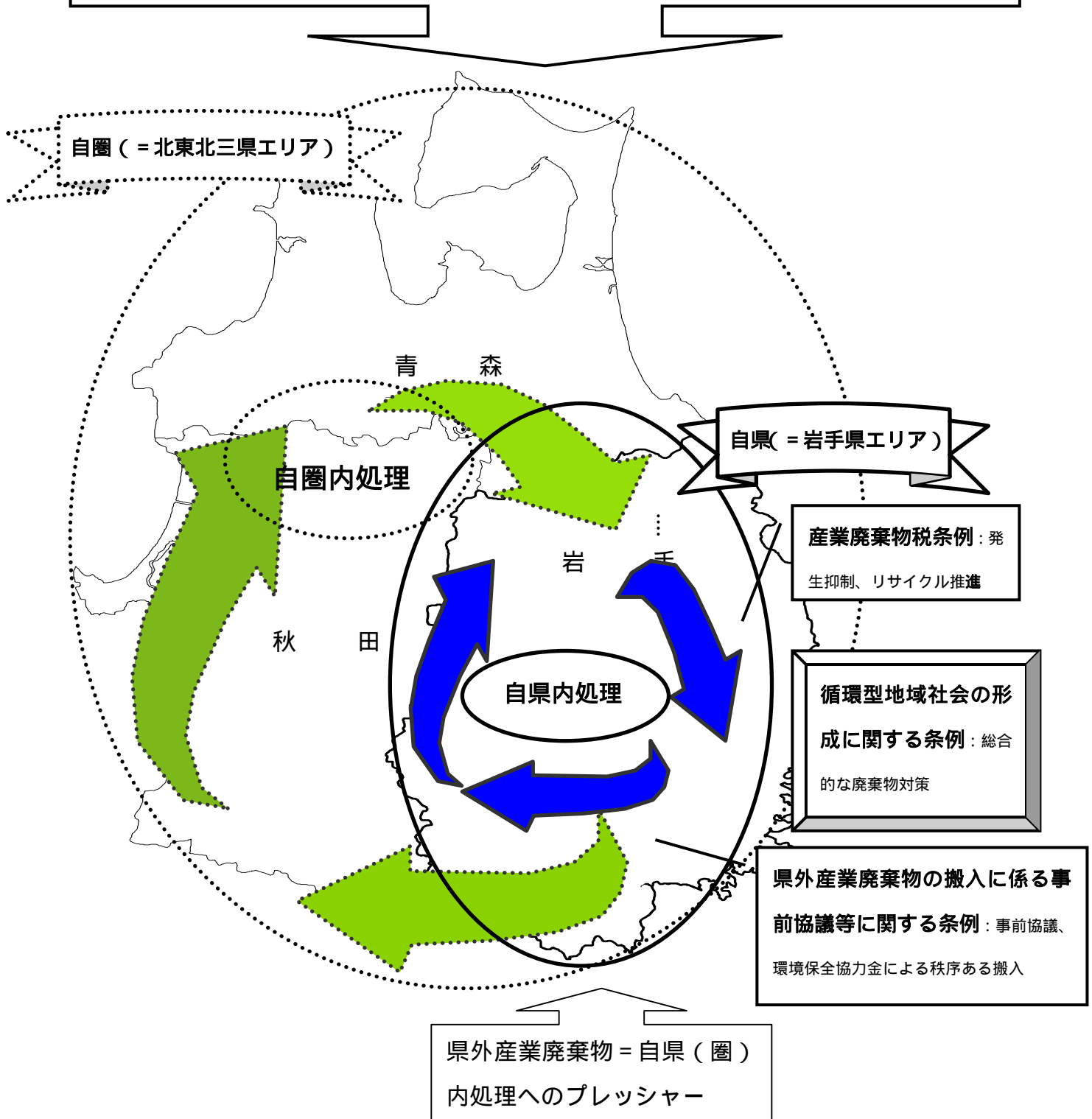
1 循環型地域社会の形成に関する条例

自県(圏)内処理の原則【第2章§7】

自県(圏)内処理 = 「地域で発生した産業廃棄物は、その地域で循環的に処理する」こと

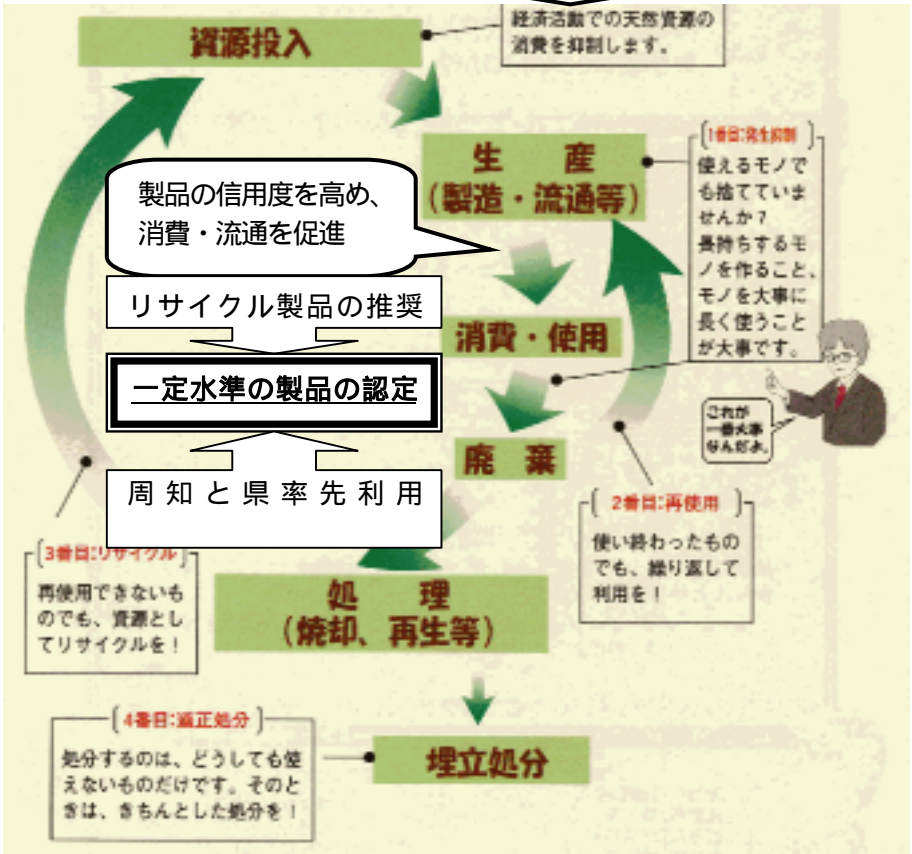
処理責任のある排出者による行政及び住民の目が届く範囲での適正処理

地域ゼロエミッションの実現

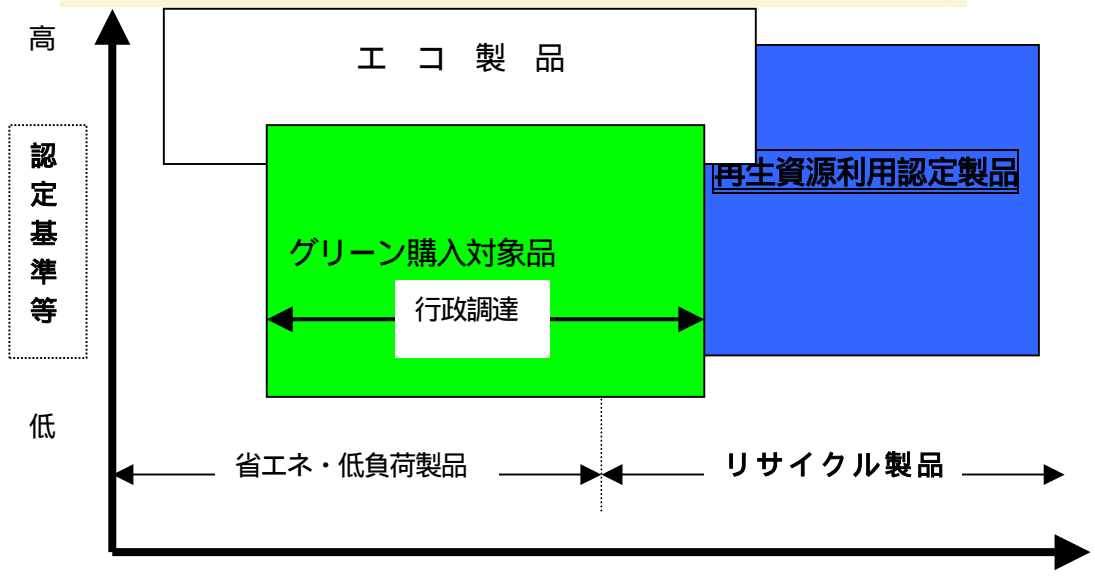


再生利用の促進（再生資源利用認定製品認定制度）【第3章 § 10～ § 12】

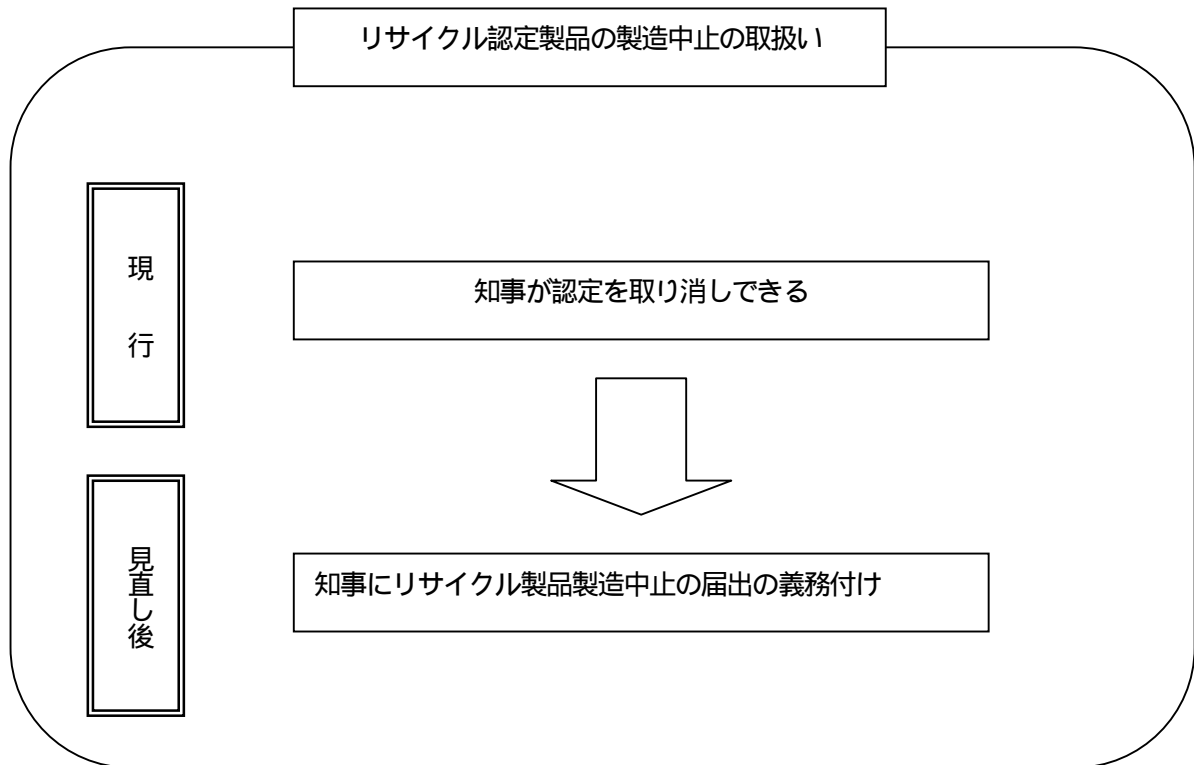
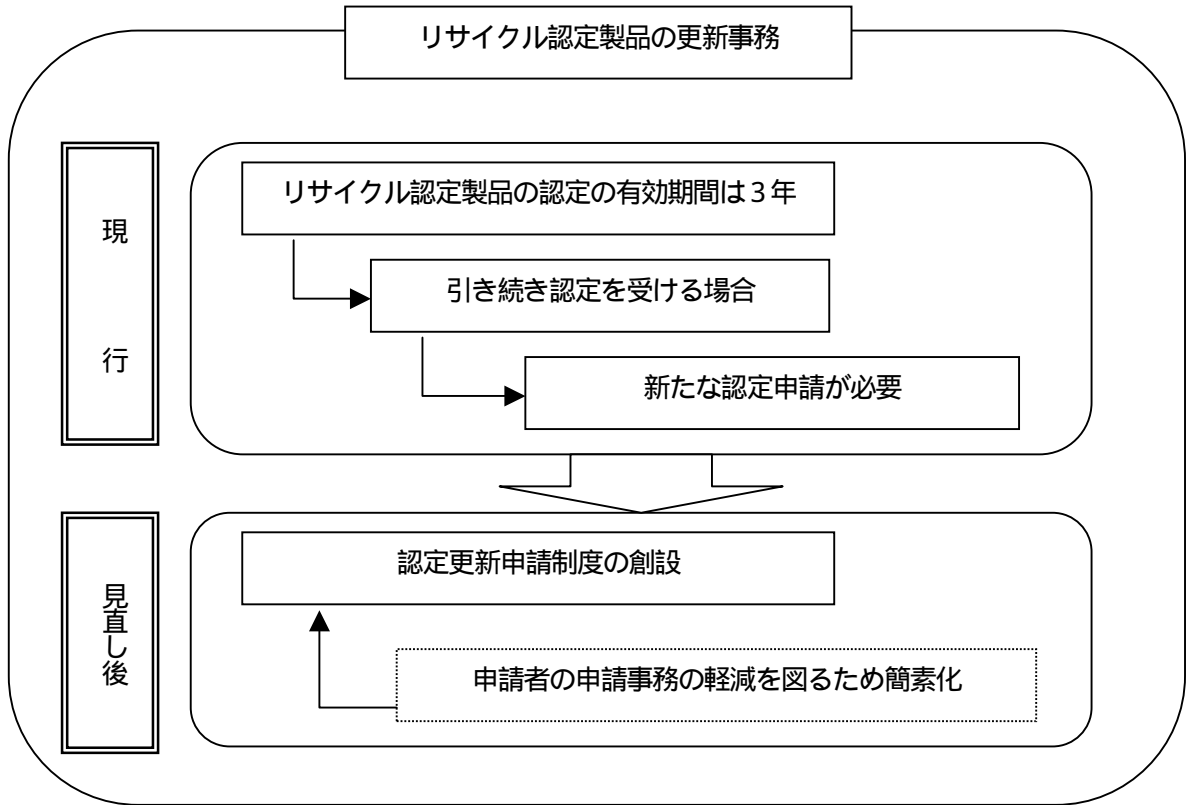
- 1 循環型地域社会の実現には再生資源の利用（リサイクル）が不可欠である。
- 2 しかし、リサイクル製品については、コスト高や品質への不安から、需要が伸びていない状況にある。
- 3 このため、リサイクル製品の信用を高め、需用を拡大する方策が求められている。



再生資源利用認定製品とエコ製品等との関係

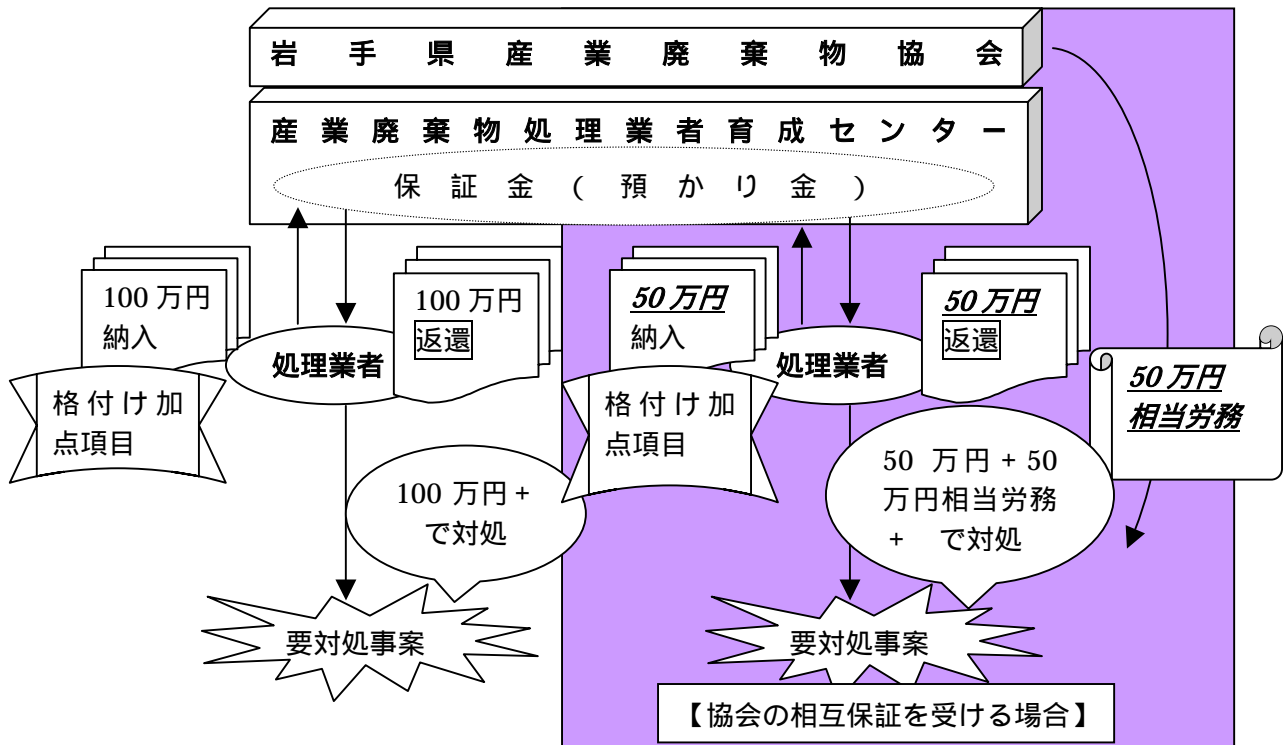
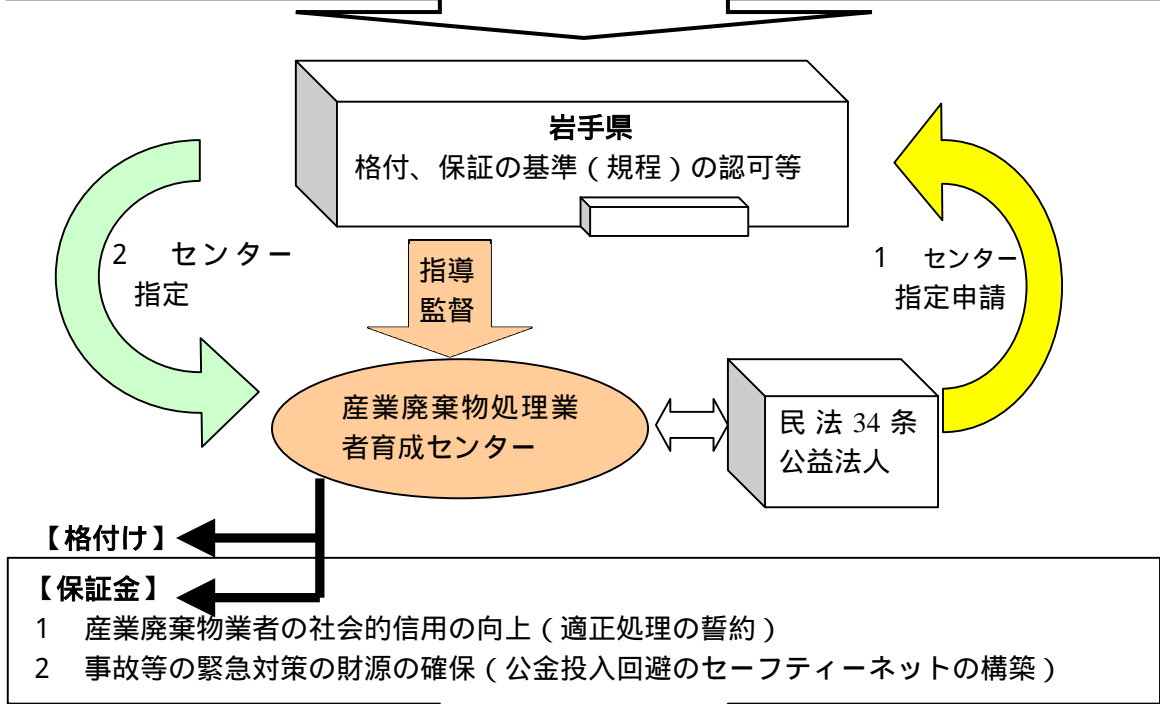


認定の更新、製造中止の届出について § 10 、



優良な産業廃棄物処理業者の育成【第4章 §13～§18】

- 1 循環型地域社会形成を推進するためには、産業廃棄物処理業者の担う役割は極めて重要であること。
- 2 上記のため一層の産業廃棄物処理業者の優良育成が重要であること（県産業廃棄物協会と連携）。

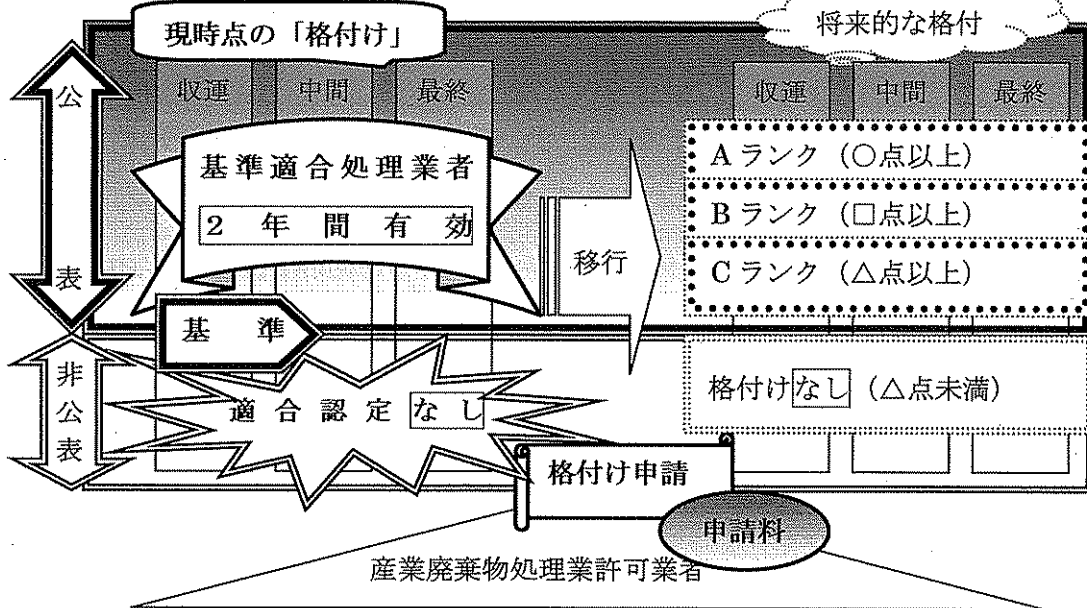


産業廃棄物処理業者の格付け制度

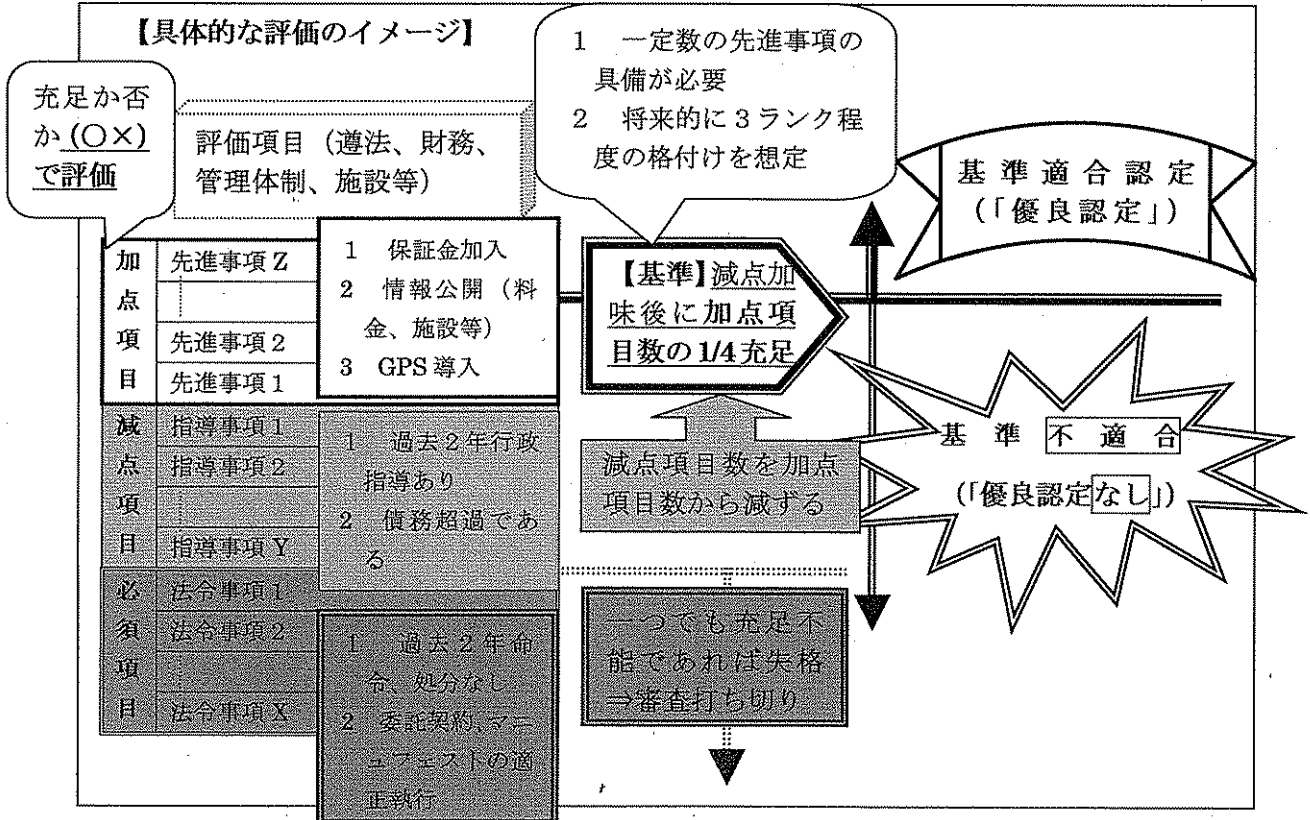
【格付けの狙い】

- 1 排出事業者の業者選定の情報提供（排出事業者への法的責任追求リスクの回避）
- 2 優良な処理業者に委託が集中（悪質な処理業者の淘汰）

【格付け制度全体のイメージ】



【具体的な評価のイメージ】



許可の取消し等の基準【第5章（§19）】

現状

廃棄物処理業者、施設設置者が法に定める要件に該当した場合、県はその許可を取消し又は停止することができる。→廃棄物処理法 § 9 の 2、 § 9 の 2 の 2、 § 14 の 3、 § 14 の 3 の 2、 § 14 の 6、 § 15 の 2 の

6、 § 15 の 3

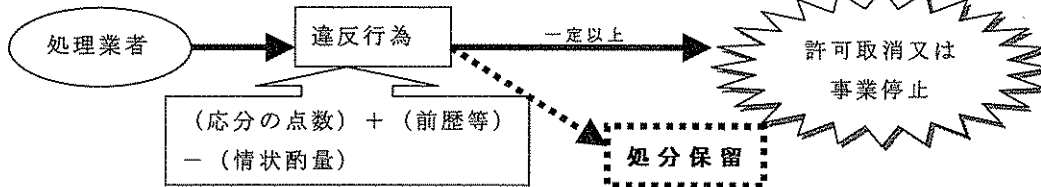
- 問題点：①産業廃棄物処理業者の行政処分に対する意識が必ずしも高くないこと。
 ②処分基準が明らかとは言えず、違法行為に対し即座に行政処分に踏み込めないこと。
 ③行政処分が県の裁量で行われるため、処分内容が恣意的になる虞があること。
 ④適正かつ迅速な行政処分の判断が、施設設置者に対しても同様に求められること。

行政処分の基準を点数制へ

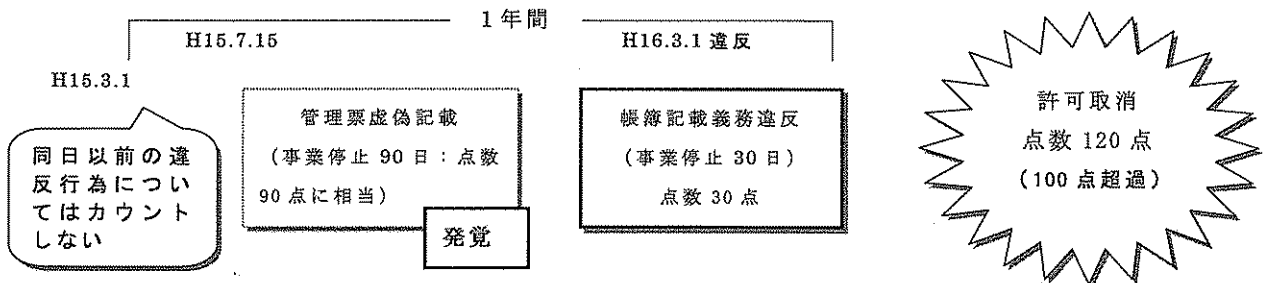
- ・ 処分基準の明文化により産業廃棄物処理業者に対し抑止効果が期待できる。
- ・ 客観的基準の設定により、適正かつ迅速な行政処分の判断が担保される。

点数制度の概要

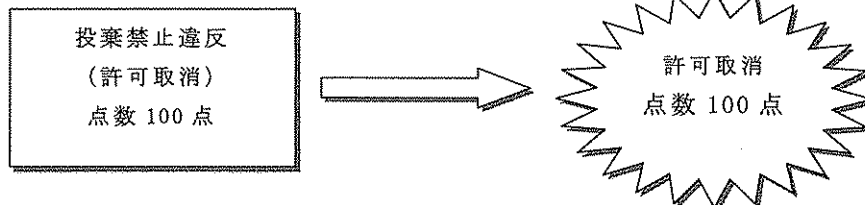
知事は、廃棄物処理法及び循環型地域社会形成条例に違反した業者に対し、違反行為の内容に応じて定められた点数等を記録し、直近の違反行為から過去1年間に一定の点数に達した場合は、許可取消又は事業停止処分を行うものとする。



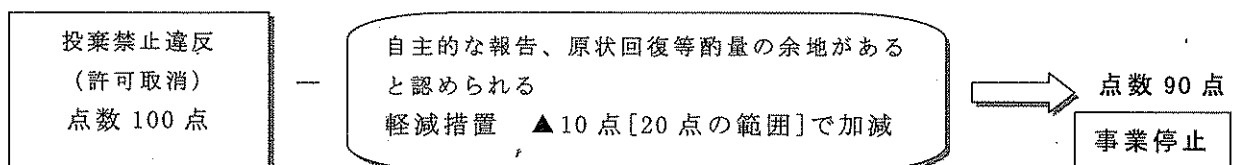
【例1】A業者が1年間に産業廃棄物管理票虚偽記載（廃棄物処理法 § 12 の 4）、帳簿記載義務違反（同法 § 12）に該当した場合



【例2】B業者が不法投棄した場合～投棄禁止違反（廃棄物処理法 § 16）

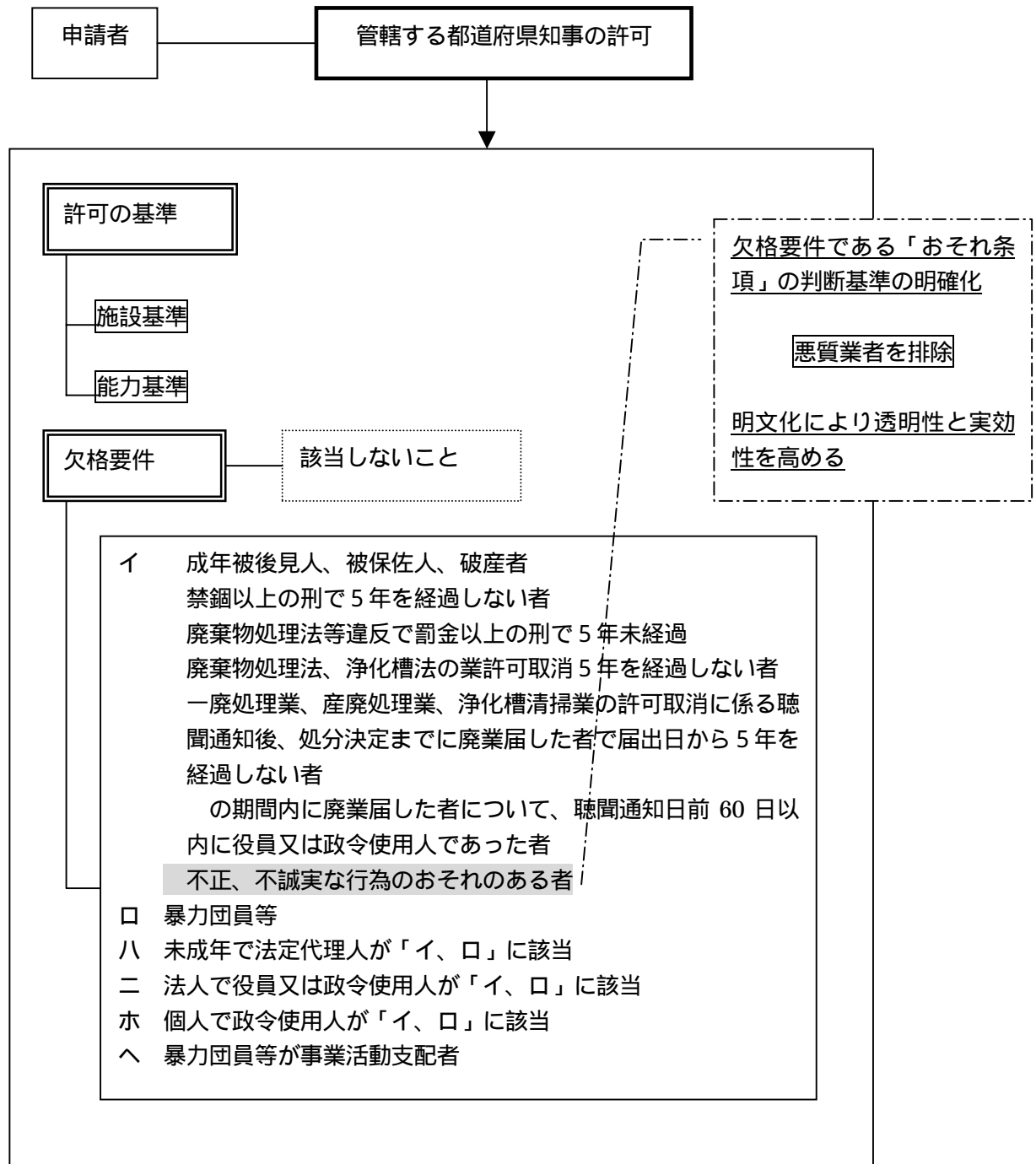


【例3】C業者が不法投棄したが、初めての違反であり自主的に原状回復した場合（投棄禁止違反～廃棄物処理法 § 16）

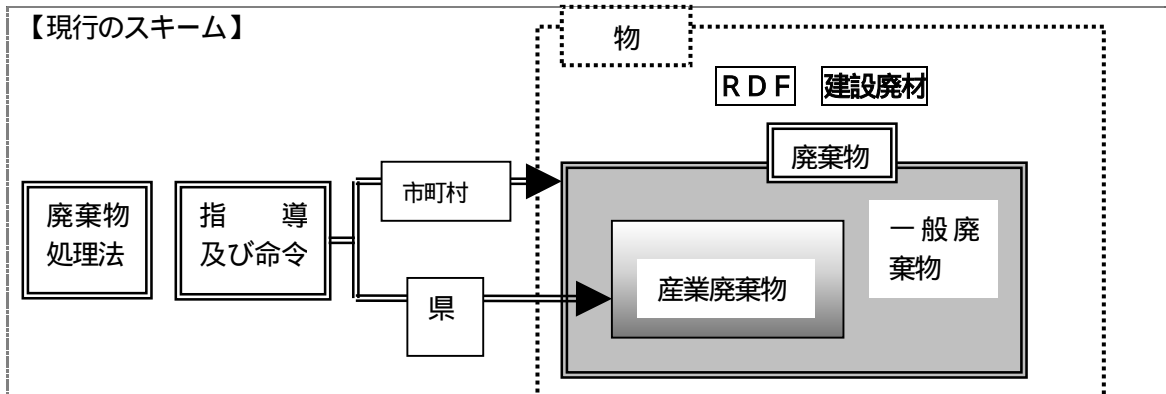


「おそれ条項」の判断基準の明確化 § 19

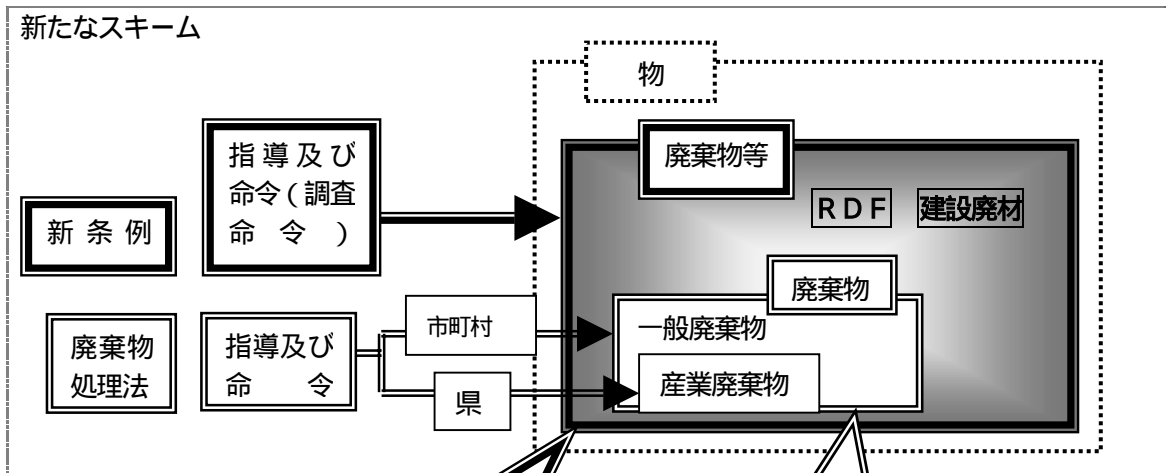
産業廃棄物処理業



廃棄物等の適正処理の促進（廃棄物等の適正保管）【第6章（§20）】



- 1 有価物を偽装した不法投棄事案等でも、廃棄物との認定がないと指導等が不可能
- 2 埋設した内容についての掘削や水質検査等調査を命じる根拠が明確とは言えない
- 3 一般廃棄物が産業廃棄物が判断が困難な場合に迅速な対応が難しい



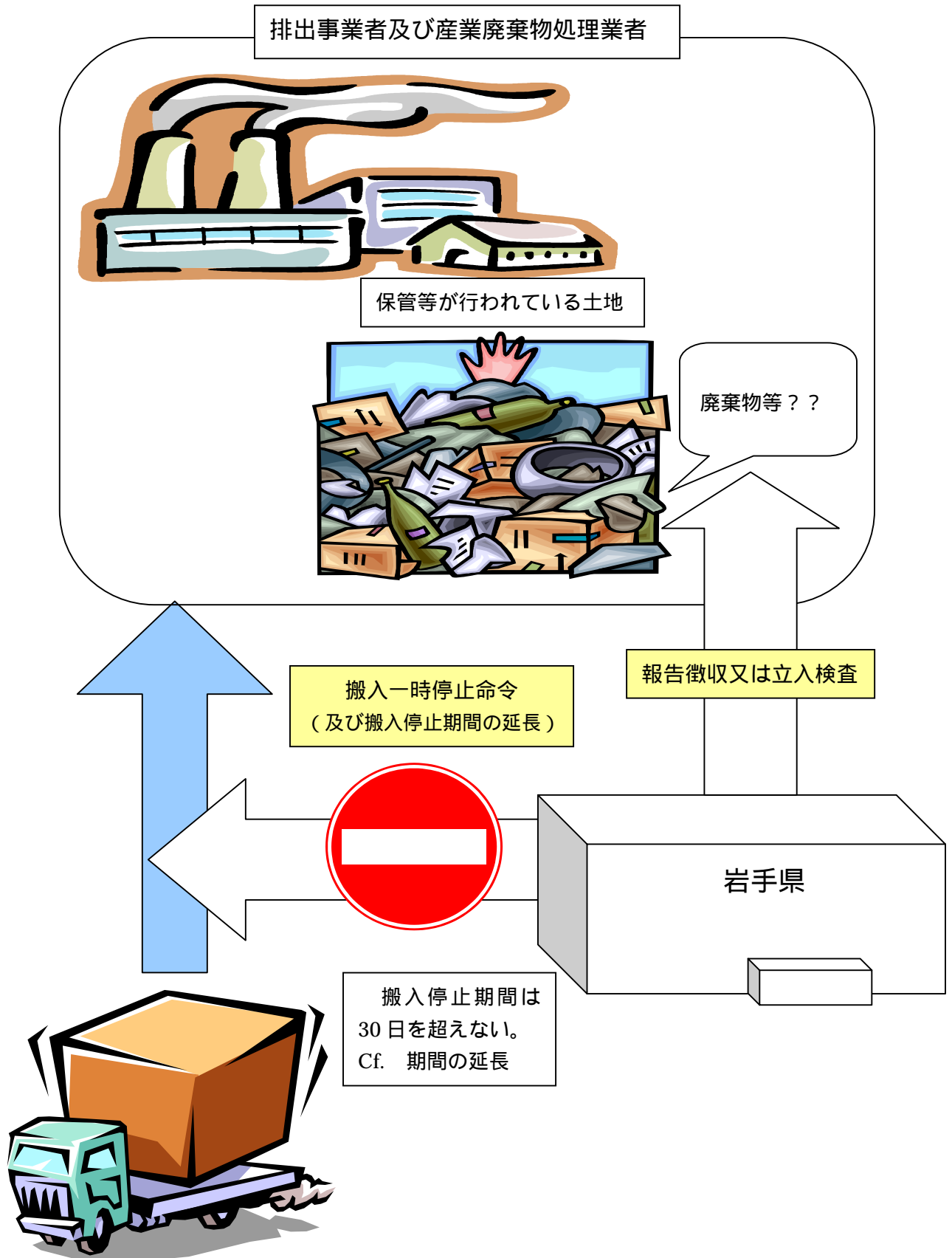
【循環型社会形成推進基本法 § 2】

- 一 廃棄物
- 二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

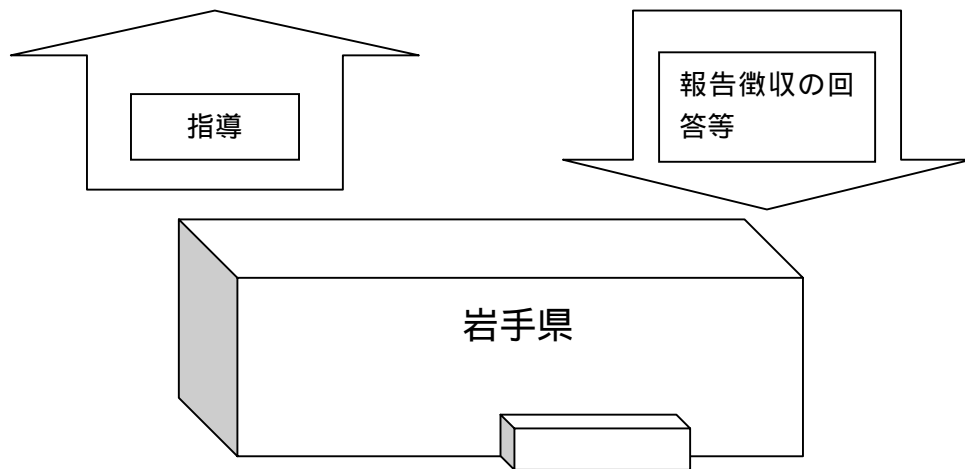
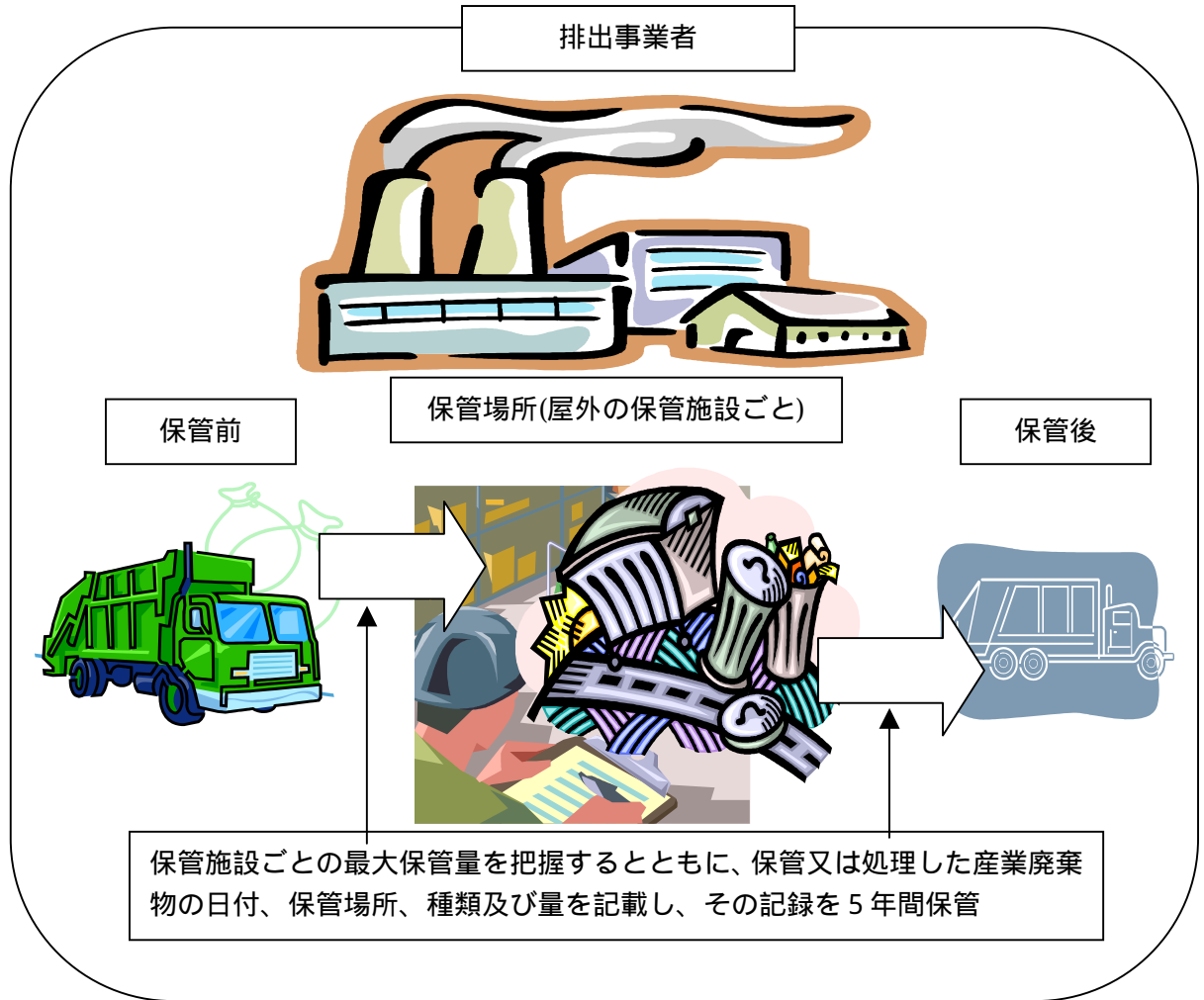
【廃棄物処理法 § 2】

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

廃棄物等の保管場所への搬入一時停止命令 §20の3



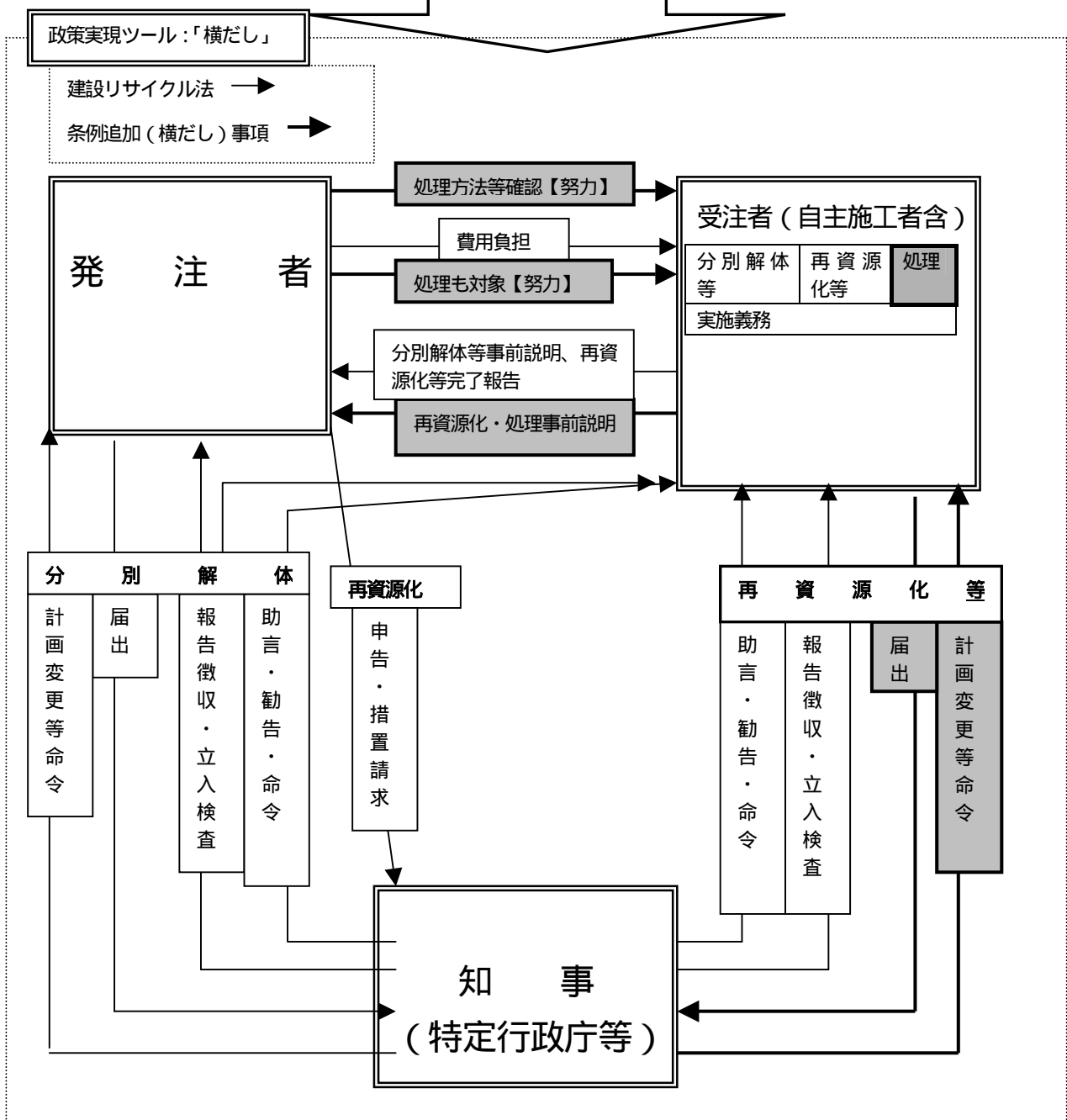
屋外保管を行う排出事業者の記録の義務付け § 20 の 2



「大量保管」や「放置」等の不適正な野積み行為への対応策

廃棄物等の適正処理の促進（建設資材廃棄物の適正処理）【第6章（§21）】

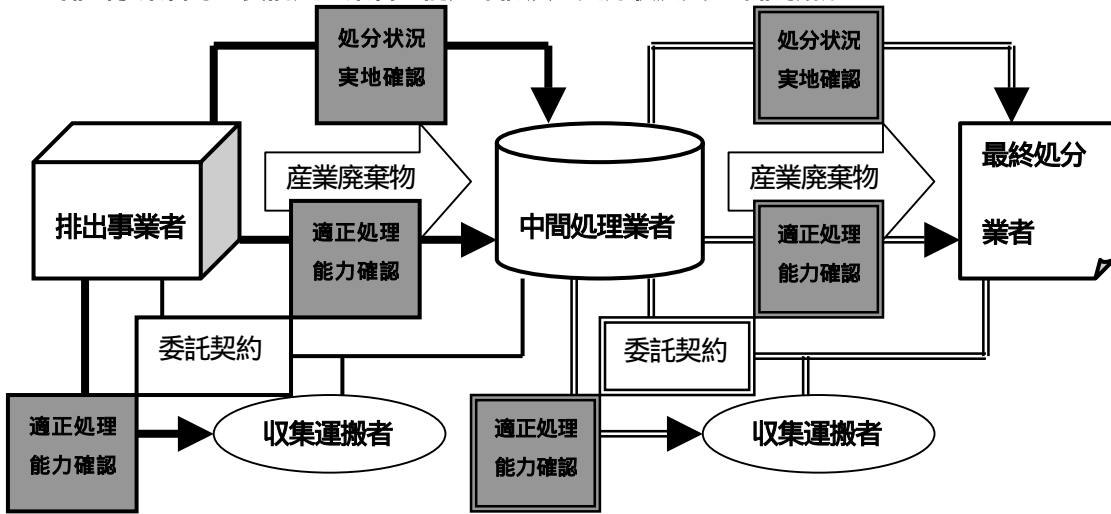
- 1 建設資材廃棄物が不適正処理された内容の大半（約7割）
- 2 建設リサイクル法は分別解体等の指導・監督が中心



原状回復の確保等（排出事業者等【第7章§22】・不適正処理関与者【同§23】の責務等）

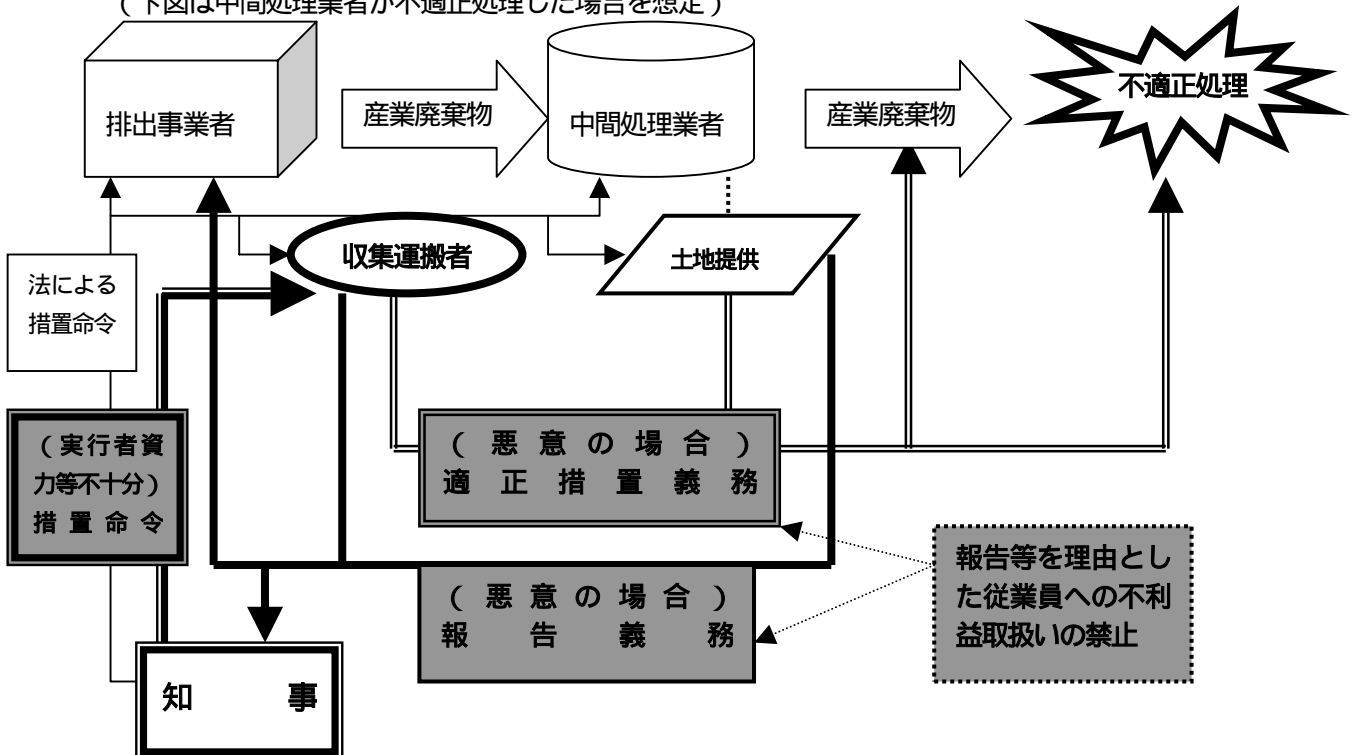
- 1 現行法は排出事業者責任を前提としているが、排出事業者に求められる注意義務が明確ではないため、未然防止措置が手薄であること。
- 2 初動対応に有益な不適正処理を知った者等からの情報提供システムが確立していないこと。
- 3 現行法での措置命令は不適正処分者等及び排出事業者のみを対象としているため、当該者の倒産等により原状回復等が困難になる場合があること。

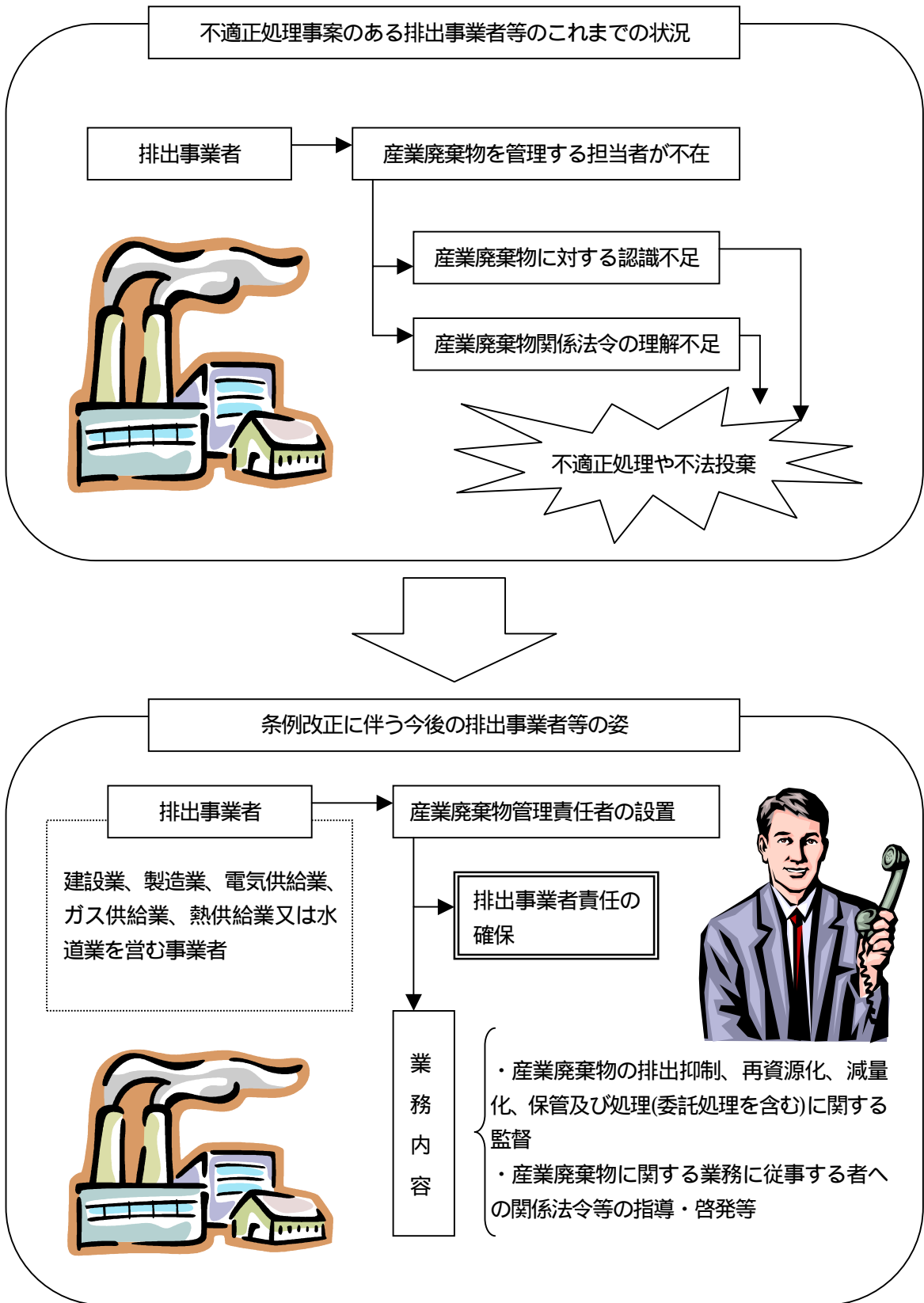
1 排出事業者等の委託処理業者の能力確認及び処分状況実地確認義務

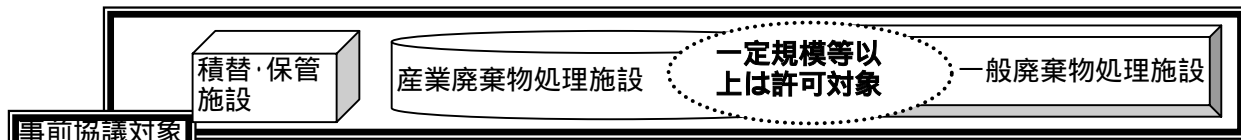


2 不適正処理関与者の報告、適正措置義務等

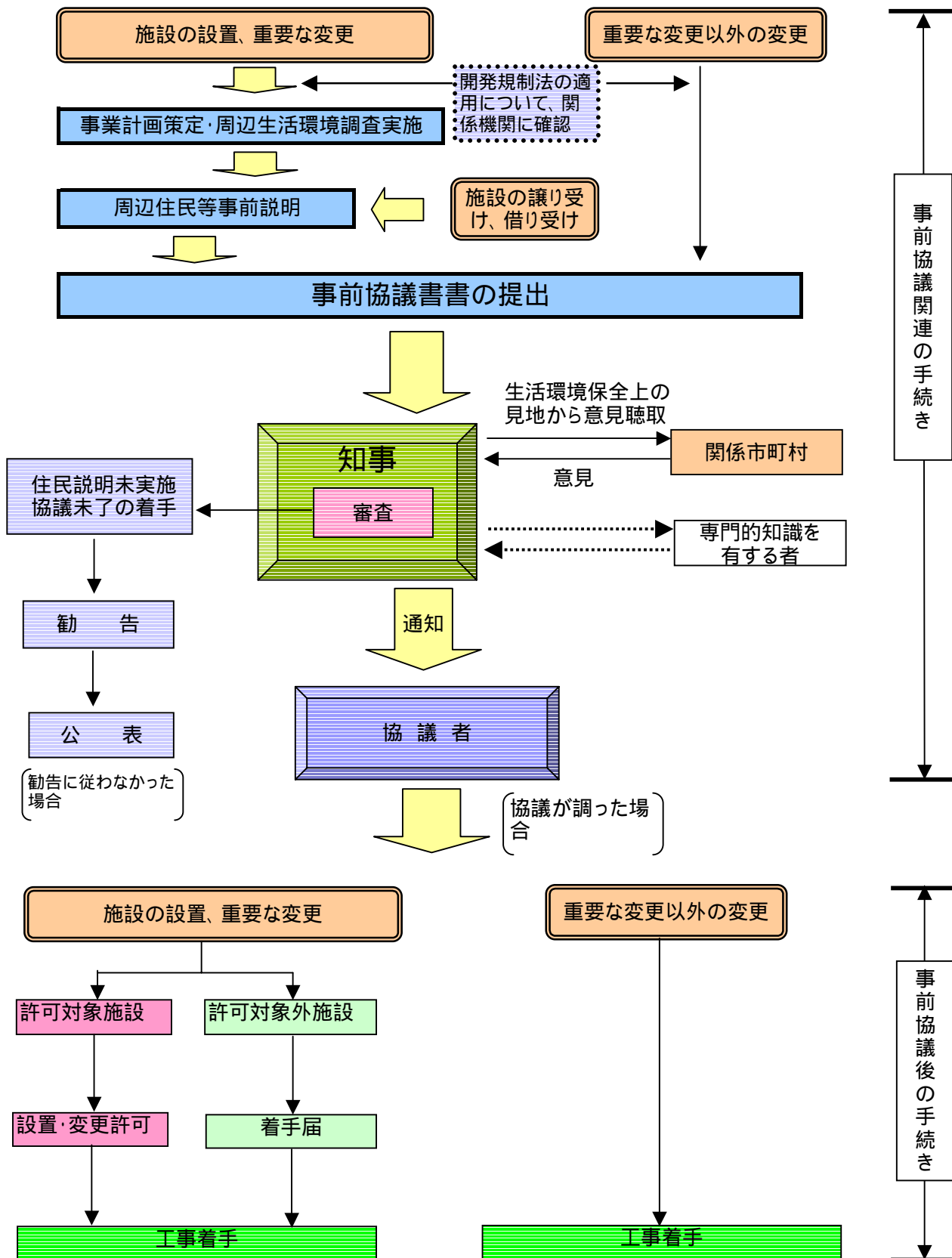
（下図は中間処理業者が不適正処理した場合を想定）







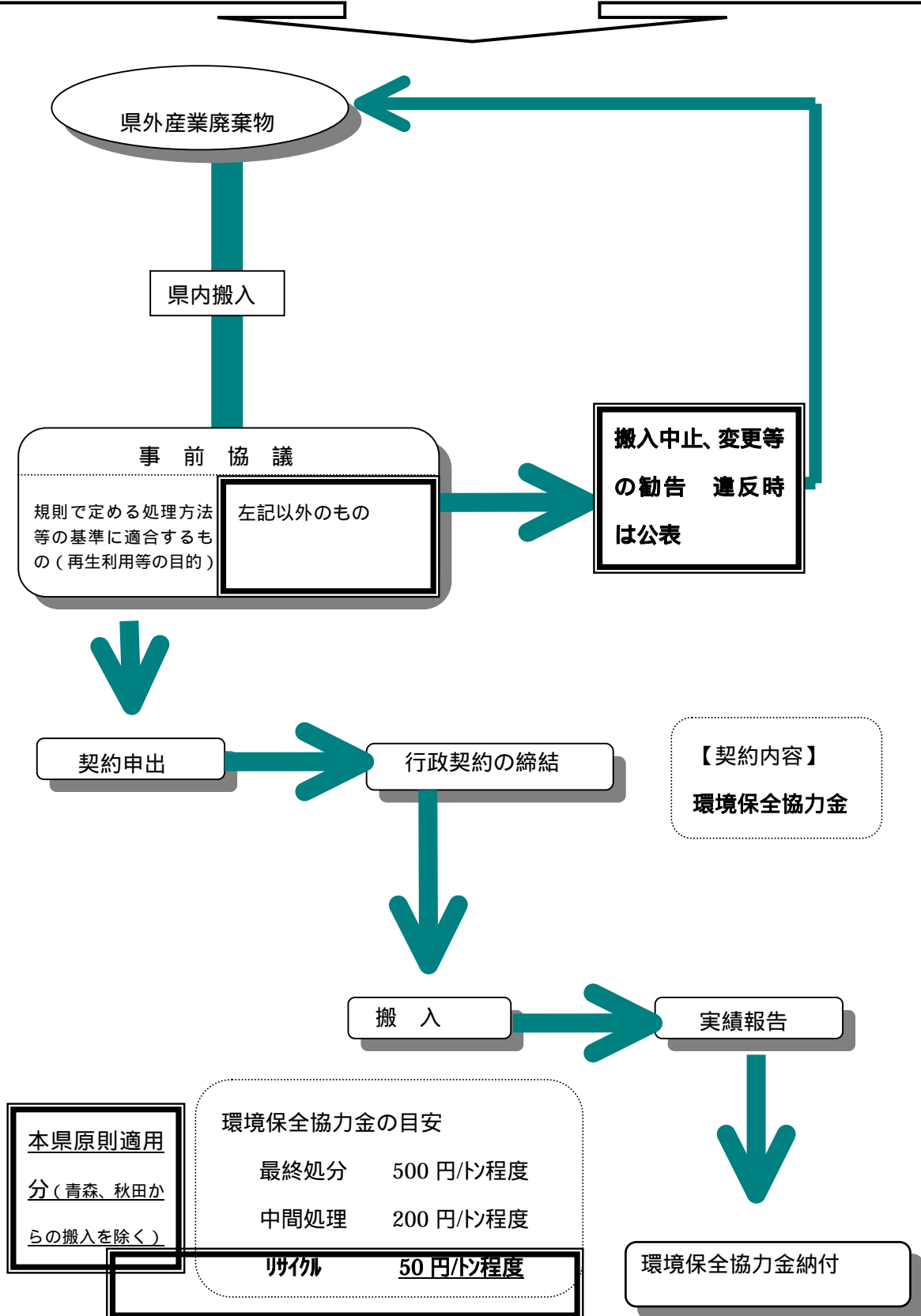
施設設置・変更に関する手続きの流れ



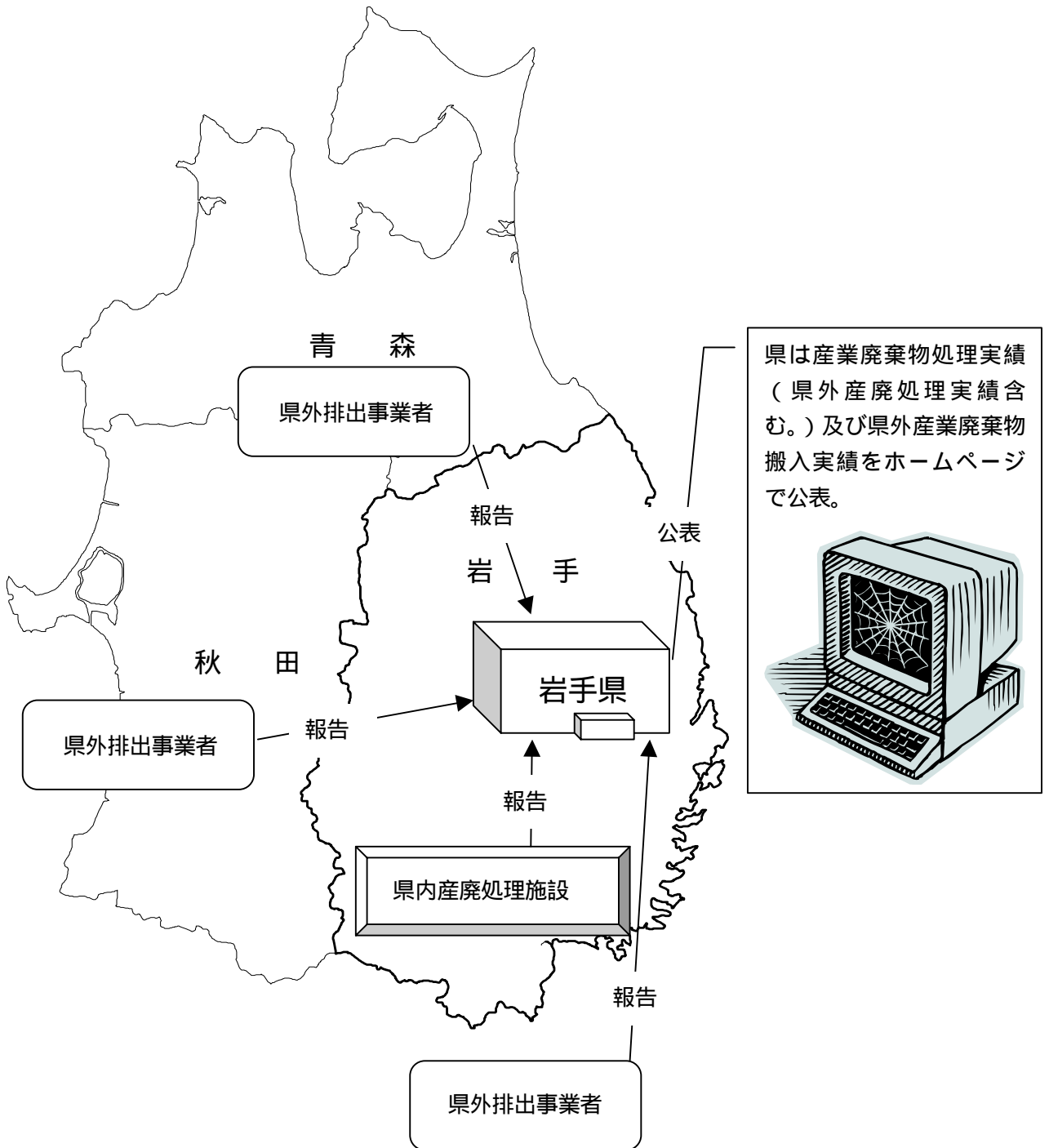
2 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

県外産業廃棄物の搬入事前協議【§2～§4】・環境保全協力金制度【§5】

- 1 循環型地域社会を形成するための産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則の実現
- 2 青森県境不法投棄事件の対象物の大半が県外産業廃棄物であったことの教訓

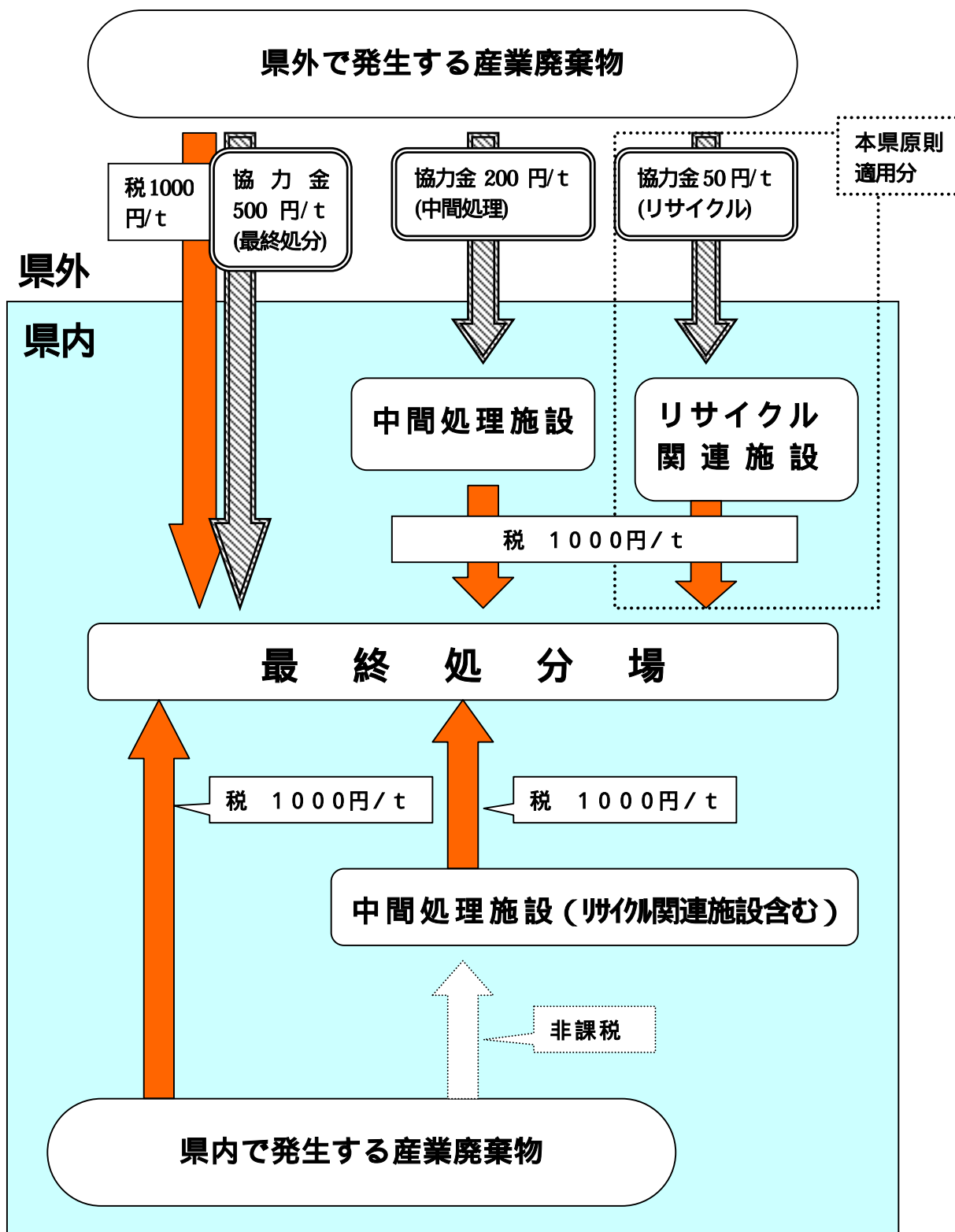


県外産業廃棄物処理状況の報告及び県外産業廃棄物の処理状況の公表 §4の2



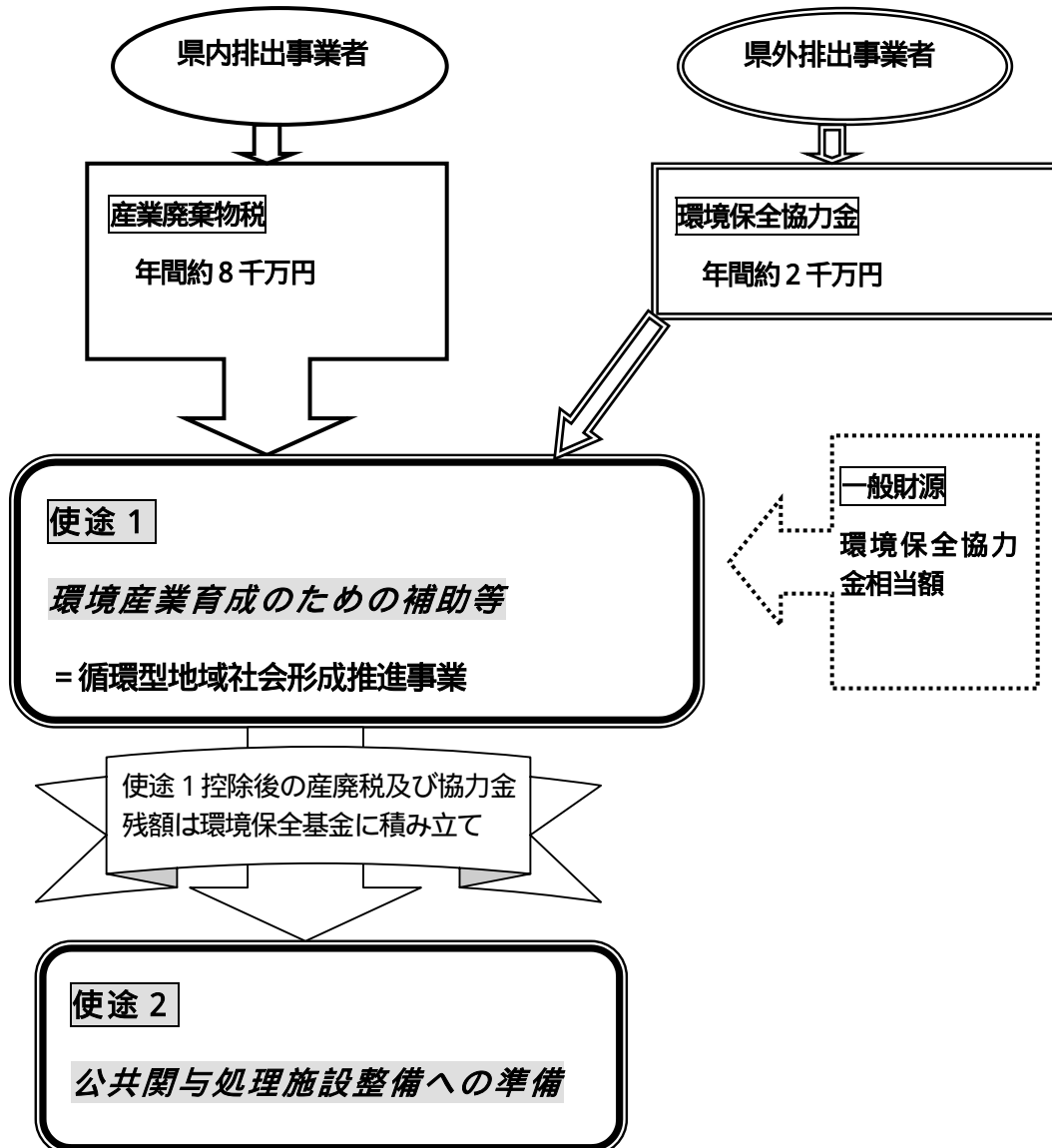
- ・施設の周辺住民をはじめ県民が県外産業廃棄物の処理状況を確認。
- ・排出元と処理先の両方のデータから適正処理を確認することができ、秩序ある搬入に資する。

産業廃棄物税と環境保全協力金の関係

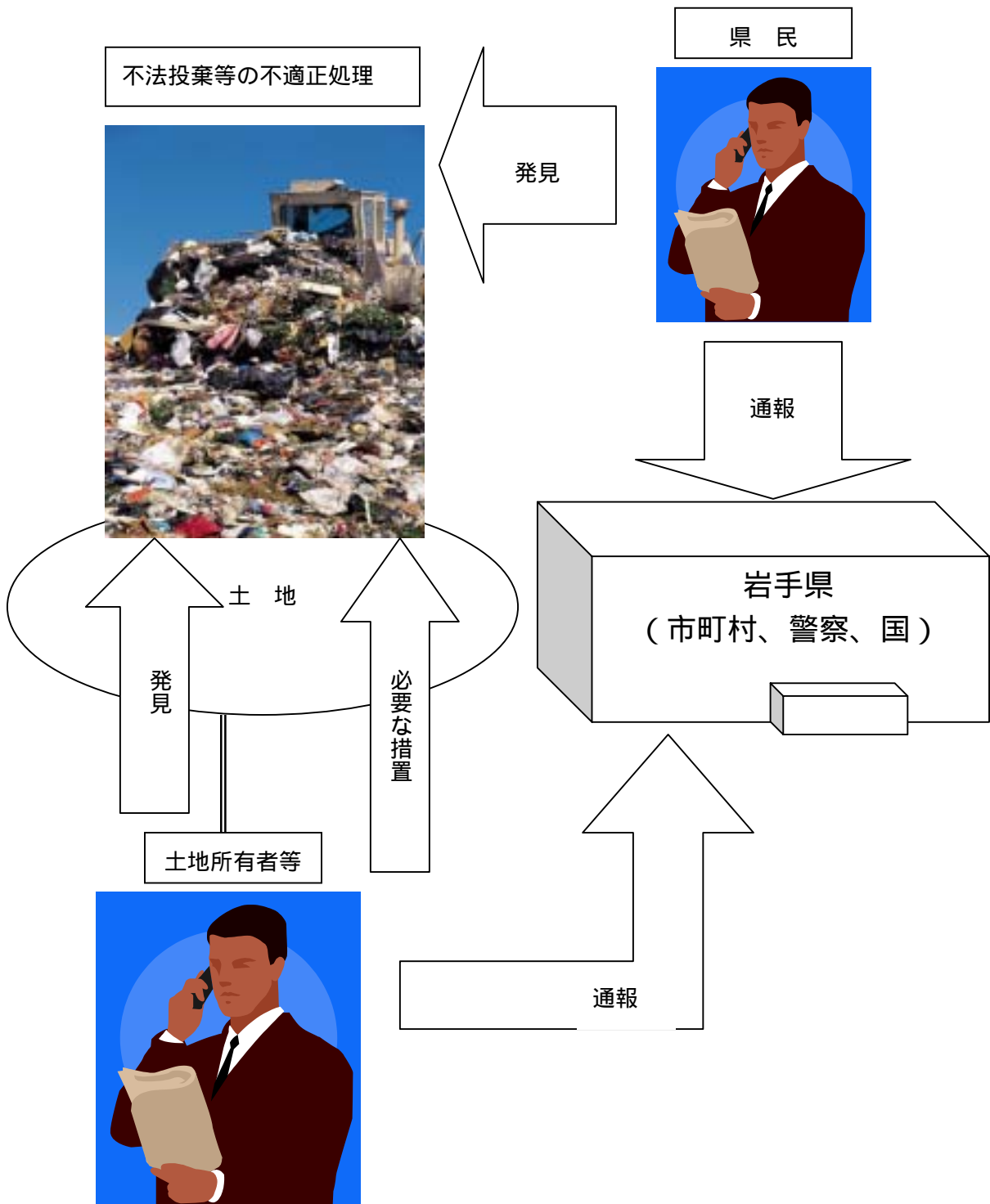


北東北三県間県外搬入の状況を可能な限り揃えるため、青森県、秋田県の両県に限り、再生目的以外の搬入も認めることから、その範囲内で 500 円/t (最終処分) 及び 200 円/t (中間処理) の環境保全協力金も適用となること。

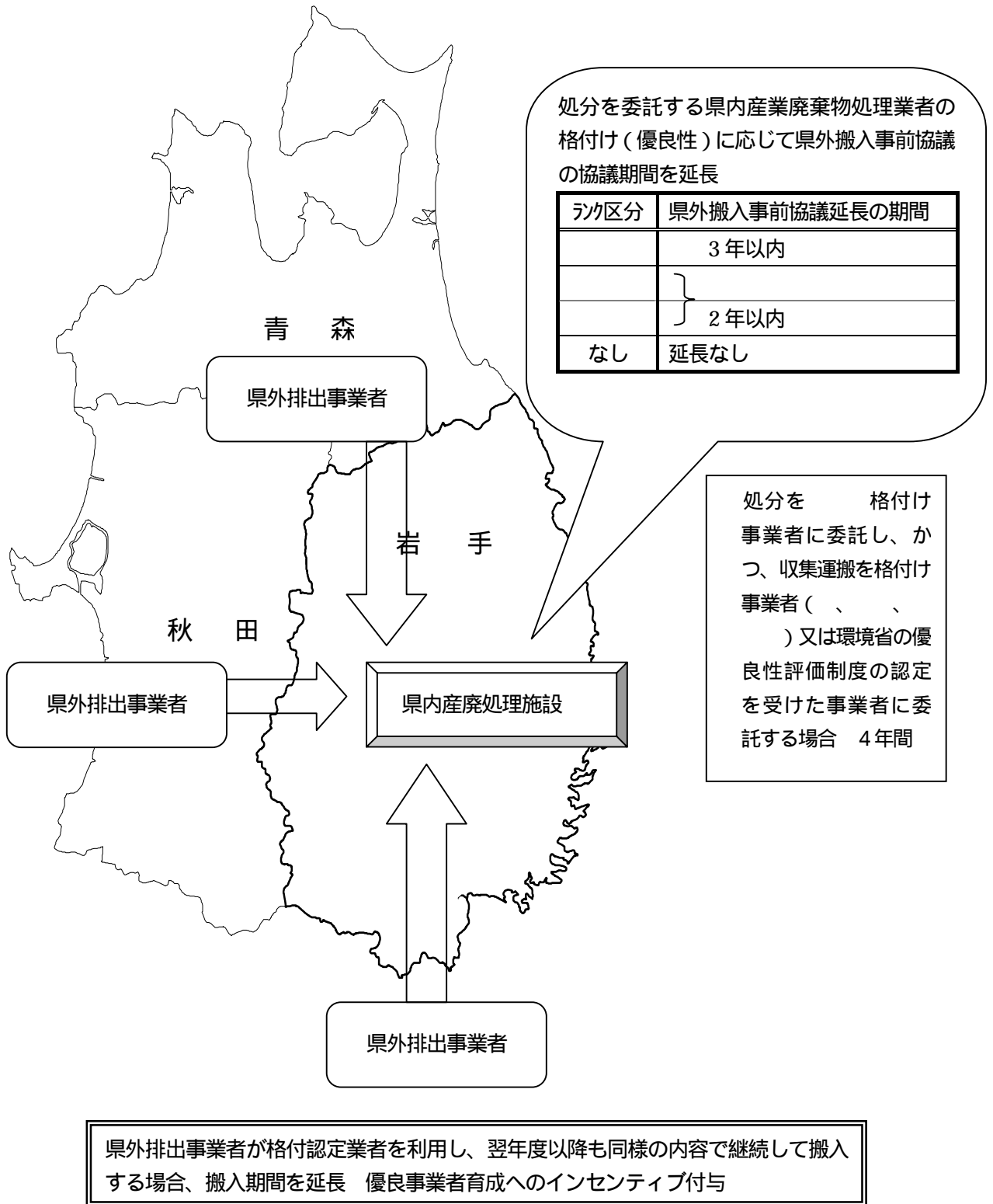
産業廃棄物税及び環境保全協力金の使途



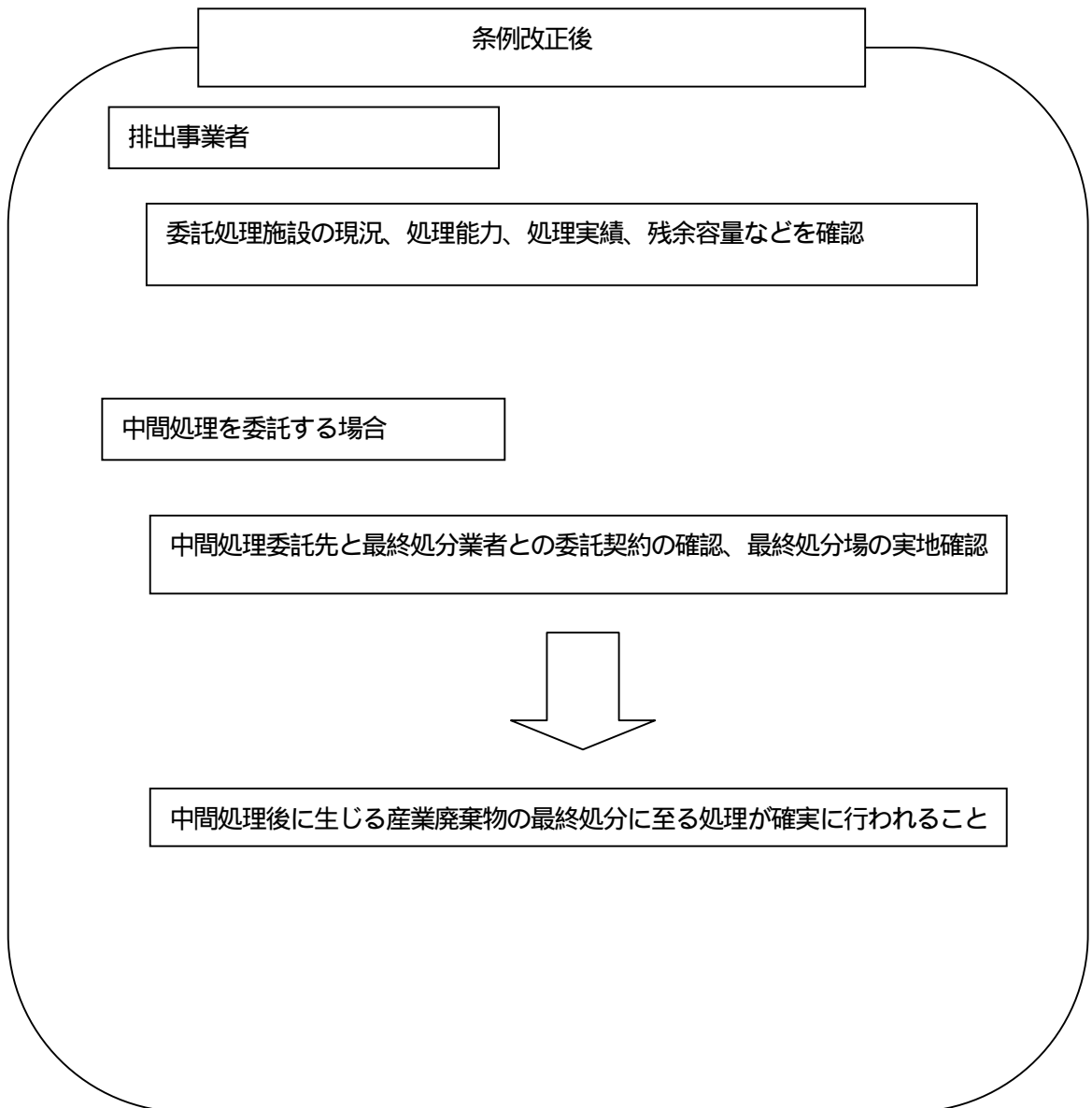
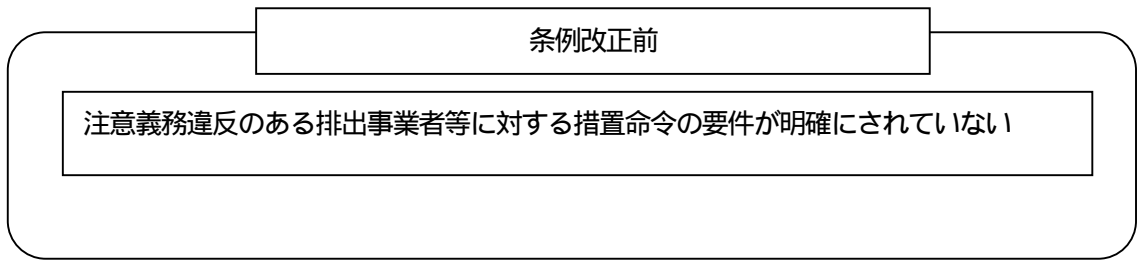
県民、土地所有者等の責務 §6

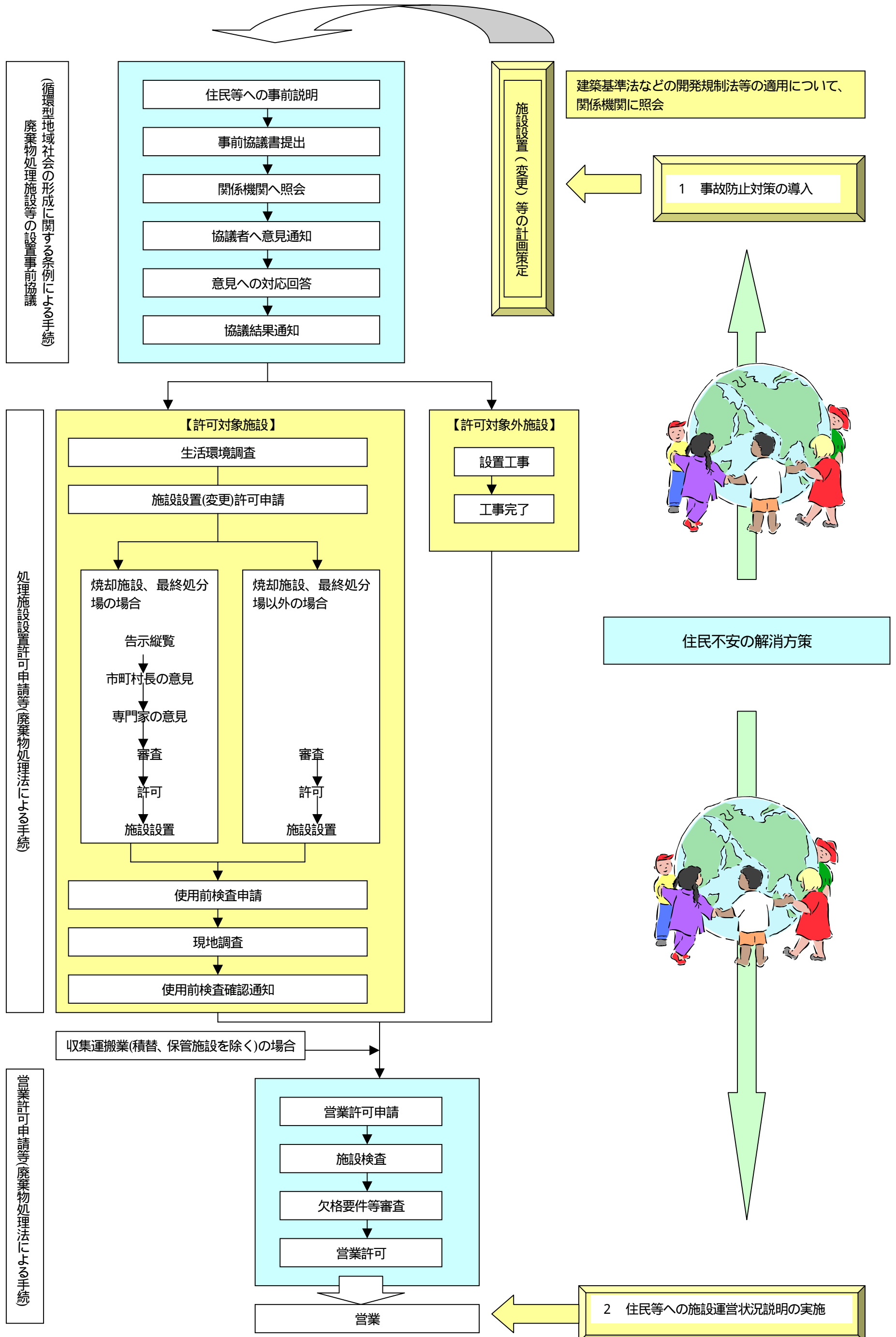


県外産業廃棄物の搬入事前協議に係る搬入期間の延長のイメージ図

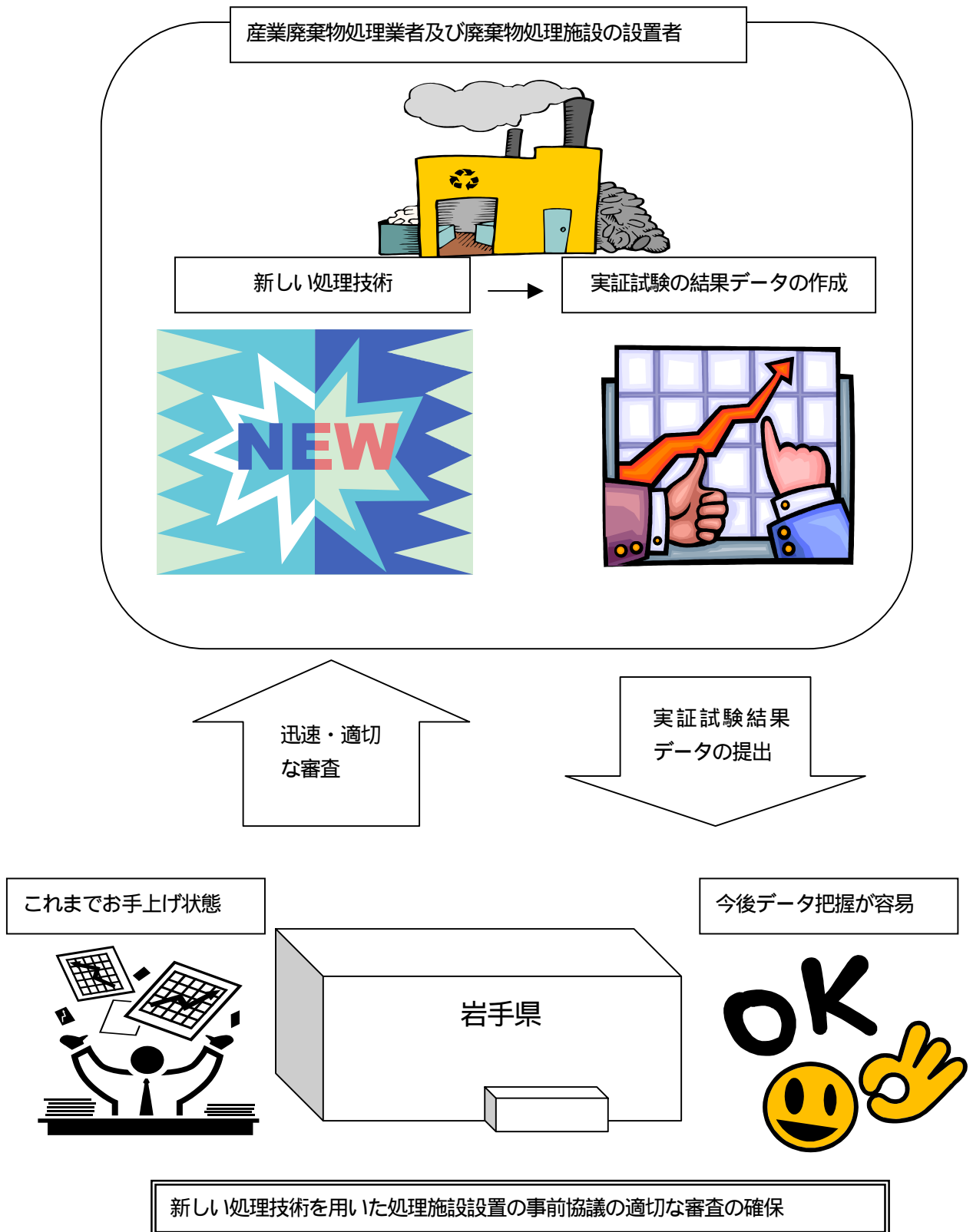


産業廃棄物処理を他人に委託する場合の注意義務の明確化





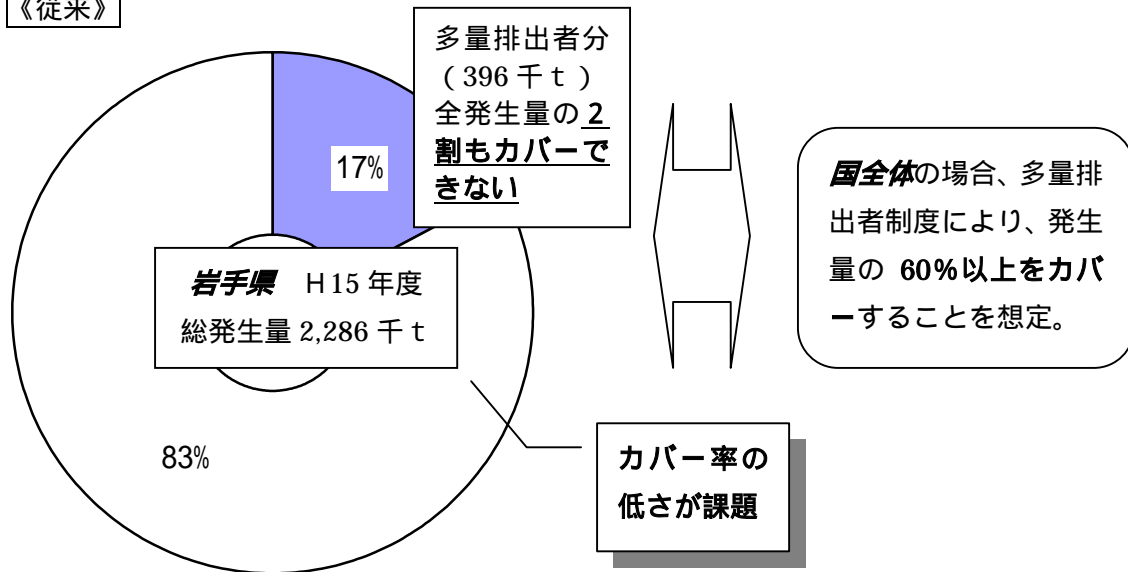
新処理技術における安全性に関する実証試験データ提出の義務付けのイメージ図



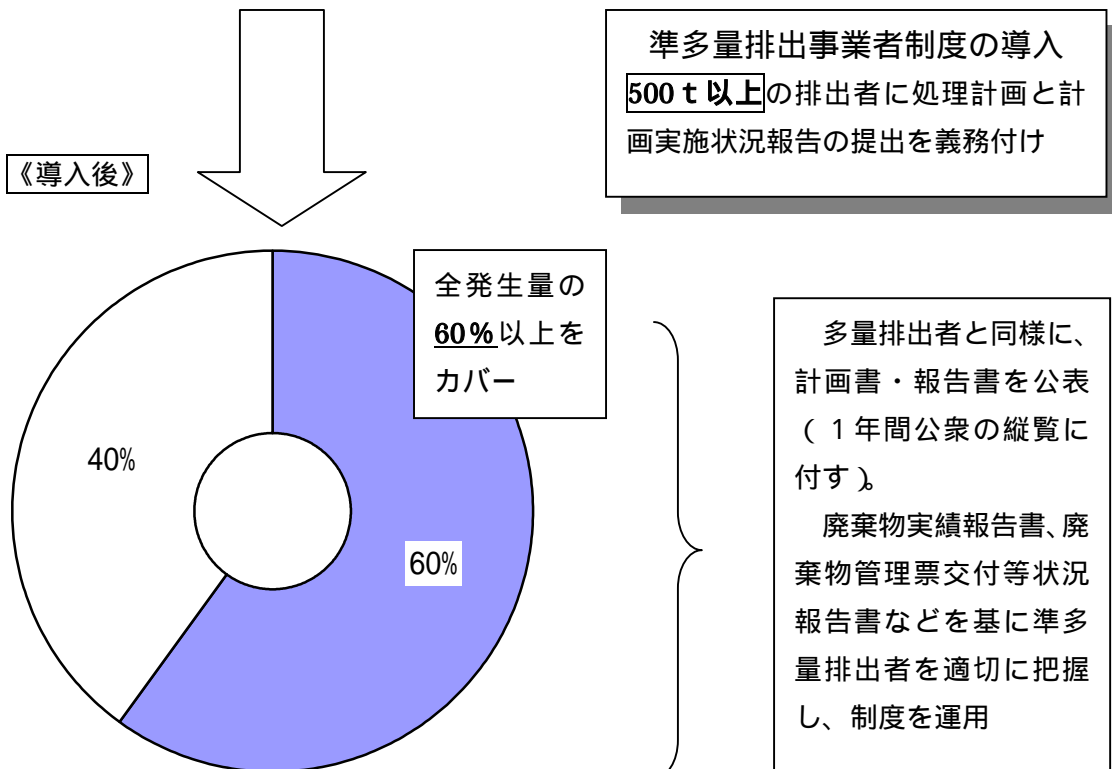
準多量排出事業者制度の導入のイメージ図

制度の趣旨：廃棄物を多量に排出する事業所に対し、処理計画の策定と実施状況の報告を求めることにより自主的な発生抑制等を促進

《従来》



《導入後》



循環型地域社会の形成に関する

条例逐条解説

平成21年4月

岩手県環境生活部

第1章 総則

条 例	規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成10年岩手県条例第22号)第3条に定める基本理念にのっとり、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、循環型地域社会の形成のための施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

取 扱 要 領
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号。以下「条例」という。)及び循環型地域社会の形成に関する条例施行規則(平成15年岩手県規則第22号。以下「規則」という。)の円滑かつ適正な施行を図るため必要な事項を定めるものとする。</p>

【趣旨】

- 1 本条は、この条例の目的を定めたものであり、「循環型地域社会の形成」は本県の環境の保全及び創造における「最高規範」である岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例のもとに展開する政策であることを明記したものである。

【岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例】

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力によって行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会が形成されることにより、多様な自然に恵まれた安全で快適な環境が確保され、将来の世代も豊かな環境の恵みを享受できるように行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する活動の集積により成し遂げられることにかんがみ、県民が地球的な見地から地域の環境を考え、及び行動することによって行われなければならない。

- 2 この条例を制定した理由は次のとおりである。

立法事実があること。

- ア 最終処分場の逼迫等の弊害を来たしている「大量消費・大量廃棄」の20世紀型の社会から、「資源の循環による持続可能な」21世紀型の新しい社会を本県において目指すために、「いわて資源循環型廃棄物処理構想」の実現に向け、今すぐに対策を講ずる必要があること。
- イ 青森県境不法投棄事件の教訓から不法投棄を予防するシステムを早急に構築する必要があるが、廃棄物処理法等関係法が必ずしも十分ではないこと。
- ウ 循環型地域社会システムが未熟であり、制度的整備が必要であること。

エ 廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱制定後 10 年が経過し、取り巻く環境が変化したとともに、行政の公正の確保と透明性の向上が強く求められ行政手続法（条例）が制定されたことから、要綱による指導の見直しが必要であること。

条例形式でなければならないこと。

ア 不法投棄の予防等の実効性を確保するには強制力のある義務付けが必要なこと。

イ 廃棄物の適正保管等さまざまな規制を含み、県民等に義務を課し、権利を制限する以上、議会の審査を経る条例による必要があること。

ウ 自治体の最高の規範であり恒久性があること、県民とともに行政に対しても強制力があること等から、循環型地域社会の形成を全県をあげてかつ継続的に推進するツールとして適切なこと。

3 総合的な取組みを含む条例とした理由は次のとおりであること。

循環型地域社会の形成には個別的な対応では限界があり、全県を挙げての総合的かつ有機的な取組みが不可欠であること。

規制のみでは限界があり、再生資源利用認定製品制度や産業廃棄物処理業者の育成等環境産業の振興と健全な育成との組合せが重要であること。

産業廃棄物税や環境保全協力金等の経済的手法を用いることにより、かかる経済的負担を回避することを目的に不適正処理に流れることを防ぐため、可能な限りの手段を講ずる必要があること。

条 例	規 則
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 循環型地域社会 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第3条第2項の資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会をいう。</p> <p>(2) ¹廃棄物等 次に掲げる物をいう。</p> <p>ア 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項の廃棄物をいう。)</p> <p>イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)農畜産物及び林産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(アに掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)</p> <p>(3) ²循環資源 廃棄物等のうち有用なものをいう。</p> <p>(4) 循環的な利用 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第4項の循環的な利用をいう。</p> <p>(5) 産業廃棄物 廃棄物処理法第2条第4項の産業廃棄物をいう。</p> <p>(6) 再生資源 循環資源であって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。</p> <p>(7) 産業廃棄物処理業 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分業として行うものをいう。</p> <p>(8) ³廃棄物処理施設等 廃棄物処理法第8条第1項の一般廃棄物処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という。) 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第13項に規定する解体業又は同条第14項に規定する破碎</p>	<p>(廃棄物処理施設等)</p> <p>第2条 条例第2条第8号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第20条の2第1項の登録を受けようとする者のうち廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物のみを取り扱う者が事業の用に供する処理施設であって、</p>

<p>業の用に供する施設(以下「自動車リサイクル施設」という。)その他規則で定める施設をいう。</p>	<p>1日当たりの処理能力が5トン未満のもの(以下「小規模再生事業施設」という。)</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業を行う者(廃棄物処理法第15条の4の2第1項の認定を受けた者を除く。)が設置する産業廃棄物の処理施設(積替え施設及び積替えのための保管施設(以下「積替保管施設」という。)を含む。)であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可を要しないもの(以下「その他処理施設」という。)</p>
---	--

【趣旨】

本条は、この条例における用語の定義である。

【用語の解説】

1 「廃棄物等」

循環型社会形成推進基本法第2条第2項に定める内容をほぼ引用したものである。ただし、「間伐材」を含めるため、「農畜産物」を「農林畜産物」としている。

【循環型社会形成推進基本法】

第2条 略

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

(1) 廃棄物

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)

2 「循環資源」

資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項をベースにしているが、「使用済み物品等又は副産物」より広い概念である本条第2号の「廃棄物等」を用いた。

【資源の有効な利用の促進に関する法律】

第2条 (略)

4 この法律において「再生資源」とは、使用済み物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

3 「廃棄物処理施設等」

廃棄物処理法の規定により知事の設置許可を受けなければならない一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設のほか小規模再生事業施設、産業廃棄物処理業者が設置する産業廃棄物を処理するための施設で許可までは要しないもの(その他処理施設)である。

【留意事項等】

この条例は現行法が対象としていない範囲までを対象とする、いわゆる「横だし」をベースとしており、用語については特別な用法以外は現行法と同義で用いている。

条	例	規	則
(県の責務)			
第3条 県は、市町村並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)事業者並びに県民による廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。			
2 県は、自ら率先して廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に努めるものとする。			
(市町村等の役割)			
第4条 市町村等は、当該市町村等の特性に応じて、それぞれの立場において、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。			
(事業者の責務)			
第5条 事業者は、その事業活動に伴い生ずる廃棄物について、性状、数量等を把握するとともに、原材料、製造工程等の見直しを図り、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に積極的に努めなければならない。			
2 事業者は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関して県が実施する施策に協力しなければならない。			

【趣旨】

本条は、循環型地域社会の形成に当たり、県、市町村等、事業者、県民それぞれの責務又は役割を規定したものである。循環型地域社会の形成には、全県を挙げ各主体が有機的に連携しながら推進することが不可欠であり、廃棄物の発生抑制等に向け、県は率先して努めるとともに必要な措置を講ずることとし、市町村等は施策の策定及び実施に努めることとし、事業者は廃棄物の発生抑制等に努めるとともに県の施策への協力を求めるものである。

【用語の解説】

1 「責務」及び「役割」

この条例の運用主体である県並びに運用の対象である事業者及び県民については条例により義務等が生じることから「責務」を有し、市町村等については事業者に該当しない限りは直接の義務等が生じないことから「役割」を有するとしたものである。

これは、2000年の地方分権一括法により県と市町村は対等の関係となったことから、個別の法律等の根拠がない場合は、県が条例で市町村に義務付けることは適当ではないことから、従来「責務」と規定していたものを「役割」へと県条例を統一的に整理したことと軌を一にしている。

なお、県及び市町村等とも事業活動に伴い廃棄物を発生させる排出事業者となる場面があるが、その際は「事業者」に該当し、責務は勿論、各種の規定の対象となる。

2 「市町村等」

市町村、一部事務組合及び広域連合である。

【留意事項等】

県は一般廃棄物の処理責任が一義的には存在しないにもかかわらず、かかる責任を有する市町村等の役割を条例で規定したのは次の理由による。

- 1 この条例は「循環型地域社会の形成」を目指すものであり、条例の射程としては、産業廃棄物のみならず、一般廃棄物も含めている。また、循環型地域社会の形成のためには、県と市町村等との役割分担が不可欠である。
- 2 現行法上、県は一般廃棄物も対象とした廃棄物処理計画を策定することとされているほか、市町村を補完することとされており、県は一般廃棄物に関する施策について一定の責任を有している。
- 3 建設資材廃棄物対策業務について一部の市への委任を行っているが、その他にはこの条例により、市町村において、具体的な業務の発生や委任等は想定していないこと。
- 4 次により不当な干渉ではないこと。

市町村に説明し、理解を得ていること。

廃棄物処理法等関係法令による政策から逸脱していないこと。

第4条の「役割」は努力義務であり、具体的な事務事業の義務付けを行うものではないこと
他の条例とも均衡を失っていないこと

条	例	規	則
(県民の責務)			
第6条	県民は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に努めなければならない。		
2	県民は、自ら地域の生活環境を保全するため、廃棄物等について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は「 <u>関係機関</u> 」に通報するよう努めなければならない。		
3	県民は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関して県が実施する施策に協力しなければならない。		

【趣旨】

不適正処理事案の発見への端緒は県民からの通報によるところが多い。不適正処理への対応は、早期発見が早期解決に結びつく事例が多く、それにより原状回復の確保が容易になり、原状回復経費が軽減される。

一方で、産業廃棄物適正処理指導員の配置により、施設等立入検査件数や屋外調査件数も増加したが、依然として不適正処理事案が減少していない現状にある。

行政の監視体制には限界があり、地域に居住する県民の不適正処理の通報が非常に有益である。自らが居住する地域の生活環境を保全することは、県民に共通する利益であり、生活環境の保全という公共の利益を守るため、県民一人一人の主体的な取り組みが求められている。

【用語の解説】

1 「関係機関」

廃棄物に関し、一般廃棄物は市町村、廃棄物の輸出入は国（経済産業大臣、環境大臣）の所管とされている。県以外の関係機関としては、警察、市町村、国が挙げられる。

条	例	規	則
(土地所有者等の責務)			
第6条の2	土地(1 盛岡市の区域にある土地を除く。この項及び次項において同じ。)を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、2 他人に土地を使用させるときは、 <u>廃棄物等の不適正な処理が行われないよう努めなければならない。</u>		
2	土地所有者等(第23条第1項第3号に該当する者を除く。次項において同じ。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃棄物等の不適正な処理が行われたことを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は関係機関に3 通報しなければならない。		
3	土地所有者等は、前項に規定する場合は、 <u>廃棄物等の不適正な処理を行った者に対し4 当該不適正な処理をやめるよう求めることその他その土地及び地域に係る生活環境を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>		
4	土地所有者等は、 <u>廃棄物の不適正な処理の防止に関して県が実施する施策に協力しなければならない。</u>		

【趣旨】

- 1 本条は、不適正処理の早期発見、早期対応を図るため、土地所有者等に対し、不適正処理の情報の通報義務や不適正処理が行われないよう注意する努力義務等を規定するものである。
- 2 土地所有者等が所有地の管理を怠ったり、用途の確認をせず安易に賃貸した結果、産業廃棄物の不適正な処理に利用された事例が多発している。土地所有者がなすうる権限を適切に行使することにより、未然防止が可能であったと考えられるものもある。

また、土地所有者等は、不法投棄が行われた場合に、その状況を早期に発見しやすい立場にある。土地所有者等が県に情報を提供することにより、県は早期に不適正処理を発見することができる。

加えて、賃貸地で不適正処理が行われた場合、土地所有者等は一時的には被害者であるものの、その原状回復に当たり、当該土地所有者等自身が費用を負担する等の対応を行わざるを得ないケースも想定される。

そのため、所有地の適切な管理や不適正処理発見の場合の通報を求める努力義務を規定することとする。

なお、土地所有者等は必ずしも県内に居住するとは限らないため、県民への通報義務とは別に規定するものである。

【用語の解説】

- 1 「盛岡市の区域にある土地を除く」

平成20年4月に盛岡市が中核市に移行したことに伴い、産業廃棄物対策のための条例を独自に定めるため、県条例の適用範囲を限定し、県と盛岡市の役割分担を明確にしたものである。

本条は、土地所有者等の責務を定めた規定であり、盛岡市の区域内にある土地の土地所有者等に係る責務規定は、同市が自ら定めることから、本条において個別に同市の区域内の土地の所有者等に対する県条例の適用を除外するものである。

- 2 「他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正な処理が行われないよう努めなければならない」

土地の賃貸を行う場合、不適正処理が行われないようにする努力義務を課すものである。具体的には、賃貸地において、廃棄物の搬入又は発生が予見される場合には、当該賃貸地の使用状況を随時確認することや、不適正処理を行わないことを契約条件として明示すること等が考えられ

る。

なお、県民には不適正処理の「おそれ」の段階で通報の努力義務が課されているのに対し、土地所有者等はより広範な努力義務を課すものである。

3 「通報しなければならない」

第6条の県民の責務では、通報は努力義務と規定しているが、土地所有者の果たすべき責任に鑑み、不適正処理が行われたことを知ったときは、努力義務ではなく、義務規定とするものである。

4 「当該不適正な処理をやめるよう求めることその他その土地及び地域に係る生活環境を保全するために必要な措置」

土地の所有権に基づきなしうる権限を適切に発揮することを期待するものであり、不適正処理の中止を求めることを条例上例示しているが、進入防止柵を設ける、契約の解除の申し出を行うこと等が想定される。

条	例	規	則
(通報に基づく調査等の義務)			
第6条の3	知事は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通報(次項において「通報」という。)を受けたときは、速やかに、調査その他の必要な措置(次項において「調査等措置」という。)を講じなければならない。		
2	知事は、通報をした者から当該通報に係る調査等措置の状況について照会を受けたときは、当該通報をした者に対し、当該調査等措置の状況を回答しなければならない。ただし、「情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)第7条第1項各号に掲げる情報については、この限りでない。		

【趣旨】

今回の循環条例の改正の中で、不適正処理の早期発見・早期対応のため、県民や土地所有者等に対し、不適正処理の通報の努力義務等を課すこととしているが、県民等から寄せられた通報に対し、県は速やかに調査等を行う責務を有しており、通報を受けてもこれを放置することは許されない。

また、自らの居住地や管理等を行う土地に不適正処理がなされた場合、通報者は生活環境に不安を抱きつつ通報を行うことが予想され、県の調査等の状況を確認したいと考えることも予想される。

そのため、通報を受けた場合、県は速やかに調査等を行うとともに、通報者から問い合わせがあった場合、調査状況を回答することとする。なお、県の回答の方法は限定しない(口頭であっても可)。文書で回答を求められた場合は、情報公開条例の制度に沿って対応する。

【用語の解説】

ア 知事は

県民や土地所有者等は「県又は関係機関」に通報を行うことが努力義務等として規定されているが、調査・回答義務は知事にのみ課すこととする。

イ 調査その他の必要な措置

通報がなされた場合、適切な対応を迅速に行うことを規定するものである。なお、実務上、県に寄せられる不適正処理の通報は、全てが真実であるとは限らない状況にある。通報の真偽を含め、必要な調査等を行うことを規定するものであり、通報がなされた場合、全てにおいて現地調査を行うとする趣旨ではない。

「措置」の内容として、一般廃棄物の不適正処理の通報がなされた場合、一般廃棄物の処理は市町村の権限とされているため、通報がなされた内容が一般廃棄物の不適正処理に係るものと判断された場合は、該当市町村へ通知することとなる。

ウ 通報をした者から当該通報に係る前項の調査の状況について照会を受けたときは

知事の回答義務は、照会を受けた場合に行うものである。不適正処理の通報は匿名により行われることが少なくないことから、一律に不適正処理の回答義務を課すことは実務上不可能であるため、このような規定を設けたものである。

なお、調査状況の回答は照会を受けた場合に限定されるとして、それ以外は何ら行政が回答のための責務を有していないと解することは適当ではない。不適正処理の通報がなされた際に、調査状況の回答を求めるかどうか、通報者に確認を行うことが適切な対応であるといえる。

エ ただし、情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)第7条第1項各号に掲げる情報については、この限りでない。

照会・回答は様式を問わないため、口頭や電話での照会も可能である。この場合、回答する情報の範囲を明らかにするための、個人情報等の非開示事項は回答しない旨の確認的規定である。

第2章 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則

条	例	規	則
(産業廃棄物の ¹ 自県（圏）内処理の原則)			
第7条	事業者は、その事業活動に伴って県内で生じた産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に当たっては、循環型地域社会の形成を図るため、当該産業廃棄物の性状等に応じ、県内又は規則で定める圏域において適正に処理するよう努めなければならない。		
2	県は、前項の処理が円滑に行われるよう、 ² 県外において生じた産業廃棄物の秩序ある県内への搬入、産業廃棄物を処理する施設の整備の促進並びに産業廃棄物の処理に関する技術に関する研究開発の推進及びその普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。		
		(圏域の区域)	
		第3条 条例第7条第1項の規則で定める圏域は、本県並びに青森県及び秋田県の区域とする。	

【趣旨】

- 1 本条は、「地域で発生した産業廃棄物は、その地域で循環的に処理する」という「自県（圏）内処理」を事業活動における原則とし、その実施に向け努力を求めるものである。ただし、一定の特別管理産業廃棄物など現実には本県で処理しきれないものもあるため、処理のエリアを「自県」のみではなく、青森県及び秋田県で連携して形成する「自圏」とするとともに、「自県」のみならず「自圏」以外で処理する実態もあることから、努力義務にとどめたものである。
- 2 「自県（圏）内処理」は、本県における産業廃棄物の処理における原則であり、循環型地域社会の形成に関する条例の解釈や運用はもちろん、本県の産業廃棄物に関する全ての政策を形成、実施する際の基準となるものであり、この原則を実現するため、県はハード（処理施設）及びソフト（処理技術開発の推進及び普及等）の整備に努めるものとした。

【用語の解説】

1 「自県（圏）内処理」

「地域で発生した産業廃棄物は、その地域で循環的に処理する」ことであり、「いわて資源循環型廃棄物処理構想」（平成13年3月策定）及び「岩手県廃棄物処理計画」（平成14年3月策定）で採用した原則である。産業廃棄物の処理を行う地域は当該産業廃棄物を発生させた自県（すなわち県内）か、せめて自圏（すなわち「目が届く」範囲でしかも同一の産業廃棄物政策に取り組んでいる北東北三県（青森、秋田、岩手）内）とするよう求めている。これは、産業廃棄物を適正に処理するには、処理責任のある排出事業者と行政及び住民それぞれの目が届く範囲で処理するとともに、産業廃棄物の発生抑制や再生利用の取り組みを地球や国家規模だけでなく地域毎に進めることが極めて有効であることから、本県における産業廃棄物の処理における原則としたものである。

なお、一般廃棄物は市町村内での処理原則が廃棄物処理法上規定されているため（法§6の2）、市町村をまたがる移動は原則的に不可能であることから、産業廃棄物についてのみの規定で足りるものである。

「自圏」とは、条例第7条第1項の「規則で定める圏域」であり、規則第3条により北東北三県（青森、秋田、岩手）としている。これは、広域的な取り組みを行ううえで東北6県が適当な範囲と考えられ、この範囲内で準備が整った県と順次連携を進めることを検討しているが、現時点で青森、秋田両県との連携のみが可能のみだったことによるものであり、この2県に限定しているのではない。

2 「県外において生じた産業廃棄物の秩序ある県内への搬入」

本県の原則である「自県（圏）内処理」に支障を及ぼさない、県外産業廃棄物の搬入であり、本県の最終処分場を逼迫させないものが最も適当である。

これは、青森県境不法投棄事件の教訓から、産業廃棄物の県をまたがる広域移動は処理責任の所在が不明確になりがちであり不法投棄事件に結びつきやすいこと、無制限な搬入は本県の原則である「自県（圏）内処理」へのプレッシャーとなることから、一定の県外産業廃棄物の搬入の規制は必要であると認められたことによる。ただし、広域移動を認めている国の姿勢もあることから搬入の全面禁止は難しいので、せめて秩序が必要としたものである。

条 例	規 則
(県外産業廃棄物の搬入事前協議義務)	
第 8 条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者（発生から埋立処分又は再生が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処分（以下「中間処理」という。）を行う者をいう。以下同じ。）を含む。）は、当該産業廃棄物の処理（収集又は運搬を除く。）を県内で行うため搬入しようとする場合は、別に条例で定めるところにより知事に協議しなければならない。	

【趣旨】

本条は、自県（圏）内処理の原則で、県が構はずべき「県外において生じた産業廃棄物の秩序ある県内への搬入」のための措置として、県外産業産業廃棄物を県内に搬入する際には当該事業者に対し、性状及び処理方法等の確認のため、知事との事前協議を義務付け、再生利用等の一定の基準に適合しない場合は中止等の勧告を行うこととしたものである。具体的な内容は「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」において規定している。

条	例	規 則
(産業廃棄物の県外搬出)		
第9条 県内の事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理(収集又は運搬を除く。)を県外で行うために搬出しようとする事業者(中間処理業者を含む。)は、当該産業廃棄物について、性状、数量等を把握するとともに、適正に処理するよう努めなければならない。		

【趣旨】

- 1 本条は、産業廃棄物の自県(圏)内処理の原則からの帰結として、県内で発生した産業廃棄物を県外に搬出する場合には、事業者当該産業廃棄物の性状及び数量等の把握、適正処理の努力義務を課すものである。
- 2 第5条の事業者の責務とほぼ同様であるが、県外搬出の際は特に性状等の把握と適正処理が重要である旨を強調するため、あえて規定したものである。
- 3 県外搬出については事前協議等の立法事実は現段階でそれほど認められないこと、県外処理を規制するほど自県(圏)内処理を貫徹できる基盤整備が十分ではないこと、県内搬入に比較し県外搬出の実態把握は困難であること等から努力義務にとどめたものである。

第2章の2 産業廃棄物の減量等に関する計画

条 例	規 則
<p>(1 準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)</p> <p>第9条の2 その事業活動に伴って生じた産業廃棄物(特別管理産業廃棄物(廃棄物処理法第2条第5項の特別管理産業廃棄物をいう。第20条の3第1項第2号において同じ。))を除く。以下この項及び第22条の2において同じ。)の前年度の発生量が500トン以上である事業場を設置している事業者(廃棄物処理法第12条第7項の多量排出事業者を除く。次項において「準多量排出事業者」という。)は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 準多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。</p>	<p>(準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画)</p> <p>第3条の2 条例第9条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。</p> <p>(2) 次に掲げる事項を定めること。</p> <p>ア 計画期間</p> <p>イ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</p> <p>ウ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</p> <p>エ 産業廃棄物の分別に関する事項</p> <p>オ 産業廃棄物の再生利用に関する事項</p> <p>カ 産業廃棄物の処理に関する事項</p> <p>(3) 別に定める様式による産業廃棄物処理計画書を添付すること。</p> <p>(4) 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(実施の状況の報告)</p> <p>第3条の3 条例第9条の2第2項の規定による報告は、別に定める様式による産業廃棄物処理計画実施状況報告書を翌年度の6月30日までに知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第3条の4 第3条の2第3号の産業廃棄物処理計画書及び前条の産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出部数は、正副2部とし、当該計画書及び報告書は、本店又は主たる事務所若しくは事業所(以下「本店等」という。)の所在地が県内にある者にあつては当該本店等の所在地を所管する広域振興局又は地方振興局長(以下「所管広域振興局長等」という。)を経由して、当該本店等の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。</p> <p>(計画及び実施の状況の報告の公表)</p> <p>第3条の5 条例第9条の2第3項の規定による公表は、同条第1項の計画及び同条第2項の規定による報告の内容を1年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。</p>

【趣旨】

本条は、年間 500 t 以上 1,000 t 未満の産業廃棄物を排出する準多量排出事業者が策定し実施状況を報告すべき産業廃棄物処理計画について定めたものである。

- 1 国においては、多量排出事業者制度を法制化しており、廃棄物処理法第 12 条第 7 項の規定には、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者又は同じく特別管理産業廃棄物の発生量が 50 t 以上である事業場を設置している事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出するとともに、計画の実施の状況について報告しなければならないとあり、また、都道府県知事は、前項の計画及びその実施状況について、公表（1 年間公衆の縦覧に供する）するものとするとしている。
- 2 本県では、多量排出事業者の報告された発生量のうち県内の総発生量に占める割合は、平成 14 年度及び平成 15 年度において 17% であり、その廃棄物の減量化に向けた指導を行う面で、国の当初の見込みである 70% に比較すると 53% も下回る状況にある。産業廃棄物処理計画の作成及び実施状況報告義務者の基準を引き下げることにより、カバー率を引き上げ、廃棄物の減量化を促進する必要があるため、産業廃棄物実績報告書からの推計を基に 500 t 以上としたもの。
- 3 法定規則事項又は地方公共団体の長その他の執行機関の権限とされている事項でないことから、本制度は県独自の制度として、年間 500 t 以上 1,000 t 未満の者に対して義務化するものであり、法の横だし条例ではなく、県独自の制度として整理されるもの。

【用語の解説】

- 1 「準多量排出者」
多量排出者に「準じて」排出量が多い事業者を指すものであり、他県でもこの語を使用する県があることから、準多量排出者としたもの。
- 2 「計画期間」
計画期間については、多量排出者制度と同様（法令による定めはない）具体的な期間を定めるものではないが、都道府県廃棄物処理計画との関係、提出期限等を踏まえて 4 月から翌年 3 月末までの 1 年間とすることや、中長期的な観点から複数年度の計画とすることが考えられる。

【留意事項等】

- 1 実施状況の報告（条例第 9 条の 2 第 2 項による報告）は、計画期間が終了する年度分まで、毎年度提出を求め、計画の履行状況等を最後まで確認するものである。

第3章 再生利用の促進

条	例	規	則
<p>第3章 再生利用の促進 (再生資源利用認定製品)</p> <p>第10条 知事は、再生資源を利用した製品で規則で定める基準に適合すると認められるものを、岩手県再生資源利用認定製品(以下「認定製品」という。)として認定することができる。この場合において、知事は、再生資源を利用した製品の製造又は流通、環境の保全その他再生資源を利用した製品の使用の促進に係る学識経験を有する者及び関係団体に所属する者の意見を聴くものとする。</p> <p>2 再生資源を利用した製品を製造し、又は製造しようとする者であって前項の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他規則で定める書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 製品を製造し、又は製造しようとする事業所の所在地</p> <p>(3) 製品の原材料となる再生資源等の状況</p> <p>(4) 製品の特質</p> <p>(5) その他規則で定める事項</p> <p>3 第1項の規定に基づく認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。</p>	<p>(認定の基準等)</p> <p>第4条 条例第10条第1項の、<u>規則で定める基準は</u>、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 主として県内で生じた再生資源を利用して、県内で製造されたものであること。</p> <p>(2) 環境への負荷(人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。)の低減に十分な配慮がなされていることその他環境保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造されたものであること。</p> <p>(3) 申請時において既に県内で販売されていること又は申請の日から6月以内に県内で販売されることが確実であること。</p> <p>(4) 別表第1に定める岩手県再生資源利用認定製品品質基準に適合していること。</p> <p>2 知事は、原則として毎年度2回、条例第10条第1項の認定に係る審査を行うものとする。</p> <p>3 知事は、条例第10条第1項の認定をしたときは、申請者に対し岩手県再生資源利用認定製品認定証(様式第1号)を交付するとともに、当該認定に係る認定製品の品目名及び製品名、当該認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)の氏名又は名称並びに製造する事業所の所在地を公表するものとする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第4条の2 条例第10条第2項の申請は、岩手県再生資源利用認定製品認定申請書(様式第2号)により行わなければならない。</p> <p>2 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 製品の説明書</p> <p>(2) 認定の基準に適合していることを証する書類</p> <p>(3) 申請者の概要を記載した書類</p>		

<p>4 前項の有効期間の満了後引き続き第1項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認定の更新を受けなければならない。</p> <p>5 前項の認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>6 県は、その事務を処理し、又は事業を実施するに当たり、物品（工事で使用する資材を含む。）を購入し、又は使用する場合において、他の製品と同等の品質であると認められる認定製品があるときは、当該認定製品を²優先的に購入し、又は使用するよう努めるものとする。</p> <p>7 県は、規則で定めるところにより、毎会計年度の終了後、当該会計年度における認定製品の購入及び使用の状況を公表するものとする。</p> <p>8 県は、県の行う工事において認定製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、当該工事現場の見やすい場所に、当該認定製品の品目、使用量その他規則で定める事項を掲示するものとする。</p> <p>9 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民、事業者及び³市町村等に対し、その周知に努めるとともに、市町村に対し、必要に応じ、認定製品の使用の促進のための技術的助言を行うものとする。</p>	<p>（認定の更新）</p> <p>第4条の3 条例第10条第4項の更新の申請は、岩手県再生資源利用認定製品認定更新申請書（様式第2号の2）により行わなければならない。</p> <p>2 前項の申請には、前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に知事に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>（認定製品の変更届等）</p> <p>第5条 認定事業者は、認定製品の申請事項のうち次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、岩手県再生資源利用認定製品変更届出書（様式第3号）により知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（1）製品の寸法</p> <p>（2）製品の仕様</p> <p>2 認定事業者は、認定製品の製造を廃止したときは、速やかに、岩手県再生資源利用認定製品廃止届出書（様式第3号の2）によりその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（公表）</p> <p>第6条 条例第10条第7項の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</p> <p>（掲示）</p> <p>第7条 条例第10条第8項の掲示は、県が工事を行う場所において、立札、看板、表示板等に掲示する方法により行うものとする。</p> <p>2 条例第10条第8項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）製品名</p> <p>（2）認定番号</p> <p>（3）再生資源を使用した製品である旨</p>
---	--

取 扱 要 領

(実地確認)

第2 条例第10条第1項の認定に当たっては、環境保全のために必要な措置が講じられている事業所であることを実地に確認するものとする。

(台帳への記載)

第3 知事は、条例第10条第1項の認定の状況を明らかにしておくため、台帳を整備するものとする。

(購入等状況報告)

第4 各部長は、毎年5月末までに、前年度の認定製品の購入及び使用の状況を環境生活部長に報告するものとする。

【趣旨】

本条は、廃棄物等を再生資源として利用する再生資源利用認定製品認定制度について定めるものである。

- 1 再生資源を利用した製品については、价格的に割高であるほか、品質への信頼性が必ずしも高くないこと等から、需要が伸びず市場流通が活発とは言えない状況である。そこで、当該製品で一定の基準を満たすものを県が認定することとし、条例に規定することにより、県民一体となった取り組みを行おうとするものである。
- 2 認定製品の商品としての流通の状況や開発の速度を考慮し、有効期間を定めたものであるが、今後の広域的な対応を想定し、他県の状況を考慮して、3年としたものである。
- 3 認定製品として一定の販売実績がある製品は、制度の安定性や信頼性の観点から認定の有効期間満了後も引き続き認定を受けることが望ましい。そのため、認定の更新制度を設け、有効期間満了に再度、認定を申請する際の申請者の負担を軽減することとし、認定制度の普及拡大を図るものである。
- 4 認定製品の製造が中止された場合、知事は認定の取消しができることとしている(第12条)。こうした場合、制度の信頼性の確保という観点から、速やかに認定製品から除外しなければならない。このため、認定製品の製造事業者は認定製品の製造中止の場合の届出を義務付けることとする。
- 5 県は他の模範となる必要があり、また事業等において当該製品の多量な利用が期待できることから、優先的な購入又は使用を行う努力義務を課し、購入又は使用状況を公表するとともに、県の行う工事で使用する場合は工事現場に掲示するものとする。
- 6 認定製品の使用が促進されるように、県に周知の努力義務を課するものである。

【用語の解説】

1 「規則で定める基準」

規則第4条第1項第1号の「主として」は、原材料として使用される再生資源の半分以上は県内のものであることを想定しており、再生資源の大半が県外搬入による製品は原則として認定しないものである。

また、「県内で製造」は県内のリサイクル産業の育成を制度の目的としていることによる。

これは、自県内処理の原則との整合性から、原材料となる再生資源の発生の場合と、「処理」としての性格も有する認定製品の製造の場が自県内であることを要件とするものである。

2 「優先的に購入し、又は使用」

県が行う物品購入や、工事において調達しようとする品目の中に認定製品があるときは、目的に応じた品質、機能及び価格等を考慮して、優先的に購入し、又は使用するよう努めるものである。

なお、県における認定製品の優先利用は、他のリサイクル製品の使用を排除するものでなく、競

争関係を維持し、独占禁止法やWTO協定に抵触しない範囲で行うものであることから、努力義務とするものである。

3 「市町村等」

市町村及び一部事務組合、広域連合をいう。一部事務組合、広域連合はあらゆる意味において市町村に準ずるほか、県又は市町村と同様に大口の需要者として期待できるため、周知等の対象に加えるものである。

【留意事項等】

- 1 事業者の自主的な経済活動への関与を回避することから、認定については、申請主義とするものである。
- 2 再利用は再生利用ではないことから、原則としてリユース製品は認定の対象ではない。

条	例	規	則
(認定製品の表示) 第 11 条 前条第 1 項の認定を受けた者は、規則で定めるところにより、再生資源を利用した製品に当該認定製品であることを表示することができる。 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、認定製品以外の製品については、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。		(認定製品の表示) 第 8 条 条例第 11 条第 1 項の表示は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 (1) 岩手県再生資源利用認定製品の文字の表示 (2) 知事が別に定める認定マークの表示 (3) 前 2 号の表示を同時に使用した表示	

【趣旨】

本条は、第 10 条の規定により認定された製品であることを県民等に周知するため、認定製品にその旨の表示ができることを定めるとともに、類似の表示を禁止するものである。

なお、認定マークの表示は義務ではなく、認定を受けた事業者において、認定製品の宣伝効果や識別性等を検討し表示するものとする。

【用語の解説】

1 「表示」

(1) 文字の表示

「岩手県再生資源利用認定製品」又は、「岩手県認定リサイクル製品」と表示することができる。

(2) 認定マークの表示

デザインは、下図のとおりであり、色彩は、「I W A T E」の文字を赤色、その他の部分を青色とする。



認定マークは、平成 15 年 10 月に一般公募により決定した。一切の権利は県に帰属するものとし、認定製品以外の製品に認定マークが使用することを禁止している。

【留意事項等】

認定マークは、商標登録をしていれば商標法により類似マークが登録されることや使用されることから保護されるものであるが、今のところ未登録であり、認定製品以外の製品に類似マークを使用されることを防ぐため、条例第 11 条第 2 項で明記するものである。

条 例	規 則
<p>(認定の取消し)</p> <p>第12条 知事は、認定製品が第10条第1項の基準に適合しなくなったと認めるときその他規則で定める事由に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。</p>	<p>(認定の取消し)</p> <p>第9条 条例第12条の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 認定事業者が認定製品の製造を中止した場合</p> <p>(2) 認定事業者が第5条第1項の届出をしなかった場合</p> <p>(3) 認定事業者が正当な理由なく条例第31条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告を行った場合</p> <p>(4) 認定事業者が偽りその他不正の手段により認定を受けた場合</p>

取 扱 要 領
<p>(認定取消し)</p> <p>第5条 条例第12条の認定の取消しは、岩手県再生資源利用認定製品認定取消通知書(様式第1号)により行うものとする。</p>

【趣旨】

本条は、第10条の規定に基づき認定された製品が認定基準に適合しなくなったとき、又は不正な方法により認定を受けたことが発覚した場合等に、知事が認定を取り消すことができる旨規定したものである。

第4章 優良な産業廃棄物処理業者の育成

条	例	規	則
(産業廃棄物処理業者育成センター)			
第13条	知事は、県内の産業廃棄物処理業の経営の健全化を図ることを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人であって、次条第1項の業務を適正かつ確実に行うことができる と認められるものを、その申請により、 <u>1</u> 県内を通じて1個に限り、産業廃棄物処理業者育成センター (以下「センター」という。)として指定することができる。		
2	知事は、前項の規定に基づく指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を <u>2</u> 公示しなければならない。		
3	センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨 を知事に届け出なければならない。		
4	知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。		

【趣旨】

本条は、産業廃棄物処理業者の優良育成等を目的とした産業廃棄物処理業者の格付け、保証金等の事業を行うことができる公益法人を、産業廃棄物処理業者育成センター(以下「センター」という。)として知事が指定できることとしたものである。

なお、平成15年7月30日に社団法人岩手県産業廃棄物協会がセンターに指定された(平成15年8月12日告示)。

【用語の解説】

1 「県内を通じて1個に限り」

センターの業務である産業廃棄物処理業者の格付け及び事故時の対応等に係る保証金制度を実施するには、全県的かつ統一的に行うことが適当であることから、県内1法人に限定したものである。したがって、指定が取り消されない間は、新たに別の公益法人を指定することはできない。

2 「公示」

センターを指定したとき及びセンターから名称等の変更届出があったとき、センターの名称、住所及び事務所の所在地及び変更事項を岩手県報により公示するものである。

条 例	規 則
<p>(業務)</p> <p>第14条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>1 産業廃棄物処理業者の格付けに関すること。</u></p> <p>(2) <u>2 産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金に関すること。</u></p> <p>(3) 前2号の業務に附帯する業務</p> <p>2 センターは、前項各号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、規則で定めるところにより、当該業務の実施に必要な規程を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(格付け基準等)</p> <p>第9条の2 知事は、条例第14条第1項第1号の格付け(第4項において「格付け」という。)の基準(以下この条において「格付け基準」という。)を定め、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>2 格付け基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 評価項目及び評価基準に関する事項</p> <p>(2) 認定基準に関する事項</p> <p>(3) 評価方法に関する事項</p> <p>(4) 評価結果に基づく格付け区分に関する事項</p> <p>3 知事は、格付け基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ産業廃棄物処理業者以外の者で産業廃棄物処理の専門的事項に関し学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。</p> <p>4 条例第13条第1項の産業廃棄物処理業者育成センターは、産業廃棄物処理業者から格付けの申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る産業廃棄物処理業者が格付け基準を満たすと認めるときは、その格付けを行うものとする。</p> <p>(業務規程)</p> <p>第10条 条例第14条第2項の業務の実施に必要な規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理業者育成センターの運営に関する事項</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業者の格付けに関する事項</p> <p>(3) 産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金に関する事項</p>

【趣旨】

本条は、センターの業務内容を定めるとともに、センターが業務規程を定め、知事の認可を受けることを定めたものである。これは、センターの業務は公共性を有していること及び排出事業者等の信用を得るには公正と透明性の確保が必要であること等を勘案し、センターの業務に関し、一定のルールを作り、その内容を県が審査し認可することとしたものである。

【用語の解説】

1 「産業廃棄物処理業者の格付け」

排出事業者等が処理を委託する際の産業廃棄物処理業者の選定に資すること及び具体的な認定基準を明示することで、優良な産業廃棄物処分業者となるインセンティブを働かせることを目的に、遵法性、管理体制、設備能力等の評価軸に基づき、「委託処理の安心度」という観点から、産業廃棄物処理業者の能力を数段階に格付けして評価することをいい、その結果を公表するものである。

ただし、当面は一定の基準をクリアした業者を「基準適合業者」として認定し、制度の定着度や効果等を勘案しながら、上記の「段階的格付け」に移行することが見込まれている。

2 「産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金」

産業廃棄物の不適正処理の原状回復等を確保するため、産業廃棄物処理業許可（更新）時にセンターに預託する保証金をいう。保証金を預託した産廃処理業者による適正処理が不可能になった際に、預託した業者に保証金を返還し、先行的、緊急的対応に資することを目的とするものである。保証金の金額が一業者 100 万円（県産業廃棄物協会員は別に相互保証があれば 50 万円に減額）であることから、先行的、緊急的対応としては、通常手薄になりがちな、産業廃棄物の飛散・流出防止、周辺環境影響調査、原状回復計画策定などを想定しているが、軽易な事案であれば原状回復措置までを行うものである。

【留意事項等】

- 1 産業廃棄物処理業者の格付け及び事故時の対応等に係る保証金の業務は、本県産業廃棄物処理業界としての自主管理・自主規制を目的としており、センター固有のもので、県の委託ではない。いわばセンターの「自主事業」であり、業務運営を県が指導監督するというものである。
- 2 「格付け」結果の公表は、排出事業者等の処理委託先選定のため、認定結果という事実を情報提供するものであり、一定の要件を満たしたすべての業者を公表するものである。したがって、個別の産業廃棄物処理業者をPRしたり、逆に情報提供の場から排除するものではない。
- 3 保証金制度は、原状回復等の代行や保険のような原状回復費用の「補填」ではなく、いわば「供託」に類似する制度である。したがって、「保証」や「保険」というより、産業廃棄物処理業者の自己責任による緊急対応等の費用の確保という性格と、違反行為はしないという「誓約金」的な性格を有している。また、保証金制度への加入と格付けにおける加点点評価とリンクさせ、加入のインセンティブを刺激し、一層、安心できる処理を担う優良な産業廃棄物処理業者の育成に向けたトータルパッケージの一つとなっている。

条 例	規 則
<p>(事業計画等)</p> <p>第 15 条 センターは、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 センターは、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(事業計画等の提出)</p> <p>第 11 条 条例第 15 条第 1 項の事業計画書及び収支予算書の作成及び提出は、毎事業年度開始前に行わなければならない。</p> <p>2 条例第 15 条第 2 項の事業報告書及び収支決算書の作成及び提出は、毎事業年度終了後 3 月以内に行わなければならない。</p>

【趣旨】

本条は、事業年度開始時には事業計画書及び収支予算書を、事業年度終了後には事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出することを定めたものである。

条	例	規	則
(措置命令)			
第 16 条 知事は、センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			

【趣旨】

本条は、センターの財産の状況又はその業務の運営に関し措置命令ができることを定めたものである。第 13 条及び第 14 条における県のセンターの指導監督の権限と一体となったものである。

条	例	規	則
(報告及び立入検査)			
<p>第 17 条 知事は、第 14 条第 1 項各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、当該業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>			

【趣旨】

本条は、センターの業務の適正な運営を確保するため、報告徴収又は立入検査を行うことができることを定めるものである。センターは条例第 13 条により公益法人でなければならず、県が所管する公益法人であれば民法第 67 条第 3 項を根拠に立入検査を行うことができるが、当該法人をセンターに指定し、センターの業務の指導監督を行うことからの本条で規定したものである。実際には、公益法人としての業務とセンターとしての業務が不可分な部分が生じることが予想され、本条と民法第 67 条第 3 項の 2 つの規定を根拠に立入検査を実施する場合があります。

条	例	規	則
(指定の取消し)			
<p>第18条 知事は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項の規定に基づく指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第14条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>(2) 指定に関し不正の行為があったとき。</p> <p>(3) この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p>		<p>2 知事は、前項の規定に基づき指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>	

【趣旨】

本条は、業務の適正な実施が不可能となった場合等にセンターの指定を取り消すことができることを定めたものである。

第5章 許可の取消し等の基準

条 例	規 則
<p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第19条 知事は、廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が廃棄物処理法又はこの条例若しくは¹この条例に相当するものとして規則で定める盛岡市の条例（第4項において「盛岡市条例」という。）若しくは県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号。第4項において「県外搬入事前協議条例」という。）に違反したときは、²規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が³規則で定める点数（以下「基準点数」という。）に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の2の6の規定に基づき期間を定めて、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、若しくはその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の3の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。</p> <p>3 前項の場合においては、⁴第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為（廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3若しくは第15条の2の6の規定に基づく一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2若しくは第15条の3の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。）に係る点数を加算するものとする。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第7条第5項第4号トに該当する者とする。</p>	<p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第12条 条例第19条第1項の規則で定める盛岡市の条例は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年盛岡市条例第40号）とする。</p> <p>2 条例第19条第1項の規則で定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、知事が必要と認める場合には、同項の点数を20点の範囲内で加減することができる。</p> <p>3 条例第19条第2項の規則で定める点数は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる点数に達し、又はこれを超えたときは、当該各号に掲げる許可の取消し等の処分を行うものとする。</p> <p>(1) 100点 許可取消し (2) 90点 事業停止90日 (3) 60点 事業停止60日 (4) 30点 事業停止30日 (5) 10点 事業停止10日</p>

条 例	規 則
<p>(1) 過去において繰り返し廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項の規定により許可の取消処分を受けた者（廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。）</p> <p>(2) 第20条第7項、第20条の3第1項若しくは第23条第3項の規定又はこれらの規定に相当するものとして規則で定める盛岡市条例の規定による命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令（以下「廃棄物処理法等」と総称する。）の規定、廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者</p> <p>(4) 廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例若しくは県外搬入事前協議条例の規定又は廃棄物処理法等若しくはこの条例若しくは盛岡市条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。）を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの（第1号及び廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。）</p> <p>(5) 廃棄物処理に係る業務を遂行するに際し、繰り返し法令（廃棄物処理法等を除く。）若しくは条例（この条例及び盛岡市条例並びに県外搬入事前協議条例を除く。）の規定に違反して罰金以下の刑に処せられた者又は行政庁による処分等を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの</p> <p>(6) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対し、同法第9条各号に掲げる行為を行うことを要求し、依頼し、又は唆す等暴力団員を利用している者</p>	<p>4 条例第19条第4項第2号の規則で定める盛岡市条例の規定は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第21条の2第7項、第21条の4第1項及び第21条の7第3項の規定とする。</p>

条	例	規	則
(7) 暴力団員に対して自発的に資金を提供し、又は便宜を供与する者その他直接的又は積極的に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者			
(8) 前各号に定めるもののほか、産業廃棄物の不適正な処理の状況を勘案し、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められる者として規則で定めるもの		5	条例第19条第4項第8号の規則で定めるものは、廃棄物処理法に基づく許可を申請する際、廃棄物処理法第19条の5第1項の規定により支障の除去等の措置を命じられたにもかかわらず、その措置を履行せず、履行しても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては履行しても当該期限までに完了する見込みがない者とする。

取	扱	要	領
(点数の通知)			
第6 条例第19条第1項の点数の通知は、許可取消通知書又は事業停止命令書への記載により行うものとする。			

【趣旨】

本条は、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者に対し、知事が同法第14条の3又は第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく事業停止命令又は許可の取消しを行う場合の基準を定めるものである。

これは、行政処分の基準を明確化することで、違反行為の抑止と、適性かつ迅速な行政処分の判断を目的とし、現在の国通知（「行政処分の指針について」H13.5.15 環境省産業廃棄物課長通知）による廃棄物処理法違反の「処理基準」の点数化に加え、循環型地域社会の形成に関する条例に関する違反も点数化したものである。

また、違反行為の抑止と適正かつ迅速な行政処分の判断は、処理業者のみに要請されるものではなく、施設設置者に対しても同様に求められるものである。施設設置者についても、少数ではあるが、無許可による事業内容の変更を行い、知事の勧告が行われることもあることから、平成19年度の改正において、当該基準の適用対象を一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可を受けた者にも拡大するとともに、県外搬入事前協議条例に係る違反についても、点数制の対象としたものである。

【用語の解説】

- 「この条例に相当するものとして規則で定める盛岡市の条例」
「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年盛岡市条例第40号）」をいう。
- 「規則で定める基準」
違反行為の類型ごとに点数を定めた基準（別表第2を参照）をいう。廃棄物処理法及び循環型地域社会の形成に関する条例に定める罰則の内容に応じ点数化している。なお、本条は「廃棄物処理法又はこの条例に違反したとき」に適用され、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の違反行為（具体的には罰則が適用される立入検査等の拒否等）には直接適用されない。
- 「規則で定める点数（以下「基準点数」という。）」
基準点数に応じ、処分内容を定めるものであり、次のとおりとする。

基準点数	9点以下	10～29点	30～59点	60～89点	90～99点	100点～
処分内容	対象外	事業停止 10日	事業停止 30日	事業停止 60日	事業停止 90日	許可取消し

- 4 「第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為」
当該違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年間に行われた違反行為をいう。ただし、二重の処分を回避するため、既に処分が終了した違反行為は含まない。

【留意事項等】

本条は、処分基準を明確にするための規定であり、直接の処分の根拠は廃棄物処理法第14条の3及び第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）である。

なお、条例第19条第4項では、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たって、廃棄物処理法第7条第5項第4号ト「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当する者を規定している。

第6章 廃棄物等の適正処理の促進

条 例	規 則
<p>(廃棄物等の適正保管等)</p> <p>第20条 <u>1</u>法令又は他の条例で定める場合を除くほか、<u>2</u>廃棄物等の保管、埋設、散布、加工その他規則で定める行為（以下「保管等」という。）を行う者は、当該廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発散しないように必要な措置を講ずる等生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に保管等を行わなければならない。</p> <p>2 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、知事は、生活環境の保全上必要があると認めるときは、必要な限度において、廃棄物等の保管等若しくは<u>3</u>放置をしている者に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている場所に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させることができる。</p> <p>3 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>5 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、廃棄物等の保管等又は放置をしている場所及びその周辺から<u>4</u>規則で定める基準以上の規則で定める物質が検出され、かつ、当該廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合その他生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、当該廃棄物等の保管等又は放置をしている者に対し、<u>5</u>水質調査、<u>土壌調査</u>その他掘削等の方法による<u>必要な調査</u>を行うべきことを命ずることができる。</p> <p>6 前項の調査を行った者は、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>7 第2項の立入検査又は第5項の調査の結果、生活環境の保全上の支障があると認められるときは、知事は、当該立入検査又は調査に係る廃棄物等の保管等又は放置をした者に対し、期限を定めて、当該廃棄物等の保管方法の変更<u>6</u>その他<u>必要な措置</u>を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p>(廃棄物等の適正保管等)</p> <p>第13条 条例第20条第1項の規則で定める行為は、保管、埋設、散布又は加工が複合した行為とする。</p> <p>2 条例第20条第5項の規則で定める物質及び同項の規則で定める基準は、次に掲げる環境庁告示の別表に定める物質及び物質ごとに定める基準値又は環境上の条件とする。</p> <p>(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）</p> <p>(2) 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）</p>

取 扱 要 領

(命令)

第7 条例第20条第5項の命令は、命令書(様式第2号)により行うものとする。

2 条例第20条第6項の報告は、調査報告書をもって行わせるものとし、当該報告書の内容が適当と認められるときは、調査報告受理通知書(様式第3号)により報告者にその旨を通知するものとする。

(命令)

第8 条例第20条第7項の命令は、命令書(様式第4号)により行うものとし、措置報告書を提出させるものとする。

2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が適当と認められるときは、措置報告受理通知書(様式第5号)により報告者にその旨を通知するものとする。

【趣旨】

本条は、有価物を偽装した不適正処理等が跡を絶たないことに鑑み、指導監督対象を「廃棄物」から「廃棄物等」に拡大し、適正に保管又は利用するよう義務付けるものである。

また、知事は、必要に応じ当該廃棄物等の保管等や放置をしている者に対し立入検査等を、当該廃棄物等に起因する生活環境の保全上の支障が生ずる蓋然性が高いと認められる場合には当該保管等を行っている者に対し調査命令を、調査の結果、生活環境の保全上の支障があると認められるときは、必要な措置命令を行うことができる旨規定するものである。

【用語の解説】

1 「法令又は他の条例で定める場合を除くほか」

憲法及び地方自治法により条例は法律の範囲内でのみ定めることができること、法令は勿論、廃自動車の保管について既に規定している「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」等他条例と整合性を図る必要があることから、他に適正保管等の規定のある法令及び条例を優先させるものであり、相互に抵触するものではないことを明らかにした。

なお、平成15年の廃棄物処理法の一部改正により、「廃棄物の疑いがある物」についても立入検査等が可能となったことから、廃棄物処理法が優先され、本条の適用範囲の場面は減少するものと思われる。

2 「廃棄物等」

青森県境不法投棄事件を教訓とした有価物偽装への対応が必要であること、規制対象としては社会経済への影響を必要最小限にする必要があること等を勘案し、廃棄物の「周辺」概念である「廃棄物等」を採用したものである。定義は条例第2条第1項第1号のとおりであり、一次産業において発生する場合でも、要件に合致すれば対象になる。具体的に対象となるのは次のとおりである。

概 念	具 体 例	
使用済物品	空き缶、古新聞等	※ 現に使用されているもの及びリユース瓶や中古車は除く
収集・廃棄物品	未使用の新品で収集(廃品回収)又は廃棄(集積所に廃棄)の対象となったもの、出荷不能な産品等	
人の活動に伴い副次的に得られた物品	製品の副産物(貝殻等を含む)、掃除により集められた塵芥、山仕事の際に刈った下草や間伐材	

3 「放置」

管理されているとは認められない状態をいう。

4 「規則で定める基準以上の規則で定める物質が検出され、かつ、当該廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合」

調査命令の要件として、廃棄物等の保管等や放置の行為に加え、現場及びその周辺から水質や土壌に係る環境庁告示に定める値（規則第 13 条第 2 項）を超過した物質が検出されること及び当該物質の流出等が当該廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合をいう。

調査命令は相当程度の経済的負担を強いるものであることから、客観性と相当性を担保する必要がある、かかる要件を付するものである。

なお、物質の流出等が廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合としては、含有量検査や溶出検査により廃棄物等から当該物質が検出されるとともに、次の場合に該当することが考えられる。

ア 重金属及び自然界に存在する化学物質については、当該廃棄物等からの距離が異なる複数の箇所地下水等について検査を行い、当該廃棄物等に近い箇所の測定値が高い場合

イ 本来自然界に存在しない化学物質が検出された場合

5 「水質調査、土壌調査その他掘削等の方法による必要な調査」

保管等や放置している廃棄物等の組成や生活環境への影響等を把握するための調査をいい、水質調査や土壌調査のほか、現況の把握等に有効である掘削調査などが考えられる。廃棄物処理法の措置命令の内容として、調査を含むことが明確でないため明文化したものである。

6 「その他必要な措置」

汚染現場の浄化や当該廃棄物等の撤去などが想定される。

【留意事項等】

本条の規定に基づき知事が調査を命ずる場合には、蓋然性の立証は知事が負う。

第6章 廃棄物等の適正処理の促進

条 例	規 則
<p>(屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務等)</p> <p>第20条の2 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(産業廃棄物処理業者その他規則で定める者を除く。)は、屋外において産業廃棄物(規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保管する場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みを把握し、これを記録しておかなければならない。</p>	<p>(屋外保管の記録義務の対象者等)</p> <p>第13条の2 条例第20条の2第1項のその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者から除くものとして規則で定める者は、条例第2条第8号に規定する廃棄物処理施設等(以下「廃棄物処理施設等」という。)の設置者及び畜産農業、金融・保険業、宿泊業、教育・学習支援業又はサービス業(学術・開発研究機関並びに自動車修理業及び機械等修理業を除く。)を営む者とする。</p> <p>2 条例第20条の2第1項の産業廃棄物から除くものとして規則で定めるものは、次に掲げる事業場において発生する産業廃棄物とする。</p> <p>(1) 飲食店(食品製造業を営む事業場を有するものを除く。)</p> <p>(2) 販売又は総務的事務(人事、労務管理、物品の発注、財産管理、経理、財務、法務その他の組織全体の管理的事務をいう。)(これらの業務のみを行うものに限り、下取り(物品を買い入れる際、当該物品と同一の用途に供されていた買受人の所有に属する物品を、対価の一部として、当該買入れに係る物品と引換えに売渡人に譲渡することをいう。)を伴うものその他の事業活動に伴い副次的に物品が得られるものを除く。)を行う事業場</p> <p>3 条例第20条の2第1項の保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みの把握及び記録は、次に掲げる区分ごとに行わなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物処理法第2条第4項第1号の廃油、廃酸及び廃アルカリ並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第2条第1項第12号に規定するばいじん(第5項において「廃油、廃酸及び廃アルカリ並びにばいじん」という。)</p> <p>(2) 廃タイヤ</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の産業廃棄物</p> <p>4 条例第20条の2第1項の最大保管量の見込みの記録は、毎事業年度開始前(事業年度の中途に屋外において産業廃棄物(第2項で定めるものを除く。次項及び第6項において同じ。)を保管する必要が生じたときは、当該屋外において産業廃棄物の保管を開始する前)にしなければならない。</p>

<p>2 前項に規定する最大保管量の見込みが規則で定める量以上である事業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、当該屋外に保管する産業廃棄物に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>5 条例第 20 条の 2 第 2 項の規則で定める量は、次の各号に掲げる産業廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃油、廃酸及び廃アルカリ並びにばいじん 重量 1 トン又は体積 1 立方メートル (2) 廃タイヤ 100 本 (3) 前 2 号に掲げるもの以外の産業廃棄物 重量 10 トン又は体積 30 立方メートル <p>6 条例第 20 条の 2 第 2 項の帳簿は、産業廃棄物を保管する場所ごとに、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（事業年度の中途に屋外において産業廃棄物を保管する必要が生じたときは、当該屋外において産業廃棄物の保管を開始した日から当該事業年度の 3 月 31 日まで）の間における次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物処理法第 12 条第 2 項に定める産業廃棄物保管基準に従い保管する場合の産業廃棄物の保管可能量 (2) 4 月 1 日及び翌年 3 月 31 日（事業年度の中途に屋外において産業廃棄物を保管する必要が生じたときは、当該屋外において産業廃棄物の保管を開始した日及び当該事業年度の 3 月 31 日）における産業廃棄物の保管量 (3) 産業廃棄物を搬入した場合は、その年月日、当該搬入した産業廃棄物の種類及び数量並びに搬入後の合計保管量 (4) 産業廃棄物を搬出した場合は、その年月日、当該搬出した産業廃棄物の種類及び数量並びに搬出後の合計保管量 <p>7 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における同項第 3 号及び第 4 号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。</p> <p>8 条例第 20 条の 2 第 1 項の規定により最大保管量の見込みを記録した書類及び同条第 2 項の規定により記載した帳簿は、当該記録又は記載を開始した日から 5 年間保存しなければならない。</p>
---	--

【趣旨】

自社保管施設を有する事業所内での不適正処理事案が多く、屋外での大量保管は、結果として放置され、不適正処理につながるおそれがある。

しかし、事業者自らが排出した産業廃棄物の保管（積替え保管を含む。）については、許可等の法による手続きが不要とされており、放置しているにも関わらず「仮置き（保管）だ」との抗弁をする等、不適正な野積み行為が行われる事例が多発している。

そのため、排出事業者による計画的、適正な処理を誘導するため、事業者自らが排出者責任として、屋外における最大保管量を把握するとともに、最大保管量が一定量を超える場合は、廃棄物の発生量・保管量・処理量を記録することを義務付ける。現状の把握を促すことにより、不適正保管から不法投棄につながってきた悪質化を防止しようとするものである。

【用語の解説】

ア 産業廃棄物（規則で定めるものを除く。）

一般の事務所、販売所、サービス事業所においても産業廃棄物が排出されるが、これらは生活環境保全上の支障を生ずるおそれが低いことから、これらのいわゆる「一般のオフィス」において排出される産業廃棄物は、最大保管量の把握、その後の屋外保管の記録義務の対象から除外する。

同様に、例えば家畜ふん尿は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により保管規制が行われていることから、他制度において規制対象とされている産業廃棄物も本条の対象から除外する。

イ 産業廃棄物処理業者その他規則で定めるものを除く

一般廃棄物処理施設の設置者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者、自動車リサイクルの解体、破碎業を営む者は、本条の記録義務の対象から外すこととする。

これらの事業者に対しては、個別の業許可又は施設設置許可の時点で、保管量の見込みを記載することとされているほか、保管基準の上限等の規制が設けられているためである。

ウ 当該保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込み

「保管可能量」ではなく、「最大保管量の見込み」であることに注意が必要である。両者が一致するケースも想定されるが、当該保管地において、最大限どの程度の保管を行おうとするのか、また、どの程度が保管上限であるのかを把握することが、適正保管のための第一歩といえる。

なお、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」では、一定の解体工事を行う際、解体する建設物等に用いられた建設資材の量の見込みをあらかじめ都道府県知事に届け出ることとされているため、当該都道府県知事に届出を行った事項と、これらの解体工事における最大保管量の見込みとは同一となることが予想される。

第6章 廃棄物等の適正処理の促進

条 例	規 則
<p>(搬入一時停止命令)</p> <p>第20条の3 法令又は他の条例の規定により廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、廃棄物等の保管等又は放置をしている者への命令その他当該廃棄物等の適正な処理を確保するための措置を講ずべきかどうかを判断するために、廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収、立入検査又は調査を行う必要があると認めるときは、知事は、これらの結果が明らかとなるのに要する期間の範囲内で、廃棄物等を搬入しようとする者又は当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている者に対し、当該廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第20条第5項に規定する場合</p> <p>(2) 産業廃棄物であることの疑いのある物の保管等又は放置がされ、当該物が産業廃棄物であるとすれば、廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、廃棄物処理法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しないと認められる場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入が継続されることにより、廃棄物等の適正な処理の確保が困難となると認められる場合</p> <p>2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることができない。ただし、同項の規定による命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当することその他同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、当該期間内に同項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果が明らかとならなかったときは、知事は、当該期間を延長することができる。</p> <p>(1) 廃棄物処理法第18条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第6項若しくは第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。</p> <p>(2) 廃棄物処理法第19条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第31条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したこと。</p>	

<p>(3) 第20条第5項の規定による調査を行わず、又は虚偽の調査を行ったこと。</p> <p>3 知事は、第1項の規定に基づき搬入の停止を命じた期間（前項の規定により当該期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）内であっても、第1項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果、廃棄物等の保管等又は放置について、その適正な処理を確保する上で支障がないと認められるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない。</p>	
---	--

取 扱 要 領
<p>(命令)</p> <p>第9 条例第20条の3第1項の命令は、命令書（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>2 条例第20条の3第2項の命令の期間の延長は、通知書（様式第7号）により行うものとする。</p> <p>3 条例第20条の3第3項の命令の取消しは、通知書（様式第8号）により行うものとする。</p>

【趣旨】

県が立入検査や行政指導を行っても、悪質事業者は様々な抗弁を用いて事業（保管場所への搬入）を継続しようとする。例え監視の網にかかっても、悪質処理業者に対しては、法に基づく手続きに時間を要するケースがあるなど、結果として周辺環境への損害が拡大してしまうことが起こっている。

廃棄物等の適正な処理を確保するために措置を講ずる必要があると認められる場合、新規の搬入の規制を行い、適正処理方法の検討・実施を行わなければ、環境被害が悪化し、事後の原状回復が困難となるおそれがあることから、早期の段階で規制を設ける必要がある。

そのため、廃棄物等の保管等が行われている土地で、「土壌・地下水汚染の疑いが濃厚であるが、断定できない」場合等において、報告徴収や調査の結果が判明するまでの間、一定の要件の下に、一時的に搬入を規制する規定を設けることとする。

搬入一時停止命令は、生活環境の保全上支障が生じる蓋然性が極めて高い場合に発せられるものであるため、当該命令違反に対しては行政罰（過料）ではなく、行政刑罰（懲役・罰金：1年以上・50万円以下）を設けることとする。

【用語の解説】

ア 産業廃棄物であることの疑いのある物の保管等又は放置がされ、当該物が産業廃棄物であるとすれば、廃棄物処理法第12条1項に規定する産業廃棄物処理基準（中略）に適合しないと認められる場合

当事者は有価物と主張しているものの、産業廃棄物の疑いのある物の保管等又は放置が行われており、当該物が有価物ではなく、産業廃棄物である場合には、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理基準（産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準）等に反することとなる場合を指す。

イ 廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収、立入検査又は調査の結果に基づき（中略）当該廃棄物等の適正な処理を確保するために措置を講ずる必要があると認めるとき

搬入一時停止命令は、事業の停止を目的とするものではない。廃棄物等は、その性質に応じた適正な処理が必要であることから、不法投棄や放置等を目的として短期間かつ計画的に搬入された多量の廃棄物等について、処理基準等への適合性を確認するとともに、その後の行政調査や改善命令等を円滑に行うことが本条の趣旨である。その旨を、搬入一時停止命令の発動要件中に規定したものである。

ウ 搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることができない

搬入一時停止命令は、「必要な限度で」課すものであり、調査等の結果が明らかになるまでの間を見込んだ上で、期間を設定することとなる。さらに、特定物質の検査に最長30日程度を要することを踏まえ、事業者の権利保護を図る観点から、停止期間に限界を設けるものである。

エ 他当該命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、当該期間内に同項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果が明らかとならなかったときは、知事は、当該期間を延長することができる

停止命令の期間は30日としているが、命令を受けた者の責めに帰すべき理由により、検査等の結果が明らかにならない場合、廃棄物等の性質が不明なままでは保管基準に照らして適正に処理されているか否かの判断ができないため、廃棄物等の適正な処理を確保するために措置を講ずることができない。事業者は1ヶ月を経過すれば搬入が可能となるため、処分逃れを目的として検査の忌避を行うおそれがある。そのため、このような場合においては、停止期間を延長できることとすることが合理的であり、その旨を規定したものである。

オ 廃棄物等の保管等又は放置について、その適正な処理を確保する上で支障がないと認められるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない

命令違反が第34条に規定する懲役又は罰金の構成要件とされていること等を踏まえ、理由が解消した場合、早期に命令を取り消す規定を設け、事業者の権利保護を図るものである。

条 例	規 則
<p>(建設資材廃棄物の適正処理)</p> <p>第 21 条 発注者は、その注文する建設工事について、当該工事により生ずる <u>1</u>建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 2 条第 2 項の建設資材廃棄物をいう。以下同じ。）の処理に要する費用を適正に負担するよう努めなければならない。</p> <p>2 建設リサイクル法第 9 条第 1 項の <u>2</u>対象建設工事（以下「対象建設工事」という。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の再生、処分等の完了予定年月日その他規則で定める事項について、これらの事項を記載した <u>3</u>書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>3 対象建設工事の発注者は、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理の状況について、その確認に努めなければならない。</p> <p>4 対象建設工事の受注者又は建設リサイクル法第 9 条第 1 項の自主施工者は、工事に着手する日の 7 日前までに、当該工事により生ずる <u>4</u>建設資材廃棄物の処理方法等（分別解体を除く。）について、規則で定めるところにより、知事に <u>5</u>届け出なければならない。</p> <p>5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の 7 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>6 知事は、第 4 項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項が <u>6</u>規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 7 日以内に限り、その届出をした者に対し <u>7</u>届出に係る事項の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>7 国の機関、地方公共団体又は国の機関若しくは地方公共団体が発注しようとする対象建設工事の受注者は、第 4 項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を <u>8</u>通知しなければならない。</p>	<p>(建設資材廃棄物の処理方法等の届出等)</p> <p>第 14 条 条例第 21 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 再生、処分等の方法</p> <p>(2) 再生、処分等に要する費用</p> <p>2 条例第 21 条第 4 項の届出は、建設資材廃棄物処理方法等届出書（様式第 4 号）により行わなければならない。</p> <p>3 条例第 21 条第 5 項の届出は、建設資材廃棄物処理方法等変更届出書（様式第 5 号）により行わなければならない。</p> <p>4 条例第 21 条第 6 項の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。</p> <p>(1) 許可業者への適正な委託による再生、処分等であること。</p> <p>(2) 自ら行う適正な再生、処分等であること。</p> <p>5 条例第 21 条第 7 項の通知は、通知書（様式第 6 号）により行わなければならない。</p>

取 扱 要 領

(許可条件の伝達)

第10 知事は、条例第21条の適切な運用のため毎月1日に産業廃棄物処理業許可業者の名簿をホームページ等に掲載するものとする。

(台帳への記載)

第11 所管振興局長は条例第21条第4項の届出等の処理状況を明らかにしておくため、台帳を整備するものとする。

第12 規則第14条第2項及び第3項の届出書の提出を受けた所管振興局(土木部)長は、届出書の写しを定期的に所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に送付するものとする。

(通報等)

第13 所管振興局(土木部)長は、必要に応じ、規則第14条第2項及び第3項の規定により提出された届出書の内容について、建設資材廃棄物処理方法等届出意見照会書(様式第9号)により所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に意見を求めることができる。

2 所管振興局(土木部)長は、規則第14条第2項及び第3項の規定により提出された届出書の内容について、条例第21条第6項の命令又は条例第31条の立入検査等を行うことが相当と認めた場合は、通報書(様式第10号)により関係書類の写しを添付し、所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に通報するものとする。

【趣旨】

本条は、不適正処理された産業廃棄物の大半を占める建設資材廃棄物について、建設リサイクル法を補完し、一層の再資源化等を促進するため、対象となる建設工事の受注者に知事(特定行政庁にあっては市長)への事前の届出義務を課するものである。

これは、建設廃棄物の不適正処理事件を予防するには、分別解体等の指導監督のみでは不十分であり、当該分別解体等により生じた建設廃棄物の処理方法等を工事前に確立するとともに、行政への事前の届出が有効と判断されたためである。

なお、建設リサイクル法においては、分別解体等に関する届出義務を有するのは発注者(実際には受注者が代行や受任により届出事務を遂行する 경우가多い)とのことである。)であるのに対し、本条においては、廃棄物処理法上の排出事業者は元請業者であること、届出内容の専門性や業務の実際等を勘案し、受注者に直接届出義務を課したものである。

【用語の解説】

1 「建設資材廃棄物」

建設リサイクル法第2条第2項の建設資材廃棄物であり、建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものである。ただし、条例第21条第4、5項の届出、第7項の通知については、そのうちコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの(以下「特定建設資材」という。)の記載で足りることとしている。

2 「対象建設工事」

建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事であり、特定建設資材を用いる次の規模以上の工事である。

工 事 の 種 類	規 模	基 準
建築物の解体	床面積の合計	80㎡
建築物の新・増築	床面積の合計	500㎡
建築物の修繕・模様替(リフォーム)	請負代金の額	1億円
その他工作物に関する工事(土木工事等)	請負代金の額	500万円

3 「書面を交付」

書面であれば特に様式は問うておらず、当該事前届出書や建設リサイクル法による再資源化報告書等の利用でも可能である。

4 「建設資材廃棄物の処理方法等（分別解体は除く。）」

建設資材廃棄物についての中間処理（破碎、焼却（縮減）、最終処分（埋立て）、再資源化等の処理方法や要する費用であり届出を要する事項である。

なお、建設資材廃棄物については、分別解体等は建設リサイクル法で完結し、条例ではそれ以外の処理を対象とするため、分別解体を除いたものである。

また、費用は、再生、処分等に要する費用で、運搬費用、諸経費及び消費税を合計した額が標準となる。なお、現在のところ、標準的な処理料金等が定められておらず、具体的な適正額は明らかにはされていない。

5 「届け出」

4についての届出をいい、建設リサイクル法の届出に対応するものである。なお、同法による届出とは根拠を異にする独立した手続であり、届出の提出状況や内容は双方に影響を及ぼさないが、同法及び条例とも工事に着手する7日前までに届け出ることとしていること、対象工事により建築資材廃棄物が発生すること等から、原則として、同時に双方の届け出がなされるものとする。

なお、次の場合は、様式4の4中「(3)その他」に記載するものとする。

- ① 業者ではない1個人の自主施行の場合（事業活動に伴うものではないことから一般廃棄物）
- ② ストーブ等の燃料として使用した場合（本来の廃棄物ではない）

6 「規則で定める基準」

届出の審査基準（規則第14条第4項）をいい、委託による場合と自ら行う場合に区分している。

① 委託による場合の審査基準

委託先が法許可を有する産業廃棄物処分業者（中間処理業者又は最終処分業者）であることである。なお、中間処理及び最終処分は許可による廃棄物処理法の強力な指導監督対象となるため、排出事業者である元請業者が直接委託した処分業者についての許可状況のみを対象としたものである。

② 自ら行う場合の審査基準

自らが法許可を有する産業廃棄物処分業者（中間処理業者又は最終処分業者）であること、又は法許可等を受けた処理施設による再生、処分等であること等である。

7 「届出に係る事項の変更その他必要な措置」

委託先の変更等の届出に係る事項の変更、再生、処分等の中止等が想定される。

8 「通知」

建設リサイクル法第11条に準じ、公共工事の場合、本来届出を要する行為については知事に対し通知を行うこととしており、その通知をいう。通知義務者は届出と同様であり、自主施行の場合は国の機関、地方公共団体であり、請負の場合は受注者である。

【留意事項等】

- 1 委託先等が産業廃棄物処分の許可を有していながら、ダイオキシン類排出削減対策により産業廃棄物処理施設（焼却施設）を稼動することができない場合があり、留意が必要である。
- 2 特定行政庁の7市（盛岡市、花巻市、北上市、水沢市、一関市、釜石市、宮古市）に対し、岩

手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例により循環型地域社会の形成に関する条例第 21 条第 4 項及び第 5 項の届出及び第 7 項の通知の受理を委任しており、建設リサイクル法の届出窓口と一致している。

なお、届出窓口は建設部署であるが、変更命令等警察的権限の発動は本県の環境部署（本庁環境生活部及び地方振興局保健福祉環境部）の担当である。

第7章 原状回復の確保等

条	例	規	則
<p>(排出事業者等の責務等)</p> <p>第22条 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(当該産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第3項の中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とする。以下「排出事業者等」という。)は、産業廃棄物の運搬又は処分(再生を含む。以下この条において同じ。)を委託しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、<u>「受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることの確認(次項において「適正処理能力確認」という。)</u>を行い、その結果を記録しなければならない。</p> <p>2 前項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を同項の受託者に1年以上にわたり継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。</p> <p>3 第1項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を委託したときは、当該産業廃棄物の処分の状況を1年に1回以上、<u>「実地に確認し、その結果を記録しなければならない。」</u></p> <p>4 第1項の排出事業者等は、当該委託した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、<u>「適正に処理されるための措置を講ずるとともに、知事に対し、その不適正な処理の状況及び講じた措置の内容を報告しなければならない。」</u></p>		<p>(排出事業者等の確認義務等)</p> <p>第15条 条例第22条第1項の確認は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物の運搬を委託する場合にあっては、受託者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し、確認すること(自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認する場合を含む。)</p> <p>(2) 産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、受託者の処理施設を実地に調査し、確認すること(自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認する場合を含む。)</p> <p>(3) 産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、受託者の処理施設の処理能力(産業廃棄物の埋立処分を委託する場合にあっては、当該埋立処分を行う最終処分場の残余容量を含む。)及び処理実績を確認すること。</p> <p>(4) 産業廃棄物の中間処理(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分することをいう。)を委託する場合にあっては、当該中間処理により生ずる産業廃棄物(以下この号において「中間処理産業廃棄物」という。)の処分を行う処理施設の確保その他中間処理産業廃棄物の適正な処分に必要な措置の実施状況を確認すること。</p> <p>2 条例第22条第1項から第3項までの規定により記録した書類は、5年間これを保存しなければならない。</p>	

【趣旨】

本条は、排出事業者等に対し、処理委託時には産業廃棄物処理業者が適正な処理能力を有していることの確認と、委託後は処分の状況を年に1回以上実地又は実地調査者からの聴取等で確認することを明文で義務付けたものであり、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、排出事業者が果たすべき注意義務を例示するとともに、一部具体的に定めたものである。

これは、排出事業者責任の全うという意味を持つと同時に、排出事業者による産業廃棄物処理業者の監視という効果も期待するものである。また、確認を通じて、排出事業者等の適正処理に向けた意識の向上や産業廃棄物処理業者に関する情報の蓄積による委託先の適切な選定につながることも期待できる。

併せて、排出事業者等は、委託した産業廃棄物が不適正に処理されたことを知ったときは、必要な措置を講ずるとともに、当該不適正処理の状況及び講じた措置の内容の知事への報告を義務付けたものである。

【用語の解説】

1 「受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認」

運搬又は処分を委託する際に、運搬車両や処理施設の実地確認等により受託者の適正処理の能力を確認することをいう。実地確認が原則だが、排出事業者等が自らの責任において受託者の能

力を把握できれば十分であること、受託者が遠隔地に所在するために実地確認が困難である場合が想定されることから、実地に調査した者からの聴取であっても可とする。

ただし、規則第 15 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する、処理施設の処理能力及び処理実績並びに中間処理により生ずる産業廃棄物の処分を行う処理施設の確保及び適正処分に必要な措置の実施状況の確認については、必ずしも実地調査を必要とするものではないことから、排出事業者自らに義務を求めるもの。

2 「実地に確認」

処分の委託期間中に、処理施設の実地確認等により処分の状況を確認することをいう。これは、排出事業者等の注意義務として、一般廃棄物処理の委託時の場合と同様の義務（施行令 § 4 (9) 口）を課したものである。なお、上記 1 に準じ、実地に調査した者からの聴取であっても可とする。

3 「適正に処理されるための措置」

委託契約を解除したり、不適正処理の進行を防いだり、不適正な処理をやめるよう進言する等の措置をいう。

【留意事項等】

1 県外産業廃棄物を県内に搬入する者については、条例の地域的限界から本条のような確認の義務付けは困難であること、搬入事前協議の添付書類により委託する処理業者の許可状況は県外事業者自身が確認できることから当該義務を課していない。

2 次により排出事業者等が処分の状況を実地に確認することで常に免責されるものではない。

排出事業者等に対する措置命令（法第 19 条の 6）は注意義務違反の排出事業者に対し発することができるが、本条による確認で注意義務を果たしたとして常に免責されるという仕組みではない。これは、状況に応じ求められる注意義務の内容や程度は異なるものであり、当該確認により全ての場合に注意義務を尽くしたと言えないものと解されからである。特に、不適正処理の場合は、被害の甚大さ等に鑑み、無過失責任ではないが、高度な注意義務が排出事業者には課されているとする説もあり、実地確認により、かかる注意義務が常に果たされるとは限らないものと思われる。

当該確認義務は排出事業者が求められる注意義務として一般廃棄物の場合と同程度のものが適当であると思われるため採用したものであるが、一般廃棄物の場合についても免責事項とはなっていない。

3 義務付けしているものの、特に罰則は設けていないが、これは次の理由による。

上記 2 により、免責されないことと均衡を図ったこと。

遠隔地に処分場が所在する場合等は確認が著しく困難であること。

ただし、条例で規定しなくとも本来果たすべき注意義務の内容であること、遠隔地の事業場の処理業者に委託する排出事業者は一定規模以上でかつ安定的な経営を行う企業が大半であり、条例施行以前から実地確認を行っている場合が多いこと等から、遠隔地であっても実地確認義務を課することは酷ではないとする議論もある。

条	例	規	則
<p>(不適正処理関与者の責務等)</p> <p>第23条 次に掲げる者は、処理に関与した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、第1号又は第2号に掲げる者にあつては当該産業廃棄物の処理を委託した排出事業者等及び知事に対し、第3号に掲げる者にあつては知事に対し、その不適正な処理の状況を報告するとともに、<u>1 適正に処理されるための必要な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物の収集又は運搬を2行つた者</p> <p>(2) 産業廃棄物の中間処理を2行つた者</p> <p>(3) 産業廃棄物の不適正な処理を行つた者に当該処理の際に土地を2使用させた者</p> <p>2 使用者は、その従業者に対して、前項の報告をし、又は必要な措置を講じたことを理由として、<u>3 解雇その他不利益な取扱い</u>をしてはならない。</p> <p>3 知事は、<u>4 不適正な処理を行つた者及び排出事業者等の資力その他の事情からみて、これらの者のみによっては、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置</u>（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき認めるときは、第1項第1号に掲げる者に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、<u>5 当該者が必要な措置を講じたことを明らかにした場合、この限りでない。</u></p>			

取	扱	要	領
<p>(命令)</p> <p>第15 条例第23条第3項の命令は、第8の規定を準用する。</p>			

【趣旨】

本条は、産業廃棄物の処理に関与した者が当該産業廃棄物が不適正処理されたこと等を知った等場合、不適正処理の状況を排出事業者等及び知事へ報告すること、適正に処理されるための必要な措置を講ずることを義務づけるとともに、現行法上の措置命令の対象者である「処分者等（土地提供者を含む）」及び「排出事業者（中間処理業者を含む）」に加え、不適正処理について悪意の収集運搬業者に対しても措置命令を命ずることができることとしたものである。

これは、不適正処理についての報告は、排出事業者等及び県の対応の端緒となること及び重大事件への発展防止につながることで、適正処理のための措置は「初動」措置として重要であること等に鑑み、事情を知っていれば結果的であっても不適正処理に関与した者に報告義務等を課すものである。

なお、不適正処理事件の情報は現場作業員の従業者が最も把握していると思われるが、その情報の重要性、報告した場合に使用者との利害衝突が想定されること等に鑑み、報告等を行つた従業者を保護することとしたものである。

【用語の解説】

- 1 「適正に処理されるための必要な措置」
不適正処理をやめるよう進言するほか、運搬の中止（契約の解除）、汚染拡散の防止等の措置をいう。
- 2 「行った者」、「使用させた者」
収集等を行った法人等のみでなく、実際に収集等を行った個人を含む。
- 3 「解雇その他不利益な取扱い」
解雇、減給、降任・降格等の従業者に対する不利益な取扱いをいう。
- 4 「不適正な処理を行った者及び排出事業者等の資力その他の事情からみて、これらの者のみによっては、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき」
不適正処理を行った者への措置命令（法第 19 条の 5）及び排出事業者等への措置命令（法第 19 条の 6）では原状回復等が困難である場合をいい、次の手段として、不適正処理等について悪意の収集運搬業者に対しても措置命令を命ずることができるものとした。
- 5 「必要な措置を講じたことを明らかにした場合は、この限りでない」
措置命令の前に必要な措置を講じた場合は免責され、その立証責任は当該措置を講じた不適正処理関与者側にあることを明記したものである。

【留意事項等】

- 1 不適正処理事件の報告の義務違反については廃棄物処理法又は当該条例により措置命令（違反時には罰則）が予定されているため、当該義務違反について罰則は規定しない。
- 2 従業者による報告等は使用者との利害に抵触する場合は想定されるが、かかる報告が重要であること、他に法律の例があることから、使用者の従業者の不利益取扱いを禁じたものである。

【参考：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律】

（主務大臣に対する申告）

第六十六条の二 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣に申告することができる。

- 2 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 収集運搬業者、中間処理業者及び土地提供者についてはいずれも報告義務を課してはいるが、中間処理業者については廃棄物処理法第 19 条の 6 に、土地提供者については同法第 19 条の 5 に規定があるため、これらの者については条例第 23 条第 3 項の措置命令は除外し、悪意の収集運搬業者にのみ適用する仕組みとなっている。
- 4 不適正処理について悪意の収集運搬業者を措置命令の対象とした理由は次による。
 - ① 適正に処理されるための措置を講じなかったことで、積極的ではないにしろ不適正処理を容認したものと同視でき、「当該処分等をするのを助けた者」（法第 19 条の 5 第 1 項第 4 号）に準ずると評価できること。
 - ② 不適正処理の事情を最も知りうる立場にあり、かかる者が行政への通報とともに未然防止や拡散防止の役割を担うことが最も実効性があがると期待され、したがって相当程度の注意義務があるものと解されること。
 - ③ 措置命令の発出については、実際は不適正処理の実行者への負担の度合いにより判断され、適正な運用により、過度な負担とはならないようにすることは可能であること。

第 8 章 適正な廃棄物処理施設等の設置等

条 例	規 則
<p>(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)</p> <p>第 24 条 <u>1 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者(一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条の 5 第 1 項(廃棄物処理法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。) 若しくは第 15 条第 1 項の許可を受けようとする者又は廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。) は、<u>2 あらかじめ、3 規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。</u></u></p> <p>2 <u>4 廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更(以下「廃棄物処理施設等の変更」という。) をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が<u>5 規則で定める軽微な変更</u>であるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 第 1 項の廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は前項の廃棄物処理施設等の変更をしようとする者は、第 1 項又は前項の協議に先立って、<u>6 当該廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者に対し、当該協議の内容のうち、<u>7 規則で定める事項</u>について、説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。ただし、<u>9 規則で定める場合は、この限りでない。</u></u></p>	<p>(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)</p> <p>第 16 条 条例第 24 条第 1 項の協議は、廃棄物処理施設等設置等 (変更) 事前協議書 (様式第 7 号) により行わなければならない。</p> <p>2 前項の廃棄物処理施設等設置等 (変更) 事前協議書には、別表第 3 に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしようとする場合は、同表に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。</p> <p>3 条例第 24 条第 2 項の協議は、廃棄物処理施設等設置等 (変更) 事前協議書 (様式第 7 号) により行わなければならない。</p> <p>4 前項の廃棄物処理施設等設置等 (変更) 事前協議書には、別表第 3 に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。</p> <p>5 条例第 24 条第 2 項及び第 27 条第 1 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 廃棄物処理施設等の種類、処理方式及び処理能力</p> <p>(2) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類</p> <p>(3) 廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>(4) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画</p> <p>6 条例第 24 条第 2 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる施設又は設備の変更とする。</p> <p>(1) 門扉</p> <p>(2) 立札等</p> <p>(3) 雨水等の流入防止設備</p> <p>(4) 洗車設備</p> <p>(5) 消火設備</p> <p>(6) 管理事務所</p> <p>(7) その他前各号に掲げる施設又は設備に準ずるもの</p> <p>7 条例第 24 条第 3 項の規則で定める者は、次に掲げる者のうち、廃棄物処理施設等の種類、設置場所の状況、生活環境に対する影響等を勘案し当該廃棄物処理施設等の設置等に関し利害関係を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 廃棄物処理施設等を設置する事業場(以下「施設設置事業場」という。) の周辺地域の居住者</p> <p>(2) 施設設置事業場に隣接する土地の所有者</p> <p>(3) 施設設置事業場への廃棄物の搬入に用いる道路であつて、新たに取り付けるもの又は既設の</p>

	<p>もの（廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるものに限る。以下「搬入道路」という。）に隣接する区域の居住者</p> <p>(4) 施設設置事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び利水権者</p> <p>8 条例第 24 条第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 事業計画の概要</p> <p>(2) 廃棄物処理施設等の設置場所</p> <p>(3) 廃棄物処理施設等の種類、処理方式及び処理能力</p> <p>(4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類</p> <p>(5) 廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>(6) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画</p> <p>(7) 生活環境に対する影響</p> <p>9 条例第 24 条第 3 項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。</p> <p>(1) 説明会を開催し、説明を行う方法</p> <p>(2) 関係住民等に対し個別に説明を行う方法（自治会長、町内会長等地域の代表者を通じて間接的に説明を行う方法を含む。）</p> <p>10 条例第 24 条第 3 項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第 9 条第 1 項の規定による変更の許可を要しない変更（一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出又は廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による変更の許可を要しない変更（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合</p> <p>(3) 自動車リサイクル施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合</p> <p>ア 処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法</p> <p>イ 別表第 4 に掲げる事項のいずれにも該当しない事項（廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）</p> <p>(4) 小規模再生事業施設にあっては、次に掲げる事項の変更に該当しない変更を行う場合</p> <p>ア 一般廃棄物の再生に係る事業の内容</p> <p>イ 事業の用に供する小規模再生事業施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要</p>
--	--

	<p>(5) その他処理施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合</p> <p>ア 処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法</p> <p>イ 別表第4に掲げる事項のいずれにも該当しない事項（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）</p> <p>(6) 事業者が現に事業活動を営んでいる場所に廃棄物処理施設等の設置等を行う場合</p> <p>(7) 第1号から第5号までに規定する施設であって移動式の廃棄物処理施設等（以下「移動式施設」という。）の設置等を行う場合</p>
--	---

【趣旨】

本条は、従来、廃棄物に関する指導要綱（平成2年5月29日公告）により行っていた手続きを条例化したものである。その内容は、廃棄物処理施設等の設置又は変更等を行おうとする者に対し、法定許可対象施設については許可申請等に先立ち、許可対象外施設については当該手続で完結する事前協議を義務付けるとともに、その過程において当該施設周辺の住民等への説明を義務付けるものである。

1 廃棄物処理施設設置等事前協議

廃棄物処理法第15条による許可申請にあっては、相当程度の投資を伴う生活環境影響調査を行う必要があり、かかる投資後である許可申請時点では、内容に問題がある場合でも、現実には計画の中止、変更が困難なため、構想段階で許可を行う行政庁として情報を把握し、適切に指導する必要があること。

当該事前協議の過程、審査結果により、設置等の予定者にとっても、本格的な投資に値する内容か否かの判断（すなわち投資リスクの回避）に資することになり、有用であること。

2 周辺住民等への説明

事前説明により周辺住民の信頼感の醸成が図られ、円滑な設置が期待できること。

紛争回避の観点からは、周辺住民の同意を求められることも考えられるが、設置の過度な障害、設置等の予定者の私有財産等の使用収益への過度な負担、住民への金銭の授受をめぐる深刻な紛争への発展等が懸念されることから同意までは要しないものとしたこと。

【用語の解説】

1 「廃棄物処理施設等」

次のものをいう

廃棄物処理法の許可施設

産業廃棄物処理業者が設置する産業廃棄物の処理施設（積替え施設及び積替え保管施設を含む。）であって法第15条第1項の許可を要しないもの

2 「あらかじめ」

設置等の事前であれば足り、明確な期限は特に設けていない。

3 「規則の定めるところにより」

廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書（様式第7号）により行う。

4 「廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更」

廃棄物処理施設等の種類、処理方式、処理能力等、変更する場合には協議を要する事項である。

5 「規則で定める軽微な変更」

門扉、立札等の変更であり事前協議を要しない。

6 「廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者」

事前説明の対象となる者であり、従来の指導要綱では設置する施設の内容に応じ設置場所からの一定の半径内（積替保管施設：200m、中間処理施設：300m、最終処分場：500m）に居住する住民を対象にしていたが、実際の生活環境に対する影響はこの範囲以外にも及ぶことが考えられるため、当該距離と併せ、設置条件や気象条件等個別事案ごとの生活環境に対する影響を勘案し利害関係を有すると認められる場合には事前説明の対象とすることとしたものである。また、既設の搬入道路で「廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるもの」（規則第16条第7項第3号）としては、搬入道路の幅員が5m以下である場合などを想定している。なお、「廃棄物処理施設等を設置する事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び利水権者」（規則第16条第7項第4号）には、処理施設自体からの排水がない場合であっても、事業場から雨水等を放流する場合は説明を行う必要がある。

- 7 「規則で定める事項」
事業計画の概要等住民への事前説明を義務付ける事項である。
- 8 「説明会の開催その他規則で定める方法」
事前説明は、説明会の開催の他、関係住民等に対する個別の説明により行うものである。なお、個別の説明として、周辺の居住者の場合、地域の代表者等を通じて間接的に説明を行う方法、放流先水路の管理者及び利水者に対する説明の場合、耕作者、漁業者等による団体の代表者等を通じて間接的に説明を行う方法も含む。
- 9 「規則で定める場合」
許可対象施設にあっては変更許可を要しない場合等、事前説明を必要としない場合である。
ただし、廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更、廃棄物の種類を変更する場合は周辺の生活環境に対する影響が変わるものであることから事前説明を要する。

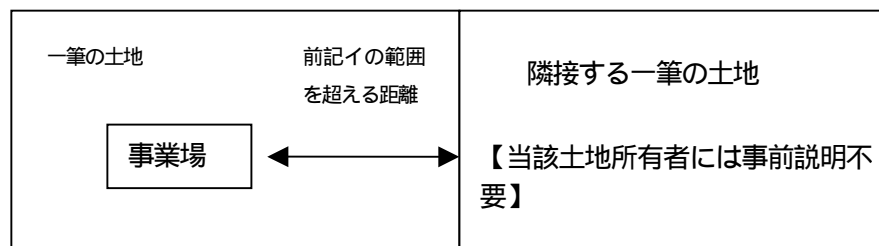
【留意事項】

- 1 当該事前協議は、行政手続上は「届出」である。
- 2 当該事前協議を経ずに行う法許可申請であっても有効である。ただし、事前協議を通じて、施設計画に係る適法性、合理性、確実性等の検討による、投資リスクの低減や施設整備の円滑化の機会を失することになる。
なお、事前協議を行わないで申請が行われた場合、知事は事前協議を行うよう勧告し、それに従わない場合は公表することができる。
- 3 2により事前協議は法許可申請の前提条件ではないこと、住民との紛争を回避するための調整や他法令との調整が目的の中心であること等から、許可とは独立した手続きであり、許可条件の上乗せではない。
- 4 事前協議の標準処理日数は、焼却施設及び最終処分場は130日、焼却施設及び最終処分場以外の施設は80日となっているが、協議書を補正するために要する期間は標準処理日数に含まれない。
- 5 事前協議に必要な添付書類等として別表第3に掲げる書類及び図面が規定されているが、平成20年4月1日施行の改正条例規則において、当該内容について所要の見直しを図っている。その内容は次のとおり。
 - (1) 様式第17号（出入口への表示立札）
様式第17号については、これまでも規則第21条第2号において「産業廃棄物の積換保管施設又は廃棄物の中間処理施設」に設置することとしており、今般、事前協議において当該表示立札の確認を行うことを明確にしたこと。
 - (2) 施設設置事業場縦横断面図
当該書類は従来から添付書類として規定していたが、「土木工事（造成工事）がある場合に限り」添付するものであることを明確にしたこと。
 - (3) 実証試験結果及びその評価を示した書類
施設の設置にあたり、当該施設がこれまで本県内において用いられたことのない構造又は処理方法（以下、「構造等」という。）により廃棄物を処理する場合、当該構造等について実証試験結果及びその評価を示した書類により、当該施設の設置等にあたり構造基準への適合

等を審査する必要があることから、新たに添付書類として規定したこと。

- 6 「施設に隣接する土地の所有者」への事前説明にあたっては、次の事項に留意すること。
- (1) 「隣接する」とは「事業用地が含まれる土地と筆と筆が接すること。」として取り扱っているところである。
- しかし、「土地（筆）が接していても事業場用地が含まれる土地が広大であり、かつ、隣接する筆に当該事業場からの生活環境の保全上の支障がない場合（(2)参照）があることから、この場合については、当該隣接する土地（筆）の所有者に対して事前説明は不要である。」こと。
- (2) (1)に掲げる「隣接する筆に当該事業場からの生活環境の保全上の支障がない場合」とは、「原則として積替保管施設にあっては事業場の用地から200m、中間処理施設にあっては300m、最終処分場にあっては500mの範囲を超える場合」が該当すること。

図. 隣接する土地の所有者に対する事前説明が不要な場合



- 7 「その他処理施設」において、事前協議の前置として行う「周辺居住者等に対する事前説明」が不要な場合を別表第4に規定していたが、平成20年4月1日施行の改正条例規則において、次のとおり所要の改正を行ったこと。
- (1) 移動式の産業廃棄物処理施設等（以下、「移動式施設」という。）の設置等
- 条例規則第16条第10項第7号において、移動式施設の設置等にあたり周辺住民等に対する事前説明が不要である旨規定しているが、当該施設は第1号から第5号までに掲げる施設にも含まれることから、重複して規定することを避けるため第7号で当該事項を明確にしたこと。
- (2) 自動車リサイクル法
- 当該施設の設置等において事前説明を要しない場合とは、次のいずれにも該当しない場合であることを明確にしたこと。
- 処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの
- 主な設備（破砕業の施設に係る保管設備を除く。）に係る変更又は設計計算上の達成することができる排ガスの性状、方流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更
- (3) その他処理施設
- 当該施設の変更において、別表第4に掲げる事項のいずれかに該当する事項は変更許可が必要な場合であるが、「中間処理施設に係る保管設備の変更」は当該場合に含まれないことから、事前説明を要しないことを明確にしたこと。
- なお、自動車リサイクル施設における「破砕業の施設に係る保管設備の変更」についても、同様の理由により事前説明を要しないとしたこと。
- 8 周辺住民へ説明すれば同意までは要していないが、当該施設の設置等に対し周辺住民等が反対している場合は、合意形成を図るとともに相互連携のために必要な措置を講ずるよう努力する必要がある。
- 9 条例第27条に基づく勧告及び公表については、当該条項の欄を参照のこと。

【参考】

所管法令と関係機関は以下のとおり。

所管法令と関係機関

項 目	根 拠 法 令	担 当 課
環境影響評価	岩手県環境影響評価条例	環境保全課
土地取引	国土利用計画法	環境保全課
林地開発	森林法	森林保全課
農業振興地域の序が	農業振興地域の整備に関する法律	広域振興局等の農政部（農林部）
農地転用	農地法	
河川への処理水等の放流	河川法	河川課
都市施設の決定	都市計画法	都市計画課
開発行為		
特殊建築物の位地決定	建築基準法	建築住宅課
建築確認		
埋蔵文化財保蔵地の発掘	文化財保護法	教育委員会事務局障害学習文化課
危険物貯蔵所の設置	消防法	所管消防署

条 例	規 則
<p>(意見聴取)</p> <p>第25条 知事は、前条第1項又は第2項の協議があった場合は、廃棄物処理施設等の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の変更(以下「廃棄物処理施設等の設置等」という。)に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長及び規則で定める事項について専門的知識を有する者に対し、期限を定めて、生活環境の保全上の見地からの意見を聴くことができる。</p>	<p>(意見聴取)</p> <p>第17条 条例第25条の規則で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項とする。</p>

【趣旨】

本条は、設置等事前協議があった場合、知事は、庁内関係各課をはじめ、設置等に関し生活環境保全上関係がある市町村等関係機関、有識者から意見を聴取できることとするものである。

1 庁内関係課等関係機関の所管法令は次のとおりである。

項 目	根 拠 法 令	担 当 課
環境影響評価	岩手県環境影響評価条例	環境保全課
農業振興地域の除外	農業振興地域の整備に関する法律	地方振興局農政部(農林部)
農地転用	農地法	
林地開発	森林法	森林保全課
都市施設の決定	都市計画法	都市計画課
開発行為		
特殊建築物の位置決定	建築基準法	建築住宅課
建築確認		
埋蔵文化財包蔵地の発掘	文化財保護法	教育委員会事務局生涯学習文化課
土地取引	国土利用計画法	環境保全課
危険物貯蔵所の設置	消防法	所管消防署

- 2 必要に応じ、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項に関し専門的知識を有する者(廃棄物処理施設設置等専門委員会の委員)に対しても生活環境の保全上の見地からの意見を聴くことができるものとしている。具体的には、焼却施設や最終処分場、レンダリングプラントなどで生活環境に与える影響が大きいと史料される施設について、廃棄物処理施設設置等専門委員会が協議することが考えられる。

条	例	規	則
(通知) 第 26 条 知事は、第 24 条第 1 項又は第 2 項の協議を受けたときは、その内容を審査した上で、 <u>1 協議が調った旨又は 2 調わなかった旨</u> を当該協議を行った者に通知するものとする。			

取	扱	要	領
(結果の通知) 第 16 条例第 26 条の通知は、廃棄物処理施設設置等(変更)事前協議結果通知書(様式第 12 号)により行うものとする。			

【趣旨】

本条は、事前協議について、審査が終了した場合、その結果を協議者に通知することを定めたものである。

事前協議は行政手続上は「届出」であり、県に到達すれば協議者の届出義務は履行されるので「受理」の概念はなく、協議を受けた県から反論等がなければ協議内容は適当ということになるが、それでは協議者の立場が相当の期間不安定となるため、審査結果を通知するものとしたものである。

【用語の解説】

1 「協議が調った旨」

協議の内容を審査し適正であると認められる場合は、知事は協議が調った旨の通知を行うものであり、指導要綱の終了通知に相当するものである。

2 「協議が・・・調わなかった旨」

協議の内容が適正とは認められない場合は、知事は協議者に対し協議が調わなかった旨を通知する。

協議の内容が適正とは認められない場合とは次のことが想定される。

協議の内容が法令に抵触する又はそのおそれがあると認めるとき
照会に対し回答がなく、相当期間経過後に催告通知を行っても回答がないとき
紛争等で協議が終了する見込みがないと認められるとき

条 例	規 則
<p>(勧告及び公表)</p> <p>第 27 条 知事は、廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は廃棄物処理施設等の変更をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して廃棄物処理施設等の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第 24 条第 1 項若しくは第 2 項の協議をせず、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしたとき。</p> <p>(2) 前条の通知を受けないで、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしたとき。</p> <p>(3) 前条の協議が調わなかった旨の通知を受けたにもかかわらず、廃棄物処理施設等(一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を除く。以下この号において同じ。)の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更に着手したとき。</p> <p>2 知事は、第 24 条第 1 項又は第 2 項の協議の申出をした者が同条第 3 項の規定による説明を行わないときは、当該者に対し、当該説明を行うべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前 2 項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>4 知事は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>(公表)</p> <p>第 18 条 条例第 27 条第 3 項 (条例第 30 条第 7 項において準用する場合を含む。) の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 勧告に従わない者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 勧告に従わない者の住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 勧告の内容</p>

取 扱 要 領

(勧告)

第 17 条例第 27 条第 1 項及び第 2 項の勧告は、勧告書 (様式第 13 号) により行うものとし、措置報告書を所管振興局長を経由して提出させるものとする。

2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が適当と認められるときは、措置報告受理通知書 (様式第 14 号) により報告者にその旨を通知するものとする。

(公表)

第 18 条例第 27 条第 4 項の規定に基づく通知は、公表通知書 (様式第 15 号) により行うものとする。

【趣旨】

- 1 本条は、事前協議は「届出」であり、法許可と独立した手続きであることから、手続違反については命令ではなく勧告を行うこととし、勧告に従わない場合には公表することとしたものである。
- 2 公表は行政法上「事実の開示」として不利益処分ではないと解されるが、影響の大きさ等から不利益処分に準ずるものとして弁明の機会を付与するものである。

条 例	規 則
<p>(設置届等)</p> <p>第28条 第26条の協議が調った旨の通知を受けた者は、当該協議に係る廃棄物処理施設等の設置若しくは廃棄物処理施設等の変更の工事に着手し、当該工事を休止し、若しくは再開し、又は当該協議に係る廃棄物処理施設等を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める施設については、この限りでない。</p>	<p>(設置届等)</p> <p>第19条 条例第28条の届出は、廃棄物処理施設等工事着手等届出書(様式第15号)又は廃棄物処理施設等廃止(休止、再開)届出書(様式第16号)により行わなければならない。</p> <p>2 条例第28条ただし書の規則で定める施設は、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。</p> <p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第20条 第16条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管広域振興局長等を經由して提出しなければならない。ただし、県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、当該書類の提出部数は1部とし、所管広域振興局長等の經由を要しない。</p> <p>2 前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、所管広域振興局長等(県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、知事)に提出しなければならない。</p>

【趣旨】

本条は、廃棄物処理施設等のうち廃棄物処理法に基づく設置許可を要しない施設については事前協議終了後、直ちに設置等の工事の着手等が可能であるが、設置又は変更の着手状況を把握するため「その他処理施設工事着手等届出書」の提出を義務付けたものである。

また、同様に施設の廃止及び休止、再開状況を把握するため「その他処理施設廃止(休止・再開)届出書」の提出を義務付けたものである。

なお、廃棄物処理法上の設置許可を要する施設については、本条に基づく施設工事着手等の届出の義務はないが、使用前検査の申請(法第8条の2第5項及び第15条の2の5第3項)を提出しなければならない。

書類の提出部数については、次のとおり規定している。

書 類 名	提 出 先	提出部数	備 考
廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書(様式第7号)	廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管広域振興局長等(所管広域振興局長等)	正副2部	同局等の保健福祉環境部廃棄物担当課あて提出のこと。(様式第15号、第16号に同じ。)
	(県外に駐機場所がある移動式施設の場合)県庁資源循環推進課(県庁)	1部	同課資源循環担当あて提出のこと。(様式第15号、第16号に同じ。)
廃棄物処理施設等工事着手等届出書(様式第15号)	所管広域振興局長等	1部	設置許可が必要な施設については提出不要。ただし、使用前検査の申請が必要(【趣旨】参照)
廃棄物処理施設等廃止(休止、再開)届出書(様式第16号)	(県外に駐機場所がある移動式施設の場合)県庁		

条 例	規 則
<p>(廃棄物処理施設等の構造)</p> <p>第 29 条 廃棄物処理施設等の設置等 (自動車リサイクル施設に係るものを除く。次条第 1 項において同じ。) を行う者は、当該廃棄物処理施設等の構造について、次の基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>(2) 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、廃棄物処理施設等において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(3) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。</p> <p>(4) 著しい騒音及び振動を発生し、<u>周囲の生活環境を損なわないものであること。</u></p> <p>(5) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を、<u>生活環境上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。</u></p> <p>(6) 廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、廃棄物処理施設等の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。</p> <p>(7) その他生活環境の保全上必要なものとして、<u>規則で定める技術上の基準に適合していること。</u></p> <p>2 知事は、廃棄物処理施設等 (一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は自動車リサイクル施設を除く。次条第 2 項において同じ。) の構造が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。</p>	<p>(廃棄物処理施設等の構造基準)</p> <p>第 21 条 条例第 29 条第 1 項第 7 号の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、移動式施設については、第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 施設設置事業場の周囲には、みだりに人が立ち入ることを防止するため、ネットフェンス、亜鉛引鉄板等の耐久性を有する素材により、囲いが設けられているとともに、施設設置事業場の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。ただし、すべての施設が屋内に設置され、かつ、入口に施錠できる場合、最終処分場において埋立地に囲いが設けられている場合その他廃棄物処理施設等にみだりに人が立ち入ることを防止できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 法令に定めのある場合を除き、施設設置事業場の出入口の見やすい箇所に様式第 17 号により、産業廃棄物の積替保管施設又は廃棄物の中間処理施設であることを表示する立札等が設けられていること。</p> <p>(3) 廃棄物処理施設等の外部からの雨水等の流入を防止する開渠 (きよ) その他の設備が設けられていること。</p> <p>(4) 廃棄物処理施設等からの排水を水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 第 2 条第 1 項の公共用水域 (以下「公共用水域」という。) に放流する場合にあっては、放流先まで管渠 (きよ) 構造であること。ただし、当該廃棄物処理施設等内において排水が溢れるおそれがない場合は、開渠 (きよ) 構造とすることができる。</p> <p>(5) 油水分離槽を設置する場合にあっては、分離された廃油を抜き取ることができる設備及び当該廃油を貯えることができる貯留槽等が設けられていること。</p> <p>(6) 煙突等から排出される排ガスにより生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。</p> <p>(7) 施設設置事業場への搬入道路は、大型車両の通行に支障とならない幅員が確保されていること。</p> <p>(8) 車両に付着した土砂等を洗い落とすことができる洗車設備が設けられていること。ただし、車両に土砂等が付着するおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 適切な広さの管理事務所が設けられていること。</p>

	<p>第22条 条例第29条第1項第7号の規則で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>(1) 積替保管施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 保管場所は、原則として産業廃棄物の種類ごとに保管できる構造であること。</p> <p>イ 保管場所及び選別場所の仕切り壁及び床は、コンクリート構造とし、床面は、亀裂の発生や破損を防止するために十分な厚さであること。ただし、保管又は選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物（以下「管理型産業廃棄物」という。）の選別場所には、屋根その他床面に雨水等がかからないようにするための設備（仮設のものを除く。以下「屋根等」という。）が設けられていること。ただし、木くず（生活環境の保全上の支障がないものに限る。）と安定型産業廃棄物の選別場所について、屋根等の設置が著しく困難であり、かつ、当該選別場所において次のすべての基準を満たす構造の設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 選別場所の周囲に、積み上げる高さの上限に相当する高さまで囲いが設けられているなど十分な飛散防止措置がなされていること。</p> <p>(イ) 選別場所の床面は、コンクリート舗装又はアスファルト舗装であること。</p> <p>(ウ) 選別場所の外部からの雨水等の流入を防止できる開渠（きよ）その他の設備が設けられていること。</p> <p>(エ) 選別場所からの排水を公共水域に放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするため、沈殿槽その他の排水処理設備が設けられていること。</p> <p>エ 選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物（廃油、廃液及びその付着物）（以下「液状等産業廃棄物」という。）の選別場所には、屋根等が設けられていること及び当該選別場所の床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。</p> <p>オ 管理型産業廃棄物（液状等産業廃棄物を除く。）の保管場所には、屋根等が設けられていること。ただし、木くずその他生活環境の保全上の支障がない産業廃棄物を保管する場合であって、当該保管場所について、ウ(ア)から(エ)までの規定中「選別場所」とあるのを「保管場所」と読み替えた場合において当該ウ(ア)から(エ)</p>
--	--

	<p>までの規定に定める基準をすべて満たす構造の設備があるときは、この限りでない。</p> <p>カ 液状等産業廃棄物の保管場所には、屋根等が設けられていること及び当該保管場所の床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。ただし、屋根等これらの設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による液状物の流出又は地下浸透を防止するために十分な処理能力を有する油水分離槽を設けることその他必要な措置が講じられることが設計計算及び維持管理計画に明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 中間処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。なお、中間処理施設において保管又は選別を行う場合にあっては、この号に定めるもののほか、前号の規定を準用する。</p> <p>ア 汚泥の脱水施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 廃棄物処理施設等が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>(イ) 泥の性状の変化に対応して運転できる構造であること。</p> <p>イ 汚泥の乾燥施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 汚泥の性状に応じ、最適な温度、乾燥時間、風量等を設定し、乾燥できること。</p> <p>(イ) 施設から排出されるガス（悪臭を含む。）により生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。</p> <p>ウ 汚泥の天日乾燥施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。</p> <p>(イ) 汚泥又は汚泥からの分離液が、直接外部へ流出しない構造であること。</p> <p>エ 汚泥、廃油、廃プラスチック類その他の産業廃棄物の焼却施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 燃焼に必要な空気の量を調節する機能を有する設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 廃油の焼却設備にあっては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>
--	--

	<p>オ 廃油の油水分離施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 事故時における受入設備、油水分離施設及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>カ 廃酸又は廃アルカリの中和施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 施設が設置されている床又は地盤面は、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>(イ) 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに中和槽には、攪(かく)拌(はん)装置及び水素イオン濃度測定装置が設けられていること。</p> <p>キ 廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設の技術上の基準は、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要なフード又は集じん器、散水装置その他の設備が設けられていることとする。</p> <p>ク 処理に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物の処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 原則として屋根等が設けられている場所に設置されていること。</p> <p>(イ) 床面は、コンクリート構造とし、亀裂の発生や破損を防止するために十分な厚さであること。なお、当該作業に重機を使用する場合には、必要に応じて床面の破損防止対策が講じられていること。</p> <p>(ウ) 液状物の地下浸透を防止できる構造であること。</p> <p>(エ) 液状物の回収装置を備えるとともに、作業床面に漏出した液状物は、滞留することなく排水処理設備に流入する構造であること。</p> <p>ケ アからクまでに掲げる施設に類似する施設の技術上の基準は、アからクまでに掲げる施設の技術上の基準の例によることとする。</p> <p>(3) 最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 最終処分場に共通する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 隣接地と必要な保安距離を保つこと。なお、最終処分場を設置することにより隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合は、雨水等が</p>
--	--

	<p>廃棄物と接触しないうちに、速やかに排水できる設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 切土の場合は、原則としてのり面勾(こう)配を別表第5のとおりとし、同一土質からなる場合は、直高5メートルごとに水平距離1メートル以上の小段が設けられ、かつ、直高20メートルごとに水平距離2メートル以上の小段が設けられていること。なお、遮水工を施工する場合は、勾(こう)配は原則として1:1.5以上であること。</p> <p>(ウ) 盛土の場合は、原則として、盛土勾(こう)配は1:2.0とし、直高5メートルごとに水平距離1メートル以上の小段が設けられ、かつ、直高20メートルごとに水平距離5メートル以上の小段が設けられていること。なお、土えん堤の堤頂幅は、3メートル以上とし、遮水工を施工する場合は、遮水の施工方法を考慮し勾(こう)配を決定すること。</p> <p>(エ) (イ)及び(ウ)の切土の直高又は盛土の直高を超える場合及び地盤、土質条件等が特異な場合は、円弧すべり面法等によるのり面の安定計算を行い、勾(こう)配を決定すること。また、小段は、土質の条件、湧水等を考慮して、その境界等に合わせて設けられていること。</p> <p>(オ) 埋立地以外の切土及び盛土の箇所は、必要に応じ、適正な工法によるのり面保護工を施工するほか、小段排水溝又は縦排水溝を設ける等のり面の安定が図られていること。なお、植生工を採用する場合は、成育に必要な衣土及び肥料を施すこと。</p> <p>(カ) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。)第1条第2項第10号(同令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び同令第2条第2項第2号八に規定する周縁の地下水の水質検査を行うための監視用井戸が設けられていること。なお、監視用井戸は、検体採取のために十分な口径を有し、かつ、雨水等の流入を防止できる構造であるとともに、検査のために必要な水量が採取できるものであること。また、井戸の深さは、最初の不透水性地層までとし、当該不透水性地層の上部の地下水の採取が可能な構造であること。</p> <p>(キ) 最終処分場周辺の沈下等変位のおそれのない位置に、堅牢(ろう)な構造の基準高が2か所以上設けられていること。</p> <p>(ク) 最終処分場区域及び埋立区域には、原則と</p>
--	---

	<p>して区域杭がすべての変化点に設けられていること。</p> <p>イ 遮断型最終処分場の技術上の基準は、埋め立てた産業廃棄物の飛散及び雨水等の流入防止のため、上屋が設けられていることとする。</p> <p>ウ 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 鉛直遮水工は、グラウト工法、鋼矢板工法等により行われており、不透水性地層に1メートル以上貫入していること。</p> <p>(イ) 浸出液処理設備の処理能力は、廃棄物の保有水の浸出量と埋立地内の降水量の合計を処理できるものとし、降水量は、20年以上の最大月間平均降雨量の日換算値を基に算定すること。</p> <p>(ウ) 処理水を放流するための河川その他の放流先が確保されていること。</p> <p>(エ) 切土のり面等に湧水がある場合は、遮水シート下面に集排水設備を設けるとともに、湧水は、他の排水と分離して排水できる構造とすること。</p> <p>(オ) 発生するガスを排除するためのガス抜き設備は、埋め立てる廃棄物の性状等により必要に応じ設けることとし、管路式を原則とし、縦管は重機作業等によるずれ及び破損のおそれのない構造であること。なお、ガス抜き設備は、原則として埋立地内の保有水等集排水設備に接続し、ガスは、周辺的生活環境に支障のないよう大気中に放出すること。また、遮水シート下面にガスが発生する場合は、必ずガス抜き設備を設けること。</p> <p>エ 安定型最終処分場の技術上の基準は、浸透水採取設備の構造が、原則として、堅固で耐久力を有する材質による井戸構造であることとする。ただし、管渠(きょ)その他の設備により集水することを妨げない。なお、有孔管の周囲に蛇籠を設置する等埋め立てた廃棄物、覆土材等が混入せずに浸透水を採取でき、かつ、雨水等の流入を防止できる構造とすることとする。</p>
--	---

【趣旨】

本条は廃棄物処理施設等の構造基準を定めるものである。

- 1 産業廃棄物処理業者が設置する廃棄物処理法の許可対象ではない処理施設についても、同法の構造基準と同等の基準を遵守するよう定めるとともに、全ての施設について、生活環境の保全上必要な基準を遵守するよう定めるものである。
- 2 処理施設の構造が基準に適合していない場合に知事が改善を命ずることができる規定を設け、構造基準の遵守の徹底に実効性を持たせたものである。

【用語の解説】

- 1 「周囲の生活環境を損なわない」
騒音、振動について、環境基準を遵守することは勿論のこと、環境基準が設定されていない場合でも、周囲の土地利用実態等に応じて生活環境に十分に配慮した施設とするという意味である。
- 2 「生活環境上の支障が生じない」
排水の水質について、環境基準を遵守することは勿論のこと、環境基準が設定されていない場合でも、放流先の水利用に支障を生じさせないように排水処理設備を設けるという意味である。
- 3 「規則で定める技術上の基準」
廃棄物処理法に基づく構造に関する共通基準に加え、生活環境の保全上必要な基準を定めるものである。
囲い等、全ての廃棄物処理施設等に共通する基準（規則第 21 条）
廃棄物処理施設等の種類に応じた個別の基準（規則第 22 条）

【留意事項等】

- 1 条例第 29 条第 1 項第 7 号の「規則で定める技術上の基準」は、改善命令の基準となるものを規定したものである。
- 2 平成 19 年 10 月改正(平成 20 年 4 月 1 日施行)における廃棄物処理施設等の構造基準に係る主な改正点は次のとおりであること。
 - (1) 施設からの排水を公共用水域に放流する場合の排水施設の構造は、排水が施設内に溢れることがないように、原則として放流先まで管渠（きょ）構造としているが、そのおそれがない場合は、開渠構造とすることができることとしたこと。（規則第 21 条第 4 号関係）
 - (2) 施設には原則として洗車設備を設置することとしているが、車両に土砂、廃棄物、汚水等が附着するおそれがない場合は、当該設備の設置を不要としたこと。
この場合に適用する事例としては、場内が全面舗装されている事業場で容器に入った廃棄物のみを取扱う場合等が考えられるが、当該規定の適用については個別の事例ごとに判断するものであること。（規則第 21 条第 8 号関係）
 - (3) その他の技術上の基準
積替保管施設・中間処分施設の選別場所について規定したこと。（規則第 22 条第 1 号、第 2 号関係）
管理型産業廃棄物（下記 に掲げる産業廃棄物を除く。）の選別場所について、次のとおり規定したこと。（第 1 号ウ関係）
ア 当該場所には、「屋根」又は「その他の床面に雨水等がかからないようにするための設備」（仮設の設備を除く。以下「屋根等」という。）が設けられていること。
ア） 当該場所には屋根の設置を基本とし、これによらない場合として「その他の床面に雨水等がかからないようにするための設備」の設置について規定したところであるが、事前協議する設備が「その他の床面に雨水等がかからないようにするための設備」に該当するか否かについては、個別の事例により判断するものであること。
イ） 仮設の設備とは、原則として産業廃棄物処分業許可期間である 5 年程度の耐久性を有しない設備をいい、管理型産業廃棄物の選別場所には設置できないこと。
イ アの施設において、「木くず（生活環境の保全上の支障がないものに限る。）と安定型産業廃棄物」を選別する場合であって、次のア）及びイ）のいずれにも該当する場合にあっては、アによらない設備でも差し支えないこと。（第 1 号ウ関係）
なお、前記規定は、木くず以外の管理型産業廃棄物が含まれた混合廃棄物を屋根等以外の場所で選別を行った場合、飛散、流出等のおそれがあるとともに、木くず

には腐敗等の性状を呈するものがあることから、限定した取扱いとしているものであること。

ア) 「屋根等の設置が著しく困難な場合」とは、消防法等他法令の規制により屋根等が設置できない等設置者の意思による設置が著しく困難な場合をいうものであること。

イ) 「規則第22条第1号ウ各号(次の(ア)から(エ)をいう。)を満たす次の設備。なお、(ア)から(エ)は改正前の規則第24条第1号エに規定していたものであること。

(ア) 選別場所の周囲に、積み上げる高さの上限に相当する高さまで囲いが設けられているなど十分な飛散防止措置がなされていること。

(イ) 選別場所の床面は、コンクリート舗装又はアスファルト舗装であること。

(ウ) 選別場所の外部からの雨水等の流入を防止できる開渠(きょ)その他の設備が設けられていること。

(エ) 選別場所からの排水を公共水域に放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするため、沈殿槽その他の排水処理設備が設けられていること。

「選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれがある産業廃棄物(廃油、廃液(廃酸、廃アルカリ)及びその付着物。以下「液状の産業廃棄物等」という。)の選別場所について、次の事項を規定したこと。(第1号エ関係)

ア アによること。

イ 床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。

管理型産業廃棄物(液状の産業廃棄物等を除く。)の保管場所について、次の事項を規定したこと。(第1号オ関係)

ア アによること。

イ イのイ)(当該規定の「選別場所」を「保管場所」に読み替えること。)に該当する場合にあっては、アの規定によらない設備等でも差し支えないこと。

液状の産業廃棄物等の保管場所について、次の事項を規定したこと。(第1号カ関係)

ア の設備等を設置すること。

イ 次の場合のいずれにも該当する場合にあっては、アの規定によらない設備でも差し支えないこと。

ア) イのア)に該当すること。

イ) 設計計算及び維持管理計画により、雨水等による液状物の流出又は地下浸透を防止するために十分な処理能力を有することが明らか(ア)に掲げる設備の設置及びその他必要な措置を講じること。

(ア) 油水分離槽

(イ) その他必要な措置とは、施設の維持管理計画において、雨水等の排水に、取扱う産業廃棄物の種類によって想定される性状、成分等が流出等していないことを確認できるシステムを構築し、当該システムの適切な稼働状況について定期的に確認する措置が講じられている場合等をいい、個別の事例ごとに判断するものであること。

条 例	規 則
<p>(廃棄物処理施設等の維持管理)</p> <p>第 30 条 廃棄物処理施設等の設置等を行った者は、次の基準に従い、当該廃棄物処理施設等の維持管理をしなければならない。</p> <p>(1) 受け入れる廃棄物の種類及び量が当該廃棄物処理施設等の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p> <p>(2) 廃棄物処理施設等への廃棄物の投入は、当該廃棄物処理施設等の処理能力を超えないように行うこと。</p> <p>(3) 廃棄物が廃棄物処理施設等から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに当該廃棄物処理施設等の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 廃棄物処理施設等の正常な機能を維持するため、定期的に廃棄物処理施設等の点検及び、機能検査を行うこと。</p> <p>(5) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(6) 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p> <p>(7) 著しい騒音及び振動の発生により、<u>周囲の生活環境を損なわない</u>ように必要な措置を講ずること。</p> <p>(8) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を、<u>生活環境の保全上の支障が生じないもの</u>とするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p> <p>(9) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</p> <p>(10) その他生活環境の保全上必要なものとして、<u>規則で定める技術上の基準</u>に適合していること。</p> <p>2 知事は、廃棄物処理施設等の維持管理が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。</p>	<p>(廃棄物処理施設等の維持管理基準)</p> <p>第 23 条 条例第 30 条第 1 項第 10 号の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、移動式施設については、第 1 号から第 7 号までの規定は適用しない。</p> <p>(1) 施設設置事業場の周囲の囲い及び門扉は、みだりに人が立ち入るのを防止することができる設備とし、これらの設備が破損した場合は、直ちに補修すること。</p> <p>(2) 施設設置事業場の出入口は、作業終了後及び作業員が不在のときは、閉鎖し、施錠すること。</p> <p>(3) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他の必要な措置を講ずるほか、これらの設備が破損した場合は直ちに補修すること。</p> <p>(4) 廃棄物処理施設等の煙突等から排出されるガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにするとともに、1 年に 1 回以上、定期的に排ガスに関する検査を行うこと。</p> <p>(5) 洗車設備は、定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、速やかに除去し、良好な状態にしておくこと。</p> <p>(6) 廃棄物処理施設等内に外部から雨水等が流入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(7) 道路事情その他の事由により必要に応じて、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、搬入道路等の安全確保を図ること。</p> <p>(8) 常に廃棄物処理施設等構内及びその周辺の清掃等を行い、美観の保持に努めること。</p> <p>(9) 可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、防災計画を策定し、適切な消火設備を設けるとともに、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>第 2 項～第 7 項：「事故防止等措置」の章参照 第 8 項～第 11 項：「施設の運営状況説明」の章参照</p> <p>第 24 条 条例第 30 条第 1 項第 10 号の規則で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>(1) 積替保管施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 積替保管施設及び選別施設の床面に亀裂や破損が生じた場合は、直ちに補修すること。</p> <p>イ 産業廃棄物の保管の高さの上限を、保管施設の内壁等に明示すること。</p> <p>ウ 受け入れた産業廃棄物について、産業廃棄物管理票ごとに保管の状況を明確にし、遅滞なく、</p>

	<p>処分先等に運搬すること。ただし、当該積替保管施設において受け入れた産業廃棄物に混入し当該産業廃棄物から拾集された物（有償で譲渡できるものに限る。）を除く。</p> <p>エ 管理型産業廃棄物の保管及び選別は、屋根等が設けられている場所において行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 保管場所が第 22 条第 1 号オただし書に該当する場合</p> <p>(イ) 選別場所が第 22 条第 1 号ウただし書に該当する場合</p> <p>オ 液状等産業廃棄物の保管又は選別は、屋根等が設けられ、かつ、床面に防液堤、溜めます等が設けられた場所において行うこと。ただし、保管場所が第 22 条第 1 号カただし書に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 中間処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。なお、中間処理施設において保管又は選別を行う場合にあっては、この号に定めるもののほか、前号エの規定を準用する。</p> <p>ア 汚泥の脱水施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 脱水機の脱水機能低下を防止するため、定期的にろ布及び脱水機の洗浄を行うこと。</p> <p>(イ) 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 汚泥の乾燥施設の技術上の基準は、汚泥の性状に応じ、最適な温度、乾燥時間、風量等を設定し、乾燥を行うこととする。</p> <p>ウ 汚泥の天日乾燥施設の技術上の基準は、定期的に天日乾燥床、開渠（きよ）、流入防止堤等を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずることとする。</p> <p>エ 焼却施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させること等により炉温を速やかに上昇させること。</p> <p>(イ) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を、助燃装置を作動させること等により摂氏 800 度以上に保つこと。</p> <p>(ウ) 運転を停止する場合は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。</p>
--	---

	<p>(エ) 処理後の燃え殻の熱しゃく減量が、10パーセント以下となるよう焼却すること。なお、燃え殻の熱しゃく減量は、1年に1回以上、定期的に測定すること。</p> <p>(オ) 廃油の焼却処理にあつては、施設が設置されている床又は地盤面、流出防止堤その他の設備について定期的に保守点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>オ 廃油の油水分離施設の技術上の基準は、廃油が地下に浸透しないよう、施設が設置されている床又は地盤面の亀裂等について定期的に保守点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずることとする。</p> <p>カ 廃酸又は廃アルカリの中和施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 中和槽内の水素イオン濃度を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調整し、混合を十分に行うこと。</p> <p>(イ) 水素イオン濃度計を定期的に洗浄し、及び校正すること。</p> <p>(ウ) 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないよう、施設が設置されている床又は地盤面の亀裂等について定期的に保守点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>キ 廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 破碎により生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(イ) 容器類にあつては、あらかじめ内容物を除去してから破碎すること。</p> <p>ク 処理に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物の処理施設の技術上の基準は、液状物の回収に努めるとともに、回収したものを適切に処分等することとする。</p> <p>ケ アからクに掲げる施設に類似する施設の技術上の基準は、アからクまでに掲げる施設の技術上の基準の例によることとする。</p> <p>(3) 最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 最終処分場に共通する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 最終処分場（安定型最終処分場を除く。）においては、別表第6に定める項目について、周縁の地下水の水質検査を1月に1回以上、定期的に実施すること。</p>
--	--

	<p>(イ) 埋立処分は計画的に行うとともに、搬入された廃棄物について当日に締め固め、整地、覆土等の措置を講ずること。</p> <p>(ウ) のり面は、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うほか、のり面に小段排水溝又は縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(エ) 基準高及び区域杭を定期的に点検し、常に見やすいようにしておくこと。</p> <p>(オ) 埋立ての進行状況を把握できる場所を定め、その場所から処分場を3月に1回以上、定期的に写真撮影し、埋立て終了後5年間保管すること。</p> <p>イ 遮断型最終処分場の技術上の基準は、埋立地に設けられた上屋を定期的に点検し、上屋の破損又は雨水等の流入のおそれがあると認められる場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずることとする。</p> <p>ウ 一般廃棄物の最終処分場及び管理型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 埋め立てる廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条第1項第3号ヲ本文に規定する場合に係るものを除く。)の性状に応じ、廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないよう適切に中間覆土を行うこと。</p> <p>(イ) 中間覆土の施工が支障なく行うことができるよう、常に必要な土砂量を確保すること。</p> <p>エ 安定型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 埋め立てる廃棄物の性状に応じ、廃棄物が飛散し、又は流出しないよう適切に中間覆土を行うこと。</p> <p>(イ) 展開検査は、強雨又は強風時を避けて実施するほか、展開検査結果は、検査の都度記録し、これを3年間保管すること。</p> <p>(ウ) 展開検査は、最終処分場内の埋立地以外の場所又は埋立地内部であって埋立処分及び覆土が終了している場所で行うこととし、廃棄物から液状物が地下に浸透しないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄物からの液状物の流出等に備え、回収マット、土のう等を備えておくとともに、検査により安定型廃棄物以外のものが認められた場合は、回収し、適正に処理すること。</p>
--	---

	<p>(工) 中間覆土の施工が支障なく行うことができるよう、常に必要な土砂量を確保すること。</p> <p>(最終処分場の残余容量の報告)</p> <p>第 25 条 最終処分場(廃棄物処理法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可を受けたものに限る。)の維持管理を行う者は、毎年 4 月 1 日現在の残余容量を把握し、廃棄物最終処分場残余容量報告書(様式第 20 号)により 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副 2 部とし、当該書類は、所管広域振興局長等を経由して提出しなければならない。</p>
--	--

【趣旨】

本条は、廃棄物の適正処理を確保するために、施設の能力に合った処理の実施、定期的な保守点検の実施、生活環境保全上の措置及び事故時の措置等廃棄物処理施設等の維持管理について基準を定めたものである。

- 1 産業廃棄物処理業者が設置する廃棄物処理法の許可対象ではない処理施設についても同法に基づく維持管理に関する共通基準と同等の基準を遵守するとともに、全ての施設について、生活環境の保全上必要な基準を遵守するよう定めるものである。
- 2 施設の維持管理が基準に適合していない場合に知事が改善を命ずることができる規定を設け、維持管理基準の遵守の徹底に実効性を持たせたものである。

【用語の解説】

1 「機能検査」

廃棄物の処理能力や公害防止設備の能力などの施設機能が低下していないことを定期的に確認する検査である。機能の低下が認められた場合は、部品交換等の措置を講ずる必要がある。

2 「周囲の生活環境を損なわない」

騒音、振動について環境基準を遵守することは勿論のこと、環境基準が設定されていない場合でも、周囲の土地利用実態等に応じ生活環境に十分に配慮して維持管理を行うという意味である。

3 「生活環境上の支障が生じない」

排水の水質について、環境基準を遵守することは勿論のこと、環境基準が設定されていない場合でも、放流先の水利用に支障を生じさせないように排水を行うという意味である。

4 「規則で定める技術上の基準」

廃棄物処理法に基づく維持管理に関する共通基準に加え、生活環境の保全上必要な基準を定めるものである。

全ての廃棄物処理施設等に共通する基準(規則第 23 条)

廃棄物処理施設等の種類に応じた個別の基準(規則第 24 条)

【留意事項等】

- 1 条例第 30 条第 1 項第 10 号の「規則で定める技術上の基準」は、改善命令の基準となるものを規定したものである。
- 2 規則第 25 条規定の最終処分場の残余容量の報告は次のとおり行うものとする。

書 類 名	提 出 先	残余容量把握の基準日	提出期限	提出部数
廃棄物最終処分場残余容量報告書(様式第 20 号)	廃棄物最終処分場の設置場所の所管広域振興局長等(保健福祉環境部廃棄物担当課)	毎年 4 月 1 日現在	毎年 6 月 30 日まで	正副 2 部

3 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する個別基準（条例第30条第1項、規則第24条関係）

（1）積替保管施設

選別場所について規定したことに伴う所要の改正を行ったこと。

当該施設における受入れた産業廃棄物の取扱いについて、アのとおり明確にしたこと。

なお、当該規定はイに掲げる廃棄物処理法、同法施行令（政令）及び同法施行規則（省令）を踏まえたものであること。

ア 積替保管施設における産業廃棄物の取扱い規定

受入れた産業廃棄物について産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）ごとに保管状況を明確にし、遅滞なく処分先等に運搬すること。ただし、当該施設において拾集された物（有償で譲渡できるものに限る。）を除くものとする。

イ 法、政令及び省令の規定

ア） 排出事業者は排出した産業廃棄物の運搬を委託する場合、管理票を当該産業廃棄物の引渡しと同時に当該運搬受託者に対し交付し、当該産業廃棄物の処分が終了することを当該管理票ごとに確認しなければならない（法第12条の3関係）。

イ） 一方、運搬受託者が積替保管施設を有し、運搬受託廃棄物から有償で譲渡できるものを拾集した場合、その拾集量を記載しなければならない。（省令第8条の22関係）

ウ） また、産業廃棄物の保管に当たっては、当該産業廃棄物の保管数量の規定があるとともに、搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出しなければならない。（政令第6条第1号ホ、省令第1条の4関係）

（2）中間処理施設

選別場所について規定したことに伴う所要の改正を行ったこと。（中間処理に伴う選別又は保管について、積替保管に順じた取扱いを規定したこと。）

条 例	規 則
<p>(廃棄物処理施設等の維持管理)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>3 一般廃棄物処理施設の設置者(廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可を受けた者をいう。)及び産業廃棄物処理施設の設置者(廃棄物処理法第 15 条の 2 第 5 項の産業廃棄物処理施設の設置者をいう。第 5 項及び第 6 項において同じ。) (次項及び次条第 1 項において「施設設置者」と総称する。) は、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の運営に関し、これらの施設における事故の発生を防止するための措置並びに事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のための措置その他の必要な措置(次項及び次条第 1 項において「事故防止等措置」という。) を講じておかななければならない。</p> <p>4 知事は、施設設置者が、事故防止等措置を講じていないと認めるときは、当該施設設置者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p>	<p>(廃棄物処理施設等の維持管理基準)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 条例第 30 条第 3 項の施設設置者 (以下この条において「施設設置者」という。) は、その設置に係る施設の構造、運転管理、維持管理等を勘案して発生の危険がある事故を想定し、同項に規定する事故防止等措置 (以下この条において「事故防止等措置」という。) を講じなければならない。</p> <p>3 施設設置者は、前項の規定により事故防止等措置を講ずる場合においては、同項の規定に基づき想定した事故の種類に応じ、次に掲げる事項をその内容としなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応に係る責任体制、緊急連絡体制等事故が発生した場合において講じる措置の内容等を記載した手引書等の作成</p> <p>(2) 事故の発生を未然に防止するための措置</p> <p>(3) 事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のために必要な対応及び措置</p> <p>(4) その他知事が必要と認める事項</p> <p>4 施設設置者は、事故防止等措置を講じ、又は変更したときは、事故防止等措置 (変更) 報告書 (様式第 18 号) により、当該事故防止等措置を講じ、又は変更した日から 30 日以内に知事に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1 部とし、当該書類は、所管広域振興局長等 (県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあっては、知事) に提出しなければならない。</p>

【趣旨】

本条第 3 項、第 4 項及び第 7 項は、平成 19 年 10 月改正条例により新規に規定された内容である。(施行は平成 20 年 4 月 1 日、規定が必要となった背景については、次ページのとおり。)

当該条項では、廃棄物処理施設等のうち、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設に係る施設の構造、運転管理、維持管理等を勘案して発生の危険がある事故を想定し、同項に規定する事故防止等措置を講じることを義務付けたものである。

事故防止等措置を講じる内容は、規則本条第 3 項のとおりである。

また、施設設置者に対し、事故防止等措置を講じ、又は変更したときは、報告書の提出を義務付けたものである。(報告書の提出方法等の概要は下表のとおり。)

書 類 名	提 出 先	提出期限	提出部数
事故防止等措置 (変更) 報告書 (様式第 18 号)	廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管広域振興局長等 (保健福祉環境部廃棄物担当課) (県外に駐機場所がある移動式施設の場合) 県庁資源循環推進課 (資源循環担当)	当該措置を講じた (変更した) 日から 30 日以内	1 部

【事故防止等措置について規定するに至った背景】

廃棄物処理施設における火災の発生、水質事故、焼却施設における排ガス中のダイオキシン濃度超過の事故等により、廃棄物処理施設に対する住民の不信感、不安感が高まり、反対運動や紛争が起こるなど設置が困難な事例がある。

一方、こうした状況の下、廃棄物の処理施設の立地が進まないことにより、県内での廃棄物の適正処理が確保できなくなり、県内の産業活動に支障が生じることも予想される。

このようなことから、住民不安を解消し、廃棄物処理施設の円滑な設置に資するため、対象施設の設置者は、あらかじめ当該施設に係る事故防止等の措置を講じておかなければならないこととしたものである。

なお、廃棄物処理施設における事故防止対策については、平成 18 年 12 月に環境省から「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」が示され、事故防止対策の導入が求められているところである。

また、対象施設の設置者が事故防止等の措置を講じない場合には、当該施設設置者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとし、勧告に従わない場合には、条例第 30 条第 7 項で準用する第 27 条で当該者の氏名等を公表することができることとした。

【用語の説明】

1 「廃棄物処理法第 15 条の 2 第 5 項の産業廃棄物処理施設の設置者」とは、次に掲げる者をいう。

法第 15 条第 1 項の許可を受けた者（政令第 7 条で定める施設の設置者）

条 例	規 則
<p>(廃棄物処理施設等の維持管理) 第 30 条 (略) 5 <u>産業廃棄物処理施設の設置者 (規則で定める者に限る。次項において同じ。) は、当該産業廃棄物処理施設の、²周辺の居住者その他規則で定める者 (次条第 1 項において「周辺居住者等」という。) に対し、1 年に 1 回以上、当該産業廃棄物処理施設の運営の状況について、³当該産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものを記載した書面その他の資料によって、⁴説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。</u></p> <p>6 知事は、前項の説明が行われていないと認めるとき又は同項の説明が虚偽の資料を用いる等適切に行われていないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設の設置者に対して、期限を定めて、同項の説明を適切に行うべきことを勧告することができる。</p> <p>7 第 27 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 4 項及び前項の勧告について準用する。</p>	<p>(廃棄物処理施設等の維持管理基準) 第 23 条 (略) 6 条例第 30 条第 5 項の規則で定める設置者は、¹政令第 7 条の 2 に規定する産業廃棄物処理施設の設置者とする。 7 条例第 30 条第 5 項の規則で定める周辺居住者等は、²第 16 条第 7 項に規定する者とする。 8 条例第 30 条第 5 項の、³産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 産業廃棄物処理施設における次に掲げる事項 ア 事業内容 (説明を行う日から 1 年以内に事業の変更を予定している場合は、その変更の計画を含む。) の概要 イ 処理する廃棄物等の種類 ウ 事業の用に供する施設の種類 エ 設置場所及び設置年月日 オ 処理能力、構造及び設備の概要 カ 維持管理計画 (2) 直近の 1 年間における廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号) 第 12 条の 7 の 3 各号に定める事項 (3) その他知事が必要と認める事項 9 条例第 30 条第 5 項の規則で定める方法は、⁴第 16 条第 9 項に規定する方法とする。 10 施設設置者は、条例第 30 条第 5 項の規定による説明を行った場合は、施設運営状況説明報告書 (様式第 19 号) により、当該説明を行った日から 30 日以内に知事に報告しなければならない。 11 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1 部とし、当該書類は、所管広域振興局長等に提出しなければならない。</p> <p>(公表) 第 18 条 条例第 27 条第 3 項 (条例第 30 条第 7 項において準用する場合を含む。) の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 勧告に従わない者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) (2) 勧告に従わない者の住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) (3) 勧告の内容</p>

【趣旨】

本条第 5 項から第 7 項は、平成 19 年 10 月改正条例により新規に規定された内容である。(施行は平成 20 年 4 月 1 日、規定が必要となった背景については、次ページのとおり。)

当該条項では、廃棄物処理施設等のうち、下記【用語説明 1】に掲げる施設の設置者が、周辺居住者等に対して、同項に規定する施設の運営状況説明（環境報告）を実施することを義務付けたものである。

環境報告を行う内容は、規則本条第 8 項（下記【用語説明 3】）のとおりである。

また、周辺居住者等に対して、環境報告を実施した内容について、報告書の提出を義務付けたものである。（報告書の提出方法等の概要は下表のとおり。）

書類名	提出先	提出期限	提出部数
施設運営状況説明報告書（様式第 19 号）	廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管広域 振興局長等（保健福祉環境部廃棄物担当課） （県外に駐機場所がある移動式施設の場合） 県庁資源循環推進課（資源循環担当）	当該説明を行った日から 30 日以内	1 部

【環境報告について規定するに至った背景】

廃棄物処理施設における火災の発生、水質事故、焼却施設における排ガス中のダイオキシン濃度超過の事故等により、廃棄物処理施設に対する住民の不信感、不安感が高まり、反対運動や紛争が起るなど設置が困難な事例がある。

一方、こうした状況の下、廃棄物の処理施設の立地が進まないことにより、県内での廃棄物の適正処理が確保できなくなり、県内の産業活動に支障が生じることも予想される。

また、廃棄物処理法施行規則第 12 条の 7 の 2 及び第 12 条の 7 の 3（第 15 条の 2 の 3 で準用する第 8 条の 4）では、産業廃棄物処理施設の設置者が、必要な維持管理事項を記録し、当該維持管理に関し「生活環境保全上、利害関係を有する者」の求めに応じ、当該記録を閲覧させなければならない義務が制度化されているが、必ずしも前記の者による閲覧が行われている実態にない。

このようなことから、住民不安を解消し、廃棄物処理施設の円滑な設置に資するため、対象施設の設置者は、施設の基本事項、あらかじめ記録した維持管理記録事項等について、1 年に 1 回以上、周辺居住者等に対して説明しなければならないこととしたものである。

また、対象施設の設置者が当該説明を行わない場合には、当該施設設置者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとし、勧告に従わない場合には、条例第 30 条第 7 項で準用する第 27 条で当該者の氏名等を公表することができることとした。

条例第 27 条に基づく勧告及び公表の詳細については、当該条項を参照のこと。

【用語の説明】

1 施設運営状況説明の実施者（規則第 23 条第 6 項関係）

施設運営状況説明を実施しなければならない者は、廃棄物処理法施行令第 7 条の 2 に掲げる施設の設置者です。

廃棄物処理法施行令第 7 条の 2 に掲げる施設（設置許可対象施設）

汚泥の**焼却施設**

廃油の**焼却施設**

廃プラスチック類の**焼却施設**

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

廃ポリ塩化ビフェニル等の焼却施設

廃ポリ塩化ビフェニル等の分解施設

ポリ塩化ビフェニル汚染物等の洗浄施設又は分離施設

産業廃棄物の**焼却施設**（ 、 、 を除く）

産業廃棄物の**最終処分場**（遮断型・安定型・管理型）

2 周辺居住者等（規則第 23 条第 7 項関係）

施設運営状況説明の対象者（周辺居住者等）は次のとおりです。なお、廃棄物処理施設等設置等事前協議において実施する事前説明の対象者と同様ですので、「廃棄物処理施設等設置等事前協議の手引き」についても参考としてください。

周辺居住者等

廃棄物処理施設等を設置する事業場(以下「施設設置事業場」という。)の周辺地域の居住者
(中間処理施設にあっては事業場の用地から 300m、最終処分場にあっては事業場の用地から 500m の範囲。ただし焼却施設にあっては最大濃度出現距離を考慮のこと。)

施設設置事業場に隣接する土地の所有者

施設設置事業場への廃棄物の搬入に用いる道路であって、新たに取り付けるもの又は既設のもの(廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるものに限る。以下「搬入道路」という。)に隣接する区域の居住者

施設設置事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び利水権者

3 施設の運営に関する事項（規則第 23 条第 8 項関係）

施設の運営状況の説明事項を次のとおり規定しています。

施設の運営に関する事項

産業廃棄物処理施設における次に掲げる事項

ア 事業内容（説明を行う日から 1 年以内に事業の変更を予定している場合は、その変更の計画を含む。）の概要

イ 処理する廃棄物等の種類

ウ 事業の用に供する施設の種類

エ 設置場所及び設置年月日

オ 処理能力、構造及び設備の概要

カ 維持管理計画

直近の 1 年間における廃棄物処理法施行規則第 12 条の 7 の 3 の規定による記録

... 1

1 については、以前から廃棄物処理法の規定により、廃棄物処理施設に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させなければならないこととされており【次ページ参照】

4 施設運営状況説明の実施方法（条例第 30 条第 5 項、規則第 23 条第 9 項関係）

廃棄物処理施設等設置等事前協議において実施する事前説明の実施方法と同じく、次のいずれかの方法で行う必要があります。なお、施設の運営に関する事項を記載した書面その他の資料を用いる必要がありますので留意してください。

施設運営状況説明の実施方法

説明会を開催し、説明を行なう方法

関係住民等に対し個別に説明を行なう方法（自治会長、町内会長等地域の代表者を通じて間接的に説明を行なう方法を含む。）... 2

2 について、「関係住民等に対し個別に説明を行なう方法」には、放流先水路の管理者及び利水者に対する説明の場合は耕作者、漁業者等による団体の代表者を通じて間接的に説明を行なう方法も含まれます。

1 【記録する事項（法施行規則第12条の7の3関係）】

焼却施設・安定型最終処分場・管理型最終処分場について記載

1 焼却施設

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 燃焼室中の燃焼ガスの温度・集じん器に流入する燃焼ガスの温度・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度・ばいじん又は焼却灰を焼成する場合にあっては焼成炉中の温度に係る測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定を行った位置
- (2) 当該測定の結果の得られた年月日
- (3) 当該測定の結果

ハ ばいじんの除去を行った年月日

ニ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度・ばい煙量又はばい煙濃度（硫酸化合物、ばいじん、塩化水素及び窒素化合物に係るものに限る。）に係る測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

2 安定型最終処分場

イ 埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 擁壁、えん堤その他の設備（擁壁等）の定期的な点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ハ 残余の埋立容量について一年に一回以上測定を行った年月日及びその結果

ニ 産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について行った目視による検査に関する次に掲げる事項

- (1) 当該検査の各月ごとの実施回数
- (2) 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日

ホ 地下水の水質検査及び浸透水の水質検査に関する次に掲げる事項

- (1) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所
- (2) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
- (4) 当該水質検査の結果

ヘ 地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置に関する次に掲げる事項

- (1) 当該措置を講じた年月日
- (2) 当該措置の内容

3 管理型最終処分場

イ 埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 擁壁、えん堤その他の設備（擁壁等）の定期的な点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果

- (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

八 遮水工の定期的な点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

二 地下水等及び放流水の水質検査に関する次に掲げる事項

- (1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所
- (2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
- (4) 当該水質検査の結果

ホ 地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置に関する次に掲げる事項

- (1) 当該措置を講じた年月日
- (2) 当該措置の内容

へ 調整池の定期的な点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ト 浸出液処理設備の機能の状態の定期的な点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

チ 残余の埋立容量について一年に一回以上測定を行った年月日及びその結果

第9章 雑則

条	例	規	則
<p>(立入検査等)</p> <p>第31条 知事は、「この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは廃棄物等の処理（保管等を除く。以下同じ。）を行う者に対し、再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理若しくは廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求め、又はその職員に、事務所、事業場若しくは廃棄物処理施設等のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の必要な物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>			

【趣旨】

本条は、この条例の施行に必要な限度において、報告徴収、立入検査等を行うことができるものとするものである。当該権限は、地方振興局長に委任されている。

【用語の解説】

1 「この条例の施行に必要な限度において」

報告徴収等は事業者等の権利義務に影響を及ぼすことから、この条例を適正に施行する必要な限度内に限定するものである。なお、廃棄物処理法の報告徴収等とともに、それぞれの根拠法令の施行の範囲内に限定されていることから、理論上の役割分担は明確であるが、実際には両者に跨る場合が想定される。その場合には双方が補完しあいながら、一体的に行うこととなる。

条	例	規	則
<p>(指導及び助言)</p> <p>第32条 知事は、市町村等、事業者及び県民に対し、この条例の目的を達成するために必要な指導及び助言をすることができる。</p>			

【趣旨】

循環型地域社会の形成に向け、各主体に対し目的達成に向け、県は必要な指導及び助言を行うこととしたものである。

条	例	規	則
<p>(補則)</p> <p>第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。</p>			

第10章 罰則

条 例	規 則
<p>(罰則) 第34条 第20条第7項、第20条の3第1項又は第23条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(過料) 第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>15万円</u>以下の過料に処する。 (1) 第11条第2項の規定に違反した者 (2) 第20条第2項若しくは第6項又は第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (3) 第20条第2項又は第31条第1項の規定に基づく立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者 (4) 第20条第5項若しくは第7項、第21条第6項、第23条第3項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく知事の命令に違反した者</p> <p>(両罰規定) 第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。</p>	

取 扱 要 領
<p>(過料) 第19 地方振興局長は、条例第35条の各号に掲げる者について過料処分とすることが相当であると認めるときは過料上申書(様式第16号)により、知事に上申するものとする。 2 条例第35条の規定に基づく過料処分は、過料処分通知書(様式第17号)により行うものとする。</p>

【趣旨】

1 条例違反に対する罰則は次のとおりである。

項	目	条 項	内 容	罰 則	罰 則 条 項
第3章	認定製品の表示	第11条第2項	認定製品の表示の不正使用	5万円以下の過料	第34条第1号
第6章	廃棄物等の適正保管等	第20条第2項又は第6項	報告違反、虚偽報告		第34条第2号
		第20条第2項	立入検査等の拒み、妨げ、又は忌避		第34条第3号
		第20条第5項	調査命令違反		第34条第4号
		第20条第7項	措置命令違反		第34条第4号
	建設資材廃棄物の適正処理	第21条第6項	措置命令違反		第34条第4号
第7章	不適正処理関与者の責任徹底	第23条第3項	措置命令違反		第34条第4号

第8章	適正な廃棄物処理施設等の設置等	第29条第2項	改善命令違反		第34条第4号
		第30条第2項			第34条第4号
第9章	報告	第31条第1項	報告違反、虚偽報告		第34条第2号
	調査等		拒み、妨げ、又は忌避		第34条第3号
【参考】 県外搬入 事前協議 等条例	報告及び調査	第6条第1項	偽り、拒み、妨げ、又は忌避	5万円以下の過料	第8条

2 命令違反についての罰則として、次の理由から、行政刑罰ではなく、行政罰である過料制度を採用したものである。

罰金は行政刑罰であり、制裁的な意味が強いほか、刑事訴訟手続が必要となるのに対し、過料は威嚇的效果によって間接的に履行を促す執行罰であり履行確保の手段として適当である上、県の判断で決することができ迅速な対応が可能となること。

罰金刑については、違反行為による経済的利益の大きさの故に威嚇等の効果が薄いとされており、とりわけ産業廃棄物分野では一層威嚇効果は望めないこと。むしろ、行政刑罰と異なり二重処罰の禁止を受けず、命令に期限を付するなどしながら、同一事実に対し目的を達するまで繰り返し過料を科することの方が心理的な強制効果があるものと思われること。

【用語の解説】

1 「5万円以下の過料」

地方自治法第14条による過料の上限が5万円であること。

過料とは

一般に、刑罰としての性質をもたない金銭罰のことを総称して「過料」といい、具体的には、法令に違反する行為に対する制裁として科される「秩序罰」、公務員などのような公法上の特別の内部関係における規律維持のために懲戒として科される「懲戒罰」、行政上の義務の履行を強制する手段として科される「執行罰」の3種類がある。

これらのうち、地方公共団体の条例・規則によって規定される過料（地方自治法第14条第3項、第15条第2項、第228条第2項・第3項参照）は、の「秩序罰」の一つである「行政上の秩序罰」に当たる。

この「行政上の秩序罰としての過料」は、行政上の義務違反行為に対して科される制裁であるという点において、いわゆる「行政刑罰」（行政上の義務違反に対して刑罰が科される場合）と共通の性質をもっているが、両者には次のような相違点がある。

第一に、「行政上の秩序罰としての過料」は、刑罰の一種である「行政刑罰」と比較してやや反社会性の低いものについて科せられる。

第二に、行政刑罰には、法令に特別の規定がある場合を除いて、一般の刑罰と同様に刑法の総則部分（刑法総則）の諸規定が適用されるが（刑法第8条参照）、「行政上の秩序罰としての過料」には刑法総則の適用はない。

第三に、行政刑罰の科刑手続には刑事訴訟法が適用され、刑事裁判手続を経る必要があるのに対して、「行政上の秩序罰としての過料」には同法は適用されない。そして後者に関しては、一般的には「非訟事件手続法」に従って手続が進められることになるが、自治体の条例・規則中で規定される過料の場合には、普通地方公共団体の長が科す行政処分によりその納付を命ずることとされ、あらかじめ過料を科す旨の告知をなさなければならないなどの一定の手続が必要とされてる（地方自治法第255条の3参照）。

環境関連条例における過料規定の例示と運用

1 過料規定の例示

過料規定を設けている環境関連条例には、たとえば次の条例が挙げられる。

岡山県快適な環境の確保に関する条例（H13.12.21 条例 74号）

本条例は、快適な環境の確保を促進するために、落書きに対する措置、空き缶等の投棄に対する措置、自動車等の放置に対する措置、光害の防止に関する措置を定めている。

このうち、光害防止措置として、屋外照明による光害防止、公共の場所の管理者の義務の規定を設けるとともに、屋外でのサーチライト等の投光器を特定対象物を照射する目的以外で使用することを禁止している（第22条）。この規定に違反した者へは、知事は使用停止命令をすることができ（第23条）、違反者を5万円以下の過料に処するとしている（第29条）。

安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例（H14.6.25 条例 53 号）

本条例は、安全で快適な生活環境の整備のために、各主体の責務等を定めるとともに、路上禁煙地区、環境美化・浄化推進モデル地区、違法駐車防止重点地区を指定し、集中的・継続的な取組みを行なうものである。

なかでも路上禁煙地区での規制は全国的にも大きな反響を呼んだ。この地区では、道路上での喫煙行為と吸い殻を捨てる行為を禁止し（第 21 条）違反者には 2 万円以下（当面は 2,000 円）の過料を処するとしている（第 24 条）。なお、公共の場所でみだりに吸い殻、空き缶等その他の廃棄物を捨て、落書きをし、又は置き看板等を放置する行為についても（第 9 条）この過料規定が適用される。

千代田区のように、いわゆるポイ捨て禁止条例や環境美化条例には同様の過料規定がある条例が散見される（北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例〔H15.3.14 条例 34 号〕等）。このほか、営利目的での蛍・カワニナの捕獲をした者への過料規定を設けた下関市ほたる保護条例（H13.12.25 条例 44 号）等が挙げられる。

2 過料規定の運用

以上の通り、過料規定を設ける環境関連条例はいくつもあるものの、アクティブに過料を課している例は少ないようであり、わずかに千代田区的生活環境条例が過料規定を積極的に活用している程度である。千代田区では、平成 14 年 11 月より路上喫煙の過料適用を開始し、平成 15 年 10 月までに過料処分件数は 5,447 件（うち現金での徴収 3,960 件）となっている。

附則

条 例	規 則
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。 (再生資源利用認定製品の認定に関する経過措置)</p> <p>2 岩手県再生資源利用認定製品認定制度実施要綱 (平成 14 年岩手県告示第 911 号の 2) 第 3 第 1 項 の規定に基づきされた認定は、第 10 条第 1 項の規 定に基づきされた認定とみなす。 (対象建設工事に関する経過措置)</p> <p>3 第 21 条及び第 31 条の規定は、この条例の施行 前に締結された請負契約に係る対象建設工事又は この条例の施行の際既に着手している対象建設工 事については、適用しない。 (廃棄物処理施設等に関する経過措置)</p> <p>4 この条例の施行の際現に設置されている廃棄物 処理施設等 (変更に係る部分を除く。以下同じ。) については、第 24 条から第 29 条までの規定は、 適用しない。</p> <p>5 この条例の施行前に廃棄物処理に関する指導要 綱 (平成 2 年 5 月 29 日公告) 第 7 第 1 項による協 議に係る廃棄物処理施設等で当該協議が調ったも のについては、第 24 条から第 29 条までの規定は、 適用しない。</p> <p>6 この条例の施行の際現に行われている廃棄物処 理に関する指導要綱第 7 第 1 項の協議は、第 24 条 第 1 項の協議とみなす。 (検討)</p> <p>7 知事は、この条例の施行後 5 年を目途として、こ の条例の施行の状況について検討を加え、その結果 に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 (平成 15 年 10 月 9 日条例第 65 号) この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 16 年 7 月 12 日条例第 44 号)</p> <p>1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。 ただし、第 24 条及び第 27 条の改正規定は、公布 の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議が調った 廃棄物処理施設等 (この条例による改正後の第 2 条 第 8 号に規定する自動車リサイクル施設に限る。以 下同じ。) の設置、譲受け若しくは借受け又は変更 については、この条例による改正後の第 24 条から 第 28 条までの規定は、適用しない。</p> <p>3 この条例の施行の際現に行われている廃棄物処 理施設等に係るこの条例による改正前の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議は、この条例によ</p>	<p>附 則 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 15 年 11 月 28 日規則第 112 号抄)</p> <p>1 この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行す る。</p> <p>附 則 (平成 16 年 7 月 12 日規則第 73 号)</p> <p>1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行す る。ただし、第 16 条の改正規定 (自動車リサ イクル施設 (条例第 2 条第 8 号に規定する自動 車リサイクル施設をいう。以下同じ。) に係る 部分を除く。) 第 19 条の改正規定、第 21 条の 改正規定 (同条第 9 号中 「 (廃自動車の解体施 設にあつては、必要に応じて設置すること。) 」 を削る部分を除く。) 第 22 条第 1 号ア及び第 23 条の改正規定、別表第 3 の改正規定 (自動車 リサイクル施設に係る部分を除く。) 並びに様 式第 9 号、様式第 12 号、様式第 13 号及び様式 第 14 号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の循環型地域社会の 形成に関する条例施行規則に定める様式は、こ</p>

<p>る改正後の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議とみなす。</p> <p>附 則（平成 17 年 7 月 11 日条例第 52 号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>の規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 17 年 3 月 4 日規則第 4 号） この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 29 号） この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 40 号）</p> <p>1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の循環型地域社会の形成に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。</p>
---	--

取 扱 要 領	
附 則	この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

- 1 平成 15 年 4 月 1 日からの施行とした。なお、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例も同日に施行したが、環境保全協力金の部分及び岩手県産業廃棄物税条例は直接に経済的負担をかけることから一層の周知が必要であったこと、税条例については総務大臣同意が必要であり、相当期間を要すること等により、平成 16 年 1 月 1 日からの施行とした。
 - 2 次により経過措置を設けたものである。
 - 再生資源利用認定製品認定制度については条例施行前に要綱で導入していたことから、認定の効力に差が生じないように要綱による認定を条例施行日以降は条例による認定とみなす。（第 2 項）
 - 建設資材廃棄物に関する規制については、遡及適用の回避と建設リサイクル法との均衡から、条例施行前に請負契約を締結した工事及び施行時に既に着手している工事については本条例を適用しない。（第 3 項）
 - 廃棄物処理施設等については、遡及適用の回避のため既設施設及び指導要綱による事前協議が終了した施設については、維持管理基準を除いて施設設置等に関する規定は適用せず、同時に条例施行前の駆け込みによる「条例逃れ」を回避するため、指導要綱による協議が進められているものは、条例による協議とみなすこととしたものである。
- ア 現に設置している廃棄物処理施設等に条例適合性を求めることで、大規模な改修、立て替え、撤去を強いることや運転が事実上不可能となることは、規制の遡及適用になる上、設置者の事業活動等に与える影響が大きいものと懸念されることから、条例の規定を適用しないこととしたこと。（第 4 項）
- イ 事前協議が調い、条例施行時点で、設置工事中のもの又は着手予定のものについても、条例

を適用するとすると、事前協議の「やり直し」が必要になり不合理が生じること、当条例の廃棄物処理施設等に関する手続や技術基準は従来の要綱の内容とほぼ同一であり、同要綱による手続を経たものは信頼できること等から、かかる場合も条例の規定を適用しないこととしたこと。(第5項)

ウ 要綱による協議と条例による協議の並存は可能な限り避け、根拠が明確な条例による手続を原則とすべきであること、イと同様に当条例の廃棄物処理施設等に関する手続や技術基準は現要綱の内容とほぼ同一であること、駆け込み「事前協議」の抑止にもつながること等から、事前協議途中の事案は条例による事前協議ともみなし、一連の流れで続行すること。(第6項)

3 全国的にも類例のない制度も幾つか含まれていることから、今後、制度の定着状況、実効性などを検証し、必要に応じて見直しを図る必要があることから、5年を目途とした検討を行うこととしたものである。(第7項)

【用語の解説】

1 「みなす」

再生資源利用認定製品認定制度については、平成14年11月6日から岩手県再生資源利用認定製品認定制度実施要綱(平成14年岩手県告示第911の2)により実施しており、条例制度の先行実施であるため、要綱による認定と条例による認定により「効力」が異なることは望ましくないことから、要綱により認定した再生資源利用認定製品を、施行日である平成15年4月1日以降は条例により認定されたものとみなすこととしたものである。

なお、「みなす」ことから、「要綱認定」の申請者は「条例認定」となるにあたり、何らの申請も要しない(廃棄物処理施設等の事前協議の「承継」についても同様)。

循環型地域社会の形成に関する

条例施行規則別表

別表第1（第4条関係）

岩手県再生資源利用認定製品品質基準

<p>品質及び安全性に関する基準</p>	<p>1 次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格</p> <p>(2) 財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準</p> <p>(3) 建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める規格等</p> <p>(4) 岩手県土木工事共通仕様書に定める規格等</p> <p>(5) その他認定製品の規格等として知事が適当と認めるもの</p> <p>2 1の(3)から(5)までの規格等に適合する製品にあっては、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 廃棄物処理法第2条第3項の特別管理一般廃棄物又は同条第5項の特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>(2) 土壌に溶出する可能性のあるものについては、溶出試験結果が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。</p> <p>(3) その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること。</p>
<p>再生資源の配合率</p>	<p>1 エコマーク商品認定基準に定めのある製品については、エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準をおおむね満たしていること（エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針（平成14年3月26日岩手県環境生活部制定）で定める配合率の基準を下回る場合を除く。）。</p> <p>2 エコマーク商品認定基準に定めのない製品であって岩手県グリーン購入基本方針に定めのある製品及びエコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を下回る製品については、岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を満たしていること。</p> <p>3 エコマーク商品認定基準及び岩手県グリーン購入基本方針のいずれにも定めのない製品については、学識経験を有する者等の意見を聴いて知事が適当と認める再生資源の配合率の基準を満たしていること。</p>

別表第2（第12条関係）

行政処分基準

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反			
無許可営業	第7条第1項	許可を受けないで一般廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	100
	第7条第6項	許可を受けないで一般廃棄物の処分を業として行った場合	
	第14条第1項	許可を受けないで産業廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	
	第14条第6項	許可を受けないで産業廃棄物の処分を業として行った場合	
	第14条の4第1項	許可を受けないで特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	
	第14条の4第6項	許可を受けないで特別管理産業廃棄物の処分を業として行った場合	
不正手段による営業許可取得	第7条第1項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	
	第7条第2項		
	第7条第6項		
	第7条第7項		
	第14条第1項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	
	第14条第2項		
	第14条第6項		
	第14条第7項		
	第14条の4第1項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	
	第14条の4第2項		
	第14条の4第6項		
	第14条の4第7項		
無許可変更	第7条の2第1項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合	
	第14条の2第1項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合	
	第14条の5第1項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合	

不正手段による変更許可取得	第7条の2第1項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合
	第14条の2第1項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合
	第14条の5第1項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合
事業の停止命令等違反	第7条の3	法又は法に基づく処分に違反した一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合
	第14条の3	法又は法に基づく処分に違反した産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合
	第14条の6	法又は法に基づく処分に違反した特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合
措置命令違反	第19条の4第1項	一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合
	第19条の4の2第1項	一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合
	第19条の5第1項	産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合
	第19条の6第1項	排出事業者等が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合
委託基準違反	第6条の2第6項	事業者が一般廃棄物の委託基準に違反した場合
	第12条第3項	事業者が産業廃棄物の委託基準に違反した場合

	第 12 条の 2 第 3 項	事業者が特別管理産業廃棄物の委託基準に違反した場合
名義貸しの禁止	第 7 条の 5	一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合
	第 14 条の 3 の 3	産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合
	第 14 条の 7	特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合
処理施設の無許可設置	第 8 条第 1 項	一般廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった場合
	第 15 条第 1 項	産業廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった場合
不正手段による処理施設の設置許可取得	第 8 条第 1 項	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた場合
	第 15 条第 1 項	不正の手段により、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた場合
処理施設の構造等の無許可変更	第 9 条第 1 項	一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更にあつて許可を受けなかった場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）で定める軽微な変更であるときを除く。）
	第 15 条の 2 の 5 第 1 項	産業廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更にあつて許可を受けなかった場合（省令で定める軽微な変更であるときを除く。）
不正手段による処理施設の構造等の変更許可取得	第 9 条第 1 項	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更許可を受けた場合
	第 15 条の 2 の 5 第 1 項	不正の手段により、産業廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更許可を受けた場合
廃棄物の輸出確認違反	第 10 条第 1 項	環境大臣の確認を受けずに、一般廃棄物を輸出した場合

	第 15 条の 4 の 6 第 1 項	環境大臣の確認を受けないで、産業廃棄物を輸出した場合
受託禁止違反	第 14 条第 13 項	許可を受けないで、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合
	第 14 条の 4 第 13 項	許可を受けないで、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合
投棄禁止違反	第 16 条	廃棄物をみだりに捨てた場合
焼却禁止違反	第 16 条の 2	廃棄物を焼却した場合（第 16 条の 2 に掲げる方法による場合を除く。）
指定有害廃棄物の処理禁止違反	第 16 条の 3	指定有害廃棄物を保管、収集、運搬又は処分した場合（第 16 条の 3 に掲げる方法による場合を除く。）
廃棄物の輸出確認違反未遂	第 10 条第 1 項	環境大臣の許可を受けないで、一般廃棄物を輸出する行為に着手した場合
	第 15 条の 4 の 6 第 1 項	環境大臣の許可を受けないで、産業廃棄物を輸出する行為に着手した場合
投棄禁止違反未遂	第 16 条	廃棄物をみだりに捨てる行為に着手した場合
焼却禁止違反未遂	第 16 条の 2	廃棄物を焼却する行為に着手した場合（第 16 条の 2 に掲げる場合を除く。）
委託基準違反、再委託禁止違反	第 6 条の 2 第 7 項	事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）で定める基準に従わない場合
	第 7 条第 14 項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合
	第 12 条第 4 項	事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合
	第 12 条の 2 第 4 項	事業者が特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合
	第 14 条第 14 項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合（政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）

	第 14 条の 4 第 14 項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合（政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）	
処理施設改善命令等違反	第 9 条の 2	一般廃棄物処理施設の改善命令等に従わない場合	
	第 15 条の 2 の 6	産業廃棄物処理施設の改善命令等に従わない場合	
改善命令違反	第 19 条の 3	事業者又は処理業者が改善命令に従わない場合	
処理施設の無許可譲受け等	第 9 条の 5 第 1 項	許可を受けないで、一般廃棄物処理施設の譲受け、又は借受けを行った場合	
	第 15 条の 4	許可を受けないで、産業廃棄物処理施設の譲受け、又は借受けを行った場合	
国外廃棄物の輸入禁止違反	第 15 条の 4 の 4 第 1 項	環境大臣の許可を受けないで、産業廃棄物を輸入した場合	
輸入許可条件違反	第 15 条の 4 の 4 第 4 項	産業廃棄物の輸入許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	
投棄禁止違反目的収集運搬	第 16 条	廃棄物をみだりに捨てる目的で、収集又は運搬をした場合	
焼却禁止違反目的収集運搬	第 16 条の 2	廃棄物を焼却する目的で、収集又は運搬をした場合（第 16 条の 2 に掲げる方法による場合を除く。）	
廃棄物の輸出確認違反予備	第 10 条第 1 項	環境大臣の確認を受けないで、一般廃棄物を輸出する目的で準備をした場合	
	第 15 条の 4 の 6 第 1 項	環境大臣の確認を受けないで、産業廃棄物を輸出する目的で準備をした場合	
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	第 15 条の 19 第 4 項	廃棄物が地下にある土地で知事が指定した区域（以下「指定区域」という。）における土地形質変更届出に関して出された計画変更命令に違反した場合	90
	第 19 条の 10 第 1 項	指定区域における土地形質変更届出に関して生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	

産業廃棄物管理票 (以下「管理票」 という。)の虚偽記 載等	第 12 条の 4 第 1 項	産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処 分業者若しくは特別管理産業廃棄物処 分業者が受託していないものについて、虚偽の 記載をして管理票を交付した場合	
管理票に係る勧告 の措置命令違反	第 12 条の 6 第 3 項	管理票に係る勧告を受けた事業者等がその 勧告を受けた旨を公表された後、なお正当 な理由なくその勧告に係る措置をとらずに 出された措置命令に違反した場合	
処理施設使用開始 前受検義務違反	第 8 条の 2 第 5 項	一般廃棄物処理施設に係る検査を受ける前 に施設を使用した場合	60
	第 9 条第 2 項	処理能力や構造等を変更した一般廃棄物処 理施設に係る検査を受ける前に当該施設を 使用した場合	
	第 15 条の 2 第 5 項	産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前 に当該施設を使用した場合	
	第 15 条の 2 の 5 第 2 項	処理能力、構造等を変更した産業廃棄物処 理施設に係る検査を受ける前に当該施設を 使用した場合	
管理票未交付等	第 12 条の 3 第 1 項	管理票を交付せず、又は法定事項を記載せ ず、若しくは虚偽の記載をして交付した場 合	30
	第 15 条の 4 の 6 第 2 項		
	第 12 条の 3 第 2 項前 段	運搬受託者が管理票交付者に管理票の写し を送付せず、又は法定事項を記載せず、若 しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送 付した場合	
	第 12 条の 3 第 2 項後 段	運搬受託者が処分委託者に管理票を回付し なかった場合	
	第 12 条の 3 第 3 項	処分受託者が管理票の写しを管理票交付者 に送付せず、若しくは法定事項を記載せず、 若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを 送付した場合	
	第 12 条の 3 第 4 項		
	第 12 条の 5 第 5 項		
虚偽管理票写し送 付・虚偽報告	第 12 条の 4 第 2 項	運搬受託者又は処分受託者が受託した産業 廃棄物の運搬又は処分を終了していないも のについて管理票交付者に管理票の写しを 送付し、又は情報処理センターに報告をし た場合	

	第 12 条の 4 第 3 項	処分受託者が受託した産業廃棄物の処分に係る中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の管理票の写しの送付又は通知を受けていないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合
保存義務違反	第 12 条の 3 第 5 項	管理票交付者が送付された管理票の写しを保存しなかった場合
土地形質変更届出義務違反・虚偽届出	第 15 条の 19 第 1 項	指定区域において届出をせずに土地形質を変更し、又は虚偽の届出をした場合
虚偽登録等	第 12 条の 5 第 1 項	電子情報処理組織使用事業者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合
	第 12 条の 5 第 2 項	運搬受託者又は処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合
	第 12 条の 5 第 3 項	処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合
帳簿備付け保存等義務違反	第 7 条第 15 項	事業者及び廃棄物処理業者が帳簿を備えず、若しくは帳簿に法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合
	第 7 条第 16 項	
	第 12 条第 11 項	
	第 12 条の 2 第 12 項	
	第 14 条第 15 項	
処理業廃止、変更届出義務違反	第 7 条の 2 第 3 項	一般廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
	第 14 条の 2 第 3 項	産業廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
	第 14 条の 5 第 3 項	
処理施設の廃止等届出義務違反	第 9 条第 3 項	一般廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
	第 15 条の 2 の 5 第 3 項	産業廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

最終処分場埋立処分終了届出義務違反	第9条第4項	一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第15条の2の5第3項	産業廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
処理施設の相続届出義務違反	第9条の7第2項	一般廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第15条の4	産業廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
処理施設の維持管理事項記録等違反	第8条の4	一般廃棄物処理施設の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず又は閲覧させない場合	
	第15条の2の3	産業廃棄物処理施設の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず又は閲覧させない場合	
処理責任者等設置義務違反	第12条第6項	産業廃棄物処理施設が設置されている事業場に産業廃棄物処理責任者を置かない場合	
	第12条の2第6項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を置かない場合	
報告義務違反	第18条第1項	事業者、一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理施設設置者又は産業廃棄物処理施設設置者が求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第18条第2項	産業廃棄物の輸出又は輸入に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査拒否妨害忌避	第19条第1項	都道府県又は市町村職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
	第19条第2項	国の職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
技術管理者設置義務違反	第21条第1項	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に技術管理者を置かない場合	
名称使用禁止違反	第20条の2第3項	登録を受けずに登録廃棄物再生事業者という名称を用いた場合	10
基準不適合	第14条第5項第1号	産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者の能力が法に定める基準に適合せず、改善が困難と認められる場合	100
	第14条第10項第1号		
	第14条の4第5項第1号		

	第 14 条の 4 第 10 項 第 1 号		
欠格要件該当	第 14 条第 5 項第 2 号	産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当する場合	100
許可条件違反	第 14 条第 11 項	産業廃棄物処理業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	30
	第 14 条の 4 第 11 項	特別管理産業廃棄物処理業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	
2 循環型地域社会の形成に関する条例違反			
報告義務違反・虚偽報告	第 20 条第 2 項	廃棄物等の保管等又は放置に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	30
	第 20 条第 6 項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第 31 条第 1 項	再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理又は廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査等拒否妨害忌避	第 20 条第 2 項	職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
	第 31 条第 1 項		
命令違反	第 20 条第 5 項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令に違反した場合	
	第 20 条第 7 項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された措置命令に違反した場合	
	第 21 条第 6 項	建設資材廃棄物の適正処理に関して出された措置命令に違反した場合	
	第 23 条第 3 項	不適正処理関与者に対する命令に違反した場合	
	第 29 条第 2 項	条例に定める廃棄物処理施設等の構造基準に関する改善命令に違反した場合	
	第 30 条第 2 項	条例に定める廃棄物処理施設等の維持管理に関する改善命令に違反した場合	

別表第 3

No.	項目	新規			変更			譲受け又は借受け		
		積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場	積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場	積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場
【様式】										
0	事前協議書・表紙	様式第 7 号								
1	事業計画書	様式第 8 号(1)								
2	排出事業者名簿	様式第 8 号(2)								
3	処理委託先処理業者名簿	様式第 8 号(3)								
4	廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書	様式第 9 号								
5	周辺生活環境調査書	様式第 10 号(1)								
6	生活環境の保全上留意すべき事項等	様式第 10 号(2)								
7	廃棄物処理施設等変更設備等対照表	様式第 11 号	-	-	-			-	-	-
8	積替え・積替えのための保管施設計画書	様式第 12 号		-	-		-	-	-	-
9	中間処理施設計画書	様式第 13 号	-	-	-		-	-	-	-
10	最終処分場計画書	様式第 14 号	-	-	-		-	-	-	-
11	出入口への表示立札	様式第 17 号	■	■	-	■	■	-	-	-
【図面等】										
12	位置図									
13	見取図									
14	構造図							-	-	-
15	土地の登記事項証明書									
16	公図									
17	施設設置事業場用地の現況写真									
18	求積図							-	-	-
19	賃貸借契約書の写し									
20	施設設置事業場平面図									
21	施設設置事業場縦横断面図							-	-	-
22	処理工程図							-	-	-
23	現況平面図		-	-		-	-	-	-	-
24	配置平面図		-	-		-	-	-	-	-
25	埋立平面図		-	-		-	-	-	-	-
26	横断面図		-	-		-	-	-	-	-
27	縦断面図		-	-		-	-	-	-	-
28	地質調査報告書（地質柱状図、透水係数計算書を含む。）		-	-		-	-	-	-	-
29	事業計画工程書		-	-		-	-	-	-	-
30	設計計算書・仕様書							-	-	-
31	管理体制系統図							-	-	-
32	運転管理仕様書							-	-	-
33	保管計画図			-			-	-	-	-
34	保管面積・保管容量計算書			-			-	-	-	-
35	実証試験結果及びその評価		■	■	■	■	■	-	-	-
36	標準作業書			-			-			-

- 備考
- 事前協議の内容及び廃棄物処理施設等の種類に応じて、印の付された書類等を添付すること。
 - 印の付された書類等については、内容に変更がある場合に限り、添付すること。
 - 印の付された書類等については、移動式施設に係る事前協議においては添付を要しないこと。
 - 印の付された書類等については、規則第 16 条第 10 項の場合には添付を要しないこと。
 - 廃棄物処理施設等を譲り受け、又は借り受ける場合にあっては、廃棄物処理施設等の許可証（廃棄物処理法第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の許可を要する場合に限る。）産業廃棄物処理業の許可証、譲渡契約書等の写しを添付すること。
 - 解体業の用に供する自動車リサイクル施設については積替保管施設に、破砕業の用に供する自動車リサイクル施設については中間処理施設に準じて書類等を添付すること。
 - 施設設置事業場縦横断面図については、土木工事（造成工事）がある場合に限り、添付すること。
 - 印の付された書類等については、これまで岩手県内において廃棄物の処理に用いられたことがない構造又は処理方法により廃棄物を処理する施設を設置しようとする場合に限り、添付すること。
 - 印の付された書類等については、自動車リサイクル施設に係る事前協議である場合に限り、添付すること。

別表第4（第16条関係）
住民説明を要する変更の内容

1	その他処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの
2	その他処理施設の位置又は処理方式
3	<p>その他処理施設の構造及び設備に係る変更であって、次の(1)から(14)までに掲げるその他処理施設の種類に応じ、(1)から(14)までに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの</p> <p>(1) 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの 脱水機</p> <p>(2) 汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル（天日乾燥施設にあっては、100立方メートル）以下のもの 乾燥設備</p> <p>(3) 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの 燃烧室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(4) 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 油水分離設備</p> <p>(5) 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 燃烧室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートル以下のもの 中和槽</p> <p>(7) 廃プラスチック類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(8) 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの 燃烧室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(9) 産業廃棄物の焼却施設（(3)、(5)及び(8)に掲げるものを除く。）であって、次のいずれにも該当しないもの 燃烧室</p> <p>ア 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(10) 木くずの破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(11) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(12) 工作物の除去に伴って生じたアスファルトの熱解砕施設 熱解砕機</p> <p>(13) 動物のふん尿及び有機汚泥の堆肥化施設 発酵設備</p> <p>(14) (1)から(13)までに掲げる施設以外の処理施設 主要な設備</p>
4	その他処理施設による処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量（排出の方法又は量の増大に係る変更の場合に限る。）又は処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
5	<p>その他処理施設の維持管理に関する計画に係る事項</p> <p>(1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。）</p> <p>(2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、その他処理施設の維持管理に関する事項</p>

別表第 5 (第 22 条関係)

切土ののり面勾 (こう) 配

地山の土質	切土高	勾配
硬岩 中硬岩	一段 5 メートル以下	1 : 1.0 以上
軟岩 砂 砂質土 砂利又は岩塊まじりの砂質土 (玉石) 粘性土等 岩塊又は玉石まじりの粘性土		1 : 1.5 以上

備考 1 のり面は無処理又は植生工程度の保護工を前提としたものであること。

2 土質構成などにより単一勾配としないときは、勾配の変化点には小段を設けること。

3 小段には若干の勾配を設けること。

別表第 6 (第 24 条関係)

監視用井戸の水質検査項目

項 目	
1	水素イオン濃度
2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
3	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)
4	大腸菌群
5	一般細菌
6	色度
7	濁度

県外産業廃棄物の搬入に係る
事前協議等に関する条例
逐条解説

平成21年4月

岩手県環境生活部

条 例	規 則
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)第8条の規定により、県外からの産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

取 扱 要 領
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号。以下「条例」という。)及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則(平成15年岩手県規則第23号。以下「規則」という。)の円滑かつ適正な施行を図るため必要な事項を定めるものとする。</p>

【趣旨】

本条は、この条例の趣旨を定めたものであり、循環型地域社会の形成に関する条例第8条を受けて定めた県外産業廃棄物の搬入事前協議の手続に関する条例であることを明記したものである。

平成2年度から「廃棄物処理に関する指導要綱」により県外産業廃棄物の搬入に関し、事前協議を行っていたが、青森県境不法投棄事件の教訓等を踏まえ、実効性の向上と行政手続の透明化の要請及び広域的な産業廃棄物対策として北東北三県で同一かつ同時に条例を制定することの合意等から本条例を制定したものである。

【留意事項等】

- 1 本条例は産業廃棄物の広域移動の規制は望ましくないとする国のスタンスとは衝突する場面も生じるが、次の立法事実等により制定したものである。

青森県境不法投棄事件の対象物に県外産業廃棄物が相当程度含まれていたこと。

指導要綱制定から10年間を経過し、取り巻く環境が変わったこと。

自県(圏)内処理の原則を推進する上で、県外産業廃棄物の流入は相当程度プレッシャーとなること。

原則として残渣の生じないリサイクル処理目的の搬入のみ認めている従来とスタンスを変えておらず、新たな制限の負荷ではないので、影響は大きくないこと。

併せて、優良な産廃処理業者の育成、排出事業者及び不適正処理関与者の責任の拡大等、監視事業の充実強化を行うこととしており、総合的な施策の一環として導入すること。

- 2 本条例は産業廃棄物税条例とともに産業廃棄物に関して共通の課題を有する北東北3県が連携して同一かつ同時に制定したものであるため、本県独自に研究を進めてきた総合的な産業廃棄物対策に関する制度を盛りこんだ循環型地域社会の形成に関する条例に統合しなかったものである。

条 例	規 則
<p>(県外産業廃棄物の搬入事前協議)</p> <p>第2条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第3項の間処理業者を含む。以下「県外排出事業者等」という。)は、県外において生じた産業廃棄物(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品を除く。以下「県外産業廃棄物」という。)の処理(収集又は運搬を除く。)を県内で行うため搬入しようとする場合は、その搬入を開始しようとする日の¹30日前までに、規則で定めるところにより、知事に²協議しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による協議に係る搬入の期間は、搬入を開始しようとする日から1年以内とする。ただし、県外排出事業者等が、循環型地域社会の形成に関する条例第14条第1項第1号の格付けを取得している産業廃棄物処理業者その他規則で定める者に県外産業廃棄物の処理を委託する場合は、³4年の範囲内で規則で定める期間以内とする。</p>	<p>(県外産業廃棄物の搬入事前協議)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の協議は、県外産業廃棄物搬入事前協議書(様式第1号)により行わなければならない。</p> <p>2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、第1号から第4号まで及び第6号の書類又は図面については、条例第2条第1項の協議を経て県外産業廃棄物の搬入を行った者が継続して県外産業廃棄物の搬入を行う場合であって、これらの書類又は図面の内容に変更がないときは、省略することができる。</p> <p>(1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し</p> <p>(2) 排出事業者の事業の概要を記載した書類</p> <p>(3) その事業活動により県外産業廃棄物が生ずるまでの工程の概要図</p> <p>(4) 県外産業廃棄物の発生過程上問題があると認められる場合にあつては、県外産業廃棄物の成分の分析の結果、性状等を記載した書類</p> <p>(5) 処理を委託する場合にあつては、当該委託について受託者の同意を得たことを証する書面及び産業廃棄物処理業の許可証の写し</p> <p>(6) 搬入経路図</p> <p>(7) 継続して県外産業廃棄物の搬入に係る協議を行う場合にあつては、直近の条例第2条第3項の基準に適合する旨の通知の写し</p> <p>3 条例第2条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 県内の事業者が当該事業活動に伴う県外産業廃棄物の処理(収集又は運搬を除く。)を県内で行うため搬入しようとする場合</p> <p>(2) 特に緊急を要すると認められる場合</p> <p>4 条例第2条第2項ただし書の規則で定める者は、他の都道府県知事により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の2第3項各号(同令第10条の12第2項において準用する場合を含む。)のいずれにも該当すると認められた産業廃棄物処理業者(次項において「省令基準該当産業廃棄物収集運搬業者」という。)とする。</p>

5 条例第2条第2項ただし書の規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)第13条第1項の産業廃棄物処理業者育成センター(以下この項において「育成センター」という。)が行った格付け(循環型地域社会の形成に関する条例施行規則(平成15年岩手県規則第22号)第9条の2第4項の規定に基づく格付けをいう。以下この項において同じ。)において最上位の格付けを取得した産業廃棄物処理業者以外の産業廃棄物処理業者に県外産業廃棄物の処分を委託する場合 2年

(2) 育成センターが行った格付けにおいて最上位の格付けを取得した産業廃棄物処理業者に県外産業廃棄物の処分を委託する場合(次号に規定する場合を除く。) 3年

(3) 前号に規定する産業廃棄物処理業者に県外産業廃棄物の処分を委託し、かつ、育成センターが行った格付けを取得した産業廃棄物処理業者又は省令基準該当産業廃棄物収集運搬業者に県外産業廃棄物の収集運搬を委託する場合 4年

3 知事は、第1項の協議を受けたときは、当該協議に係る処理（収集又は運搬を除く。）の内容が、循環型地域社会の形成に関する条例第7条の原則に基づき規則で定める循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準に適合する旨又は適合しない旨を当該協議を行った県外排出事業者等に通知するものとする。

4 産業廃棄物処理業者は、県外排出事業者等から県外産業廃棄物の処理を受託するときは、当該県外排出事業者等が前項の基準に適合する旨の通知を受けていることを確認しなければならない。

5 知事は、第1項の協議に係る処理（収集又は運搬を除く。）の内容が第3項の基準に適合しないと認めるときは、当該協議を行った県外排出事業者等又は当該協議に係る県外産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者に対して、協議を受けた日から30日以内に、搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

6 知事は、県外排出事業者等又は県外排出事業者等から県外産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの者に対し、当該県外産業廃棄物の搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置を講ずるよう、勧告することができる。

(1) 第1項の協議を行わず、又は第3項の基準に適合する旨の通知を受けないで搬入に着手したとき。

(2) 第3項の基準に適合しない処理（収集又は運搬を除く。）を行ったとき。

(3) 第1項の協議の内容と異なる処理（収集又は運搬を除く。）を行ったとき。

(4) その他不適正な処理が行われるおそれがあるとき。

7 知事は、前2項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を、公表することができる。

8 知事は、前項の公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

(県外産業廃棄物の処理方法等の基準)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準は、次のとおりとする。

(1) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物が次のいずれかに該当するものであること。

ア 専ら製品の製造又はエネルギー回収のため原材料又は燃料として循環的に利用するためのものであること（原材料又は燃料として県内で循環的に利用するために中間処理を行うものを含む。）

イ 貴金属の回収を行うためのものであること。

ウ 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第7条第1項の規則で定める圏域から搬入されるものであること。

エ その他本県で処理せざるを得ない特殊事情があると知事が認めるものであること。

(2) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物の排出事業場から搬入施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。

(3) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物の運搬に伴う当該県外産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭、騒音及び振動の発生の防止その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること。

(公表)

第4条 条例第2条第7項の公表は、次の事項について行うものとする。

(1) 勧告に従わない者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告に従わない者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容

取 扱 要 領

(通知)

第2 条例第2条第3項の通知は、県外産業廃棄物搬入事前協議基準適合(不適合)通知書(様式第1号)により行うものとする。

(勧告)

第3 条例第2条第5項及び第6項の勧告は、勧告書(様式第2号)により行うものとし、措置報告書を提出させるものとする。

2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が適当と認められるときは、措置報告受理通知書(様式第3号)により報告者にその旨を通知するものとする。

(公表)

第4 条例第2条第8項の規定に基づく通知は、公表通知書(様式第4号)により行うものとする。

【趣旨】

本条は、県外産業廃棄物の搬入に関する基準及び事前協議の手続について定めるものである。これは、循環型地域社会の形成に関する条例第7条に規定する自県(圏)内処理の原則の例外であり、県外で発生した産業廃棄物を県内に搬入する際には、当該事業者に対し、性状及び処理方法等の確認のため、知事との事前協議を義務付け、循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準の適否について審査し、結果を通知するものである。事前協議は「届出」であり、基準を示し、それに適合しない搬入又は事前協議を終了していない搬入については中止等の勧告を行い、その勧告に従わないときは、その旨を公表するものである。

協議に係る搬入の期間については、循環型地域社会の形成に関する条例に基づく格付けを取得している産業廃棄物処理業者等に処理を委託する場合には最長4年間とし、産業廃棄物処理業者等に対して格付け取得へのインセンティブを付与することなどにより、適正処理の促進を図るものである。

【用語の解説】

1 「30日前まで」

審査に要する時間等を勘案し、搬入しようとする日の30日前までに事前協議をすることとしたものである。なお、期限を過ぎた事前協議についても受け付けるが、事前協議を申し出た日から30日以内の事務処理が原則となる。

2 「協議」

行政手続上は届出である。これは、廃棄物処理法との関係から許可ではないこと、合意を前提とする「協議」ではないこと、基準との適否を審査する制度であることからの帰結である。なお、手続の名称として定着していること、手続の名称を「届出」とすると県外産業廃棄物対策が後退するイメージを与える懸念があることから、「協議」を用いたものである。

一次産業で発生した産業廃棄物の場合に当該協議の主体が問題になることがある。かかる事前協議の主体は排出事業者たる個々の農家であるが、適法な委任等がなされていれば、協議の代行は可能である。その場合、農協等公共的団体であれば、個々の農家の連名書を添付の上、一括して協議を代行するものとしている。なお、公共的団体である農協等と農家の関係を示す書類(組合員名簿等)の提出があれば、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第2条第2項第1号の住民票の写しの添付があったものとみなしている。

3 「4年の範囲内で」

協議に係る搬入の期間を延長する場合、実際の事務運用の観点からは1年単位で延長を行うこと

が適当である。このため、格付けを取得した処理業者へ処理を委託する場合には2年、更に最上位の格付けの場合は3年とし、これに収集運搬業者の格付けの加えることにより、最長4年間とするもの。

4 「循環型地域社会の形成に関する条例第7条の原則に基づき規則で定める循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準」

規則第3条について第1号は搬入する産業廃棄物の内容等、第2号は運搬経路の明確性、第3号は生活環境保全上の措置の基準であり、全ての基準を満たす必要がある。

第1号については次のとおりである。

アは、従来どおり、最終処分場を圧迫するなど循環型地域社会の形成の施策への支障が少ないリサイクル目的の搬入である。「循環的に利用」は残渣が殆ど生じないことを意味している。また、広域かつ複数の移動により処理責任が不明確となりがちであることから、県内でリサイクルが完結する場合に限り、リサイクル処理の一連（前処理）としての中間処理目的の搬入も認めるものである。ただし、実態に鑑み、施行時に従来の事前協議を経て行っている搬入については、県外でリサイクルが完結するものであっても、方法等に変更なければ更新についても認めるものである。

イは、レントゲン廃液からの銀回収等はリサイクルに準ずるものとして認めるものである。

ウは、県外産業廃棄物対策について共同する青森県、秋田県を自圏としたことから、搬入可能な産業廃棄物の内容等の基準を撤廃したものである。

エは、特殊事情に該当する場合は、例外的に搬入を認めるというものであり、県外産業廃棄物に対する本県の姿勢を勘案すると、厳格かつ限定的に解釈すべきである。想定される場合は、災害によるものやその同等程度によるものである。なお、東北地方には死亡牛を処理する化製場が少ないことからBSE対策としての死亡牛の処理は、特殊事情に当たるものと考えられる。

5 「通知」

禁止を解除し、又は、権利を付与する等の効果を生じさせるものではなく、基準への適合又は不適合の事実を伝えるものであり、いわゆる「觀念の通知」である。

6 「搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置」

適正ではない搬入の際に、その中止や適正な搬入となるよう方法の変更、事後であっても協議すること等の措置をいう。

7 「勧告」、「公表」

行政法上の「勧告」及び「公表」をいう。一般的禁止を解く許可ではないことから、命令は不可能であり、勧告としたものである。

8 「意見を述べる機会」

公表は行政法上「事実の開示」として不利益処分ではないと解されるが、影響の大きさ等から不利益処分に準ずるものとして弁明の機会を付与するものである。

【留意事項等】

1 従来取扱いが明確ではなかった、死亡牛や廃パソコンは産業廃棄物であり、事前協議の対象である。

2 添付書類について

法人登記簿謄本

法務局が発行する現在事項全部証明書であれば、登記簿に記録されている全ての事項の証明であること、法務局が発行していることから、登記簿謄本と同一視でき、これに替わるものとして

認められる。

事業の概要を記載した書類

添付の趣旨は協議書で不足する情報の把握であり、協議書のみからでも、かかる情報の把握が可能であれば、「書類添付」という形式面にだけ着目して重複した内容の書類の作成を求めることは非合理的であることから、協議書に記載した事項で「事業の概要」、「発生工程の概要」が把握できるのであれば添付は要しない。

成分の分析の結果、性状等を記載した書類

協議書の添付書類としての分析証明書の有効期限を試料採取日から1年間としている。

「許可制」「届出制」とは

1 許可制とは

(1) 許可制の意義

一般に、人の一定の行為を一般的に禁止したうえで、この禁止を特定の場合に限って解除する行為のことを「許可」という。そこで、「許可制」とは、一定の行為を行う場合に許可を必要とすることによって、当該行為の規制を行う制度のことをいう。なお、個別の法制度においては、免許、承認、認可などの用語が使われることもあるが、これらも許可制のひとつと考えることができる。

許可制は、一般的な禁止を特定の場合に限って解除するという性質上、後述する届出制や協議制と比較しても、行為者に対する権利制限の度合いが高い制度であるといえる。また、法令や条例中では、一定の許可基準等を定めた関係諸規定に加え、違反行為に対する罰則を科す規定を伴う場合が多いのも許可制の特徴である。

(2) 許可制の種類

許可制は、その対象事項によって次のような種類に分けることができる。

種別	内容	具体例
事業許可制	一定の事業を対象とするもの	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可 ・ 建設業法に基づく建設業の許可
施設許可制	特定の施設の設置や操業を対象とするもの	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可 ・ 医療法に基づく医療施設の開設許可
行為許可制	事業、施設設置以外の一定の行為を対象とするもの	・ 都市計画法に基づく開発行為の許可 ・ 自然公園法に基づく工作物新築等の許可

2 届出制とは

(1) 届出制の意義

「届出制」とは、人が一定の行為を行う際に、その旨を事前又は事後に届け出ることを義務づける制度のことをいう。

届出制のもとでは、自らの行為について届出をすれば足り、その行為の是非が審査されることがないのが原則とされる。この点は許可制と異なるところだが、その一方で、後述するようないわゆる「届出+勧告命令制」の場合には、その機能の点で許可制と類似する側面をもっている。

(2) 届出制の種類

本来的意味における届出制

届出制は、本来は、一定の公的対応が問題となりうる行為について、行政機関が情報を得ることを目的にしたもの。例えば、森林法では、地域森林計画の対象となっている民有林を伐採する場合にあらかじめ市町村に届出を行うことが必要とされているが(同法第10条の8)これによって森林資源の現状について情報を収集し、森林計画の進行管理や林野行政の推進に役立てようとしているものと考えられる。

規制的・誘導的意味を持たせた届出制

一方、届出制のうちでも、上記のような本来の意味を超えて、一定の法的効果をもたらすことを意図したものがある。

その一つとして、いわゆる「届出+勧告命令制」がある。

「届出+勧告命令制」とは、人が一定の行為を行う際に、その旨を事前に届け出ることを義務づけるとともに、届出を受けた行政機関が、当該行為を放置することが適切でないことを認め、指導勧告等の行政指導や行為停止等の命令等の処分を行うことができる旨を定める制度のことをいう。この制度は、本来の意味としての届出に勧告命令制という法的効果を付加することによって、一定の行為を規制したり、誘導したりする目的をもたせたもの。

例えば、自然公園法では、国立公園や国定公園の普通地域(特別地域等を除く地域)において、工作物の新築等の行為を行う場合には、公園管理者に届出をすべきことを義務づけるとともに、公園管理者は公園の風景を保護するうえで必要があると認めるときは、当該行為の禁止等の処分を行うことができる旨を定めている(自然公園法第26条参照)が、このような規定がここでいう「届出+勧告命令制」に当たる。

「届出+勧告命令制」は、ある行為をなすについて、単に届出をすれば自由に当該行為をなすのではなく、「勧告や命令等がないこと」という制約を伴う点で単なる届出制と異なる。一方で同制度は、「勧告や命令等がないこと」という制約のもとで初めて当該行為をなし得るという点で、「禁止を特定の場合に限って解除する」許可制と類似した機能を持っているともいえる。そこで、この「届出+勧告命令制」がもつメリット・デメリットについて、許可制との対比において明らかにする必要がある。

3 許可制と「届出+勧告命令制」のメリット・デメリット

	届出+勧告命令制	許可制
メリット	行為者の届出が先行し、行政側は受け身でよいことから、制度運用のコストが軽減 原則として届出で足りるため、行為者の負担の軽減と行政機関による権利制限の抑制が可能 当該行為を放置することができない場合には、行政指導や命令等の処分による当該行為の抑制や規制・排除が可能	同左 一定の行為を広く対象として規制可能 許可の対象や基準の弾力的な見直しにより、状況の変化に応じたきめ細かな規制が可能
デメリット	軽微な行為等も含めて広く届出を求めれば、行為者の負担が増大 行政指導や命令等の処分の基準が不明確になり易く、安易な行政指導や命令等の処分のおそれ 行為着手後は、原状復旧の指導・命令が困難となり、結果として制度の実効性が損なわれるおそれ	一定の行為の一般的な禁止により、必要以上に広い規制となりがち 行為者の申請等の行為が先行するため、行為者の負担するコストが大きくなりがち 許可対象や基準が弾力的に見直された場合には、行為者等の信頼が失われるおそれ

		行為者の規制の不知や違反者が続出する場合には、規制の実効性が失われるおそれ
--	--	---------------------------------------

これらのうち、届出のみで原則届出義務の履行（完了）となること、勧告命令により実効性の確保が可能になることが、許可制と異なる届出制度特有のメリットであるといえる。

そして、前者は、届出で足りることで、行為者の負担を軽減するとともに、行政機関による権利制限の抑止につながり、許可制のデメリットに対応するもので、この制度の最大のメリットであるといえる。また、後者は、許可制に比べて緩やかな権利制限である届出制のもとでも、勧告や命令等によって例外的に申請者の行為を規制できるので、規制の実効性という点で必ずしも許可制に劣るものではないということを表している。

このようなメリットから、前述した自然公園法などの法令はもとより、自治体の条例においても、「届出+勧告命令制」を採用している例は少なくない。

出典：磯崎 初仁『自治体法務サポート 政策法務の理論と実践』（政策法務研究会（編集代表 鈴木康夫）編集）第2章³「行政手法の諸類型」から一部改変して抜粋、第一法規、2003年

条 例	規 則
<p>(搬入事前協議の内容の変更)</p> <p>第 3 条 前条第 3 項の基準に適合する旨の通知を受けた県外排出事業者等は、同項の通知に係る、<u>協議の内容を変更しようとするときは、変更に係る県外産業廃棄物の処理（収集又は運搬を除く。）を県内で行うために搬入を開始しようとする日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が、<u>規則で定める軽微な変更</u>であるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前条第 3 項から第 8 項までの規定は、前項の協議について準用する。</p> <p>3 前条第 3 項の基準に適合する旨の通知を受けた県外排出事業者等は、第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更があったときは、その日から 10 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(搬入事前協議の内容の変更)</p> <p>第 5 条 条例第 3 条第 1 項の協議は、<u>県外産業廃棄物搬入変更協議書（様式第 2 号）</u>により行わなければならない。</p> <p>2 前項の変更協議書には、変更の内容を示す書類を添付しなければならない。</p> <p>3 条例第 3 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 協議者の氏名及び名称の変更</p> <p>(2) 法定代理人の変更</p> <p>(3) 事務所及び事業場の所在地の変更（協議時に所在する都道府県内での変更に限る。）</p> <p>4 条例第 3 条第 3 項の届出は、<u>県外産業廃棄物搬入変更届出書（様式第 3 号）</u>により行わなければならない。</p>

【趣旨】

搬入の重要な要素に関係しない軽微な場合を除き、搬入事前協議内容を変更する場合には、変更協議を要するとしたものである。

【用語の解説】

1 「協議の内容を変更」

協議した事項いずれの事項についても変更する場合の意味である。ただし、搬入期間が一年以内であり、これを超える期間となるような変更協議は認められない。

なお、軽微変更事由（規則第 5 条第 3 項）以外は変更協議の対象となるが、同項との均衡から収集運搬業者の名称の変更の場合は届出で足りることとしている。

2 「規則に定める軽微な変更」

規則で定める軽微な変更については、協議は不要とするが、届け出るものとしている。

条	例	規	則
(実績の報告) 第4条 県外産業廃棄物を搬入した県外排出事業者等は、その、 <u>処理の実績</u> について、 <u>規則で定めるところ</u> により、知事に報告しなければならない。		(実績の報告) 第6条 条例第4条の報告は、県外産業廃棄物搬入実績報告書(様式第4号)により、搬入終了後3月以内に行わなければならない。ただし、搬入期間が2年度にわたる場合には、事前協議における搬入開始年度の実績の報告を翌年度6月末日までに行わなければならない。	

【趣旨】

本条は、事前協議を経て搬入した産業廃棄物について、搬入量等の処理実績の報告を求めるものである。当該報告に基づき環境保全協力金の額等を算定するものである。

【用語の解説】

1 「処理の実績」

搬入から処分までの全ての過程を対象とする「処理」の実績をいう。なお、実際の報告内容は搬入実績が中心であるが、事前協議内容と合致しているか処分内容を把握する必要があるため、「処理の実績」としたものである。

代行や委任により農協等が一括して協議した場合でも、環境保全協力金は個々の排出事業者が納入するものであり、その算定根拠となることから、搬入実績の報告の際には、個々の排出事業者ごとの内訳を添付する必要がある

2 「規則で定めるところにより」

県外産業廃棄物搬入実績報告書(様式第4号)により、搬入終了後3ヶ月以内に報告するものとする。なお、搬入実績については、年度終了時点でも把握する必要があることから、2年度にまたがる搬入の場合には、搬入終了後の実績報告の前に、搬入開始年度の実績を6月末日までに行うものとする。したがって、2年度にまたがる搬入の場合は、2回実績報告を行うことになる。

【留意事項等】

当該報告は県外産業廃棄物を搬入した県外排出事業者等の申告に基づく報告である。なお、産業廃棄物処理業者について義務付けている実績報告(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則§17)環境保全協力金契約書(様式第5号)第4により必要に応じ添付を求める帳簿の写し等との照合等により、精度の高い実態の把握が可能となる。

条	例	規	則
(実績の公表) 第4条の2 知事は、毎年度、規則で定めるところにより、前年度における前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。		(実績の公表) 第7条 条例第4条の2の公表は、インターネットの利用、 <u>その他の方法</u> により行うものとする。	

【趣旨】

本条は、前条で求めた搬入量等の処理実績の報告を取りまとめ、県ホームページ等により公表するものである。

【用語の解説】

1 「概要」

実績報告件数、搬入量（処分方法別、廃棄物の種類別、都道府県別）、排出事業者別実績（廃棄物の種類、搬入量、収集運搬業者、処分方法及び処分業者）及びこれに付随する事項を指す。

2 「その他の方法」

資源循環推進課において公衆の縦覧に付すほか、県の公表資料の一部に掲載されることなどを想定している。

【留意事項等】

環境保全協力金の契約を締結しない搬入（最終処分目的では2 t、中間処理目的では5 t、リサイクル目的では20 t未満）については、排出事業者別搬入実績の公表は行わない。

条 例	規 則
<p>(環境保全協力金の契約)</p> <p>第5条 知事は、県の環境保全政策の推進のため、第2条第1項又は第3条第1項の協議の際に、規則で定めるところにより、県外産業廃棄物を県内に搬入しようとする県外排出事業者等と当該県外排出事業者等の、環境保全協力金の納入について、契約を締結することができる。</p>	<p>(環境保全協力金の契約)</p> <p>第8条 条例第5条の契約は、環境保全協力金契約書(様式第5号)により行うものとし、当該契約を締結しようとする者は、条例第2条第1項又は第3条第1項の協議の際に押印の上、知事に2通提出するものとする。</p> <p>2 環境保全協力金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を目安とする。</p> <p>(1) 搬入後埋立て等最終処分を行う場合 搬入量1トンにつき500円</p> <p>(2) 搬入後破砕、焼却等中間処理を行う場合 搬入量1トンにつき200円</p> <p>(3) 搬入後再生利用等を行う場合 搬入量1トンにつき50円</p>

取 扱 要 領
<p>(意向確認)</p> <p>第5 規則第7条第1項の環境保全協力金契約書が提出されない場合及び環境保全協力金契約書の環境保全協力金の額が規則第7条第2項の額に満たない場合は、知事は県外排出事業者の意向を確認するものとする。</p>

【趣旨】

本条は、県外産業廃棄物の搬入事前協議又は搬入変更協議の際に、環境保全協力金の納付について県外排出事業者等と契約する権限を知事に付与するものである。

これは、県外排出事業者等は本県に対する税負担が無いこと、県外産業廃棄物の搬入により、本県に環境負荷を生じさせるとともに本県が進めている地域ゼロエミッション等の環境保全政策に一定のプレッシャーを与えていることから、当該政策に賛同する県外排出事業者等に対し、一定の経済的な協力として契約に基づき環境保全協力金の納入を求めるものである。

【用語の解説】

1 「第2条第1項又は第3条第1項の協議の際」

第2条第1項又は第3条第1項の協議と同時であることをいう。ただし、協議の要件ではないこと、環境保全協力金が寄附であるため納付は協議者の自由意思によるものであることから、協議後でも契約締結を妨げない。

2 「環境保全協力金の納入」

下記の金額についての環境保全協力金の納入をいう。

実際の手続としては、県は条例第4条に基づき搬入終了後3月以内に提出される搬入実績の報告を受けて金額を確定させ、搬入事前協議者(すなわち環境保全協力金契約者)に納入通知を行い、納入を受けることとなる。

なお、徴収に要するコスト、労力等を勘案し、契約において100円未満の端数は切り捨て、全額が1,000円未満であるときは、全額を切り捨てることとしており(様式第5号第3)結果的に最終

処分目的では2 t、中間処理目的では5 t、リサイクル処理目的では 20 t 未満の搬入については、環境保全協力金の納入を要しないこととなる。

規則第3条第1号適合理由	適用金額	備 考
ア リサイクル	50 円/t	イ～エと重複の場合、アを適用
イ 貴金属回収	200 円/t 又は 500 円/t	処理の内容による
ウ 青森・秋田からの搬入	200 円/t 又は 500 円/t	処理の内容による
エ 知事特認	200 円/t 又は 500 円/t	処理の内容による

3 「契約を締結することができる」

契約締結の権限を知事に付与することをいう。環境保全協力金は寄附であり「割当て強制」が禁じられていること（地方財政法第4条の5）民法上は契約による贈与であることから、「契約自由の原則」との整合性を図る必要があり、知事への権限付与としたものである。

【留意事項等】

環境保全協力金は、県外搬入に対する経済的手法として現行法上採り得る手法として「寄附」と整理したものであるが、地方公共団体に対する「寄附」であること及び自動的に定まる額の定期的な納入であることから、全額損金算入とすることも、必要経費として控除対象とすることも可能であり、いずれにしても課税対象から外れるものである。

条	例	規	則
(立入検査)			
<p>第6条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において県外産業廃棄物を無償で収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>			

【趣旨】

本条は、この条例の施行に必要な限度において、報告徴収、立入検査等を行うことができるものとするものである。当該権限は、各地方振興局長に委任されている。

【用語の解説】

1 「この条例の施行に必要な限度において」

報告徴収等は事業者等の権利義務に影響を及ぼすことから、この条例を適正に施行する必要な限度内に限定するものである。なお、廃棄物処理法の報告徴収等とは、それぞれの根拠法令の施行の範囲内に限定されていることから、理論上の役割分担は明確であるが、実際には両者に跨る場合が想定される。その場合には双方が補完しあいながら、一体的に行うこととなる。

条	例	規	則
(補則)			
<p>第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。</p>			

条 例	規 則
(過料) 第8条 第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の過料に処する。 (両罰規定) 第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。	

取 扱 要 領
(過料) 第6 条例第8条及び第9条の規定に基づく過料処分は、過料処分通知書(様式第5号)により行うものとする。

【趣旨】

1 条例違反に対する罰則は次のとおりである。

項 目	条 項	内 容	罰 則	罰 則 条 項
報告及び調査	第6条第1項	偽り、拒み、妨げ、又は忌避	5万円以下の過料	第8条

【参考】

循環型地域社会の形成に関する条例

第3章	認定製品の表示	第11条第2項	認定製品の表示の不正使用	5万円以下の過料	第34条第1号
第6章	廃棄物等の適正保管等	第20条第2項又は第6項	報告違反、虚偽報告		第34条第2号
		第20条第2項	立入検査等の拒み、妨げ、又は忌避		第34条第3号
		第20条第5項	調査命令違反		第34条第4号
		第20条第7項	措置命令違反		第34条第4号
	建設資材廃棄物の適正処理	第21条第6項	措置命令違反		第34条第4号
第7章	不適正処理関与者の責任徹底	第23条第3項	措置命令違反		第34条第4号
第8章	適正な廃棄物処理施設等の設置等	第29条第2項	改善命令違反		第34条第4号
		第30条第2項			第34条第4号
第9章	報告	第31条第1項	報告違反、虚偽報告		第34条第2号
	調査等		拒み、妨げ、又は忌避	第34条第3号	

2 その他、循環型地域社会の形成に関する条例第34条と同様である。(循-85ページ参照)

附 則

条 例	規 則
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、規則で定める日から施行する。(平成 15 年 6 月規則第 83 号で、同 16 年 1 月 1 日から施行)</p> <p>2 この条例の施行の際現に行われている県外産業廃棄物を県内で処理するための搬入については、第 2 条から第 5 条までの規定は、適用しない。</p> <p>3 知事は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則(平成 16 年 12 月 17 日条例第 64 号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の規定は、平成 17 年 1 月 1 日以後に搬入される県外産業廃棄物について適用し、同日前に搬入される県外産業廃棄物については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 19 年 10 月 19 日条例第 59 号)</p> <p>この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、条例第 5 条の規定の施行の日〔平成 16 年 1 月 1 日〕から施行する。</p> <p>2 県外産業廃棄物を県内において中間処理し県外で循環的に利用するために行う搬入に係る第 3 条の適用については、排出事業者、搬入される産業廃棄物の種類、搬出先の産業廃棄物処理業者、搬出した産業廃棄物の処理方法等が条例の施行の際現に行われているものと同一であると認められる場合に限り、当分の間、同条第 1 号ア中「県内で循環的に利用」とあるのは「循環的に利用」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>附 則(平成 17 年 3 月 4 日規則第 4 号)</p> <p>この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 17 年 8 月 26 日規則第 78 号)</p> <p>1 この規則は、平成 17 年 8 月 29 日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正前の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する規則に規定する様式による用紙は、平成 18 年 8 月 29 日までの間、使用することができる。</p> <p>附 則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 54 号)</p> <p>1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分及び様式第 5 号の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正前の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則に規定する様式(様式第 5 号を除く。)による用紙は、平成 21 年 3 月 31 日までの間、使用することができる。</p>

取 扱 要 領
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 の規定は、条例第 5 条の規定の施行の日から施行する。</p>

【趣旨】

- 1 平成 15 年 4 月 1 日からの施行とした。なお、環境保全協力金の部分は同じ経済的手法である産業廃棄物税と同様に平成 16 年 1 月 1 日からの施行とした。
- 2 経過措置を設け、以下の理由により、実際に環境保全協力金が適用される搬入行為は、施行日以

後に事前協議を申し出た対象行為としたものである。したがって、施行日時点で行っている搬入行為ではない。

環境保全協力金納入の根拠は契約であることから、契約締結時点で施行されている「ルール」で対応すべきであること。(搬入行為自体を捕捉して協力金の対象とすると、いわば不利益規定の「遡及適用」と同じであること。)

- 3 全国的にも類例のない制度であることから、今後、制度の定着状況、実効性などを検証し、必要に応じて見直しを図る必要があることから、5年を目途とした検討を行うこととしたものである。

循環型地域社会の形成に関する 条例施行規則様式

様式第 1 号 (第 4 条関係)

認定番号第		号
岩手県再生資源利用認定製品認定証		
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
循環型地域社会の形成に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、認定を受けた製品であることを証する。		
平成 年 月 日		
岩手県知事		印
製	品	名
品	目	名
原材料となる再生資源名		
製造する事業所	名 称	
	所在地	
認 定 の 有 効 期 限		年 月 日

(A 4)

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所
 氏名 印
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名)
 担当者名
 連絡先電話番号()

岩手県再生資源利用認定製品認定申請書

岩手県再生資源利用認定製品の認定を受けたいので、循環型地域社会の形成に関する
 条例第10条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	品 目 名	
2	製 品 名	
3	製 品 の 価 格	(消費税及び地方消費税の額を除く。)
4	年 間 生 産 (販 売) 予 定 量	
5	製造する事業所	所在地
		名 称
6	販 売 場 所	
7	製 品 の 寸 法 ・ 重 量 等	
8	製品の原材料と なる再生資源等の 状況	再生資源の名称
		発 生 場 所
		使 用 割 合
		その他参考事項
9	製 品 の 主 な 仕 様	
10	関係法令又は品質及び安全性に 関する基準並びに適合状況(許可番号 等)	

11	JIS又はエコマーク取得の有無 (取得している場合は、その番号)	有 無	JIS エコマーク	番号 番号
12	製品の特質(品質、安全性等)			
13	製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果			
14	その他参考事項			

- 備考1 「1 品目名」欄には、製品の類型を記載してください。
- 2 「2 製品名」欄には、製品の名称を記載してください。
- 3 再生資源以外の原材料を使用する場合には、8の「その他参考事項」欄に当該原材料名を記載してください。
- 4 「10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況(許可番号等)」欄には、当該製品の生産及び販売に必要な免許、許可等について定められた法令又は団体による基準等をすべて記載するとともに、許可番号等を記載するほか、適合していることを証する書類を添付してください。
- 5 「13 製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果」欄には、再生資源の利用過程又は製品の製造過程において、環境への負荷の低減に配慮している事項を記載してください。
- 6 申請時点において製品を販売していない場合には、「14 その他参考事項」の欄に販売予定年月日を記載してください。
- 7 次の書類等を添付してください。
- (1) 製品又は製品の見本
 - (2) 当該製品の説明書
 - (3) 製品製造フロー図
 - (4) 認定の基準に適合していることを証する書類
 - (5) 会社案内、パンフレット等

(A4)

様式第2号の2（第4条の3関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

岩手県再生資源利用認定製品認定更新申請書

岩手県再生資源利用認定製品の認定を更新したいので、循環型地域社会の形成に関する条例第10条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	品 目 名	
2	製 品 名	
3	製 品 の 価 格 (消費税及び地方消費税の額を 除く。)	
4	年 間 生 産 (販 売) 予 定 量	
5	製造する事業所	所 在 地
		名 称
6	販 売 場 所	
7	製 品 の 寸 法 ・ 重 量 等	
8	製品の原材料と なる再生資源等の 状況	再生資源の名称
		発 生 場 所
		使 用 割 合
		その他参考事項
9	製 品 の 主 な 仕 様	
10	関係法令又は品質及び安全性に 関する基準並びに適合状況（許可番号 等）	

11	J I S又はエコマーク取得の有無 (取得している場合は、その番号)	有 無	J I S エコマーク	番号 番号
12	製品の特質(品質、安全性等)			
13	製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果			
14	その他参考事項			

- 備考1 「1 品目名」欄には、製品の類型を記載してください。
- 2 「2 製品名」欄には、製品の名称を記載してください。
- 3 再生資源以外の原材料を使用する場合には、8の「その他参考事項」欄に当該原材料名を記載してください。
- 4 「10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況(許可番号等)」欄には、当該製品の生産及び販売に必要な免許、許可等について定められた法令又は団体による基準等をすべて記載するとともに、許可番号等を記載するほか、適合していることを証する書類を添付してください。
- 5 「13 製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果」欄には、再生資源の利用過程又は製品の製造過程において、環境への負荷の低減に配慮している事項を記載してください。
- 6 次の書類等を添付してください。(前回の申請から変更がない場合は、添付を省略することができます。)
- (1) 製品又は製品の見本
 - (2) 当該製品の説明書
 - (3) 製品製造フロー図
 - (4) 認定の基準に適合していることを証する書類
 - (5) 会社案内、パンフレット等

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住所

氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

担当者名

連絡先電話番号()

岩手県再生資源利用認定製品変更届出書

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり
届け出ます。

認定を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号	
認定製品の名称			
変更の内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			

注 上記の欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

(A4)

様式第3号の2（第5条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

岩手県再生資源利用認定製品廃止届出書

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり
届け出ます。

認定を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定製品の名称	
廃止の理由	
製造廃止年月日	

(A4)

様式第4号(第14条関係)

年 月 日

振興局長
市長 様

届出者 氏名 印
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名)
郵便番号
電話番号

建設資材廃棄物処理方法等届出書

循環型地域社会の形成に関する条例第21条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 再生、処分等が完了する予定年月日
- 4 再生、処分等の方法

(1) 処分を委託する場合

建設資材廃棄物の種類	委託先の名称	所在地	許可番号等

- 備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。
- 2 「委託先の名称」欄及び「所在地」欄には、建設資材廃棄物の処分を委託した中間処理業者又は最終処分業者について記載してください。
 - 3 「許可番号等」欄には、委託先の産業廃棄物処理業許可の許可番号を記載してください。

(2) 自ら処分する場合

建設資材廃棄物の種類	処分の場所	処分内容	許可番号等

- 備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。
- 2 「処分内容」欄には、中間処理及び最終処分の内容を記載してください。
 - 3 産業廃棄物処理業の許可を受けている場合には、「許可番号等」欄に許可番号を記載してください。

(3) その他

- 5 再生、処分等に要する費用

注 各欄に、その記載事項の全てを記載できないときは、各々の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

(A4)

年 月 日

振興局長
市長 様

届出者 氏名 印
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名)
郵便番号
電話番号

建設資材廃棄物処理方法等変更届出書

循環型地域社会の形成に関する条例第21条第5項の規定により、次のとおり変更について届け出ます。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 再生、処分等が完了する予定年月日
- 4 再生、処分等の方法

(1) 処分を委託する場合

建設資材廃棄物の種類	委託先の名称	所在地	許可番号等

- 備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。
- 2 「委託先の名称」欄及び「所在地」欄には、建設資材廃棄物の処分を委託した中間処理業者又は最終処分業者について記載してください。
- 3 「許可番号等」欄には、委託先の産業廃棄物処理業許可の許可番号を記載してください。

(2) 自ら処分する場合

建設資材廃棄物の種類	処分の場所	処分内容	許可番号等

- 備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。
- 2 「処分内容」欄には、中間処理及び最終処分の内容を記載してください。
- 3 産業廃棄物処理業の許可を受けている場合には、「許可番号等」欄に許可番号を記載してください。

(3) その他

- 5 再生、処分等に要する費用

備考 欄には、変更該当箇所に「/」を付してください。

(A4)

様式第 6 号 (第14条関係)

年 月 日

振興局長
市長 様

届出者 氏名 印

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名)

郵便番号

電話番号

通 知 書

循環型地域社会の形成に関する条例第21条第 7 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 再生、処分等の方法
- 4 再生、処分等に要する費用

備考 3 及び 4 については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第13条の書面の写しの添付をもって記載に代えることができます。

(A 4)

様式第7号(第16条関係)

(第一面)

岩手県知事		様		年 月 日		
		協議者		住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号		
				印		
<p>廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書</p> <p>廃棄物処理施設等の設置(譲り受け、借り受け、変更)をしたいので、循環型地域社会の形成に関する条例第24条第 項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。</p>						
廃棄物処理施設等の種類 (メーカー名、型式)		()		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第号に該当(産業廃棄物処理施設の場合のみ記載)		
設置の場所(所在地)						
廃棄物処理施設等の処理能力		$m^3 \cdot t / \text{日}$ ()時間 $m^3 \cdot t / \text{時間}$ 埋立(保管)面積 m^2 埋立(保管)容量 m^3		事業場面積 m^2		
処理する廃棄物の種類						
変更の内容・理由(変更の場合)						
廃棄物処理施設等の構造等に関する計画	構造及び設備の概要					
	処理方式の概要					
	放流	排水の処理方法				
		放流水の水質				
		排水の量 (水量) $m^3 / \text{日}$				
	排水	放流先の概要				
		排ガスの処理方法				
		排ガスの性状				
排ガスの量 (排ガスの量) $Nm^3 / \text{日}$						
着工予定年月日		年 月 日				
使用開始年月日		年 月 日				

(A4)

(第二面)

廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項		
災害防止のための計画（廃棄物の最終処分場である場合）			
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理（産業・一般）廃棄物以外の廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理（産業・一般）廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
事務処理欄			

様式第 8 号(1) (第16条関係)

事 業 計 画 書

(作業のフローシート)

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A 4)

様式第8号(2)(第16条関係)

排出事業者名簿

事業者名	事業場の所在地	廃棄物の種類、排出工程及び性状	受託予定量

備考1 「廃棄物の種類、排出工程及び性状」欄は、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令による区分を明記してください。

2 「受託予定量」欄には、単位も記載してください。

(A4)

様式第8号(3)(第16条関係)

処理委託先処理業者名簿

処理業者名	処理施設の所在地	廃棄物の種類及び性状	処理の方法	許可年月日 許可番号

備考1 「廃棄物の種類及び性状」欄は、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分を明記してください。

2 廃棄物を処理したものを売却する場合は、売却先について記載してください。

(A4)

様式第9号(第16条関係)

廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書

対 象 者	対象者(団体)名	電話番号
	団体の代表者氏名	電話番号
	対象者住所	
	団体の代表者住所	
	対象者区分	
	団体中の対象者	
事 前 説 明	説明日時	
	説明実施場所	
	説明者	
	説明方法	
説明に対して提出された意見、要望等		
意見、要望等に対して講ずる措置		
その他参考となる事項		

- 備考1 「対象者区分」欄は、第16条第7項の区分に従って記載してください。
- 2 対象者区分を明記した事前説明対象者一覧表を別途作成し、添付してください。
- 3 事前説明に使用した資料を1部添付してください。

(A4)

様式第10号(1)(第16条関係)

廃棄物処理施設等設置等周辺生活環境調査結果書

土地の利用状況		(利用形態、用途地域、宅地開発計画区域)(別添図)				
既存施設の分布状況		(学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅、店舗等)(別添図)				
使用道路の状況	名称	幅員(m)	交通量(台/日)	特記事項		(別添図)
放流経路等	放流経路	放流先水路	名称			
	(別添図)		流量			
			水質	別添検査成績書	別添検査成績書	別添検査成績書
			利水状況			
井戸の分布状況	(分布(別添図)、用途、利用者、利用形態)					
湧水の分布状況	(分布(別添図)、用途、利用者、利用形態)					
局地的気象の特徴	(風向、風速、降雨等)					

注 放流先水路の水質については、検査成績書を添付してください。

廃棄物処理施設等変更設備等対照表

変更の内容		変更前	変更後
廃棄物処理施設等の種類 (メーカー名、型式)		()	()
設置の場所(所在地)			
廃棄物処理施設等の処理能力		$m^3 \cdot t / \text{日}$ ()時間 $m^3 \cdot t / \text{時間}$ 埋立(保管)面積 m^2 埋立(保管)容積 m^3	$m^3 \cdot t / \text{日}$ ()時間 $m^3 \cdot t / \text{時間}$ 埋立(保管)面積 m^2 埋立(保管)容積 m^3
処理する廃棄物の種類			
構造等に関する計画	構造及び設備		
	処理方式		
	排ガス及び排水の処理方法		
	排ガスの性状及び放流水の水質		
	排ガス及び排水の量		
	その他廃棄物処理施設等の構造等に関する事項		
廃棄物処理施設等の附帯設備			
維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項		

備考 「廃棄物処理施設等の附帯設備」欄は、設備名、方式、能力及び数量を記載してください。

積替え・積替えのための保管施設計画書

積 替 保 管 対 象 廃 棄 物	種 類		性 状		積替え方法	
施 設 設 置 事 業 場 用 地	施 設 の 種 類	設置場所（所在地）	所 有 者	面 積	地 目	
				m ²		
施 設 設 置 事 業 場 用 地 に 係 る 貸 借 関 係	用途指定の有無 及び内容					
	契 約（予 定） 年月日	年 月 日				
	貸 借 期 間	年 月 日～ 年 月 日				
貸 借 条 件 等						

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(第二面)

廃棄物処理施設等の構造設備の概要	囲 い 等	
	保 管 設 備	
	選 別 施 設	
	雨水等流入防止設備	
	地 表 水 排 水 工	
	洗 車 設 備	
	駐 車 場	
	消 火 設 備	
	管 理 事 務 所	
廃棄物処理施設等の維持管理の概要	廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	
	廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	
	騒音、振動及び粉じんの発生防止方法	
	放流水（未処理水を含む。）の水質検査方法及び測定頻度	
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	
その他参考となる事項		

- 備考 1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。
- 2 「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設備の規格、材質、能力等を記載してください。

(第三面)

1 廃棄物の積替え施設の場合の立札

↑ ト ト メ チ ン セ ン テ ー メ ー ト ル 60~100 ↓	廃棄物の積替え施設		
	廃棄物の種類		
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	管 理 者 名		連 絡 先
← 60 ~ 200センチメートル →			
立札の材質：			

2 廃棄物の積替保管施設の場合の立札

↑ ト ト メ チ ン セ ン テ ー メ ー ト ル 60~100 ↓	廃棄物の積替えのための保管施設（保管場所）			
	廃棄物の種類			
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	保管施設の構造等	囲い又は保管施設の構造		
		高さの上限	屋外に保管する場合のみ明示すること。	
		保管量の上限		
管 理 者 名		連 絡 先		
← 60 ~ 200センチメートル →				
立札の材質：				
備考	印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては囲いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。			

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

中間処理施設計画書

中間処理前・後の廃棄物	区 分		種 類		性 状		
	処 理 前						
	処 理 後						
(処分方法)							
施設設置事業場用地	施設の種類	設置場所(所在地)	所 有 者	面 積	地 目		
				m ²			
		用途指定の有無及び内容					
施設設置事業場用地に係る貸借関係	契約(予定)年月日	年 月 日					
	貸借期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
	貸借条件等						

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(第二面)

廃棄物処理施設等の構造設備の概要	囲い等			
	立札			
	廃棄物の処分のための保管施設（保管場所）			
	廃棄物の種類			
	期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	保管施設の構造等	囲い又は保管施設の構造		
		高さの上限	屋外に保管する場合のみ明示すること。	
		保管量の上限		
	管理者名		連絡先	
	← 60 ~ 200センチメートル →			
立札の材質： 備考 印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては囲いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。				
雨水等流入防止設備				
地表水排水工				
排水処理設備等				
洗車設備				
駐車場				
消火設備				
管理事務所				

- 備考 1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。
- 2 「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設備の規格、材質、能力等を記載してください。

(第三面)

廃棄物処理施設等の維持管理の概要	中間処理する廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	
	中間処理する廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	
	騒音、振動及び粉じんの発生防止方法	
	放流水（未処理水を含む。）の水質検査方法及び測定頻度	
	排ガスの検査方法及び測定頻度	
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	
その他参考となる事項		

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

最終処分場計画書

埋立対象廃棄物	種類	性状	年間計画埋立量	
施設設置事業場用地	設置場所（所在地）	所有者	面積	地目
			m ²	
	用途指定の有無及び内容			
施設設置事業場用地に係る貸借関係	契約（予定）年月日	年 月 日		
	貸借期間	年 月 日～		年 月 日
	埋立予定期間	年 月 日～		年 月 日
	貸借条件等			

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(第二面)

設 置 場 所 及 び そ の 状 況	埋立地内の湧出水の状況	
	地下水の状況（流向）を把握するための方法	
	地質の状況を把握するための方法	
	排水（放流水）の排出口や排出先等の状況	
	その他参考となる事項	

備考 1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

2 「埋立地内の湧出水の状況」欄には、湧出の位置、湧出量、利用者、利用形態等を記載してください。

3 「地下水の状況（流向）を把握するための方法」の参考として、各ボーリング孔の設計図面等を添付してください。

4 「地質の状況を把握するための方法」欄には、地質の区分、分布、不透水性地層の有無、透水係数試算の結果等を記載してください。

(第三面)

廃棄物処理施設等の構造設備の概要	囲い等	
	立札	
	区域杭等	
	地滑り防止工及び沈下防止工	
	擁壁、えん堤等	
	基準高	
	遮水工法	
	地下水集排水設備	
	保有水等集排水設備又は浸透水採取設備	
	調整池設備	
	周縁地下水採取設備	
	浸出水処理設備	
	地表水・外周排水工	
	外周仕切り設備及び内部仕切り設備	
	ガス抜き設備	
	展開検査設備	
	洗車設備	
駐車場		
消火設備		
管理事務所		

備考 1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

2 上記の欄は、設備の規格、材質、能力等を記載してください。

(A 4)

(第四面)

廃棄物処理施設等の維持管理の概要	埋立処分する廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	
	埋立処分する廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	
	騒音、震動及び粉じんの発生防止方法	
	周縁地下水の水質検査の方法及び測定頻度	
	浸出液、浸透水及び放流水の水質検査の方法並びに測定頻度	
	発生ガスの排除方法	
	覆土材の確保の方法及び覆土方法	
	周縁地表水の排除方法	
	諸設備の点検体制及び点検責任者(職・氏名)	
	廃止までの維持管理の方法及び廃止予定の時期	
	維持管理積立金の調達計画	
跡地利用計画		

- 備考 1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。
- 2 「覆土材の確保の方法及び覆土方法」欄には、使用機械を明示してください。
- 3 「廃止までの維持管理の方法及び廃止予定の時期」欄には、埋立終了後から浸出液処理停止までの予定期間を記載してください。

様式第15号（第19条関係）

年 月 日	
岩手県知事 様 届出者 住 所 氏 名 印 （法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名） 電話番号 廃棄物処理施設等工事着手等届出書 廃棄物処理施設等について設置（変更）工事に着手したので、循環型地域社会の 形成に関する条例第28条の規定により届け出ます。	
施 設 の 名 称	
設 置 場 所	
施 設 の 種 類	
事前協議が調った旨の通知を受けた年月日	年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	（別表第 第 号 に該当）
工事着手年月日及び工事竣工予定年月日	工事着手年月日 工事竣工予定年月日 年 月 日から 年 月 日まで
事 務 処 理 欄	
備考1 印欄は記載しないでください。 2 上記の欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。 3 変更のある部分については、変更前と変更後との内容を対照させてください。 4 廃棄物処理施設等の位置、構造又は設備に変更があった場合には、変更後の図面、設計計算書等の関係書類を添付してください。	

様式第16号（第19条関係）

年 月 日	
岩手県知事 様	
届出者 住 所	
氏 名	
印	
（法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名）	
電話番号	
廃棄物処理施設等廃止（休止、再開）届出書	
廃棄物処理施設等を廃止（休止、再開）したので、循環型地域社会の形成に関する条例第28条の規定により届け出ます。	
施 設 の 名 称	
施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
事前協議が調った旨の通知を受けた年月日	年 月 日 第 号
廃止若しくは休止又は再開の理由	
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
事 務 処 理 欄	
備考 印欄は、記載しないでください。	

様式第17号（第21条関係）

施 設 の 名 称	
廃棄物処理施設等の種類	
取り扱う廃棄物の種類	
廃棄物処理施設等の処理能力	
1日の稼働時間	
管理者	
連絡先	

備考 寸法は、縦1メートル、横2メートルを標準とする。

様式第18号（第23条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

事故防止等措置（変更）報告書

廃棄物処理施設等の運営について、循環型地域社会の形成に関する条例第30条第3項の規定による事故防止等措置を講じ、報告書を（作成・変更）したので、関係書類を添えて報告します。

備考 作成（変更）した事故防止等措置を記載した書類を添付してください。

（ A 4 ）

様式第19号（第23条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

施設運営状況説明報告書

年度における廃棄物処理施設等に係る施設運営の状況について、循環型地域社会の形成に関する条例第30条第5項の規定による説明を行ったので、関係書類を添えて報告します。

備考 説明に使用した資料1部及び別紙「施設運営状況説明結果報告書」を添付してください。

（ A 4 ）

別紙

施設運営状況説明結果報告書

対 象 者	対象者（団体）名	電話番号
	団体の代表者名	電話番号
	対象者住所	
	団体の代表者住所	
	対象者区分	
説 明	説明日時	
	説明実施場所	
	説明者	
	説明方法	
説明に対して提出された意見、要望等		
意見、要望等に対する説明、対応等の内容		
その他参考となる事項		

備考 1 「対象者区分」の欄は、第16条第7項各号に掲げる者の区分に従って記載してください。

2 対象者区分を明記した施設運営状況説明対象者一覧表を別途作成し、添付してください。

(A 4)

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名）

電話番号

廃棄物最終処分場残余容量報告書

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第25条の規定により、次のとおり報告します。

最終処分場の名称	
最終処分場の種類	
最終処分場の所在地	
埋立地面積	m ²
埋立地容量	m ³
残余容量	m ³
埋立終了予定	年 月
基準日	年4月1日
残余容量把握の方法	測量 埋立量から推計 その他（ ）
基準日における埋立廃棄物の種類及びその割合	
備 考	

循環型地域社会の形成に関する 条例取扱要領

循環型地域社会の形成に関する条例等取扱要領

(趣旨)

第 1 この要領は、循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号。以下「条例」という。）及び循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成 15 年岩手県規則第 22 号。以下「規則」という。）の円滑かつ適正な施行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(実地確認)

第 2 条例第 10 条第 1 項の認定に当たっては、環境保全のために必要な措置が講じられている事業所であることを実地に確認するものとする。

(台帳への記載)

第 3 知事は、条例第 10 条第 1 項の認定の状況を明らかにしておくため、台帳を整備するものとする。

(購入等状況報告)

第 4 各部局長は、毎年 5 月末までに、前年度の認定製品の購入及び使用の状況を環境生活部長に報告するものとする。

(認定取消し)

第 5 条例第 12 条の認定の取消しは、岩手県再生資源利用認定製品認定取消通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

(点数の通知)

第 6 条例第 19 条第 1 項の点数の通知は、許可取消通知書又は事業停止命令書への記載により行うものとする。

(命令)

第 7 条例第 20 条第 5 項の命令は、命令書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 条例第 20 条第 6 項の報告は、調査報告書をもって行わせるものとし、当該報告書の内容が適当と認められるときは、調査報告受理通知書（様式第 3 号）により報告者にその旨を通知するものとする。

(命令)

第 8 条例第 20 条第 7 項の命令は、命令書（様式第 4 号）により行うものとし、措置報告書を提出させるものとする。

- る。
- 2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が相当と認められるときは、措置報告受理通知書(様式第5号)により報告者にその旨を通知するものとする。

(命令)

第9 条例第20条の3第1項の命令は、命令書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第20条の3第2項の命令の期間の延長は、通知書(様式第7号)により行うものとする。

3 条例第20条の3第3項の命令の取消しは、通知書(様式第8号)により行うものとする。

(許可条件の伝達)

第10 知事は、条例第21条の適切な運用のため毎月1日に産業廃棄物処理業許可業者の名簿をホームページ等に掲載するものとする。

(台帳への記載)

第11 所管振興局長は条例第21条第4項の届出等の処理状況を明らかにしておくため、台帳を整備するものとする。

第12 規則第14条第2項及び第3項の届出書の提出を受けた所管振興局(土木部)長は、届出書の写しを定期的に所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に送付するものとする。

(通報等)

第13 所管振興局(土木部)長は、必要に応じ、規則第14条第2項及び第3項の規定により提出された届出書の内容について、建設資材廃棄物処理方法等届出意見照会書(様式第9号)により所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に意見を求めることができる。

2 所管振興局(土木部)長は、規則第14条第2項及び第3項の規定により提出された届出書の内容について、条例第21条第6項の命令又は条例第31条の立入検査等を行うことが相当と認めた場合は、通報書(様式第10号)により関係書類の写しを添付し、所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に通報するものとする。

(命令)

第14 条例第21条第6項の命令は、命令書(様式第11号)

により行うものとする。

(命令)

第 15 条例第 23 条第 3 項の命令は、第 8 の規定を準用する。

(結果の通知)

第 16 条例第 26 条の通知は、廃棄物処理施設設置等(変更)
事前協議結果通知書 (様式第 12 号) により行うものとする。

(勧告)

第 17 条例第 27 条第 1 項及び第 2 項の勧告は、勧告書 (様式第 13 号) により行うものとし、措置報告書を所管振興局長を経由して提出させるものとする。

2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が相当と認められるときは、措置報告受理通知書 (様式第 14 号) により報告者にその旨を通知するものとする。

(公表)

第 18 条例第 27 条第 4 項の規定に基づく通知は、公表通知書 (様式第 15 号) により行うものとする。

(命令)

第 19 条例第 29 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の命令については、第 8 の規定を準用する。

(過料)

第 20 振興局長は、条例第 35 条の各号に掲げる者について過料処分とすることが相当であると認めるときは過料上申書 (様式第 16 号) により、知事に上申するものとする。

2 条例第 34 条の規定に基づく過料処分は、過料処分通知書 (様式第 17 号) により行うものとする。

附則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 関係）

第 号
年 月 日

様

岩手県知事



岩手県再生資源利用認定製品認定取消通知書

平成 年 月 日付けで認定しました岩手県再生資源利用認定製品について、循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）第 12 条に基づき、認定を取り消します。

記

- 1 製品名
- 2 認定番号
- 3 取消年月日
- 4 認定を取り消す理由

様式第 2 号 (第 7 関係)

命 令 書

岩手県達 第 号

(住所)

(氏名)

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号) 第 20 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり調査を命じます。

1 調査の対象等

2 調査事項

上記 1 について、 年 月 日までに、下記により調査すること。

3 調査を命ずる理由

年 月 日

振興局長

付記 この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第3号(第7関係)

第 号
平成 年 月 日

様

振興局長

調査報告受理通知書

平成 年 月 日付けで提出のありました下記調査命令に係る報告を受
理しましたので、通知します。

記

- 1 調査命令 年 月 日付け岩手県達 第 号
- 2 調査の対象等

様式第 4 号 (第 8 関係)

命 令 書

岩手県達 第 号

(住所)

(氏名)

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号) 第 20 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり措置を命じます。

1 措置を命じる対象

2 命令事項

上記 1 について、 年 月 日までに、 すること。

3 措置を命ずる理由

年 月 日

振興局長

付記 この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第 5 号 (第 8 関係)

第 号
平成 年 月 日

様

振興局長

措置報告受理通知書

年 月 日付けで提出のありました下記措置命令に係る報告を受理
しましたので通知します。

記

- 1 措置命令 年 月 日付け岩手県達 第 号
- 2 措置の対象等

様式第 6 号 (第 9 関係)

命 令 書

岩手県達 第 号
(住所)
(氏名)

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号) 第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり廃棄物等の搬入の停止を命じます。

- 1 搬入停止を命じる場所
- 2 搬入停止期間
年 月 日から 年 月 日まで。
- 3 搬入停止を命ずる理由

年 月 日

振興局長

付記 この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第7号（第9関係）

命 令 書

岩手県達 第 号
（住所）
（氏名）

循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条の3第2項の規定に基づき、次のとおり廃棄物等の搬入停止の期間延長を命じます。

- 1 期間延長を行う搬入停止命令
- 2 搬入停止期間
年 月 日から 年 月 日まで。
- 3 期間延長を命ずる理由

年 月 日

振興局長

付記 この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第 8 号（第 9 関係）

命令の取消し通知書

岩手県達 第 号
（住所）
（氏名）

循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）第 20 条の 3 第 3 項の規定に基づき、次のとおり廃棄物等の搬入停止命令の取消しを通知します。

- 1 対象となる搬入停止命令
- 2 取消しの理由

年 月 日

振興局長

様式第9号（第12関係）

第 号
年 月 日

振興局長 様
（保健福祉環境部扱い）

振興局長
（土木部等扱い）

建設資材廃棄物処理方法等届出意見照会書

年 月 日付けで提出のあった別添建設資材廃棄物処理方法等届出書（写し）について、関係法令に照らし支障がないか下記の点に関し貴職の意見をお願いします。

届出者の氏名、工事の名称及び場所	
照 会 事 項	

様式第 10 号 (第 12 関係)

第 号
年 月 日

振興局長 様
(保健福祉環境部扱い)

振興局長
(土木部等扱い)

通報書

年 月 日付けで提出のあった別添建設資材廃棄物処理方法等届出書について、下記のとおり通報します。

届出者の氏名、工事の名称及び場所	
通報理由	

様式第 11 号 (第 13 関係)

命 令 書

岩手県達 第 号

(住所)

(氏名)

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号) 第 21 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり措置を命じます。

1 措置を命じる対象建設工事

2 命令事項

上記 1 について、 年 月 日までに、 すること。

3 措置を命ずる理由

年 月 日

振興局長

付記 この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第 12 号 (第 15 関係)

資 循 第 号
平成 年 月 日

様

岩手県知事

廃棄物処理施設設置等事前 (変更) 協議結果通知書

平成 年 月 日付けで協議のありましたこのことについては、下記のとおり協議が調いました (調いませんでした) ので、循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号) 第 26 条の規定により通知します。

記

- 1 廃棄物処理施設等の種類
- 2 廃棄物処理施設等の型式
- 3 廃棄物処理施設等の処理能力
- 4 廃棄物処理施設等 (附帯設備を含む) の設置 (変更) の内容
- 5 廃棄物処理施設等の設置場所
- 6 取り扱う廃棄物の種類
- (7 協議が調わない理由)

様式第 13 号 (第 16 関係)

第 号
年 月 日

様

岩手県知事



勸 告 書

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号。以下「条例」という。) 第 27 条第 1 項 (第 2 項) の規定に基づき、次のとおり措置するように勧告します。

なお、期限までに措置がなされない場合は、条例第 27 条第 4 項の規定に基づき、勧告に従わない旨及び勧告の内容を公表することがあります。

1 勧告の対象等

- (1) 施設等の設置
- (2) 所在 (設置等予定) 地
- (3) 処理能力

2 勧告事項

3 勧告の理由

様式第 14 号 (第 16 関係)

第 号
平成 年 月 日

様

岩手県知事



措置報告受理通知書

年 月 日付けで提出のありました下記勧告に係る報告を受理しましたので通知します。

- 記
- 1 勧告 平成 年 月 日付け 第 号
 - 2 勧告の対象等

様式第 15 号 (第 17 関係)

公 表 通 知 書

(住所)

(氏名)

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号。以下「条例」という。) 第 27 条第 3 項の規定に基づき、公表することとして
いますので通知します。

1 勧告の内容

2 公表の原因となる事実

平成 年 月 日

岩手県知事

(付記) 条例第 27 条第 4 項により弁明する場合は、次により弁明書を提出してください。

- 1 提出先 盛岡市内丸 10-1 岩手県環境生活部資源循環推進課
- 2 提出期限 年 月 日

様式第 16 号 (第 19 関係)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

振興局長

過 料 処 分 上 申 書

このことについて、下記により、循環型地域社会の形成に関する条例(平成 14 年岩手県条例第 73 号)第 34 条(及び第 35 条)の規定に基づき、過料処分とすることが適当と認められますので上申します。

対象者住所氏名	
対象行為等の内容	
過料処分を必要とする理由	

様式第 17 号 (第 19 関係)

過 料 処 分 通 知 書

被処分者住所
氏名

下記について、循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例
第 73 号) 第 34 条 (及び第 35 条) の規定に基づき、金 円の過
料に処します。

違反内容

上記のとおり通知します。よって、別に交付する納入通知票により、これを
納付してください。

平成 年 月 日

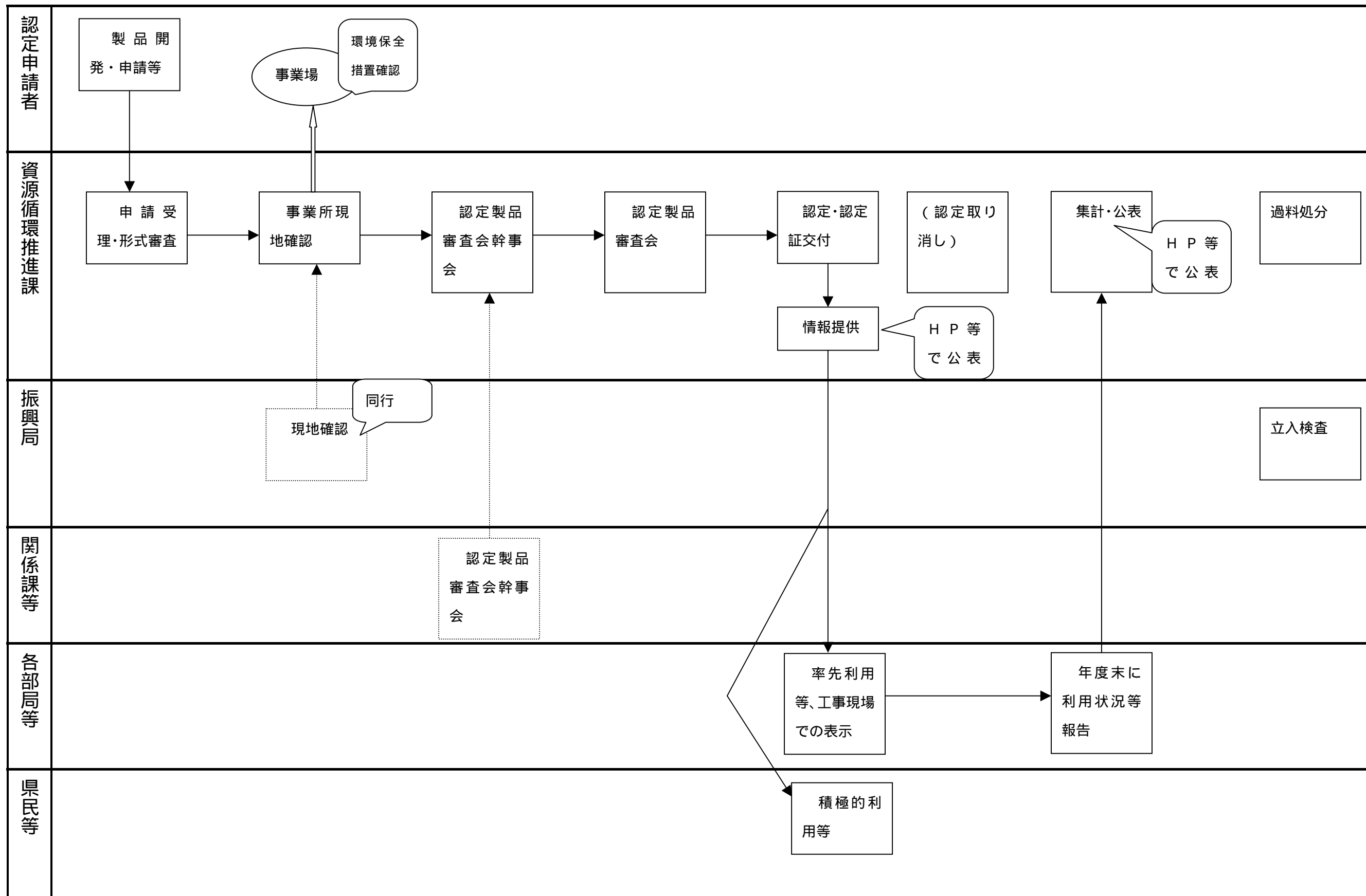
岩手県知事

(付記) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 条) 第 255 条の 3 第 1 項により弁
明する場合は、次により弁明書を提出してください。

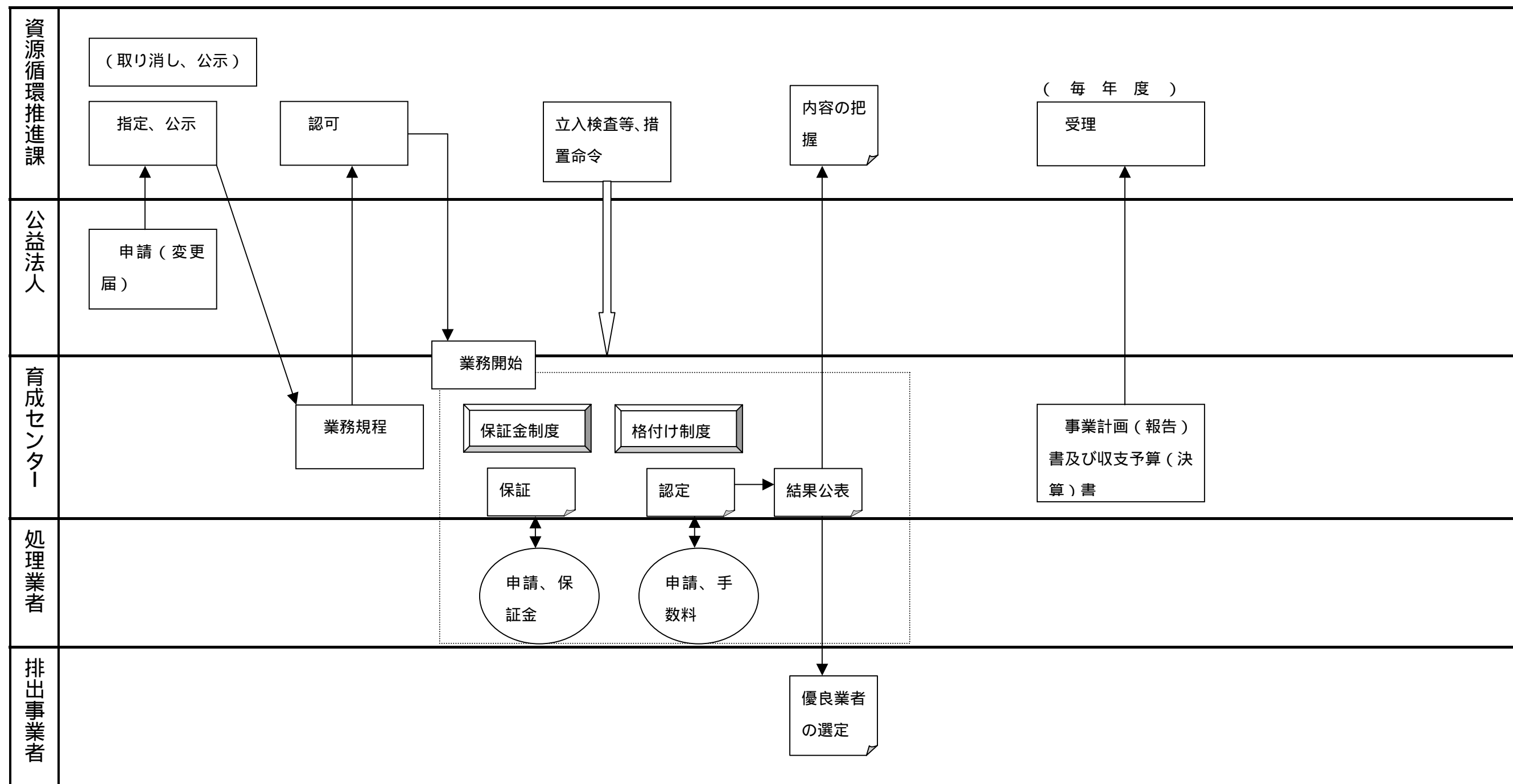
- 1 提出先 盛岡市内丸 10-1 岩手県環境生活部資源循環推進課
- 2 提出期限 年 月 日

循環型地域社会の形成に関する 条例等手続フロー

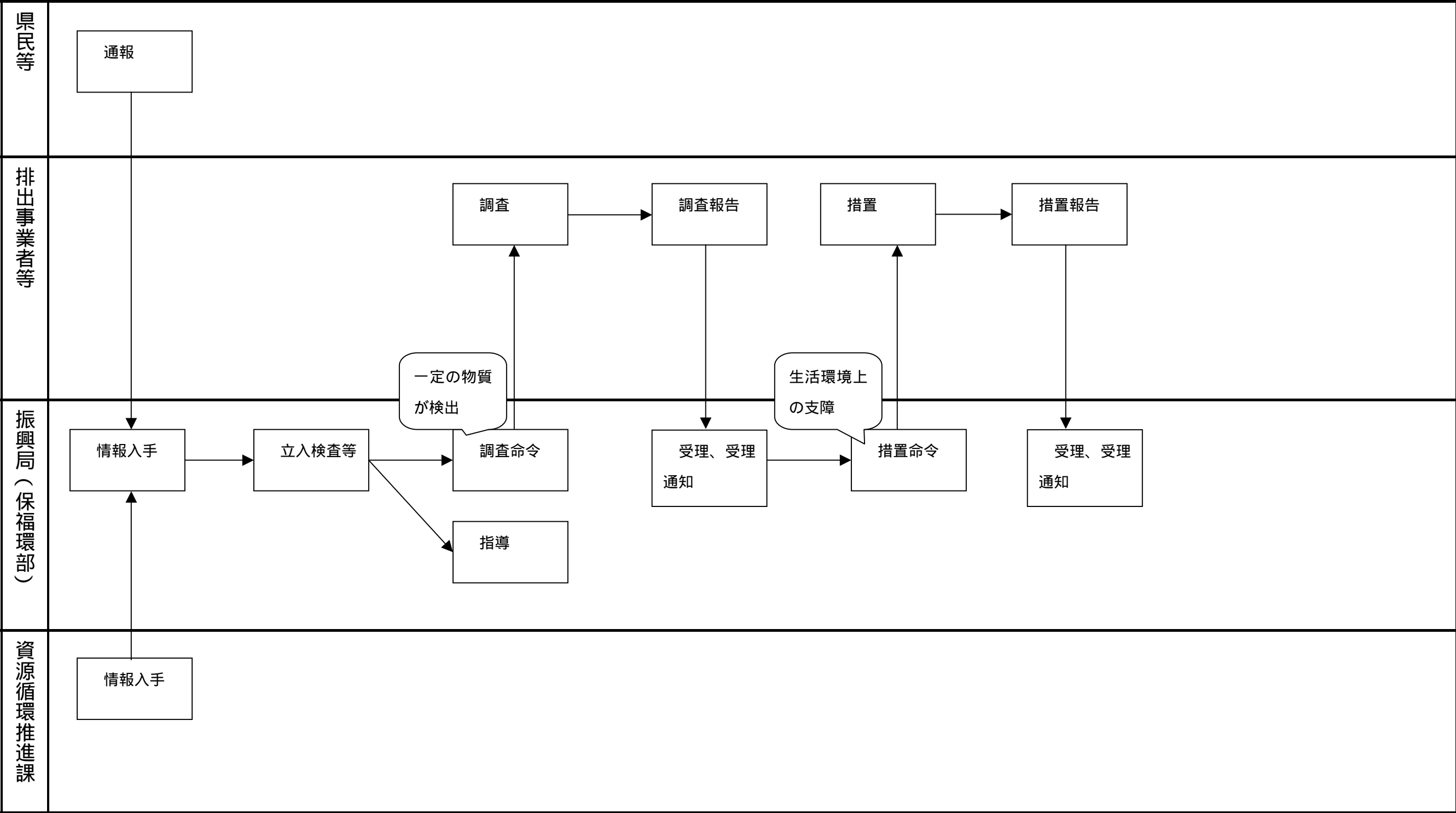
岩手県再生資源利用認定製品認定制度に係る事務の流れ



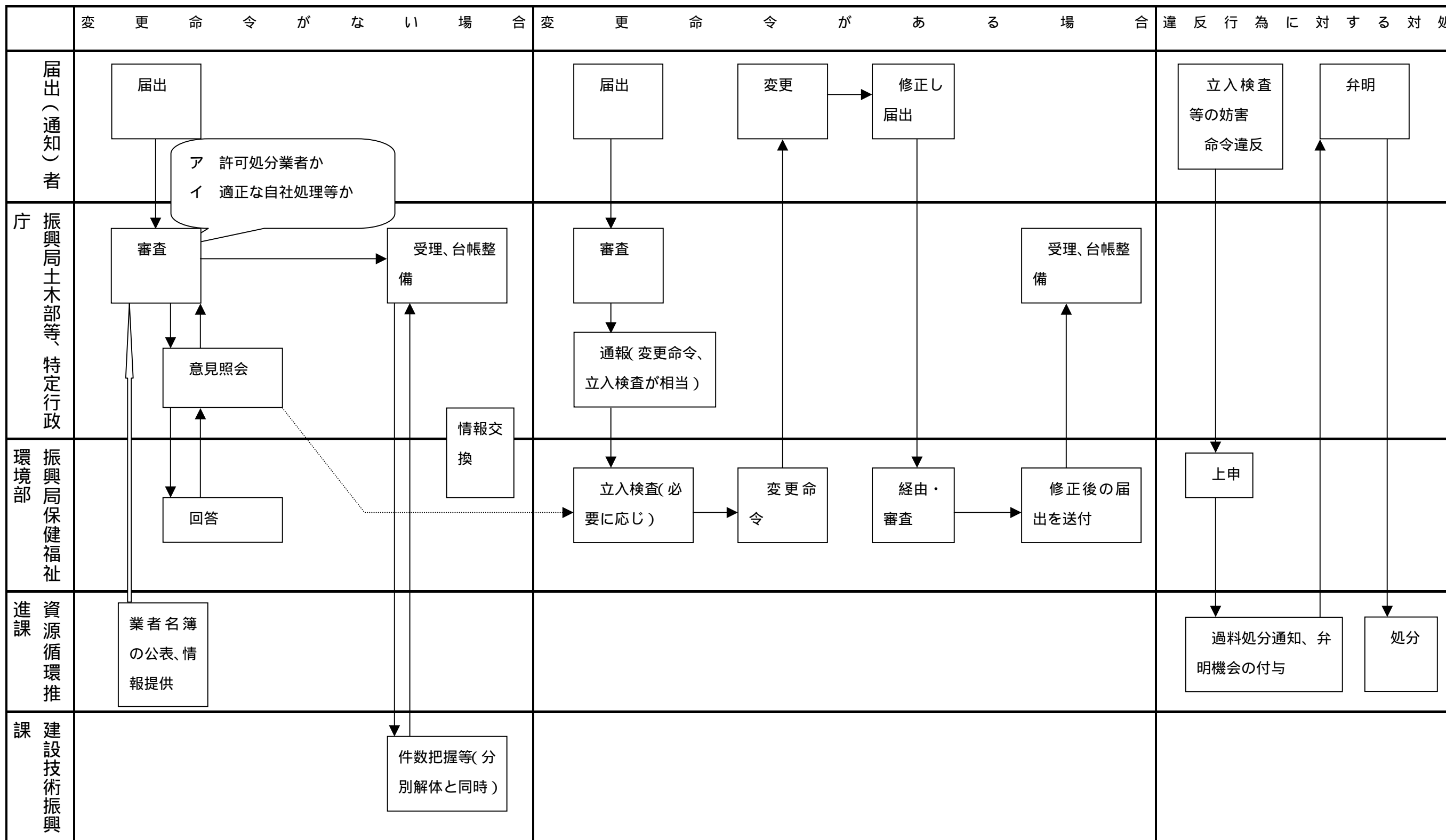
産業廃棄物処理業者育成センター指定等に係る事務の流れ



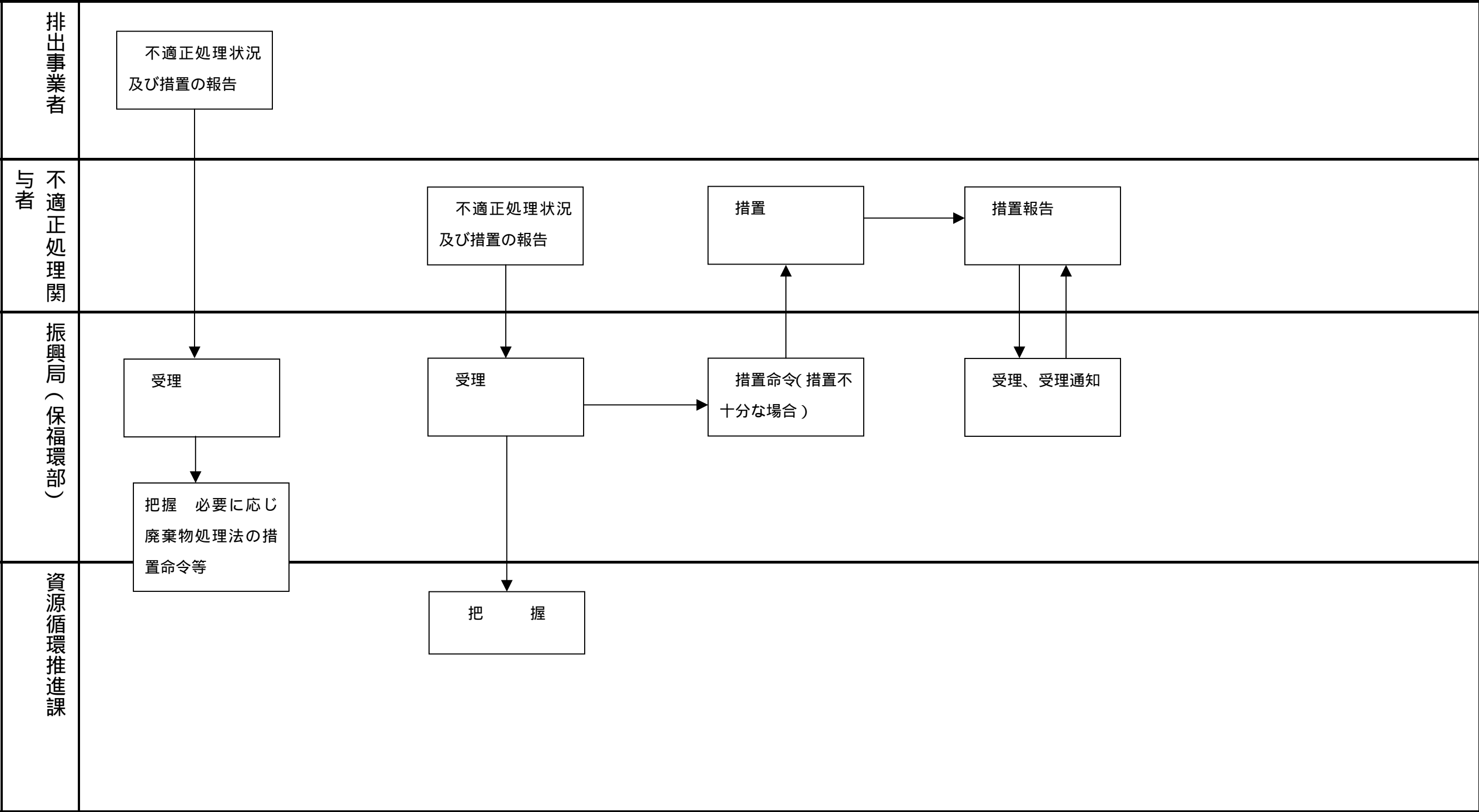
廃棄物等の適正保管等に係る事務の流れ



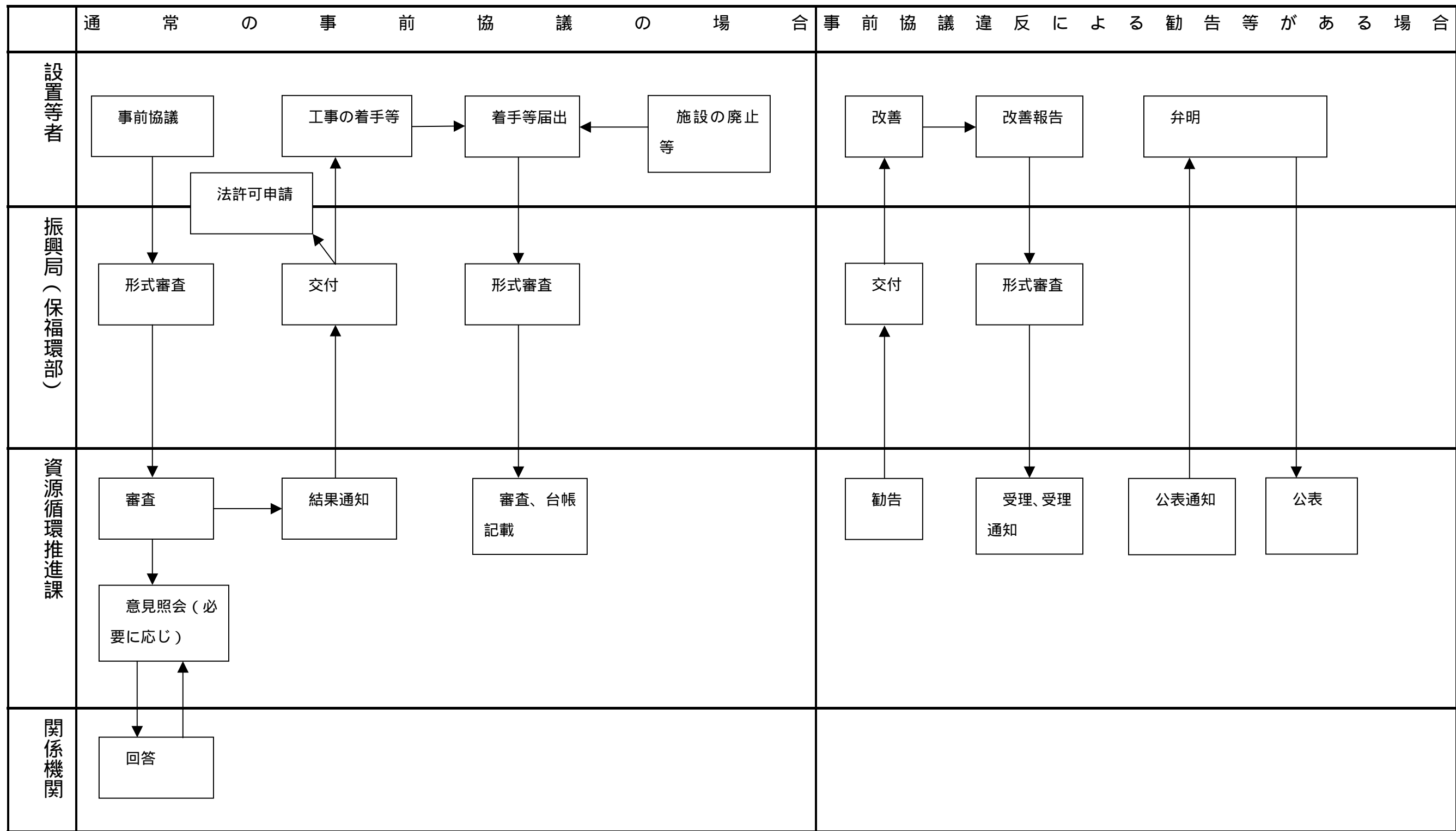
建設資材廃棄物処理方法の届出に係る事務の流れ



排出事業者等及び不適正処理関係者責任に係る事務の流れ



廃棄物処理施設等の設置等事前協議等に係る事務の流れ



県外産業廃棄物の搬入に係る 事前協議等に関する条例施行 規則様式

年 月 日

岩手県知事 様

協議者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称並びに代表者の氏名)

県外産業廃棄物搬入事前協議書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第2条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

新規
更新 更新前の事前協議の適合通知書： 年 月 日 第 号

排 出 事 業 場	(名 称)			
	(所在地)			
	〒 [TEL]			
	(業 種)			
県内へ搬入する産業廃棄物	種 類			
	性 状			
	搬 入 量	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年
	種 類			
	性 状			
	搬 入 量	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年
	搬 入 期 間	(1 年間以内の協議の場合) 協議終了後 1 年間 年 月 日から 年 月 日まで	(格付けを取得した事業者に委託する場合) 協議終了後 年間 年 月 日から 年 月 日まで	
	搬 入 経 路			
搬入時間帯	午前・午後 : ~ 午前・午後 :			

備考1 「新規 更新」については、該当するものに 印を付してください。

2 別紙に所要事項を記載の上、添付してください。

(A 4)

別紙

県外産業廃棄物の処理内容等

処 理 の 内 容	収 集 ・ 運 搬	1 自己 2 委託 <input type="text" value="格付け区分(収集運搬)"/> <input type="text" value="省令基準該当"/> 業者名 <input type="text" value="業者名"/> 許可年月日及び許可番号(岩手県) 許可年月日及び許可番号(岩手県) 年 月 日 第 号 年 月 日 第 号 許可年月日及び許可番号(積込み地) 許可年月日及び許可番号(積込み地) 年 月 日 第 号 年 月 日 第 号 運搬方法及び量 運搬先 1台あたり t
	中 間 処 理	1 自己 2 委託 <input type="text" value="格付け区分(中間処理)"/> 業者名 <input type="text" value="許可年月日及び許可番号"/> 年 月 日 第 号 処理方法、設備、能力及び場所 処理方法 設備 能力 場所 処理後の処分方法及び量 t 処理上の留意事項
最 終 処 分	1 自己 2 委託 <input type="text" value="格付け区分(最終処分)"/> 業者名 <input type="text" value="許可年月日及び許可番号"/> 年 月 日 第 号 処理方法、設備、能力及び場所 処理方法 設備 能力 場所 処分上の留意事項	
現在の処理方法		
県内に搬入しようとする理由		
適合通知書の送付先	〒 住所 担当者氏名 電話番号	

- 備考1 「1 自己 2 委託」については、該当するものに 印を付してください。
- 2 「
- については、県外産業廃棄物の処理を委託する産業廃棄物処理業者が育成センターから格付けを取得している場合における当該格付けの区分等に該当するものに 印を付してください。

年 月 日

岩手県知事 様

協議者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び商号又は名称並びに代表
者の氏名)

県外産業廃棄物搬入変更協議書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

変更前の事前協議の適合通知書： 年 月 日 第 号

排 出 事 業 場	(名 称)			
	(所在地)			
	〒			
	[TEL]			
(業 種)				
県 内 へ 搬 入 す る 産 業 廃 棄 物	種 類			
	性 状			
	搬 入 量	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年
	種 類			
	性 状			
	搬 入 量	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年
搬 入 期 間	(1 年間以内の協議の場合)		(格付けを取得した事業者に委託する場合)	
	協議終了後 1 年間 年 月 日から 年 月 日まで		協議終了後 年間 年 月 日から 年 月 日まで	
搬 入 経 路				
搬入時間帯	午前・午後 : ~ 午前・午後 :			

注 別紙に所要事項を記載の上、添付してください。

(A 4)

別紙

県外産業廃棄物の処理内容等

処 理 の 内 容	収 集 ・ 運 搬	1 自己 2 委託 <input type="text" value="格付け区分(収集運搬)"/> <input type="text" value="省令基準該当"/> 業者名 <input type="text" value="業者名"/> 許可年月日及び許可番号(岩手県) 許可年月日及び許可番号(岩手県) 年 月 日 第 号 年 月 日 第 号 許可年月日及び許可番号(積込み地) 許可年月日及び許可番号(積込み地) 年 月 日 第 号 年 月 日 第 号 運搬方法及び量 運搬先 1台あたり t
	中 間 処 理	1 自己 2 委託 <input type="text" value="格付け区分(中間処理)"/> 業者名 <input type="text" value="許可年月日及び許可番号"/> 年 月 日 第 号 処理方法、設備、能力及び場所 処理方法 設備 能力 場所 処理後の処分方法及び量 t 処理上の留意事項
	最 終 処 分	1 自己 2 委託 <input type="text" value="格付け区分(最終処分)"/> 業者名 <input type="text" value="許可年月日及び許可番号"/> 年 月 日 第 号 処理方法、設備、能力及び場所 処理方法 設備 能力 場所 処分上の留意事項
	現在の処理方法	
県内に搬入しようとする理由		
適合通知書の送付先	〒 住所 担当者氏名 電話番号	

- 備考1 「1 自己 2 委託」については、該当するものに 印を付してください。
- 2 「
- 」については、県外産業廃棄物の処理を委託する産業廃棄物処理業者が育成センターから格付けを取得している場合における当該格付けの区分等に該当するものに 印を付してください。
- 3 変更事項は、変更前と変更後を対比して記載してください。

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所
氏 名 印
担当者氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名)

県 外 産 業 廃 棄 物 搬 入 変 更 届 出 書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第2条第3項の適合通知を受けた県外産業廃棄物の搬入について、次の事項を変更したので、同条例第3条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

適 合 通 知 書		年 月 日 付 け 第 号
変更した事項の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 理 由		

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び商号又は名称並びに代表
者の氏名)

県外産業廃棄物搬入実績報告書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第2条第3項の適合通知を受けた県外産業廃棄物の搬入の実績について、同条例第4条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 適合通知書 年 月 日付け 第 号
- 2 搬入期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 搬入先(格付けの有無 有・無)
- 4 報告の種類 年度末・終了後
- 5 報告期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 搬入実績

産業廃棄物の種類	搬入量(t)	処分内容	備考

備考 搬入実績がない場合でも、その旨報告してください。

(A4)

環境保全協力金契約書

贈与者 (以下「甲」という。)と受贈者岩手県(以下「乙」という。)とは、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号。以下「条例」という。)第5条に基づく環境保全協力金について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、乙に対し、乙が 年 月 日付け 第 号により基準に適合すると認められた県外産業廃棄物の搬入に伴い、環境保全協力金を納入するものとする。

第2 契約期間は、 年 月 日(搬入開始日)から環境保全協力金の納入が終了するまでとする。

第3 環境保全協力金の額は、搬入量1トン当たり 円とし、搬入実績に乗じて得た額とする。

2 環境保全協力金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てるものとする。

第4 甲は、県外産業廃棄物の搬入の実績について条例第4条の規定により報告するものとする。なお、乙は、必要に応じ、当該報告の内容を示す帳簿の写し等の添付を求めることができる。

第5 甲は、搬入終了後、第4の搬入の実績に基づき、乙が送付する納入通知書により環境保全協力金を納入するものとする。

第6 この契約について疑義が生じたとき、若しくはこの契約により難しい事情が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議の上定める。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

年 月 日

贈与者 住所

氏 名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

受贈者 岩手県

代表者 岩手県知事 氏 名 印

県外産業廃棄物の搬入に係る 事前協議等に関する条例取扱 要領

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例等 取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号。以下「条例」という。）及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第23号。以下「規則」という。）の円滑かつ適正な施行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(通知)

第2 条例第2条第3項の通知は、県外産業廃棄物搬入事前協議基準適合（不適合）通知書（様式第1号）により行うものとする。

(勧告)

第3 条例第2条第5項及び第6項の勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとし、措置報告書を提出させるものとする。

2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が適当と認められるときは、措置報告受理通知書（様式第3号）により報告者にその旨を通知するものとする。

(公表)

第4 条例第2条第8項の規定に基づく通知は、公表通知書（様式第4号）により行うものとする。

(意向確認)

第5 規則第7条第1項の環境保全協力金契約書が提出されない場合及び環境保全協力金契約書の環境保全協力金の額が規則第7条第2項の額に満たない場合は、知事は県外排出事業者の意向を確認するものとする。

(過料)

第6 条例第8条及び第9条の規定に基づく過料処分は、過料処分通知書（様式第5号）により行うものとする。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5の規定は、条例第5条の施行の日から施行する。

様式第1号（第2関係）

第 号
平成 年 月 日

様

岩手県知事

県外産業廃棄物搬入事前協議基準適合（不適合）通知書

平成 年 月 日付で、協議のありましたこのことについては、下記のとおり基準に適合する（しない）と認められるので、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 74 号）第 2 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 産業廃棄物の種類及び搬入量
- 2 搬入期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 搬入処理施設
- 4 搬入経路及び搬入時間帯並びに処理内容
- (5 基準に適合しない理由)

様式第 2 号 (第 3 関係)

第 号
年 月 日

様

岩手県知事



勸 告 書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成 14 年岩手県条例第 74 号)第 2 条第 5 項 (第 6 項) の規定に基づき、次のとおり措置するように勧告します。

なお、期限までに措置がなされない場合は、条例第 2 条第 7 項の規定に基づき、勧告に従わない旨及び勧告の内容を公表することがあります。

1 勧告の対象等

2 勧告事項

3 勧告の理由

様式第3号(第3関係)

第 号
平成 年 月 日

様

岩手県知事

措置報告受理通知書

平成 年 月 日付けで提出のありました下記勧告に係る報告を受理しましたので通知します。

記

- 1 勧告 平成 年 月 日付け 第 号
- 2 勧告の対象等

様式第 4 号 (第 4 関係)

公 表 通 知 書

(住所)

(氏名)

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 74 号。以下「条例」という。) 第 2 条第 7 項の規定に基づき、公表します。

1 勧告の内容

2 公表の原因となる事実

平成 年 月 日

岩手県知事

(付記) 条例第 2 条第 8 項により弁明する場合は、次により弁明書を提出してください。

- 1 提出先 盛岡市内丸 10-1 岩手県環境生活部資源循環推進課
- 2 提出期限 年 月 日

様式第 5 号 (第 6 関係)

過 料 処 分 通 知 書

被処分者住所
氏名

下記について、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 74 号) 第 8 条 (及び第 9 条) の規定に基づき、金 円
の過料に処します。

違反内容

上記のとおり通知します。よって別に交付する納入通知票により、これを納付
してください。

平成 年 月 日

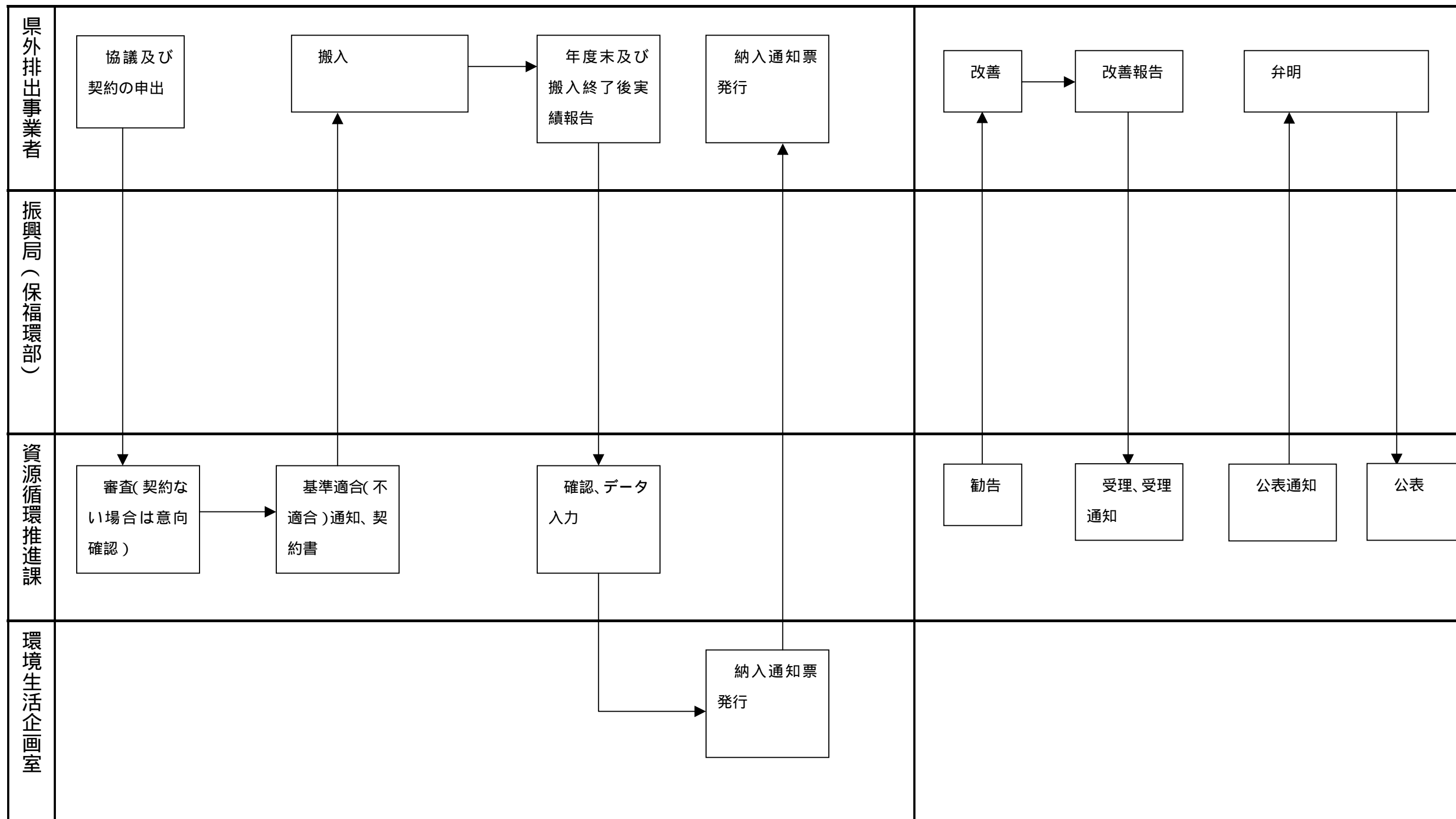
岩手県知事

(付記) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 255 条の 3 第 1 項により弁明する
場合は、次により弁明書を提出してください。

- 1 提出先 盛岡市内丸 10-1 岩手県環境生活部資源循環推進課
- 2 提出期限 年 月 日

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例等手続フロー

県外搬入事前協議に係る事務の流れ



参考

岩手県産業廃棄物税条例

- 1 条例・規則対応表
- 2 Q & A
- 3 様式集

岩手県産業廃棄物税条例及び条例施行規則対応表

条 例	規 則
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき、産業廃棄物税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、岩手県産業廃棄物税条例(平成14年岩手県条例第72号。以下「条例」という。)の実施のための手続その他その施行について必要な事項を定めるものとする。</p>
	<p>(徴収金等についての書類等)</p> <p>第2条 産業廃棄物税に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金(以下「徴収金」という。)、過料又は歳入歳出外現金等についての書類、帳簿又は報告書その他出納に関する取扱手続で条例又はこの規則に定めのないものは、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)の定めるところによる。</p>
	<p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号。以下「県税条例施行規則」という。)第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第10条から第26条まで(第25条の表中1の項及び2の項を除く。)及び第81条の規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。</p> <p>2 前項において準用する県税条例施行規則第3条、第4条及び第12条に規定する様式について、知事は、必要に応じ、所要の調整を加えて用いることができる。</p>
<p>(産業廃棄物税)</p> <p>第2条 県は、法第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。)第2条第1号の徴税吏員をいう。</p> <p>(2) 徴収金 産業廃棄物税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p>	

<p>(3) 納付書 県税条例第 2 条第 3 号の納付書をいう。</p> <p>(4) 納入書 県税条例第 2 条第 4 号の納入書をいう。</p> <p>(5) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この条及び第 10 条において「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項の産業廃棄物をいう。</p> <p>(6) 最終処分業者 廃棄物処理法第 14 条第 6 項若しくは第 14 条の 4 第 6 項の規定による知事の許可（廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の規定による事業の範囲の変更に係る許可を含む。）又は廃棄物処理法第 15 条の 4 の 3 第 1 項の規定に基づく環境大臣の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条の 5 において準用する同令第 5 条の 8 の規定による変更の認定を含む。）若しくは当該認定に係る処理の委託を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。</p> <p>(7) 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。</p>	<p>（第 5 条表中 1 参照）</p>
<p>（徴税吏員の証票）</p> <p>第 4 条 徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、その身分を証明する徴税吏員証票を携帯しなければならない。</p>	<p>（第 5 条表中 2 参照）</p>
<p>（広域振興局等の長に対する知事の権限委任）</p> <p>第 5 条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項及び産業廃棄物税に係る過料の徴収に関する事項を、局長（産業廃棄物税の課税地を管轄する広域振興局等（広域振興局又は地方振興局をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 課税権の帰属その他法の規定の適用について関係都道府県知事が意見を異にする場合における知事の職務及び権限に属する事項</p> <p>(2) 産業廃棄物税の課税地が 2 以上の広域振興局等の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項</p> <p>(3) 産業廃棄物税に係る過料処分の決定に関</p>	<p>（委任外事項等）</p> <p>第 4 条 知事は、条例第 5 条第 1 項各号の事項について決定したときは、必要事項を関係する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に通知するものとする。</p> <p>2 局長は、条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、知事にその指定を求めなければならない。</p>

<p>する事項</p> <p>2 知事は、前項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、広域振興局等の長に指示することができる。</p>																
	<p>(徴税吏員証票等の様式)</p> <p>第 5 条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="810 510 1465 878"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>書類</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 条例第 3 条第 3 号及び第 4 号</td> <td>納付・納入(払込) 書</td> <td>県税条例施行規則様式第 5 号</td> </tr> <tr> <td>2 条例第 4 条</td> <td>徴税吏員証</td> <td>県税条例施行規則様式第 3 号</td> </tr> <tr> <td>3 条例第 7 条第 1 項</td> <td>納税管理人申告書</td> <td>県税条例施行規則様式第 22 号</td> </tr> <tr> <td>4 条例第 7 条第 1 項</td> <td>納税管理人承認申請書</td> <td>県税条例施行規則様式第 22 号の 2</td> </tr> </tbody> </table>	条項	書類	様式番号	1 条例第 3 条第 3 号及び第 4 号	納付・納入(払込) 書	県税条例施行規則様式第 5 号	2 条例第 4 条	徴税吏員証	県税条例施行規則様式第 3 号	3 条例第 7 条第 1 項	納税管理人申告書	県税条例施行規則様式第 22 号	4 条例第 7 条第 1 項	納税管理人承認申請書	県税条例施行規則様式第 22 号の 2
条項	書類	様式番号														
1 条例第 3 条第 3 号及び第 4 号	納付・納入(払込) 書	県税条例施行規則様式第 5 号														
2 条例第 4 条	徴税吏員証	県税条例施行規則様式第 3 号														
3 条例第 7 条第 1 項	納税管理人申告書	県税条例施行規則様式第 22 号														
4 条例第 7 条第 1 項	納税管理人承認申請書	県税条例施行規則様式第 22 号の 2														
<p>(課税地)</p> <p>第 6 条 徴収金は、課税地において賦課徴収する。</p> <p>2 前項の課税地は、最終処分場の所在地とする。</p> <p>3 知事は、前項の規定による課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。</p>																
<p>(納税管理人)</p> <p>第 7 条 産業廃棄物税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。) を有しない場合においては、課税地を管轄する広域振興局等の管内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。) のうちから納税管理人を定め、これを定める事由を生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該広域振興局等の管内以外の地域に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。) のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生</p>	<p>(納税管理人の承認等の通知)</p> <p>第 6 条 局長は、条例第 7 条第 1 項の規定による申請書を受理した場合において納税管理人の承認をしたとき、又は承認をしなかったときは、その旨を納税管理人承認(不承認) 通知書(県税条例施行規則様式第 22 号の 4) により当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>2 局長は、条例第 7 条第 2 項において準用する岩手県県税条例(昭和 29 年岩手県条例第 22 号) 第 9 条第 2 項の規定による申請書を受理した場合において徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、その旨を徴収金の徴収確保に支障がないことの認定(認定をしないこと) 通知書(県税条例施行規則様式第 22 号の 5) により当該申請者に通知しなければならない。</p>															

<p>じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日以内とする。</p> <p>2 県税条例第 9 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の場合について準用する。</p>	
<p>(不申告に関する過料)</p> <p>第 8 条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条(納税義務者又は特別徴収義務者が同条第 1 項の承認又は同条第 2 項の規定によって準用される県税条例第 9 条第 2 項の認定を受けている場合を除く。)の規定によって、申告すべき事項について正当の事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。</p>	
<p>(県税条例の準用)</p> <p>第 9 条 県税条例第 6 条、第 6 条の 2、第 11 条、第 13 条から第 19 条まで及び第 21 条の規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。この場合において、県税条例第 6 条の 2、第 11 条及び第 13 条中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、第 21 条第 2 項中「税目それぞれ」とあるのは「産業廃棄物税」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(課税客体)</p> <p>第 10 条 産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、次の各号に掲げる場合について、当該各号に掲げる者に課する。</p> <p>(1) 産業廃棄物が当該産業廃棄物を生じた者(当該産業廃棄物が廃棄物処理法第 12 条第 3 項の中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を生じた者とする。以下この号及び次号において同じ。)以外の者が設置する最終処分場に搬入された場合 当該産業廃棄物を生じた者</p> <p>(2) 産業廃棄物が当該産業廃棄物を生じた者が設置する最終処分場に搬入された場合 当該産業廃棄物を生じた者</p>	
<p>(課税標準)</p> <p>第 11 条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。</p> <p>2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。</p>	<p>(換算係数)</p> <p>第 7 条 条例第 11 条第 2 項に規定する規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる換算係数を産業廃棄物の容量に乗じて得た</p>

重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃プラスチック類	0.35
5 紙くず	0.30
6 木くず	0.55
7 繊維くず	0.12
8 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 2 条第 4 号の 2 に掲げる産業廃棄物	1.00
10 ゴムくず	0.52
11 金属くず	1.13
12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
13 鋳さい	1.93
14 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15 動物のふん尿	1.00
16 動物の死体	1.00
17 廃棄物処理法施行令第 2 条第 12 号に掲げる産業廃棄物	1.26
18 廃棄物処理法施行令第 2 条第 13 号に掲げる産業廃棄物	1.00

備考 1 この表の 1 の項から 4 の項までに掲げる産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油及び廃プラスチック類とし、同表の 5 の項から 8 の項まで及び 10 の項から 16 の項までに掲げる産業廃棄物は、廃棄物処理法施行令第 2 条第 1 号から第 4 号まで及び第 5 号から第 11 号までの各号に掲げる廃棄物とする。

2 この表の換算係数は、1 立方メートル当たりのトン数とする。

（税率）

第 12 条 産業廃棄物税の税率は、1 トンにつき 1,000 円とする。

2 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 6 条の 17 第 2 項第 9 号に

<p>規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。</p>																
<p>(徴収の方法)</p> <p>第 13 条 産業廃棄物税の徴収については、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める方法による。</p> <p>(1) 第 10 条第 1 号に規定する当該産業廃棄物を生じた者に産業廃棄物税を課する場合 特別徴収</p> <p>(2) 第 10 条第 2 号に規定する当該産業廃棄物を生じた者に産業廃棄物税を課する場合 申告納付</p>																
<p>(特別徴収義務者)</p> <p>第 14 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者その他産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものとする。</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、第 10 条第 1 号に規定する場合に課する産業廃棄物税を同号に規定する当該産業廃棄物を生じた者から徴収しなければならない。</p>	<p>(産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第 8 条 条例第 14 条第 1 項に規定する産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものは、最終処分場の設置者以外の者で局長が産業廃棄物税の徴収の便宜を有するものと認めて指定するものとする。</p> <p>2 局長は、前項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定した場合には、産業廃棄物税の特別徴収義務者指定通知書(様式第 1 号)により、当該特別徴収義務者として指定した者に通知しなければならない。</p>															
<p>(申告納入)</p> <p>第 15 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税について規則で定める様式による納入申告書を局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>(産業廃棄物税の納入申告書等の様式)</p> <p>第 9 条 次の表の左欄に掲げる法又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="810 1335 1449 1727"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>書類</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 条例第 15 条</td> <td>産業廃棄物税納入申告書</td> <td>様式第 2 号</td> </tr> <tr> <td>2 条例第 18 条第 2 項</td> <td>産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書</td> <td>様式第 3 号</td> </tr> <tr> <td>3 条例第 19 条第 3 項</td> <td>産業廃棄物税特別徴収義務者証</td> <td>様式第 6 号</td> </tr> <tr> <td>4 条例第 20 条第 1 項又は第 2 項</td> <td>産業廃棄物税納付(修正)申告書</td> <td>様式第 8 号</td> </tr> </tbody> </table>	条項	書類	様式番号	1 条例第 15 条	産業廃棄物税納入申告書	様式第 2 号	2 条例第 18 条第 2 項	産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書	様式第 3 号	3 条例第 19 条第 3 項	産業廃棄物税特別徴収義務者証	様式第 6 号	4 条例第 20 条第 1 項又は第 2 項	産業廃棄物税納付(修正)申告書	様式第 8 号
条項	書類	様式番号														
1 条例第 15 条	産業廃棄物税納入申告書	様式第 2 号														
2 条例第 18 条第 2 項	産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書	様式第 3 号														
3 条例第 19 条第 3 項	産業廃棄物税特別徴収義務者証	様式第 6 号														
4 条例第 20 条第 1 項又は第 2 項	産業廃棄物税納付(修正)申告書	様式第 8 号														
<p>(徴収猶予)</p> <p>第 16 条 局長は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請によ</p>	<p>(担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)</p> <p>第 10 条 条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める要件は、同項の規定による徴収猶予の申請をした産業廃棄物税の特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前 3 年以内において産業廃棄物税に係る地方団体の徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税</p>															

<p>り、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。この場合において、局長は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。</p> <p>2 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について準用する。</p> <p>3 局長は、第1項の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。</p>	<p>に係る地方団体の徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。</p> <p>2 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定は、条例第16条第1項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。</p>
<p>(徴収猶予の手続)</p> <p>第17条 前条第1項の規定による徴収猶予については、県税条例第15条第1項及び第15条の2の規定を準用する。</p>	
<p>(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)</p> <p>第18条 局長は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることができない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。</p> <p>2 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、前項の規定による申請をする場合においては、規則で定める様式による申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>3 局長は、第1項の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付</p>	<p>(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の承認等の通知)</p> <p>第11条 条例第18条第4項の規定による通知は、産業廃棄物税還付・納入義務免除承認(不承認)通知書(様式第4号)により行うものとする。</p> <p>(第9条表中2参照)</p>

<p>を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。</p> <p>4 局長は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。</p>	
<p>(特別徴収義務者としての登録等)</p> <p>第19条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、当該最終処分場ごとの産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を局長に申請しなければならない。登録した事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項についてその変更を生じた日から5日以内にその登録の変更を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 最終処分場の名称及び所在地 (3) 埋立処分の開始年月日 (4) その他規則で定める事項</p> <p>3 局長は、第1項の登録の申請を受理したときは、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する規則で定める様式による証票を交付しなければならない。</p> <p>4 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。</p> <p>6 第3項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場における産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に局長にその旨を申告し、その証票を返納しなければならない。</p>	<p>(特別徴収義務者としての登録の申請書)</p> <p>第12条 条例第19条第2項に規定する申請書は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書・最終処分場の設置等の届出書(登録票)(様式第5号)によるものとする。</p> <p>(産業廃棄物税の証票の再交付)</p> <p>第13条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、条例第19条第3項の規定により交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、産業廃棄物税に係る証票の破損、汚損・紛失届出書(様式第7号)により、局長に届け出なければならない。</p> <p>2 局長は、前項の届出があった場合において、その届出の事実が誤りがないと認めるときは、当該届出に係る特別徴収義務者に対し、前項の証票を再交付しなければならない。</p> <p>(特別徴収の義務の消滅に伴う申告)</p> <p>第14条 条例第19条第6項の規定による申告は、産業廃棄物税に係る廃業・証票の返納申告書(様式第7号)により行うものとする。</p>
<p>(申告納付等)</p> <p>第20条 第13条の規定によって産業廃棄物税を申告納付すべき納税者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付</p>	<p>(第9条表中4参照)</p>

<p>すべき産業廃棄物税について規則で定める様式による納付申告書を局長に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定によって納付申告書を提出した者は、納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。</p>	
<p>(最終処分場の設置等の届出)</p> <p>第 21 条 最終処分場の設置者(第 19 条第 1 項の規定により登録を申請する者を除く。)は、当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに、次に掲げる事項を局長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 最終処分場の設置者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 最終処分場の名称及び所在地</p> <p>(3) 埋立処分の開始年月日</p> <p>(4) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を局長に届け出なければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定は、最終処分場を譲り受け、若しくは借り受けた者又は産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合になお産業廃棄物の埋立処分を行う者について準用する。この場合において、第 1 項中「埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに」とあるのは、「埋立処分を開始した日から 5 日以内に」と読み替えるものとする。</p>	<p>(最終処分場の設置等の届出)</p> <p>第 15 条 条例第 21 条第 1 項及び第 2 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書・最終処分場の設置等の届出書(登録票)により行うものとする。</p>
<p>(帳簿の保存等)</p> <p>第 22 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(次条及び第 24 条において「産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者」という。)は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から 1 月を経過した日から 5 年間保存しなければならない。</p>	<p>(帳簿記載義務)</p> <p>第 16 条 条例第 22 条に規定する産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者(以下「特別徴収義務者及び納税者」という。)は、産業廃棄物の搬入に係る最終処分場ごとに、次に掲げる事項を産業廃棄物の搬入の都度条例第 23 条に規定する帳簿(以下「産業廃棄物税関係帳簿」という。)に記載しなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物の搬入年月日</p> <p>(2) 産業廃棄物を生じた者の氏名又は名称及び</p>

	<p>住所又は所在地 (3) 産業廃棄物の重量及び税額</p>
<p>(産業廃棄物税関係帳簿の電磁的記録による保存等)</p> <p>第 23 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、前条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「産業廃棄物税関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p>	<p>(産業廃棄物税関係帳簿の電磁的記録による保存等)</p> <p>第 17 条 条例第 23 条の承認を受けている特別徴収義務者及び納税者は、地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「総務省令」という。)第 25 条第 1 項の規定の例により当該承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿に係る条例第 23 条に規定する電磁的記録(以下「電磁的記録」という。)の備付け及び保存をしなければならない。</p>
<p>(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第 24 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、産業廃棄物税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 前条の承認を受けている産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、規則で定める場合において、産業廃棄物税関係帳簿のうち同条の承認を受けているものの全部又は一部についてその承認を受けた局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えること</p>	<p>(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第 18 条 条例第 24 条第 1 項の承認を受けている特別徴収義務者及び納税者は、総務省令第 26 条第 1 項の規定の例により当該承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の条例第 24 条第 1 項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム(以下「電子計算機出力マイクロフィルム」という。)による保存をしなければならない。</p> <p>2 条例第 24 条第 2 項に規定する規則で定める場合は、総務省令第 26 条第 3 項各号に掲げる場合とする。</p> <p>3 条例第 24 条第 2 項の承認を受けている特別徴収義務者及び納税者は、総務省令第 26 条第 4 項の規定の例により当該承認を受けている条例第 25 条に規定する産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</p>

<p>ができる。</p>	
<p>(条例の規定の適用)</p> <p>第 25 条 第 23 条又は前条各項のいずれかの承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該産業廃棄物税関係帳簿とみなす。</p>	
<p>(使 途)</p> <p>第 26 条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てなければならない。</p>	
	<p>(産業廃棄物税の更正等の通知)</p> <p>第 19 条 法第 733 条の 16 第 4 項、第 733 条の 18 第 5 項又は第 733 条の 19 第 4 項の規定による通知は、産業廃棄物税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知) 書 (様式第 9 号) により行うものとする。</p>
<p>(補 則)</p> <p>第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	
<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。(平成 15 年 6 月規則第 86 号で、同 16 年 1 月 1 日から施行)</p> <p>(施行前の準備)</p> <p>2 第 14 条第 1 項の規定により特別徴収義務者に指定されることとなる者に係る特別徴収義務者としての登録申請及び証票の交付は、この条例の施行の日 (以下「 施行日 」という。) 前においても、第 19 条第 1 項 (次項の規定が適用される場合を含む。) 及び第 3 項の規定の例により行うことができる。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第 19 条第</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、条例の施行の日から施行する。</p> <p>(岩手県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則) (平成 15 年 6 月規則第 86 号)</p> <p>岩手県産業廃棄物税条例の施行期日は、平成 16 年 1 月 1 日とする。</p>

1 項の規定を適用する。この場合において、同項中「最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

- 4 施行日において現に最終処分場の設置者である者（前項の者を除く。）については、施行日に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第21条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

（検討）

- 5 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 6 知事は、岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第25号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成15年12月16日条例第77号）
この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第10号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第28号）
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日条例第75号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（過疎地域における県税の課税免除に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 11 この条例の施行前にこの条例による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例、農村地域における県税の課税免除に関する条例、中心市街地における県税の不均一課税に関する条例、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例、岩手県産業廃棄物税条例及び岩手県県税条例の一部を改正する条例（以下「過疎地域における県税の課税免除に関する条例等」という。）の規定により次に掲

附 則（平成17年3月31日規則第52号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
2 この規則による改正前の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年8月5日規則第76号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第98号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

げる地方振興局長によってされた処分、手続その他の行為及び当該地方振興局長に対してされた申請、届出その他の行為は、この条例による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例等の相当規定に基づいて、県南広域振興局長によってされた処分、手続その他の行為及び当該広域振興局長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- (1) 花巻地方振興局
- (2) 北上地方振興局
- (3) 水沢地方振興局
- (4) 一関地方振興局
- (5) 千厩地方振興局
- (6) 遠野地方振興局

附 則（平成 21 年 3 月 30 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

産業廃棄物税 Q & A 目次

第1 総論

問1	産業廃棄物税は、どのような税か？	1
問2	なぜ産業廃棄物税を導入するのか？	1
問3	いつから実施するのか？	1
問4	全国一律に導入すべきではないか？	1
問5	他県では産業廃棄物税を導入しているのか？	1
問6	なぜ、最終処分業者が特別徴収する方式になったのか？	1
問7	財源の確保が目的なのか？	2
問8	課税すれば、産業廃棄物が県外に流出するのではないか？	2
問9	不法投棄が増えるのではないか？	2
問10	なぜ経済情勢の悪いこの時期に導入するのか？	2
問11	経済がますます悪くなるのではないか？	2
問12	リサイクル促進の妨げになるのではないか？	3
問13	企業立地への影響はないのか？	3
問14	恒常的なリサイクルシステムを構築してはどうか？	3
問15	リサイクルの推進に向けて税としても配慮してはどうか？	3
問16	個別リサイクル法との関係はどうなっているのか？	3
問17	北東北三県の連携状況は？条例上異なる点はないのか？	4
問18	環境保全協力金との関係はどうなっているのか？	4

第2 目的・用途

問1	産業廃棄物税の目的は何か？	5
問2	この税の用途は何か？	5
問3	不法投棄の処理の費用に充てるのか？	5
問4	発生抑制よりリサイクル促進を目指してはどうか？	5
問5	最終処分量の削減に繋がるのか？	5
問6	税収見込みはどうか？	6

第3 用語の意義

問1	産業廃棄物とは？	7
問2	最終処分業者とは？	7
問3	最終処分場とは？	7
問4	最終処分とは？	7
問5	中間処理業者とは？	7
問6	中間処理とは？	7
問7	放射性廃棄物は、産業廃棄物に含まれるのか？	7
問8	関係法令が改正され、産業廃棄物の定義が変わったときはどうなるのか？	8
問9	特別徴収とは、どういう制度か？特別徴収義務者は誰になるのか？	8
問10	申告納付とは何か？	8

問 11	申告納入とは何か？	8
問 12	申告納付と申告納入との違いは何か？	8
問 13	産業廃棄物の発生抑制とは何か？	9
問 14	産業廃棄物の減量化の促進とは何か？	9
問 15	産業廃棄物の再生利用の促進とは何か？	9
問 16	その他適正な処理の促進とは何か？	9
問 17	分別は中間処理に当たるのか？	9

第 4 課税客体及び納税義務者等

問 1	課税の対象は何か？	1 0
問 2	なぜ、産業廃棄物に限るのか？一般廃棄物には課税しないのか？	1 0
問 3	併せ産廃(一般廃棄物と産業廃棄物の混合物)を焼却した残さを産業廃棄物の最終処分場に埋め立てた場合の課税はどうなるのか？	1 0
問 4	最終処分場に搬入後、掘り起こして、別の最終処分場に埋め立てたがどうなるのか？	1 0
問 5	非課税制度や課税除外される産業廃棄物はないか？	1 0
問 6	不法投棄には課税にならないのか？	1 0
問 7	生活上不可欠な下水道事業に伴う汚泥は課税除外すべきではないか？	1 1
問 8	零細な事業者に対して、軽減措置を講じるべきではないか？	1 1
問 9	自社処理については、特例措置を講じるべきではないか？	1 1
問 10	最終処分場に搬入された産業廃棄物を分別した結果、埋立できなかった物に対しては課税されるか？	1 1
問 11	1 トン 1 円でいくらかでも、有価物であれば課税にならないか？	1 1
問 12	納税義務者(納税者)は誰になるか？	1 2
問 13	中間処理業者を納税義務者にする理由は何か？	1 2
問 14	直接排出事業者に課税すべきではないか？	1 2
問 15	残余容量が少なく、現在埋立をしていないがどうすればよいか？	1 3
問 16	登録申請しなければ特別徴収しなくてもよいか？	1 3

第 5 課税標準

問 1	課税標準は何か？	1 4
問 2	重量の計測方法はどのようにするのか？	1 4
問 3	産業廃棄物の重量の計測が困難な場合とはどういう場合か？	1 4
問 4	産業廃棄物の重量の計測が困難な場合にはどうするのか？	1 4
問 5	換算係数は独自の係数を使用してよいのか？	1 4
問 6	産業廃棄物の種類が特定できない場合はどうするのか？	1 4
問 7	複数の排出事業者を廻って、まとめて搬入する場合、それぞれの排出事業者ごとの重量が特定できないがどうするのか？	1 4
問 8	1 か月分を一括して、搬入している収集運搬業者に請求しているので、各排出事業者ごとのそれぞれの産業廃棄物税は請求できないがどうするのか？	1 5
問 9	直接最終処分場に搬入する場合は？	

ア	委託契約書へ産業廃棄物税をどのように織り込めばよいか。……………	1 5
イ	最終処分業者からの請求書について、処理費用と産業廃棄物税は別に請求されるのか……………	1 5
ウ	処分委託費を一括支払い（数ヶ月毎や半期毎等）している場合、産業廃棄物税も一括して処分業者に支払えるのか。……………	1 5
問 10	中間処理業者へ委託する場合は？	
ア	委託契約書へ産業廃棄物税をどのように織り込めばよいか。委託契約単価へ上乗せすればよいのか。または税として区別するのか。……………	1 5
イ	中間処理業者に処理を委託した場合、処理後の残さに対して産業廃棄物税相当分を負担することになるのか。また、その場合、三重県のように処理施設に応じた処理係数を示されるのか。……………	1 5
ウ	中間処理業者に混合廃棄物の処理を委託する場合、一式として産業廃棄物税を織り込むのか、品目ごとに織り込むのか。……………	1 5
問 11	自社処分場に搬入する場合は？	
ア	申告納付の方法はどのようになるのでしょうか。また、申告書の様式等は示されるのか。……………	2 4
問 12	請負工事の場合は？	
ア	複数工事の産業廃棄物を一括して処分する場合、または単一工事の産業廃棄物を複数回にわたり処分する場合、それぞれの工事において計画発生量相当の課税分を上乗せして請負工事業者に支払うことで問題ないか。……………	2 4
イ	大規模な請負付託工事においては、請負工事費の納入が申告納入期限以降となることから申告納入期限の緩和はできないか。……………	2 4

第 6 税率

問 1	税率はいくらか？……………	1 6
問 2	税率はどのように設定したのか？……………	1 6
問 3	税額の端数はどのように計算するのか？……………	1 6
問 4	なぜ 1 円未満切捨てとしたのか？……………	1 6
問 5	処理料金が品目によって異なるのに、税率が同一なのは不公平ではないか？ ……	1 6
問 6	免税点を設けるべきではないか？……………	1 6

第 7 徴収の手続き等

問 1	徴収の方法はどうなっているのか？……………	1 7
問 2	なぜ特別徴収方式を採用したのか？……………	1 7
問 3	徴収の便宜を有する場合は、どういう場合か？……………	1 7
問 4	申告納入の手続きは具体的にはどうするのか？……………	1 7
問 5	自社処理の場合は、なぜ申告納付方式なのか？……………	1 7
問 6	申告納付の手続きはどうするのか？……………	1 8
問 7	本税の申告時期及び 納入(納付)時期はいつか？……………	1 8
問 8	申告納入期限までの期間が短すぎるのではないか？……………	1 8
問 9	課税地は何処になるのか？……………	1 8

問 10	排出事業者が、最終処分場に直接搬入したときはどうなるのか？	1 8
問 11	中間処理施設に搬入したときはどうなるのか？	1 8
問 12	問 11 の場合、排出事業者は税を負担しなくていいのか？	1 8
問 13	中間処理業者はどのようにして税を転嫁するのか？	1 9
問 14	特別徴収義務者の登録制度とはどのようなものか？	1 9
問 15	最終処分場の設置の届出制度とはどのようなものか？	1 9
問 16	申告期限までに、取引先から入金がない場合、申告納入はどうするのか？	1 9
問 17	徴収猶予とはどのような制度か？	1 9
問 18	申告期限後から徴収猶予期限前に入金見込みの分は猶予対象となるか？	2 0
問 19	取引先が倒産して売掛金の回収ができない場合はどうするのか？	2 0
問 20	期限後申告の場合はどうなるのか？	2 0
問 21	過少申告や不申告の場合はどうなるのか？	2 0
問 22	徴収コストが多大にかかるのではないのか？	2 0
問 23	最終処分業者の事務負担が多大ではないのか？	2 1
問 24	便乗値上げなどで処理料金が過大に上がるのではないのか？	2 1

第 8 特別徴収義務者及び納税者の帳簿の記帳義務及び保存義務

問 1	帳簿の記載義務及び保存義務とはどのようなものか？	2 2
問 2	なぜ保存義務を課すのか？	2 2
問 3	廃棄物処理法による保存義務との関係は、具体的にどう異なるのか？	2 2
問 4	なぜ保存期間が 5 年間なのか？	2 2
問 5	具体的にいつから 5 年間なのか？	2 2
問 6	帳簿の内容はどのようなものか？	2 2
問 7	帳簿を保存しないと罰則はあるか？	2 2
問 8	電磁記録による書類の保存は、具体的にどのようにするのか？	2 3
問 9	請求書や領収書は、具体的にどのようにすればよいのか？	2 3
問 10	自社処理分については、計量も帳簿も記載しなくてよいのか？	2 3

第 9 その他

問 1	会計システムの変更などに対して、助成措置はあるか？	2 4
問 2	特別徴収交付金の交付率又は金額はどの程度か？	2 4
問 3	公共事業などの事業費中、産業廃棄物処理費用に産業廃棄物税相当分を計上して もらえないか？	2 4
問 4	納税者でも納税義務者でもない産業廃棄物業者が産業廃棄物税相当分を負担し なくてもよいように排出事業者に周知を図るべきではないか？	2 4
問 5	公共事業で建物等を解体した場合などはどうなるのか？	2 4
問 6	1 6 年 1 月時点で既に契約済み、または発注済のものについては課税対象となる のか。課税対象となればどのように対応すればよいのか？	2 4
問 7	産業廃棄物税に対する消費税については、どのような取扱いになるのか？	2 4
問 8	産業廃棄物税の税率は 1 , 0 0 0 円 / トンということだが、 1 トン未満の産業廃	

- 棄物の課税についてはどのようになるのか？ 2 4
- 問 9 マニフェストに重量以外で記載されている場合、重量換算をどのようにすればよいのか？ 2 4
- 問 10 排出事業者の委託数量と中間処理業者及び最終処分業者の処理数量との検証や、中間処理業者及び最終処分業者等の申告納入（納付）に対する検査（調査）はどうするのか？ 2 4
- 〔関連〕 発注者及び委託者としての納税確認及び排出事業者としての納税確認はできるのか？
- 問 11 産業廃棄物処理業者等に対して、産業廃棄物税に関する契約手続き等の周知はどのようにして行うのか？ 2 4

第1 総論

問1 産業廃棄物税は、どのような税か？

県の独自の判断で導入することができるかとされている法定外目的税で、岩手県では初めてのものです。環境施策などの産業廃棄物の適正な処理の促進に関する費用に充てることを目的とするものです。

問2 なぜ産業廃棄物税を導入するのか？

産業廃棄物の量の増大、種類の多様化、不法投棄の増加等は大きな社会問題となっていますが、今まではその対策として、報告義務や罰則等の規制的手法や企業の自主的な取組みに委ねてきたところです。

これらに加えて最終処分に掛かる経費の削減を図ろうとする経済的な刺激を与えることによって最終処分量の減少を促すことを目的として導入するものです。

問3 いつから実施するのか？

平成14年12月議会で条例は議決され、総務省の同意が平成15年5月13日に得られました。条例施行規則等の整備を行い、県民、事業者及び産業廃棄物の最終処分業者などに周知を計ったうえで、平成16年1月1日から施行されています。

問4 全国一律に導入すべきではないか？

全国的に同じ制度で導入することが望ましいのですが、各県の事情もあり全国一斉に統一した制度を導入するのは困難です。また、国では検討を始めたばかりですから導入されるとしてもまだ先のことになる見通しです。

ただし、産業廃棄物は広範に移動するものですから、北東北三県で同一の制度により導入を図ったものです。

問5 他県では産業廃棄物税を導入しているのか？

全国で始めて導入した三重県は平成14年4月から、次に中国地方三県（岡山県、広島県、鳥取県）が平成15年度から実施し、岩手県を含む北東北三県がそれに続いています。

その後、滋賀県、新潟県、奈良県及び山口県で条例が制定され、その他に20道府県ほどが検討しているところです。

問6 なぜ、最終処分業者が特別徴収する方式になったのか？

最終処分業者が特別徴収する方式のメリットは、

搬入される全ての産業廃棄物を課税対象（免税点を設けず公平に課税）にできること。

中間処理業者に対して直接減量化、リサイクルへの刺激となること。

二重課税となる可能性が低いこと。

税制度が比較的簡素であり、徴税コストも比較的少なく済むこと。

デメリットは、

排出事業者に対する直接的な発生抑制の刺激が弱いこと。

最終処分業者に税の徴収など事務が負担増となること。

税相当分の転嫁がスムーズに行われるかどうか懸念されること。

などが考えられます。こうした検討を行った結果、北東北三県が連携して一つの税制の下に実施する場合、まず税制度が簡素であり、二重課税となる可能性が低いことなどから総合的に判断したものです。

問7 財源の確保が目的なのか？

産業廃棄物税は環境税の一つと考えられ、産業廃棄物の発生抑制や最終処分量の抑制等によって環境への大きな負荷を抑制することが第一義的な目的です。税収は副次的なものであり、本税が効果的に作用するならば、税収はおのずと少なくなるものであり、税収増を期待して導入する性格のものではありません。

問8 課税すれば、産業廃棄物が県外に流出するのではないか？

北東北三県では同様の制度で導入しますので、三県内での条件は同じです。

隣県の宮城県では産業廃棄物税を導入していませんが、税率がトン当たり1,000円ですから、税による負担の増加と運搬料の増加との関係を考えて、税を納めたほうが安く済むと見込まれますので県外への流出が極端に増えることはないと考えています。

なお、宮城県に対しても同様の制度による導入を働きかけていたところ、平成16年2月議会で可決しました。

問9 不法投棄が増えるのではないか？

税の負担を免れるための不法投棄の増加が懸念されますが、監視体制の強化等による不法投棄対策に一層力を注いで行くこととしています。

問10 なぜ経済情勢の悪いこの時期に導入するのか？

経済状況が悪いからといって、環境問題を後回しにはできません。できるだけ早期に循環型地域社会を構築し定着することが望ましいと考えられます。

また、産業廃棄物税は環境施策に使われますから、新たなリサイクル産業等が創造されることなどにより、社会全体として経済的なロスが少なくなることが期待できます。

問11 経済がますます悪くなるのではないか？

産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル促進などの効果を期待していますが、法定外目的税として環境施策に使われることから、県のその他の施策と合せて全体としてリサイクル産業の育成、活性化に繋がるものと考えられます。

問12 リサイクル促進の妨げになるのではないか？

本県の産業廃棄物制度は、最終(埋立)処分される産業廃棄物のみに課税され、中間処理及びリサイクル等に利用される産業廃棄物には課税されません。

よって、制度自体が、中間処理等による減量化及びリサイクルの促進を促すことを目的としているものです。

問13 企業立地への影響はないのか？

新たな税を課すことはコスト増を伴い、企業にとってはマイナス要因の1つとなりますが、一方で、産業廃棄物税は環境にやさしい企業ほど少なくなり、その税収は、環境対策の課題解決に向けた取組みを支援することなどに使われるため、企業にとってもプラスになるものと考えています。

また、産業廃棄物問題は現在でも企業にとって既に避けて通ることのできない課題となっており、環境問題に積極的に取り組むことで企業の社会的評価が高まることから、企業の理解がいただけるものと考えています。

問 14 恒常的なリサイクルシステムを構築してはどうか？

リサイクルの仕組みについては、国において、廃棄物・リサイクル対策の基本的枠組みを定める循環型社会形成基本法や容器包装リサイクル法、建設リサイクル法など、個々のリサイクル法が制定、施行されています。

県としては、これらリサイクル関連法の適正な実施に努めるほか、「循環型地域社会の形成に関する条例」を制定し、条例に定める各種施策を推進していくことにより、リサイクルできるものは、リサイクルできるような仕組みを、県民、事業者、行政が一体となって構築していこうとするものです。

問 15 リサイクルの推進に向けて税としても配慮してはどうか？

最終(埋立)処分のみで課税する産業廃棄物税は、それ自体リサイクルの促進のための経済的手法であり、リサイクルが進めば進むほど税負担が減るという意味で、リサイクルの推進に向けて配慮した税制度になっているものです。

問 16 個別リサイクル法との関係はどうなっているのか？

廃棄物に関しては、国レベルで既に包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法及び建設リサイクル法などが整備されてきています。

各種リサイクル法による処理料金は、純粋にリサイクルに要する費用であり、産業廃棄物税とは法体系が異なる別個の経済的負担です。

これらの各種リサイクル法は、対象となる廃棄物を特定した規制的手法によるもので、産業廃棄物全般に対しての効果は期待できないものです。産業廃棄物について全体的に減量化・リサイクルを促進するために、この税の導入が生かされると考えています。

問 17 北東北三県の連携状況は？条例上異なる点はないのか？

導入の検討段階から共同で検討してきた結果、同様の趣旨および制度となっており、三県とも平成 14 年 12 月議会において可決され、条例の施行に関しても平成 16 年 1 月 1 日に同時に施行されています。

ただし、各県の個別の事情により、青森県、秋田県は非課税又は特例税率を設けています。

青森県：県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給している者から発生する汚泥を自社処理する場合は非課税です。

秋田県：公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については、税率を 1 トンにつき 250 円に軽減します。

(標準税率は、1 トンにつき 1,000 円です。)

問 18 環境保全協力金との関係はどうなっているのか？

環境保全協力金は、産業廃棄物の広域移動という実態を基に、県外からの搬入の全て(リサイクル、中間処理、最終処分)に対して、搬入の実績に応じて納入いただくものです。

また、岩手県では、搬入事前協議においてリサイクル処理以外の産業廃棄物の搬入については、原則として、受け入れていません。

産業廃棄物税は、特に県内の産業廃棄物の発生抑制及びリサイクルへの取組みを支援することを目的として、最終(埋立)処分のみを対象に課税することとしたものですから、導入の目的が異なるものです。

環境保全協力金の金額

最終処分	500円/トン
中間処理	200円/トン
リサイクル	50円/トン

産業廃棄物税の税率

最終処分	1,000円/トン
------	-----------

第2 目的・用途

問1 産業廃棄物税の目的は何か？

産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用に充てることを目的としています。

税を課すことによって排出業者等に経済的負担を強いることとなりますが、税負担を軽減しようとする市場原理を活用し、産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進等を図ろうとするものです。

問2 この税の用途は何か？

県民の意識改革、環境産業育成の支援、適正処理の推進、公共関与処理施設の整備等に充てることを考えています。

具体的な用途として、リサイクル、減量化技術の開発支援、第二クリーンセンター(仮称)の建設、不法投棄の未然防止対策の充実等が考えられていますが、緊急性やその時々必要性等を考慮しながら決定することとしています。

その他、発生抑制ソフト事業、処理施設の整備、監視・指導事業、リサイクル技術等の開発支援、再生品・再生資材の利用促進対策及び環境教育等の環境施策などがあります。

平成15年度から、事業者の方々による廃棄物の排出抑制等の取組を支援するため「産業・地域ゼロエミッション推進事業」を実施しています。

問3 不法投棄の処理の費用に充てるのか？

本税の用途は、産業廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルの促進に係る施策などに充てるもので、直接不法投棄などの処理費用に充てることはありません。

問4 発生抑制よりリサイクル推進を目指してはどうか？

最終(埋立)処分に課税されること及び特別徴収制度を採ることから、直接的に産業廃棄物の排出事業者には発生抑制のインセンティブを与えるというよりは、減量化、リサイクルの促進にインセンティブを与える制度となっています。

問5 最終処分量の削減に繋がるのか？

焼却等の中間処理と埋立処分を比較して埋立処分費用のほうが安い場合、この状態を放置すると当然に埋立処分される量は削減されないものと考えられます。

そこで、焼却処分等の減量化のコストと埋立処分のコストの差を縮小させ、焼却等の中間処理を促進するために、埋立処分に対して負担を課して、最終処分量の削減を目指すものです。

問6 税収見込みはどうか？

平成11年度の最終処分量(推計値)は、662,251トン(岩手県廃棄物処理計画)ですが、最終処分量の減少見込み率を5.9%程度と見込み、さらに税の導入効果を30%程度と見込むと、平年度で3億円程度、平成15年度の税収は、平成16年1月1日から施行されることから、約6.1千万円と見込まれています。

ただし、実際の施行に当たっては、建設リサイクル法などの個別リサイクル法の施行や税の導入効果と併せて、さらなる最終処分量の削減が期待されることから、税収は減少する可能性があると考えられます。

第3 用語の意義

問1 産業廃棄物とは？

産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃掃法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物(燃え殻、汚泥、がれき類など)をいいます。
廃掃法には、産業廃棄物20種類、特別管理産業廃棄物5種類が規定されています。

問2 最終処分業者とは？

最終処分業者とは、廃掃法第14条第4項又は第14条の4第4項の規定による知事の許可(同法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更の許可を含む。)を受けて、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいいます。

問3 最終処分場とは？

廃掃法施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号に規定する産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいいます。遮断型・安定型・管理型の3類型がありますが、岩手県内には現在のところ遮断型最終処分場はありません。

なお、産業廃棄物税条例においては、処分業として行わないいわゆる「自社処理」の最終処分場を含みますが、不法投棄した場所など本来最終処分すべきでない場所は除くものです。

問4 最終処分とは？

産業廃棄物税における最終処分とは、最終処分場における産業廃棄物の埋立てをいい、海洋投棄や再生を含まないものです。

問5 中間処理業者とは？

中間処理業者とは、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処理する者をいいます。

問6 中間処理とは？

中間処理とは、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処理をいいます。

具体的には、焼却、脱水、破碎等の処理があります。

問7 放射性廃棄物は、産業廃棄物に含まれるのか？

産業廃棄物税において産業廃棄物とは、廃掃法第2条第4項に規定するものをいい、放射性廃棄物及びこれによって汚染されたものは産業廃棄物に含まれません。

問8 関係法令が改正され、産業廃棄物の定義が変わったときはどうなるのか？

法令改正等により産業廃棄物の範囲や定義が見直された場合には、必要な改正を行うこととなります。
また、条例において5年を目途として、産業廃棄物税制度及び効果などを検証し、所要の見直しを行うことを規定しています。

問9 特別徴収とはどういう制度か？特別徴収義務者は誰になるのか？

特別徴収とは、地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、その者に納税義務者が負担すべき税を徴収させ、その徴収すべき税を納入させることです。

具体的には、最終処分業者が特別徴収義務者に指定され、排出事業者などの納税義務者が最終処分場に産業廃棄物を搬入したときに、処理料金と一緒に税を徴収することとなります。

なお、最終処分業者は、最終処分を開始しようとする日の5日前までに、特別徴収義務者としての登録申請が必要です。

問10 申告納付とは何か？

納税者が自らその納付すべき税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税を納付することを申告納付といいます。

具体的には、排出事業者の自社処分の場合や、中間処理業者が中間処理を委託された産業廃棄物の処理残さを自社の最終処分場に埋立処分する場合等は申告納付することとなります。

また、自社処分のための最終処分場を有する者は、最終処分を開始しようとする日の5日前までに、最終処分場の設置の届出が必要です。

問11 申告納入とは何か？

特別徴収義務者に指定された者が、その徴収すべき税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納めることを申告納入といいます。

具体的には、最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者等から最終(埋立)処分を直接委託された場合は特別徴収方式により徴収した税額を申告納入することとなります。

問12 申告納付と申告納入との違いは何か？

税の徴収方法として、納税者が自ら申告し税金を納付する「申告納付方式」と特別徴収義務者が納税義務者から徴収(一時的に税金を預かること)して申告し納入する「特別徴収方式」があります。

なお、後者の「特別徴収方式」による税金の納入の方法を「申告納入」といいます。

具体的には、最終処分業者が排出事業者等から最終処分を直接委託された場合は特別徴収方式により申告納入し、排出事業者の自社処分や中間処理業者が中間処理を委託された産業廃棄物の処理残さを自社の最終処分場に埋立処分する場合等は申告納付することとなります。

問13 産業廃棄物の発生抑制とは何か？

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号、同年6月2日施行)の理念に則り、産業廃棄物の発生そのものを抑制することをいいます。

問14 産業廃棄物の減量化の促進とは何か？

産業廃棄物の発生総量の低減を図ること(いわゆるリデュース)をいいます。具体的には、リサイクル及び中間処理による埋立の減量化が考えられます。

問15 産業廃棄物の減量化の促進とは何か？

産業廃棄物のうち有用なもの(循環資源)の全部又は一部を原材料として利用すること(いわゆるリサイクル)をいいます。

問 16 その他適正な処理の促進とは何か？

循環型社会形成推進基本法に基づき、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うこととし、その上で、処分しなければならない産業廃棄物は中間処理による減量化を図り、適正な最終(埋立)処分を行うことをいいます。

問 17 分別は中間処理に当たるのか？

「分別」は、収集運搬、中間処理、最終処分の一部と考えられますので、それぞれの処理の区分に準じて取り扱うこととなります。

第4 課税客体及び納税義務者等

問1 課税の対象は何か？

最終処分場に最終(埋立)処分のために搬入される産業廃棄物です。

問2 なぜ、産業廃棄物に限るのか？一般廃棄物には課税しないのか？

家庭ゴミ(一般廃棄物)の問題も産業廃棄物と同様、重要な問題ですが、一般廃棄物行政は、市町村がその処理責任を有するなど、主として市町村が担っています。

したがって県の目的税である産業廃棄物税の対象ではありませんが、県としては、技術的な支援、情報提供、市町村間にまたがる問題の調整などを通じて、今後とも市町村の主体的な取組みを支援していきたいと考えています。

問3 併せ産廃(一般廃棄物と産業廃棄物の混合物)を焼却した残さを産業廃棄物の最終処分場に埋め立てた場合の課税はどうするのか？

一般廃棄物には課税されませんので、焼却前重量などの合理的な基準によりあん分して産業廃棄物相当分の課税標準量を算定することとなります。なお、一般廃棄物の最終処分場に埋め立てた場合は課税されないこととなります。また、産業廃棄物の中間処理による残さ率は(社)岩手県産業廃棄物協会において設定しています。

問4 最終処分場に搬入後、掘り起こして、別の最終処分場に埋め立てたがどうなるのか？

掘り起こした物を再度産業廃棄物の最終処分場に搬入した場合は、課税要件である「産業廃棄物の最終処分場への搬入」に当たるため課税することとなります。

ただし、廃棄物処理法上で違法な処理である場合は、適正な処理を指導することになります。

問5 非課税制度や課税除外される産業廃棄物はないか？

産業廃棄物税の導入の目的及び税の基本原則である課税の公平性の観点や環境負荷の同一性の観点並びに、薄く広く負担することによってすべての事業者が産業廃棄物の適正処理に対する意識を高めることが肝要であると考えられることから、産業廃棄物の種類による軽減措置や零細な排出事業者であっても非課税等の特例措置や軽減措置は講じないことが適当であると考えています。

問6 不法投棄には課税にならないか？

産廃税条例において「最終処分場」とは、「産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう」と規定されているところであり、いわゆる廃掃法の規定により許可を受けた場所をいうものです。

したがって、不法投棄された場合の不法投棄場所は最終処分場に該当しないことから産業廃棄物税を徴収することはできないものです。

なお、不法投棄させないように監視体制の強化などに取り組んでおります。

問7 生活上不可欠な下水道事業に伴う汚泥等は課税除外すべきではないか？

税の基本原則である課税の公平、簡素の観点から、特定の産業廃棄物に係る課税除外措置は講じないこととしたところです。

また、課税除外をする場合には、公益上の合理的な理由等が必要ですが、下水道事業が生活上不可欠であるというだけでは、他の産業廃棄物と区別して課税しないこととするだけの合理的な理由は見出しがた

いと考えています。

なお、下水道事業に伴う汚泥についても緑化基盤材やコンクリート原料としてリサイクルが可能なものと聞いているところであり、その場合には課税されません。

問8 零細な事業者に対しては、軽減措置を講じるべきではないか？

環境負荷の同一性、税の基本原則である課税の公平、簡素の観点や、特別徴収制度における徴収の便宜（最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の識別に要する事務負担）等を考慮し、零細な排出事業者であっても軽減措置は講じないこととしたところです。

問9 自社処理については、特例措置を講じるべきではないか？

自社処理の場合はマニフェストの適用がないこと、計量設備が不十分なことなどから、「自社処理施設への非課税又は特例税率の適用等」の特例措置を講ずるべきとする考えもありますが、環境に対して同様に負荷を与える点及び課税の公平性の見地から「委託処理」と「自社処理」を区別することは適当でないと考えられます。

また、廃棄物処理法の規定においても排出事業者責任は、自社処理と委託処理とを問わず、同様に全うされるべきものとされており、この前提に立った上で、経済的手法として、産業廃棄物の発生の抑制やリサイクルの促進を図ろうとするものです。

問10 最終処分場に搬入された産業廃棄物を分別した結果、埋立できなかった物に対しては課税されるか？

産業廃棄物税条例においては、産業廃棄物の最終処分場への搬入が課税客体とされていることから、条例の規定としては課税対象とされます。

ただし、マニフェストは、処分が終了してから回付することとされていますが、最終(埋立)処分ができない場合は契約変更する必要がありますので、契約変更してマニフェストに記載する最終(埋立)処分量が確定した場合は、埋立処分した物のみ課税対象となります。

問11 1トン1円でもいくらでも、有価物であれば課税にならないか？

金額の多寡には影響されないものですが、常識的に運賃を含め、排出事業者が費用を負担する場合は産業廃棄物に該当し課税されるものと考えています。

問12 納税義務者（納税者）は誰になるか？

委託処理の場合は、最終処分場に産業廃棄物を搬入する者又はその搬入を委託した者（排出事業者又は中間処理業者等）が納税義務者になります。

自社の最終処分場に埋め立てる場合は、自らが納税者になります。

- 1 排出事業者が直接産業廃棄物の最終(埋立)処分を最終処分業者に委託した場合は、排出事業者が納税義務者となります。
- 2 中間処理業者が中間処理した(中間処理)産業廃棄物の最終(埋立)処分を最終処分業者に委託した場合は、中間処理業者が納税義務者となります。
- 3 排出事業者が産業廃棄物の中間処理と最終(埋立)処分を一括して中間処理（最終処分）業者に委託した場合で、その中間処理（最終処分）業者の所有する最終処分場に埋め立てる場合は、その中間処理（最終処分）業者が納税者となります。（その中間処理業者の自社処分という考え方によるものです。）
- 4 排出事業者が自ら設置する最終処分場で産業廃棄物の最終(埋立)処分をする場合には、その排出事業

者が納税者となります。

問 13 中間処理業者を納税義務者にする理由は何か？

中間処理業者が排出する焼却灰などの残さは、(中間処理)産業廃棄物とされています。

中間処理業者は、その処理技術でリサイクル率や減量化率を高めればそれに応じて税の負担額を逡減することが可能な立場にあり、最終(埋立)処分量削減へのインセンティブは排出事業者と同様に要請されるものです。

また、中間処理業者は、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程の中において産業廃棄物を処理する者であり、排出事業者から委託を受けることで、排出事業者が負っている排出者責任の一部を受託分担する者といえます。

排出事業者からすれば、中間処理業者に対価を払って適正な処分を委託することにより自らの排出事業者責任の大方を果たしたことになり、中間処理業者は、適正処理を受託した以上、その処理の後で排出する中間処理産業廃棄物については、自らが責任を負うべきものと考えられます。

よって、中間処理産業廃棄物については、最終(埋立)処分される産業廃棄物の範囲内で納税義務があるものと考えられます。

問 14 直接排出業者に課税すべきではないか？

汚染者負担の原則(P P P)から言えば、排出業者に直接課税すべきですが、排出量の多寡にかかわらず全ての排出業者に申告義務を課した場合は納税義務者が膨大になり、微量排出業者にまで申告義務を課すことは事務経費(納税義務者が県内外、広範、膨大な数になる)等とのバランスから見ても合理的でないと考えられます。

排出事業者を納税義務者とする場合、徴収実務及び徴税費用の観点から、免税点制度を設けるなど、一定量以上の排出量を排出する事業者に限定せざるを得ないこととなります。

これは、産業廃棄物税導入の目的や税の理念である課税の公平性の観点から考えた場合適正とはいえないため、最終処分場への搬入の段階ではありますが、できる限り広く公平に負担を求めるべきと考えた上で本制度としたものです。

問 15 残余容量が少なく、現在埋立をしていないがどうすればよいか？

平成16年1月1日現在で残余容量がある最終処分場は全て登録する必要があります。ただし、現実に埋立処分を行っていない場合は、休業届を提出して申告を保留することができます。

問 16 登録申請しなければ特別徴収しなくてもよいか？

最終処分業者は特別徴収義務者に包括指定されますので、登録の有無に関わらず、特別徴収して申告納入しなければなりません。

第5 課税標準

問1 課税標準は何か？

産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場に搬入する産業廃棄物の重量です。
したがって、一般家庭から生じる一般廃棄物等には、課税されません。

問2 重量の計測方法はどのようなのか？

基本的には、トラックスケール等の秤で計測することを想定しています。

問3 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合とはどのような場合か？

トラックスケール等の秤がない場合や容器の個数、トラック 台等によって契約している場合など、マニフェストに重量で記載されない場合を想定しています。

問4 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合にはどうするのか？

産業廃棄物の重量を計測するのが困難な場合は、その容積(体積)を計測し、規則で定める換算係数を乗じて得た換算重量を課税標準とすることとなります。

なお、公益法人である「(財)日本環境衛生センター」において算定したものを参考にして定めたものです。

問5 換算係数は独自の係数を使用してよいのか？

基本的に排出事業者と最終処分業者の双方が合意し、マニフェストに記載すべき重量を算定するための合理的な基準(換算係数)である場合は、その換算係数によって換算重量を算定して差し支えありません。

ただし、産業廃棄物税を逃れるためなど、規則に定める換算係数と著しく差がある場合は認容できませんので注意が必要です。

問6 産業廃棄物の種類が特定できない場合はどうするのか？

基本的には、個々の産業廃棄物によって判断しますが、特定できない場合などは、マニフェストに記載した種類によって分類することとなります。

したがって、その混合物の重量が不明の場合に適用する換算係数は、マニフェストに記載した代表的な物(主たる産業廃棄物)の換算係数を用いることとなります。

問7 複数の排出事業者を廻って、まとめて搬入する場合、それぞれの排出事業者ごとの重量が特定できないがどうするのか？

廃棄物処理法上は、排出事業者ごとにマニフェストにより処理の過程を明らかにして、排出事業者責任を明確にする必要がありますので、それに準じた取扱いをすることとなります。

問8 1か月分を一括して搬入している収集運搬業者に請求しているのに、各排出事業者ごとのそれぞれの産業廃棄物税は請求できないがどうするのか？

廃棄物処理法上は、排出事業者ごとにマニフェストにより処理の過程を明らかにして、排出事業者責任を明確にする必要がありますので、それに準じた取扱いをすることとなります。

問9 直接最終処分場に搬入する場合は？

ア 委託契約書へ産業廃棄物税をどのように織り込めばよいか。

契約の有無に関わらず、最終処分場へ搬入する際に1トンにつき1,000円の産業廃棄物税が確定し特別徴収される為、契約書に織り込む必要はありません。

イ 最終処分業者からの請求書について、処分費用と産業廃棄物税は別に請求されるのか。

処分料金と一体であるため、処分料金のみ支払って税金分は支払わないというようなことはできません。また、基本的に産業廃棄物税込みの処理料金ということは想定してないものです。最終処分業者は、納税義務者から特別徴収していない場合であっても、(特別徴収して申告納入しなければならない)納税義務が発生しますので、立て替えて支払うことになります。一旦立て替えて申告納入した(支払った)としても、その税分は納税義務者に当然に請求される(納税義務を果たす)べきであると考えられます。

また、最終処分業者に対しては、請求書又は領収書には、処理料金とは別に産業廃棄物税額を明示するよう指導しているところです。

ウ 処分委託費を一括支払い(数ヶ月毎や半期毎等)している場合、産業廃棄物税も一括して処理業者に支払えるのか。

毎月前月分を申告納入することとなりますが、申告納入期限までに処分料金及び産業廃棄物税を領収できない場合は、申告納入期限から2ヵ月間に限り徴収猶予の申請をすることができることとなっています。ただし、2ヵ月を越えてから領収する分については、最終処分業者が立て替えて支払いをしなければならないこととなります。また、産業廃棄物を最終処分場へ搬入したときに税が発生しますので、税そのもの前払いということは想定してないものです。

問10 中間処理業者に委託する場合は？

ア 委託契約書へ産業廃棄物税をどのように織り込めばよいか。委託契約単価へ上乗せすればよいか。または産業廃棄物税として区別するのか。

中間処理施設に搬入するときは、中間処理業者は産業廃棄物税として徴収することはできません。したがって、処理料金に上乗せすることが想定されています。ただし、中間処理された後に埋立処分される量は、産業廃棄物の種類、処理の形態、処理施設の性能などによって異なるため、一定の料金を上乗せするか、後日負担(清算)するかの選択は可能なものと考えられます。

イ 中間処理業者に処理を委託した場合、処理後の残さに対して産業廃棄物税相当分を負担することになるのか。また、その場合、三重県のように処理施設に応じた処理係数を示されるのか。

【三重県の条例】 焼却・脱水：0.1 乾燥・中和：0.3 油水分離：0.2 これ以外の施設：1.0

上記アと同様ですが、三重県のように中間処理施設に搬入したときは課税されませんので、処理施設によって処理係数を乗じて積算することは必要ありません。ただし、産業廃棄物税として直接徴収されることはありませんが、中間処理施設に搬入した産業廃棄物を処理した後に埋立処分される量に応じた税相当分を請求されることは考えられます。

中間処理施設に搬入した産業廃棄物を処理した後に埋立処分される量(いわゆる残さ、その割合を「残さ率」という。ただし全量を埋立処分するものとした場合)は、産業廃棄物の種類や処理方法によって異なるのが一般的なので、一律に定めることは困難です。

なお、参考までに、残さ率については、(社)岩手県産業廃棄物協会において「産業廃棄物中間処理による標準減量化率」として定めています。

ウ 中間処理業者へ混合廃棄物の処理を委託する場合、一式として産業廃棄物税を織り込むのか、品目ごとに織り込むのか。

仮に残さ率によって、負担額を積算する場合は、産業廃棄物の種類、処理の方法は特定しなければ積算できないため、表に定めた種類程度の特定は必要となります。

問 11 自社処分場に搬入する場合は？

ア 申告納付の方法はどのようになるのか。また、申告書の様式等は示されるのか。

最終処分場に搬入する都度、課税標準となる重量及び税額を記帳し、それを1か月分まとめて翌月末日までに申告納付することとなります。申告書の様式は規則によって定めており、記載すべき帳簿の様式についても、参考までに課税標準量に関する明細書(管理表)についても事務処理要領によって定めています。

問 12 請負工事の場合は？

ア 複数工事の産業廃棄物を一括して処分する場合、または単一工事の産業廃棄物を複数回にわたり処分する場合、それぞれの工事において計画発生量相当の課税分を上乗せして請負工事業者に支払うことで問題ないか。

岩手県の産業廃棄物税は、産業廃棄物を最終処分場へ搬入するときに税が発生するため、前払いということは想定していませんが、産業廃棄物税相当額として契約は積算されることは差し支えありません。ただし、その算定に当たっては、減量化などの適切な処理を行った上で最終処分しなければならない量が的確に見込まれる必要があるため、技術的な積上げが求められているところです。なお、その場合であっても、本来負担すべき税額が適正であるかどうかをマニフェスト、請求書及び領収書などで確認することが肝要であると考えています。

また、最終処分業者に対しては、納税義務者が負担した税額を確認できるように、請求書及び領収書に、処分料金とは別に産業廃棄物税額を明記するよう指導しているものです。

イ 大規模な請負付託工事においては、請負工事費の納入が申告納入以降となるが、申告納入期限の緩和はできないのか。

申告納入期限の延長の制度はありませんが、申告納入期限までに特別徴収義務者が処理料金及び産業廃棄物税を領収できない場合は、申告納入期限から2ヵ月間に限り徴収猶予の申請をすることができます。したがって、請負工事費及び産業廃棄物税の支払いが2ヵ月を越える場合は特別徴収義務者(最終処分業者)が立て替えて申告納入する必要があります。

第6 税率

問1 税率はいくらか？

産業廃棄物の重量1トンにつき、1,000円です。

問2 税率はどのようにして設定したのか？

次の点を総合的に検討した結果、北東北三県で合意のうえで導入を図ったものです。

- 1 産業廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化等のインセンティブを与えること。
- 2 最終処分業者を圧迫しないこと。既存の処理料金との均衡を考慮した水準であること。
- 3 運搬コストを考えたとき、県外へ産業廃棄物が流出しない水準であること。
- 4 他県との均衡を失しないこと。

問3 税額の端数はどのように計算するのか？

産業廃棄物税の確定金額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

問4 なぜ1円未満を切捨てとしたのか？

特別徴収等に係る法定税目（県民税利子割、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、旧特別地方消費税）と同様、特別徴収に係る産業廃棄物税についてはその預り金的な性格にかんがみ1円未満切捨てとしたものです。（地方税法第20条の4の2、地方税法施行令第6条の17）

なお、申告納付についても同様です。

問5 処理料金が品目によって異なるのに、税率が同一なのは不公平ではないか？

産業廃棄物の処理契約状況及び課税事務の簡素化を考慮し、最終処分場への埋立処分の環境に与える負荷を計量する方法として、廃棄物の重量を課税標準としたものです。

この税は、産業廃棄物の量を減らすことが目的ですから、従価税ではなく従量税として環境負荷に比例した負担としたものです。

問6 免税点を設けるべきではないか？

中小事業者は財政基盤が脆弱であることに配慮し免税点を設定する方法もありますが、税の基本理念としての公平性の原則や産業廃棄物対策としての本税の導入目的の趣旨からすれば免税点を設けない制度のほうが望ましいと考えたものです。

第7 徴収手続き等

問1 徴収の方法はどのようなものか？

最終処分業者に産業廃棄物の埋立処分を委託した場合には、最終処分業者が処理料金と合わせて税金を徴収し、その税金を県に納入する特別徴収方式としております。

また、排出事業者又は中間処理と最終処分を併せて行う業者自らが所有する最終処分場に埋立処分する場合には、その業者が直接県に申告納付することとなります。

問2 なぜ特別徴収方式を採用したのか？

まず、北東北三県同一制度で導入することを考えた場合、二重課税の問題が発生しにくい埋立段階課税を選択しました。また、排出事業者等個々が申告し納税する制度を採用した場合には、県内の数万の事業者が申告(納税)することとなります。税収と納税義務者の事務負担・徴収コストを勘案すると、実務上、免税点制度を導入して少量の排出事業者を課税対象から除外することとなり、税の導入目的及び課税の公平性を損う可能性がありますので、最終処分業者を特別徴収義務者とする特別徴収方式が適当であると考えたものです。

問3 徴収の便宜を有する場合とは、どのような場合か？

徴収の便宜を有する者とは、課税対象となっている行為につき代金を受け取るということだけではなく、税の徴収について最終的な責任を有し、その徴収金を確保できる立場にある者であることが必要です。

最終処分業者を特別徴収義務者に指定することで十分であると考えられますが、例えば、本店が他県に所在し、県内の最終処分場に管理人を置いている場合のように、本店よりも最終処分場の管理人が徴収の便宜を有すると判断される場合にはその管理人が該当します。

問4 申告納入の手続きは具体的にはどうするのか？

最終処分業者は、最終処分の委託を受けた産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含みます。)が最終処分場に搬入された場合には、当該委託を受けた排出事業者又は中間処理業者から処理料金と合わせて税金を徴収し、毎月、一カ月分を取りまとめて、翌月末日までに、最終処分場の所在地を管轄する地方振興局長にその課税標準量、税額などを記載した納入申告書を提出し、その税額を納入することとなります。

問5 自社処理の場合は、なぜ申告納付方式なのか？

排出事業者が自ら設置する最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を行う場合、又は中間処理業者が処理の委託を受けた産業廃棄物の中間処理をして自らが設置する最終処分場で産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらためて産業廃棄物の最終処分の委託が行われないことやマニフェストが作成されないことから課税標準量などの把握が困難であるため、自らが納付すべき税額の計算をしていただく申告納付方式としたものです。

問6 申告納付の手続きはどのようにするのか？

自ら設置する最終処分場への毎月の産業廃棄物の搬入量を取りまとめ、その搬入量に応じた税額を計算し、翌月末日までに、最終処分場の所在地を管轄する地方振興局長に課税標準量、税額等を記載した納付申告書を提出し、その税額を納付することとなります。

問7 本税の申告時期及び納入（納付）時期はいつか？

毎月定期的に申告納入（納付）をしていただくこととなります。

前月の初日から末日までの間における申告すべき産業廃棄物税について、毎月末日までに「申告納入（納付）書」により、申告して納めることとなります。

問8 申告納入期限までの期間が短すぎるのではないかと？

軽油引取税などの他の地方税である間税と同様の期間としたものですが、申告納入期限までに領収できない場合は徴収猶予の制度を設けています。

問9 課税地は何処になるのか？

基本的には最終処分場の所在地を管轄する地方振興局ですが、事務処理の都合などにより、希望する地方振興局に課税地指定をすることができます。

問10 排出事業者が、最終処分場に直接搬入したときはどうなるのか？

排出事業者が納税義務者となり、特別徴収義務者である最終処分業者に対して、処分料金と一緒に税を納めることとなります。

問11 中間処理施設に搬入したときはどうなるのか？

中間処理施設に産業廃棄物を搬入したときは課税対象となりませんが、中間処理後の中間処理産業廃棄物を最終処分場に搬入したときに税が発生し、中間処理業者が納税義務者（納税者）となります。

問12 問11の場合、排出事業者は税を負担しないのか？

直接的な納税の義務はありませんが、税を負担した中間処理業者は、処理料金に税相当分を転嫁（上乗せ）して、排出事業者に処理料金を請求することになると考えられるため、その場合は排出事業者は間接的に税を負担することとなります。

問13 中間処理業者はどのようにして税を転嫁するのか？

産業廃棄物税は、産業廃棄物を最終処分場に搬入した段階で課税されるため、中間処理業者は税を直接徴収することはできません。

ただし、中間処理業者は、中間処理後の産業廃棄物（中間処理産業廃棄物）を最終処分場に搬入した場合に産業廃棄物税を負担することになりますから、中間処理料金に当該税分をコストとして反映させることによってこれを回収（転嫁）することができます。

つまり、排出事業者から直接税としては徴収できませんが、できる限りの減量化の努力をしたうえで、税相当分について転嫁できるように排出事業者と十分に協議する必要があります。

スムーズに転嫁されることによって、中間処理業者を通じて、実質的には排出事業者にコスト削減のインセンティブが働くことが期待されています。

問14 特別徴収義務者の登録制度とはどのようなものか？

最終処分業者又は特別徴収義務者として指定された者は、最終処分を開始しようとする日の5日前までに、特別徴収義務者としての登録の申請をすることとされています。

本税の適正な執行を行うために、特別徴収義務者の名称、最終処分場の所在地、最終処分場の設備の概

要及び埋立開始年月日等に関する登録をしなければなりません。

なお、これらの登録事項に変更が生じた場合には、変更の申請が必要です。

登録をした特別徴収義務者に対しては特別徴収義務者である旨の証票を交付します。これは、本税の特別徴収義務者であることの、公の確認の証として、証票を交付するものです。

問 15 最終処分場の設置等の届出制度とはどのようなものか？

自社処分の最終処分場を有する者は、最終処分を開始しようとする日の5日前までに、最終処分場の設置届出をすることとされています。

排出事業者が自ら設置する最終処分場又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場について、設置者の名称、最終処分場の所在地、最終処分場の設備の概要及び埋立開始年月日等に関する届出をしなければなりません。なお、これらの届出事項に変更が生じた場合には、変更の届出が必要です。

問 16 申告期限までに、取引先から入金がない場合、申告納入はどうするのか？

一般に、特別徴収義務者は、税を徴収していなくても徴収すべき税額を県に申告して納入する義務がありますので、徴収すべき税額の全額について申告納入する必要があります。

問 17 徴収猶予とはどのような制度か？

売掛金が回収できないことなどにより納税が困難であると認められる場合には、申請により申告納入期限から2か月間を限度にその徴収を猶予する制度です。

申告と同時に徴収猶予申請書に売掛明細などを記載した徴収猶予申請額計算書を添付して申請する必要があります。

問 18 申告期限後から徴収猶予期限前に入金見込みの分は猶予対象となるか？

売掛金が回収できない期間に限られますので、手形などにより申告期限までに納入がないことが確実なものについて、2ヶ月間を限度として対象となります。したがって、申告納入期限後1ヶ月で入金見込みの分を2ヶ月間の徴収猶予を受けることはできません。

問 19 取引先が倒産して売掛金の回収ができない場合はどうするのか？

特別徴収義務者は、税を徴収していなくても徴収すべき税額を県に申告して納入する義務がありますが、取引先が倒産して売掛金の回収ができなくなったことなどにより、処理料金及び税額の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合には、特別徴収義務者の申請により、既に納入されているときはこれに相当する額を還付することとし、まだ納入されていないときはその納入の義務を免除することとしています。

問 20 期限後申告の場合はどうなるのか？

他の税目と同様に、特別徴収義務者又は納税者が納入(納付)期限後に申告書を提出した場合には、不申告加算金の対象となります。

また、納入(納付)期限の翌日から納付した日までの日数に応じた延滞金も負担しなければなりません。

問 21 過少申告や不申告の場合はどうなるのか？

他の税目と同様に、提出された申告書又は修正申告書に記載された課税標準額又は税額が調査したところと異なる場合には更正処分の手続きを、申告書を提出しなかった場合には決定処分の手続きを行うこと

になります。

この場合には、更正処分による不足金額又は決定処分による税額を指定された納期限までに納めていただくこととなります。

また、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び延滞金を負担しなければならない場合もあります。

問22 徴税コストが多大にかかるのではないかと？

最終処分場への搬入（埋立）量を課税標準として最終処分業者を特別徴収義務者として指定する制度であり、事業者数も限られるためコストは一定の徴税コストにおさまるものと考えています。

最終処分業者数（自社処分のみ排出事業者を含む） 38者

最終処分場 41ヵ所

（平成16.1.1現在登録者数）

問23 最終処分業者の事務負担が多大ではないかと？

できるだけ簡素な税制度を目指したのですが、最終処分業者には特別徴収義務者として、次のような事務を行っていただくこととなります。

- 1 事前に特別徴収義務者としての登録をして、証票を最終処分場に掲示します。
- 2 納税義務者から徴収した税を、一月分まとめて翌月末日までに県に申告納入します。
- 3 産業廃棄物の搬入が行われた日ごとの産業廃棄物税の課税標準たる重量及び税額等を記載した帳簿を5年間保存していただきます

新たな事務として、産業廃棄物税の徴収、保管、申告事務及び種類ごとの集計作業が必要になるなど事務量の増大が懸念されますが、できる限り簡素な税制度として事務量が過大にならないように配慮した制度であるとと考えています。

この特別徴収義務者の事務負担については、特別徴収交付金等の何らかの対策を講じたいと考えてきたところであり、特別徴収交付金について三県において協議のうえ決定したものです。

問24 便乗値上げなどで処理料金が過大に上がるのではないかと？

産業廃棄物税の導入目的である産業廃棄物の発生抑制や減量化に寄与しない値上げ（特に便乗値上げ）はできるだけ避けて欲しい旨産業廃棄物協会などに要請しているところです。ただし、産業廃棄物税に係る帳簿や申告納入等の増加による経費も見込まれることから、業者によっては、多少の処理料金の値上げもやむを得ないもの物と考えられます。

第8 特別徴収義務者及び納税者の帳簿の記載義務及び保存義務

問1 帳簿の記載義務及び保存義務とはどのようなものか？

特別徴収義務者は最終処分場への産業廃棄物の搬入について、その搬入が行われた日ごとに、搬入者ごとの産業廃棄物税の課税標準たる重量、税額などについて整然と、かつ、明りように記載した帳簿をその帳簿の閉鎖の日の属する月の末日の翌日から1月を経過した日（概ね申告期限です。）から5年間保存しなければならないこととなっています。

また、同様に納税者も最終処分場への産業廃棄物の搬入について、その搬入が行われた日ごとの産業廃棄物税の課税標準量、税額などを記載した帳簿をその帳簿の閉鎖の日の属する月の末日の翌日から1月を経過した日から5年間保存しなければならないこととなっています。

問2 なぜ保存義務を課すのか？

特別徴収義務者又は納税者が帳簿書類を備え付けて、これに一定の事項を記載することにより、それを基礎とした適正な申告を担保するため、保存義務を課するものです。

問3 廃棄物処理法による保存義務との関係は、具体的にどう異なるのか？

産業廃棄物税の課税標準量、税額等を記載した帳簿については、この帳簿を基礎として産業廃棄物税に関する申告を行うことができるよう記載し、保存していただくものです。

なお、廃棄物処理法においては、適正処理及び責任の明確化の担保として産業廃棄物の処分の業の許可を受けた者は、事業場ごとに帳簿を備え毎月末までに、前月分の産業廃棄物の受入れ又は処分年月日、受入先ごとの受入量及び処分方法ごとの処分量等を記載し、1年ごとに閉鎖の上、5年間事業場ごとに保存することとされています。

問4 なぜ保存期間が5年間なのか？

地方税法の規定により、税の課税標準、税額又は加算金の額を減少させる更正(決定)を行う場合は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日までであることができるとされていることや処分の委託をする場合に発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)の保存期間が5年間とされていることによるものです。

問5 具体的にいつから5年間なのか？

特別徴収義務者又は納税者が産業廃棄物税の課税標準量等を記載した帳簿については、その帳簿の閉鎖の日の属する月の末日の翌日から1月を経過した日から5年間保存することとしています。具体的には、産業廃棄物税の課税標準量等を記載した帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖日の翌々月の初日から5年間保存することになります。

問6 帳簿の内容はどのようなものか？

現在作成しているマニフェスト等の最終処分場への産業廃棄物の搬入数量等を記載した帳簿を利用して、その搬入が行われた日ごとの産業廃棄物税の課税標準及び税額などを記載した帳簿を作成していただきます。

具体的な記載事項は、規則で定めるとともに、参考様式は、事務処理要領で定めています。

問7 帳簿を保存しないと罰則はあるか？

帳簿の保存に関する罰則はありませんが、産業廃棄物税の課税標準又は税額が調査したところと異なることがないように、課税標準量、税額等を明らかにした帳簿を保存することが必要です。

問8 電磁記録による書類の保存は、具体的にどのようにするのか？

帳簿の内容が規則で定めた記載事項が網羅されている必要があります。ただし、事前に局長に対して申請する必要があります。

問9 請求書や領収書は、具体的にどのようにすればよいのか？

産業廃棄物税の導入の目的を達成するため、納税義務者に対しては請求書又は領収書などに産業廃棄物税額を明記する必要があります。

問10 自社処理分については、計量も帳簿も記載しなくてよいのか？

委託処理及び自社処理の区分に関わらず、帳簿の記載事務と保存義務があります。

自社処理分についても、産業廃棄物を最終処分場に搬入した都度税額が発生することとなりますので、委託分も自社処理分も計量して帳簿に記載する必要があります。なお、委託分と自社処理分がある場合には、区分して帳簿に記載する必要があります。

第9 その他

問1 会計システムの変更などに対して、助成措置等はあるか？

特別徴収義務者の事務負担に対しては、特別徴収交付金を交付することとしています。

問2 特別徴収交付金の交付率又は金額はどの程度か？

特別徴収交付金については、具体的には軽油引取税の特別徴収交付金の交付率（特別徴収税額のうち納期内納入額及び徴収猶予申請額のうち徴収猶予期間内の納入額の計×2.5%）を基本として、北東北三県で調整したものです。

問3 公共事業などの事業費中、産業廃棄物処理費用に産業廃棄物税相当分を計上してもらえないか？

趣旨については、庁内関係部局説明会などで要請しているところです。また、県土整備部については個別に要請しています。

また、国土交通省東北地方整備局及び県内各市町村に対しても同様の要請をしているところです。

問4 納税者でも納税義務者でもない産業廃棄物業者が産業廃棄物税相当分を負担しなくてもよいように排出事業者に周知を図るべきではないか？

県建設業協会、県工業クラブ、産業廃棄物協会などを通じてポスター、リーフレットなどを配付して要請しています。また、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者からも契約先に個別にリーフレットを配付し要請したところです。

問5 公共事業で建物等を解体した場合などはどうなるか？

この場合、リサイクルできるものと直接最終(埋立)処分する産業廃棄物と中間処理後に最終(埋立)処分する産業廃棄物の3つに分けて考える必要があります。

リサイクルできるものは当然課税されませんが、直接最終(埋立)処分する産業廃棄物の場合は、最終処分場に搬入したときに税が発生しますから、搬入した重量1トンにつき1,000円の産業廃棄物税を処理料金と一緒に支払うことになります。

一方、中間処理後に最終(埋立)処分する産業廃棄物の場合は、中間処理業者が税相当額を処理料金に上乗せして回収(転嫁)するものと考えられますので、処理料金に含まれる形で排出事業者が税相当分を負担することになるものと考えられます。

例えば、リサイクルできるもの	300トン	} 最終処分量
直接最終処分するもの	50トン	
中間処理するもの	800トン(残さ80トンは埋立)	
		130t (50t+30t)

とした場合、最終処分する130トン分について、130,000円の産業廃棄物税が発生します。

つまり、直接最終(埋立)処分する産業廃棄物の場合は、排出事業者である解体工事請負業者が納税義務者となり、産業廃棄物税50,000円を直接負担することとなります。

次に、中間処理を委託した産業廃棄物の場合は、中間処理業者が中間処理後の残さを最終(埋立)処分される際に課税されることとなり、その税相当額80,000円を排出事業者負担を求めると考えられるため、排出事業者は処理料金の一部として間接的に負担することとなるものと考えられています。

ただし、排出事業者である解体工事請負業者も税相当分を発注者に負担を求めると考えられるため、一定の産業廃棄物税相当分は発注者に負担が及ぶものと考えられています。

工事の発注に当たっては、予算計上するとともに完了後に産業廃棄物税を含めた産業廃棄物処理費の検証が必要であり、発注者もマニフェスト及び領収証などを確認し負担した税額の行方や産業廃棄物の適正処理に気を配ることが必要です。

問6 平成16年1月時点で既に契約済み、または発注済のものについては課税対象となるのか？課税対象となればどのように対応すればよいのか。

岩手県産業廃棄物税は、平成16年1月1日以後に最終処分場に搬入される産業廃棄物に対しては、例外なく課税されます。その産業廃棄物税相当額が多額になる場合は、請負業者などから変更契約を求められることが想定されます。

問7 産業廃棄物税に対する消費税については、どのような取扱いになるのか？

特別徴収義務者たる最終処分業者が処分料金とは別に預かり金勘定などで産業廃棄物税を明確に区分経理している場合は、産業廃棄物税額には消費税は課税されません。

ただし、中間処理業者などの場合のように、処理料金に含まれている場合には、転嫁した産業廃棄物税相当分を含む総額が消費税の課税対象となります。

問8 産業廃棄物税の税率は1,000円/トンということですが、1トン未満の産業廃棄物についての課税についてはどのようになるのか？

税額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てますから、現実には1キロ単位が最小単位となります。つまり、1円/1キロということになります。

問9 マニフェストに重量以外で記載されている場合があるが、重量換算をどのようにすればよいのか？

重量を計量できない場合は、容量に規則で定めてる換算係数を乗じて積算します。

問10 排出事業者の委託数量と中間処理業者及び最終処分業者の処理数量との検証や、中間処理業者及び最終処分業者等の申告納入（納付）に対する検査（調査）はどうするのか。

〔関連〕 発注者及び委託者としての納税確認及び排出事業者としての納税確認はできるのか？

全ての取引を照合調査することは困難ですが、一定の業者、一定の期間については、廃棄物処理法の適正処理の確認と併せて、申告内容の確認調査を実施する予定です。

まず、排出事業者が直接最終処分業者に委託する場合は、マニフェスト、請求書及び領収書の突合によって確認できると考えられます。

次に、工事の発注者の場合などは、課税されるまでの間に、排出事業者（請負事業者）、中間処理業者が介在することとなりますので、それぞれの現場から排出された産業廃棄物の状況を把握するとともにその処理過程及び税額の行方を請負事業者に明らかにするよう求める必要があると考えられます。

特別徴収義務者（最終処分業者に対しては、処理料金とは別に、産業廃棄物税額を明記した領収書を交付するよう指導しておりますので、その写し（控）をマニフェストとともに確認する方法などが考えられます。

問11 産業廃棄物処理業者等に対して産業廃棄物税に関する契約手続き等の周知はどのように行うのか？

事前調査や申告説明会などにおいて説明してきたところですが、さらに登録申請書の受付の際に個別に

説明を行ったところです。